

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	公募占用指針案 第8章(3)iii)	資金・収支計画の詳細項目として、LLCRの分子などに試運転売電の収入を加味することを明記して欲しい。もしくは、運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定していないのであれば、公募の前提条件を揃える観点からも、試運転期間含めて運転開始日以前の運転による売電収入は加味することを禁止する旨、明記してほしい。	運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等(相対取引を含む。))により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定していないため、公募時に、運転開始日前の商業運転を前提とした公募占用計画を作成・提出することはできません。
2	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	LLCRの分母に含めるものとして、消費税ローン及びEBL(Equity Bridge Loan)を除く、全ての借入を含めることと明記されているが、起債した場合は債券元本も含めることと明記してほしい。	債券による資金調達を計画する場合、債券元本もLLCR計算上の「借入元本」に含める必要があるため、明確になるよう修正しました。
3	公募占用指針案 第8章(3)i)	評価基準とする運転開始時期は、事業者・風車メーカー・工事業者等の主要な当事者の意見を聴取頂き、合理的に遂行可能と思われる時期を設定頂きたい。	運転開始時期は基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間を考慮し、合同会議での議論を踏まえ、設定したものです。いただいたご意見は今後の制度設計の参考にもしてまいります。
4	公募占用指針案 第8章(4)1)	評価の対象となる実績について、R2パブコメ(公募占用指針に関する質問に対する回答 248)での回答の通り、R3においても以下同様の認識で問題ないか確認したい。 ・「発電事業の運営(O&M)」の役割を細分化する場合、海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)や陸上設備の維持管理については、洋上風力発電事業に限らず、親和性の示される他事業の実績があれば、失格とはなりません。なお、ご指摘の基礎の維持管理については、洋上風力発電事業の実績でないと「適切な実績」とは認められません。	ご理解のとおりです。82番の回答もご覧ください。
5	公募占用指針案 第2章(3)3)	「公募占用計画に記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日(市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう)」と記載されている。例えば、工事の遅れにより出力下限値を満たした上で、一部の風車設備の運転を開始した際(部分運開)、運転開始日からFIP制度は適用されるでしょうか。	FIP認定を受けた再生可能エネルギー発電事業に係る再生可能エネルギー発電設備について、運転開始日より前に、その一部を稼働させてFIP制度の適用を受けることはできません。
6	公募占用指針案 第3章(2)2)	提供いただく情報の内、風況情報については提供データを基に事業者においても分析を実施したい。そのため、観測データ(生データ)そのものも提供頂きたい。	ご指摘の観測データ(生データ)が具体的にどのようなデータを指すものか明らかではないですが、これまでの公募では、10分間平均の風速、風向等の実測値データを提供しており、本公募においても同程度のデータを提供します。また、今後実施するセントラル方式での調査データ提供の取扱いについても検討を進めてまいります。
7	公募占用指針案 第6章(2)3)	「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なもの」とあるが、公募開始時点は2023年12月から2024年1月が想定されているため、発電側課金を事業計画には織り込む必要はないとの認識で正しいか。	発電側課金について、既認定FIT/FIP(2023年度のFIT/FIP入札で落札した場合を含む。)は、調達期間/交付期間が終了してから、発電側課金の対象にすることとされています。本公募については、2023年度中に公募を開始するものであることから、上記の整理の趣旨を踏まえ、既認定FIT/FIPと同様に、交付期間が終了してから、発電側課金の対象とすることとします。
8	公募占用指針案 第6章(2)3)	発電側課金の制度は2024年度からの導入が目指されているが、発電側課金を事業計画に織り込む必要がある場合、事業計画の策定やプロジェクトファイナンスによる資金調達の観点でも重要なポイントとなるため、kW課金及びkWh課金それぞれの単価をいくらで見込むべきか、山形遊佐及び青森南それぞれで明示頂きたい。	7番の回答をご覧ください。
9	公募占用指針案 第6章(2)3)	発電側課金のkW課金及びkWh課金を事業計画に織り込む場合、当初設定した課金額から制度変更等により変更されることはないか、明示頂きたい。仮に単価が変わった場合には、事業者が不利益を被ることがないような救済措置などを検討頂き、考え方を明示頂きたい。	7番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
10	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	Round2の公募占用指針案におけるパブリックコメント#245及び公募占用指針における質問に対する回答#569の回答においては、 ・SPCの親会社が自身の与信に基づいて外部金融機関からの借入を行い、当該借入によって調達した資金を自己資本として全てSPCに拠出を行う場合は、コーポレートファイナンスに該当する旨、及び、 ・当該資金も借入に該当するためLLCR算出にも考慮される旨、 の記載があるところ。 一方で、1点目について、プロジェクトファイナンスを活用する場合において、SPCの親会社がSPCに対して拠出する金額については、あくまで当該親会社自身の与信に基づいて借入をしており、当該借入の返済はSPCの事業内容や業績に関わらず当該親会社の会社全体の信用の中で返済をするものであるため、当該借入は本件事業遂行をするSPCからしてみればコーポレートファイナンスで調達しているわけではないことから、様式の中でコーポレートファイナンスに該当するということは適切ではないと考えられる。 また、2点目について、LLCR(Loan Life Coverage Ratio, Loan=プロジェクトファイナンス)は本来的に当該SPCが調達しているプロジェクトファイナンスにおける指標であり、ローン期間の中でプロジェクトファイナンスの返済が出来るかどうかを測るものであるため、親会社がSPCに対して拠出した金額をLLCRに算入して計算すること自体がLLCRの指標の趣旨に反していると考えられる。 以上より、今般Round3の別紙3の作成に際しても上記は重要な点となるため、回答内容を改めて頂きたい。もし回答内容が変わらない場合、上記の点が、なぜコーポレートファイナンスに該当するのか、なぜLLCRに算入するのか、合理的にご説明を頂きたい。	1点目について、実態を鑑み、本公募においては、SPCの親会社が公募事業から得られるキャッシュフローではなく親会社自身の信用力に依拠して外部金融機関からの借入を行い、当該借入によって調達した資金を自己資本としてSPCに拠出を行う場合については、公募事業に係る資金調達形式は「自己資本による調達」として扱うこととします。ついては、別紙3【様式3-1-6】1.(1)の「自己資本による調達予定額」の項目に必要事項を記載ください。 2点目について、上記のとおり「自己資本による調達」として整理されるので、LLCR計算上の「借入元本」に含める必要はありません。
11	公募占用指針案 第2章(1)2)	複数の接続契約により公募が開始される海域について、1つの接続契約のみを承継することは可能なのか。その場合、使用しない(承継しない)接続契約に係る工事費負担金はその契約を確保している事業者が負担することになるのか。	複数の接続契約のうち、1つの接続契約のみを承継することは可能です。また、承継されなかった方の接続契約の扱いはご理解のとおりです。
12	公募占用指針案 第2章(1)2)	これまで国が示してきた当海域の系統容量は60万kWであったため、多くの事業者は出力下限値48万kWを前提に検討していると理解する。 出力下限値48万kWを基準に検討している事業者と出力下限値9.6万kWで検討している事業者では全く規模の異なる事業を検討していることとなり、公正な競争ができるとは考えられない。 確保されている系統を2つに分けず60万kW、出力下限値48万kWとすべきではないか。どうしても2つに分けなければならない理由があるならばそれを具体的に示すべきではないか。	国として、青森県沖日本海(南側)においては、48万kW及び12万kW(6万kW+6万kW)の系統の情報提供がされている旨を公表していました。公募制度上、提供されている系統枠の活用方法は公募参加事業者が決定できるため、12万kWのみを活用する計画も作成可能な規定にすることが必要と考えています。 また、発電設備出力が小規模な計画については、地域経済波及効果や国内経済波及効果等の項目で高い評価が得られない可能性があります。加えて、公募占用指針第6章(2)2)に基づき、計画する発電設備の配置される区域が公募占用指針(別添1)で示す対象区域を大きく下回る場合は、その理由について別紙4にて明示する必要があります。「大きく下回る」とは、各区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して対象区域(発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮)に比して事業者計画の占用区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合となりますので、本公募対象区域における10基に満たない風車設置はこれに該当すると考えられます。
13	公募占用指針案 第2章(1)2)	10万kWを下回る出力規模を認める形としているが、広大な海域に風車10基にも満たないような計画について、海域の活用の観点ではどのように評価するのか。	12番の回答をご覧ください。なお、これまでの再エネ海域利用法の公募実績を踏まえると、事業性の観点から可能な限り設備出力を大規模化させるインセンティブは働いていると考えますので、風車10基に満たない事業計画の提出は想定しておりません。
14	公募占用指針案 第2章(3)3)	第2ラウンドでは2023年3月27日のパブリックコメント回答No.11にて「運転開始日前の商業運転を前提とした計画を作成・提出することはできません」とあるが、第3ラウンドにおける運転開始日前の試運転時に発生する電力を相対契約により売電することの可否について今一度確認させていただきたい。	1番の回答をご覧ください。
15	公募占用指針案 第3章(1)	基金の占用料に関する出力按分について、これまでの公募同様に他社が利用した場合に適用されると了解してよろしいでしょうか。 他の風力発電事業者や今後の利用次第によっては按分した額にも違いがでるものと思われるため、他の風力発電事業者および今後の利用についての前提条件については公募指針内にて明らかにすべきと考えます。	公募占用指針第3章(1)の間合せにつき、再エネ海域利用法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用できる港湾の貸付料に関する質問と理解しましたが、貸付料の考え方はこれまでの公募と同様です。 公募占用計画に費用として計上する、地方整備局及び港湾管理者へ支払う貸付料の額について、出力料按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は、公募占用指針(別添3)にて示すこととしております。なお、あくまで公募の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の可能性は変動する可能性があります。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
16	公募占用指針案 第5章(3)3 ii)	公募占用指針案P64の『変更を認める場合の基準』において、審査及び評価の結果が下がる方向での認定公募占用計画の変更は好ましくないとされるため、原則としては迅速性の評価点が下がる運転開始時期の変更は認められないと思考する。一方、公募占用指針案P66にて、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更などは軽微な変更とされる。そのため、軽微な変更の結果、迅速性の評価点が下がるということが起こり得るが、変更後の運転開始年月日を順守する限りにおいては、第2次及び第3次保証金の保証金は没収されないという理解で良いか。	公募占用計画の変更は、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向の変更は認められないため、3月以内の変更であっても認められません。そのため、本公募占用指針第5章(3)3 ii)第2次保証金及び第3次保証金の没収事由7番の「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始をしなかったこと」に抵触し、第2次及び第3次保証金は没収となります。
17	公募占用指針案 第6章(2)3 xii)	発電側課金の取り扱い(収支計画への反映必要性や反映方法)につき、明文化いただきたい。	7番の回答をご覧ください。
18	公募占用指針案 第8章(1)	供給価格に対して、物価、為替その他経済事情の著しい変動に伴う物価変動リスクが考慮されるような条項が無いので追加すべきではないか。	国民負担の抑制を図りながら、再エネの導入拡大を進めていくため、物価変動リスクについても、リードタイムの中でコストダウンに向けた事業者の創意工夫を促していくことが重要です。このため、物価変動リスクについては、資機材等の調達契約の工夫や、FIP制度に基づく市場売電の活用を通じたリスクヘッジ、予備費の積み増し等、各々の事業者によってリスク対応が行われることが原則と考えています。公募審査における事業計画の実現性の評価の中でも、物価変動リスクへの対応策も含めて、適切に評価していきます。こうした考え方については、調達価格等算定委員会における有識者の審議を踏まえて決定されており、適切なプロセスを経ているものと認識しています。
19	公募占用指針案 第8章(3) i)	促進区域と一体的に利用できる港湾の利用可能期間に加え、系統連系工事の完工時期にも鑑み、基礎となる評価点を設定すべき	迅速性評価の基準は、系統連系工事も考慮して設定しています。なお、各事業の系統接続時期は、事業者で実施する接続検討申込み結果やそれを踏まえた一般送配電事業者との施工計画等の調整を経て、最終的に決定するものです。例えば、事業者による自営線の敷設や先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成等に対応することで、早期の運転開始が可能になります。また、事業実現性の評価に当たっては、必要に応じて、陸上送変電設備の整備工事等のスケジュールの妥当性を国から一般送配電事業者を確認します。
20	公募占用指針案 第8章(3) i)	先行ラウンドにおける迅速性評価は2030年度エネルギーミックス目標達成に資するかどうかの観点となっていたため、海域毎に評価間隔及び評価段階数が異なっていた。今後のラウンドにおいては基地港使用可能時期に加え、予め情報提供を通じて把握できている系統整備時期(系統が複数ある海域では連系整備が完了しうる遅い方)も含め、国や一般送配電事業者による設備準備が整う時期以降に設定される最速運転開始年月を基点とし、評価間隔は1年・評価段階は他の評価項目と同様(トップランナー～最低限必要なレベル)に5段階評価にすべきと考える。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
21	公募占用指針案 第9章(4)1)	2022年12月28日のパブリックコメント回答No.1424にて「選定された事業者が利用しない系統接続契約がある場合に、その本契約上の地位を承継しない」と示されたが、第3ラウンドでもこの考え方は同様か。	同様です。
22	記載要領及び様式集案 様式3-1-4	実施体制の概要におけるフェーズ「風車の設置」について、開発期間と建設期間では体制は役割含めて大きく異なることから、体制及び実績を正確に評価するのであれば、開発期間(建設前)と建設期間に分けて示す必要があるのではないか。	事業実施体制は「最低限必要なレベル」として、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海上土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されており、役割の主たる者が明確なものについて評価します。なお、別紙1【様式3-1-4】1. (1)の表に記載の事項をさらに細分化して、それぞれの役割の主たる者を整理、記載いただいても構いません。
23	記載要領及び様式集案 様式3-1-4	SPC役員の経歴(特に洋上風力発電事業に関するもの)を記載する際、役割を正確に評価するには、該当案件のどのフェーズ(開発・建設・運転)の実績であるのか、案件参画時期と合わせて確認すべきであり、上述の評価のための証憑書類を添付する必要がある等明記すべき。	役員の経歴については、「事業実施体制・事業実施実績」の項目における「ミドルランナー」基準②に関連しますが、当該基準では開発フェーズの経験のみを想定している訳ではありません。他方、役員の経験を正確に評価する観点から、洋上風力発電事業のどのフェーズの経歴かを明確に記載してもらうよう別紙1【様式3-1-4】2. (2)を修正しました。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
24	記載要領及び様式集案 様式3-1-5	各役割に応じたふさわしい実績なのか評価するにあたり(特に事業者の役割において)、正しく実績を見るには「該当案件について出資・参画しているのか」「役割に応じた実施体制となっているのか」など参画時期も含めて役割毎に整合性を確認すべきであり、上述に関する証憑書類を添付させる等明記すべき。	各役割に応じた実績の適切性を正確に評価するため、別紙2【様式3-1-5】の中では「発電設備の設置に係る開発期間(このうち実績を有する者の参画期間も明記すること)」「本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか」「実績を有することを確認するための資料を添付すること」と明記しています。
25	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	数字の根拠として用いる協力企業等からの見積りの有効期限は、公募占用計画の提出時点で有効なものが必要なのか、選定事業者の公表予定日時点まで有効なものが必要なのか。	見積書は、公募占用計画提出時点で有効なものを提出ください。実態を鑑み、有効期限が選定結果公表日までであることは必ずしも要求しません。なお、見積書記載の発注時期や納期については、別紙5等で記載されている事業スケジュールとの整合性を確認します。
26	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	漁業の操業等への支障を及ぼした(又は及ぼす可能性がある)場合、当事者間で協議をしつつ選定事業者が補償や補填を支払うことになる場合もあると考えられる。その場合は基金出捐金内からの拠出もあり得るのか。基金出捐金以外からの拠出の場合、上述に係る費用(予備費含む)については「地域共生策費用(基金出捐金除く)」に計上すればよいのか。また、漁業影響調査費用についても同様に「地域共生策費用(基金出捐金除く)」に計上すればよいのか。	漁業の操業等への支障を及ぼした(又は及ぼす可能性がある)場合の補償や補填については、共生基金からの拠出は想定していません。当該費用については、原則、拠出タイミングに応じて「事業費」ないし「運転維持費」それぞれの「地域共生策費用(基金出捐金を除く)」の項目に計上ください。漁業影響調査費用についても、同じ項目に計上ください。
27	記載要領及び様式集案 様式3-1-7、 様式3-1-17	<国および青森県殿への質問> 漁業が盛んな海域でもあるため、配置計画が漁業者にとって支障が無い、または受け入れられる範囲のものである事を漁業者自らが確認し評価する形を取れば地元の懸念払しょくと共に共存の観点で有効と思料する。制約が生じる範囲の情報はあるものに加え、設置場所について漁業者に評価してもらう項目が無いので追加すべきではないか。	青森県・山形県ともに、意見照会時に地元の漁業関係者が風車配置図を確認した上で評価を行いたいとの要望がありましたので、別紙14の本体及び要旨にも別紙4で記載を求めている風車配置計画の記載が必須であることが明確になるよう、様式集を修正しました。
28	記載要領及び様式集案 様式3-1-7	『促進区域の指定がなされていない一般海域における海底送電線等の設置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 上記が「有」の場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないとする根拠』とあるが、「必要最小限の面積」を「必要最小限の長さ・面積」に修正するべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「必要最小限の長さ・面積」に修正しました。
29	記載要領及び様式集案 様式3-1-7	2022年12月28日に公表されたパブコメ回答No1233にて『本区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して促進区域(発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮)に比して占用の区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合を意図しています』とある。参考図①を見ると配置対象は風車及び海底ケーブルと思われるが、上記パブコメ回答では系統の最大受電電力に対する出力の大小で述べられていることから、制約がない限り、最大受電電力に鑑みて促進区域全体が有効活用された風車配置になっていることが確認されると理解する。もし公募占用指針で示された占用の区域を大きく下回る場合の理由が不明瞭であれば、記載要領及び様式集(案)P3で求められる各様式における記述による説明が不十分とされ、失格になり得ると理解して良いか。	ご理解のとおりです。
30	記載要領及び様式集案 様式3-1-8	選定結果公表が令和6年3月とされるのは間違いだと思料する。	本記載は第2ラウンド公募の港湾の利用重複に伴う再提出を考慮し設けた記載のため、削除しました。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
31	記載要領及び様式集案 様式3-1-10	※陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要。とあるが、風力発電事業は系統連系ができなければ操業開始とならない。当該エリアでは連系点までの距離も長く、工事は複雑困難を極めるものとなるため、事業の根幹となる送変電計画についても最低限確認しておいた方が事業のリスク評価として抑えられるものと思料します。	<p>以下のとおり、運転開始に至る工事工程の適切性は評価対象ですが、陸上設備に係るサプライチェーン形成の取組に関して差をつけないのと同様に、現行の再エネ海域利用法に基づく洋上風力の公募においては、陸上設備の施工方法で評価に差をつける考えはありません。</p> <p>なお、陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線等)に関する評価については第2ラウンド公募と同様、以下のとおり整理します。評価については、適切な記載があれば評価され得ると考えます。</p> <p>【事業実施体制・事業実施実績(別紙1・2)】 ・「発電事業の運営(O&amp;M)」については、陸上設備の維持管理の体制及び主たる者の実績も記載ください。実績については、洋上風力発電事業に限らず、親和性の示された他事業の実績でも問題ありません。</p> <p>【収支計画(別紙3)】 ・収支計画の妥当性確認の観点で重要ですので、2(2)費用項目において、「建設費用」や「資機材調達費用」のほか、「陸上設備の撤去費用」に金額及び金額の根拠を記載ください。</p> <p>【占用の区域(別紙4)】 ・再エネ海域利用法に基づく占有許可の範囲に限定するため、陸上設備(海底送電線等の陸揚点は除く)の記載は必要ありません。</p> <p>【運転開始までのスケジュール(別紙5)】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、1及び2において陸上設備の施工スケジュール等の必要な内容を記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線等も含めて全体が明確になるように記載ください。</p> <p>【設備構造(別紙6)】 ・陸上設備の構造等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。</p> <p>【施工計画(別紙7)】 ・陸上設備の施工計画等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。</p> <p>【工事の工程(別紙8)】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、陸上設備に係る工事の工程も記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線、通信ケーブル等も含めて全体が明確になるように記載ください。</p> <p>【運転開始以降のスケジュール(別紙9)】 ・維持管理計画は別紙10の3(2)に記載することとし、保守点検及び維持管理の実施時期に関しても当該箇所に記載ください。ただし、別紙9でも言及することを妨げるものではありません。</p> <p>【運転及び維持管理計画(別紙10)】 ・事業者自らが維持・運用する設備の維持管理計画は評価対象になりますので、変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。</p> <p>【撤去(別紙11)】 ・陸上設備の撤去方法は評価対象外ですので、記載は必要ありません。金額や算出根拠については別紙3のみに記載ください。</p> <p>【電力安定供給(別紙12)】 ・評価対象外なので、サプライチェーン形成に係る記載は必要ありません。本評価基準は、現時点で十分構築されていない洋上風力サプライチェーンの形成に資するかの観点で評価を行うこととしており、実績が多くすでにサプライチェーンが構築されている陸上設備を評価対象とするのは不適切であると考えためです。</p>
32	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	関係行政機関の長等との調整は、各フェーズ(開発・建設・運転)で対応事項は大きく異なるため、それぞれ調整体制・実績を評価すべきと思料。かつ、各フェーズとリンクした正しい実績を確認すべきであり、該当案件への参画・出資時期・役割及び担当者の経歴に関する証書類を添付する必要がある等明記すべき。	<p>「調整実績」に関する政府の考え方は、以下のとおりです。「関係行政機関の長等との調整」を細分化し、それぞれ対応する実績を記載することは問題ないですが、その場合でも運転段階に至っている案件の実績であることなど、以下の考え方が適用されることに留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。</li> <li>●主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。</li> <li>●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。</li> <li>●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体式両方)も含まれる。</li> </ul> <p>なお、同項目の評価に当たっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占有指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。</p>
33	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	<青森県殿への質問> 公募対象海域の関係する行政機関等との調整実績について、運転段階には至っていないと、当該海域での海域調査など青森県内における洋上風力発電事業に関する調整実績があれば、親和性の観点からも評価に値すると考えるが、青森県殿の評価基準について明らかにしていただきたい。	本パブリックコメントは国が実施するものですので、県宛での質問は回答をいたしかねます。関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占有指針(別添6)に明記しますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
34	公募占用指針案	第2章(1)2) 「本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の用の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統(以下「確保されている系統」という。)の範囲で事業を実施することとし」とあるが、これは仮に事業者選定後に当該プロジェクトに関して追加的に系統が確保できた場合、その系統容量の追加により事業性向上の可能性がある場合においても、そのような事後的な系統容量の追加は認められず、将来にわたって、あくまで公募時点で確保された系統のみを使用することが示されていると理解してよいか。あるいは、将来的な系統容量の追加は事業計画変更として認められる可能性があるか。	公募の公平性の観点から、公募段階では、提供された系統枠を前提とした計画作成のみが認められ、選定後、当該系統の契約上の地位等の承継も必要となります。認定公募占用計画の変更については、公募占用指針第9章(5)の基準に基づき、個別に判断することとなります。
35	公募占用指針案	第2章(3) 供給価格上限18円/kWhの設定については、以下の理由より、再設定またはより明確な根拠をご提示いただきたい。 ・今回の公募案件は発電側課金適用対象となっているところ、発電側課金による費用負担増加分を考慮しなければ、調達価格等算定委員会では、「発電側課金により発電事業者の費用負担が増えることをふまえ、発電側課金を「事業を効率的に実施する場合に通常要すると認められる費用」として扱われ整理されていることと整合せず、また実態に即しても合理的ではない。 ・調達価格算定委員会での検証結果とはいえ、根拠とされたNEDOのコストモデルは2021年までの欧州の実績値をベースとしており、最近2年の金利高騰、物価上昇インフレによる風車や建設費の高騰、円安等は適切に反映されていないように思われる。そのような環境下で、欧米では入札の不成立や入札後の事業撤退が相次いでいる厳しい情勢を踏まえても、現実的な数字から乖離していることをご認識いただきたい。 ・「青森県沖日本海(南側)」では、系統連結点までの距離も長く自営線敷設に膨大な費用が生じることや、漁業の制限海域も広いこと等が、供給価格上限の算定において適切に考慮されていないように思われる。	発電側課金の適用については、7番の回答をご覧ください。  本公募における供給価格上限額については、18円/kWhとの調達価格等算定委員会の意見が、2023年11月に取りまとめられたところです。 これは、国内で、促進区域において想定される大規模な発電設備の稼働実績がないことから、欧州のコストデータ等を踏まえて構築されたコストモデルを基に、①内外価格差や②適正な利潤等を加味して設定したものです。 このコストモデルについては、欧州のコストデータや既往研究等に基づき、NEDOが構築したものであり、工学や金融等の有識者に審議いただくとともに、欧州におけるコスト実績との相関を確認し、コストモデルとして妥当性が確認されています。 その上で、本コストモデルから算出されたコストに、①内外価格差として、欧州と、日本と同等にインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾・米国における資本費の差異1.36倍を考慮するとともに、②適正な利潤としてIRR10%、等を加味して、供給価格上限額は設定されています。 なお、風力発電が競争電源になっていくことや、前回公募の参加状況・評価結果を踏まえ、IRRを引き下げる方向性も考えられますが、足下で国際的な原材料価格の上昇等が見られることを踏まえ、IRR10%が維持されています。 こうした算定方法についても、調達価格等算定委員会における有識者の審議を踏まえて決定されており、適切なプロセスを経ているものと認識しています。 また、FIT・FIP制度は、全国大で負担されている賦課金負担に基づく支援であることから、全国大で見て、費用効率的な案件の導入を促していくことが重要です。 こうした観点から、太陽光や陸上風力など、他の電源と同様に、地点ごとに上限価格を区別するのではなく、原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促していくこととしています。  <参考:NEDOコストモデル中間報告> <a href="https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_tyakushoucost.html">https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_tyakushoucost.html</a> <参考:2023年11月14日第89回調達価格等算定委員会> <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/089.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/089.html</a>
36	公募占用指針案	第2章(3) 世界的なインフレ等の加速化により、最新の英国CFDオークションでは入札が成立せず、英国政府は次回の入札でのCFD上限価格の大幅引き上げを決断した。日本の洋上風力産業の持続的な発展のためにも、入札の不成立や発電事業者のやむを得ない撤退といった事態に陥らないよう、発電事業者のリスクを軽減するために、FIP制度におけるインフレ・為替リスクの売電価格への反映(エスカレーション条項導入等)を強く要望する。	18番の回答をご覧ください。
37	公募占用指針案	第2章(3)3) 公募占用計画の変更に関して、当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまうおそれがあり、かつ、運転開始予定日が遅れる見込みである理由が、「他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ない」とによるものではなく、その他の理由による場合であっても、「事業の実施時期(運転開始予定日)」を延期する旨の変更が認められる余地があることをご確認いただきたい。	まず、公募占用指針第2章(3)3)の規定は、「運転開始期限日」に関するもので、「運転開始期限日」の延長が認められるのは、「他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合」に限ります。 その上で、「運転開始予定日」の後ろ倒しとする認定公募占用計画の変更については公募占用指針第9章(5)の基準、また保証金没収免除については第5章(3)4)の要件、に基づき判断が行われます。
38	公募占用指針案	第3章(1) 促進区域と一体的に利用できる港湾の利用において、選定事業者が事業遂行上の必要性に基づき、港湾施設のキャパシティ向上のために追加工事をした場合は、国や県の許可があれば原状回復は必ずしも必要ないと理解している。しかし、原状回復の要否の工事前判断はできないため、原状回復を原則として事業計画の費用として盛り込むことになっている。そうすると、港湾施設の向上のために投入した費用が原状回復分を含め二重に事業者の負担として計上せざるを得ず、追加投資を抑制する要因になるばかりか、事業計画を策定する上でのネックとなる。原状回復の要否について投資判断に資する明確な指針を示していただきたい。	促進区域と一体的に利用できる港湾の原状変更に係る取扱いは、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)第24条及び第34条のとおりです。 <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001381153.pdf">https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001381153.pdf</a>
39	公募占用指針案	第3章(3)3) ii) 「事業の実施時期(運転開始予定日)」を延期する旨の公募占用計画の変更を申請した場合、当該申請の審査期間中において「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと」が認められ、第2次保証金及び第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、少なくとも審査期間が終了するまでの間は、保証金は没収されないことをご確認いただきたい。 また、仮に審査の結果、公募占用計画の変更が認められ、「事業の実施時期(運転開始予定日)」を延期された場合において、「当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象」が認められる場合には、保証金が没収されないことをご確認いただきたい。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
40	公募占用指針案 第5章(3)4)	第2次保証金及び第3次保証金没収事由のうち、「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと」に基づく没収については、「その他当事者のコントロールができて回避が可能ではない事象が生じた場合」に没収が免除されると記載されているが、参照すべき技術基準等に明記されていない事項が要求されたり、要求事項に関する登録適合性確認機関・登録確認機関側の解釈が「入札前の設計や調査を含む」事業の許認可取得プロセス中に一方的に変更されたことによって運開遅延が生じた場合は、没収免除事由に該当し得るか。	公募占用指針第5章(3)で定める第2次保証金及び第3次保証金の没収免除を受けるための要件「その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合」の基本的な考え方は、第2ラウンド公募と同様、以下のとおりです。 ●公募占用指針で示すとおり以下2点をどちらも満たす場合というのが前提。実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行う。 ・選定事業者の自己の過失によらないものであること ・当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること ●例えば選定結果公表など、公募占用指針第4章に記載のスケジュールからの大幅な遅延は該当しうる。 ●本公募では、「建設面(WF認証等)や環境面(環境アセス等)、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク」や「生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等」により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク」のリスクシナリオが必須検討項目で、未然防止策・リスク発現時の対策が優れた計画を評価する。したがって、これらに関連する事象が該当しうるかの判断に当たっては、リスクシナリオ作成時点での想定可否も考慮して判断を行う。
41	公募占用指針案 第5章(3)4)	第2次保証金及び第3次保証金没収事由7「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと」に関して、「その他当事者のコントロールができて回避が可能ではない事象が生じた場合」は没収免除対象となる。これには、事業者が予測し得なかったサプライヤーや建設請負事業者のみの過失、あるいは天候などの自然現象の影響で運開期日を守れなくなった場合は免除事由に該当するか	40番の回答をご覧ください。
42	公募占用指針案 第6章(2)3)	本公募案件から、発電側課金が適用となる理解であるが、収支計画の前提として含めるべき将来的な課金額について、前提条件を揃える観点から、統一的な指針があればお示しいただきたい。あるいは、発電側課金の前提については、各事業者に委ねられるのであれば、そのようにご回答いただきたい。	7番の回答をご覧ください。
43	公募占用指針案 第8章(3)ii)	「評価の考え方」に記載された「リスク管理体制」に関連して、①考慮される基準等(ISO31000:2018等)があるか、②保険、安全衛生、環境等の関連分野も考慮する必要があるか、ご教示いただきたい。	SPCの経営体制の中で、長期的、安定的かつ効率的な発電事業を実施するためのリスク管理体制が構築できていると説明するために必要な内容を考えて記載ください。適切な記載があれば、第三者委員会の意見も踏まえて評価します。
44	公募占用指針案 第8章(3)iv)	評価の考え方「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」の対象を確認したい。発電所とは地理的に隔離されており、かつ発電所が接続する系統とは異なる系統連系を行い運用する蓄電池(いわゆるスタンドアローンの蓄電池)は、仮に洋上風力発電設備の発電に応じて運用し、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する計画であった場合、本評価項目において評価対象になるか。あるいは、あくまで発電設備と一体で系統に接続し、併設されている設備のみが評価対象になるのか、明確にお答えいただきたい。	詳細不明の現段階では、個別具体的な回答は差し控えますが、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する提案として、根拠資料とともに適切な内容が記載されている場合、第三者委員会の意見も踏まえ、評価されます。 なお、「運転開始前の事業計画」項目の「トップランナー」基準②については、第2ラウンド公募と同様、以下の考え方で評価します。 2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画でも位置づけているとおり、再生可能エネルギーの主力電源への取組として「自然変動電源の出力変動への対応」(5(5)③(b))が重要な課題の一つであると政府として認識しており、その課題解決に資する取組を加点要素として評価したいと考えております。 具体的な取組内容としては、需給バランスや系統混雑による出力制御に対応する送配電事業者としての取組ではなく、それでもなお発生する余剰電力に対応するため発電所側ととることのできる取組(例:発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等)を評価します。第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)の5(5)③(b)のほか、5(4)の記載内容もご参考ください。 <参考>第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定) <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/</a>
45	公募占用指針案 第8章(3)iv)	運転開始までの事業計画のミドルランナー項目となっているウェイクを考慮した発電量を最大化する配置であることについて、周辺で計画されている本公募以降の洋上風力発電所(酒田や青森日本海側北側)等の影響についてはどのように考えるべきか、方向性をお示しいただきたい。また、それらの後発洋上風力発電からのウェイク影響については、当該事業者から補償されるということでしょうか。	ウェイクロス補償については当事者間の調整によるべき事項と考えております。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
46	公募占用指針案 第8章(3)vii)	関係行政機関の長等との調整能力の評価において、「トップランナー」及び「優れている」の評価に「国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績」を洋上風力業界の黎明期に指定することは国内洋上風力事業の寡占化を進めるのみで、業界の健全な発展に寄与しないのではないか。洋上風力発電事業との親和性が高い事業において実績を有する場合でもトップランナーもしくは優れているの評価を取得できるようにして頂きたい。	調整実績の評価の考え方については32番の回答をご覧ください。 調整実績には港湾区域や一般海域における実証事業(浮体式洋上風力発電も含む)も含まれます。
47	公募占用指針案 第9章(5)4)	SPCの構成員を変更する旨の公募占用計画の変更について、指針においては「法第18条第2項に基づき、適切に事業ができる体制であるか」という点も含め、当該変更が①公共の利益の一層の増進に寄与するものであること(同項第1号)又は②やむを得ない事情があること(同項第2号)という要件に適合するかという観点から判断されるものと記載されている一方で、法第18条第2項第1号は「変更後の公募占用計画が第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。」と定めており、指針に定められる要件①に関する記載と整合しないように見受けられる。法第18条第2項第1号に定める事項の指針上の取扱いについて、明らかにしていただきたい。	ご指摘の趣旨が明らかではないですが、公募占用指針第9章(5)冒頭において、「認定公募占用計画の変更にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない、変更の申請があった場合には、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。」と記載しており、法第18条第2項第1号を満たすことが必要です。ご指摘の4)は、「SPCの構成員の変更について」に係る法第18条第2項第2号の考え方を具体的に示したものととなります。
48	公募占用指針案 第10章(3)	事業者が適時に防衛省に対して確認の照会を行ったにもかかわらず、防衛省において回答するまでに1.5ヶ月以上を要し、かかる防衛省による回答の遅延が原因で事業者が入札期限までに防衛省からの確認を得られなかった場合の取扱いについて、明示いただきたい。	運用方法を明確にするため、「防衛省への確認は公募締切日の1ヶ月前とする。」「標準処理期間は3週間を基本とし確認は受付順に行う。」「複数案の確認を同時に行う事は可能だが、4案を上限とする。」等を公募占用指針第10章(3)に追記しました。また、第3章(2)に基づく国からの情報提供において、「防衛省への確認に当たり風車の設置位置等の検討に参考となる情報」の提供も実施しますので参考にしてください。
49	公募占用指針案 第10章(3)	選定後において、より詳細な地盤調査結果に基づき、やむを得ない事情により防衛省からの確認を得た洋上風車の設置位置を変更しなければならない場合、防衛省その他の関係機関との間でどのような手続が必要になるかご教示いただきたい。 また、公募占用計画の提出前において防衛省に対する確認の照会を行う際に、選定後において理論上変更され得るあらゆるパターンのレイアウトを提出し、確認を得る必要までではないことをご確認いただきたい。	公募段階で、「選定後において理論上変更され得るあらゆるパターンのレイアウトを提出し、確認を得る」必要はございません。 選定事業者の公募占用計画が認定された後、設置位置を変更する場合は計画の変更認定申請を行うこととなります。そのため、当該申請前に防衛省に対して公募時と同様の手続きで変更案について確認を行い、防衛省の確認結果を示した証明文書とともに変更認定申請を提出してください。
50	公募占用指針案 別添2-1	青森案件について、「基金への出捐等の規模(総額)」については、本海域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統の最大受電電力量(以下「確保済み系統容量」という。)に、kW当たりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額、すなわち確保済み系統容量(60万kW)×250×30で算定される額を目安とする」となっているが、これは60万kW以上の過積載を認めないということか。過積載の場合でも、60万kW以上は基金の計算には含めないという理解でよいのか。	ご指摘の協議会意見とりまとめの記載は、あくまで共生基金への出捐総額の目安を明確にするものであり、発電設備出力の上限を規定するものではありません。 また、60万kW以上の設備出力を計画する場合でも、共生基金の出捐総額は、確保済み系統容量(60万kW)×250×30として計画を作成して問題ありません。
51	公募占用指針案 別添2-1 3.(3)⑧	「⑧津軽国定公園区域内に海底ケーブルを設置する場合、自然公園法に基づく申請や届出が必要となる可能性があるため、設置位置や施工方法等の検討に当たっては、青森県の自然公園法の所管部局と調整を行うこと。」と記載があるが、自然公園法に海底ケーブルの敷設に関する情報は記載されているか。	海底において行われる行為で、自然公園法に基づく申請や届出が必要となる行為は、自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十二條第三項(海域公園地区)及び法第三十三條第一項(普通地域)に規定されております。 当該区域は普通地域となるため、法第三十三條第一項第一号の工作物に該当します。 なお、法第三十三條第一項第一号の工作物は、環境省令で定める基準を超える場合に届出が必要となり、その基準は自然公園法施行規則第十四條第二号に規定されております。
52	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	関係行政機関の長等との調整能力(別紙13関係)評価の考え方への対応について、最低限必要なレベルについては、(右記のいずれも満たすもの)となっているが、それ以外の評価レベルについては、「いずれも満たすもの」と記していない。これは、関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」「優れたもの」と評価すべきという1点の評価基準を満たしていれば、そのように評価されると考えてよいのか。	県知事の評価の考え方を反映させました。
53	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	A1、A5、A9、A12のような複数の別紙にわたって、プロジェクトのスケジュール、災害対応、風力発電所のダウンタイム、対応策に関するリスク検討が重複している。異なる評価の観点から記述する必要がある場合を除いて、他の別紙で関連するリスクに言及している場合はそちらを参照し、同様の記述を必要以上に繰り返さないという記載方法でよいのか。あるいは、直接の繰り返しであっても、複数の別紙で同じ内容を繰り返し記載することが望ましいのか。	リスクシナリオの対応策について、他別紙と同内容の記載をする場合は、同内容の繰り返しは不要で参照箇所を明記ください。他方、ほぼ同内容でも異なるポイントを強調したい場合は、強調するポイントが明確になるように書き分けてください。
54	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	仮にプロジェクトに関連する売電収入以外の収入(例えば、発電電力から製造した水素を取引することで得られる収入)がある場合、当該収入を収支計画に含めることは可能か。可能な場合、収支計画においては売電収入とは分けて記載すべきか。あるいは、売電収入にすべての収入を含めるべきか。	可能です。売電収入と無関係の収入についても別紙3【様式3-1-6】2.(1)に記載できるよう様式を修正しました。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
55	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	発電側課金に係る費用は、どの費用項目に含めるべきか	7番の回答をご覧ください。
56	記載要領及び様式集案 様式3-1-7	「(1. 環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更される場合のリスク)」に関して、「設計変更」の対象はレイアウトを含む発電所全体か、コンポーネントの設計変更も含めるべきか。	レイアウトのみならず、設備構造も含めた設計全般の変更が対象です。
57	記載要領及び様式集案 様式3-1-8、 様式3-1-11	別紙5と別紙8で記載すべきスケジュール・リスクの内容の違いについてお伺いしたい。別紙5は全体スケジュールの中で開発段階(FCまで)のリスクを考慮したものであり、別紙8では施工を含む詳細スケジュールと建設関連リスクを予測するという理解で良いか。	別紙5でも「施工」スケジュールの記載は求めていますので、運転開始に至るまでの全体のスケジュール概要が分かるよう記載ください。別紙8では、施工スケジュールについてより詳細の工程を記載ください。なお、双方の整合性がとれていることが大前提となります。 リスクについては、公募占用指針で示すリスクシナリオのほか、主に建設段階で生じるリスクは別紙8に記載、建設のみならず運転開始前の段階で共通に生じるスケジュール遅延リスクは別紙5に記載ください。
58	記載要領及び様式集案 様式3-1-12	別紙9における記載内容について、前回公募時のパブリックコメント1286番への回答によると「運転期間の概要については、例えば点検周期や設備更新スケジュールを記載ください。」とあるが、別紙10においても「保守点検及び維持管理の方法」の記載が求められており、内容が重複することが考えられる。例えば、別紙10にて保守点検に関する基本的スケジュールの考え方にも言及する場合、別紙9における同様の記載は省略可能か。あるいは、別紙9において点検周期を説明することは必須であるか。	点検周期等の維持管理計画の詳細事項は別紙10に記載ください。別紙9への記載事項は146番の回答をご覧ください。
59	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	別紙12「電力の安定供給」の評価について、第2節に「O&Mにおける工夫など、サプライチェーン形成計画以外に電力安定供給に資する方策があれば記載すること」とある。別紙10の内容と完全に重複する場合、参照先を記載する形式でよいか、重要な点を繰り返し記述することが好ましいか。	全く同じ内容である場合は、参照先を明確に示していただければ問題ありません。
60	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	別紙12「電力の安定供給」の評価について、第2節に「O&Mにおける工夫など、サプライチェーン形成計画以外に電力安定供給に資する方策があれば記載すること」とある。別紙12の2に対する評価内容に制限はないと理解してよいか。ラウンド2のパブリックコメントでは、陸上送電システムの安定的な運用に関連する指標を含めることについての質問(1258, 2022/12/28)に対する回答の中でそのように記載されていたが、一方で、別の回答では、陸上送電サプライチェーンに関する議論は評価されないと記載されている。別紙12の第2節での記載として陸上サプライチェーン対策は評価されないが、陸上サプライチェーン以外の対策(例えば、イノベーションと予防的対策)は評価されるということならば、その点を明確にしていけないか。	陸上設備の扱いについては31番の回答をご覧ください。サプライチェーン形成については評価の対象外ですが、「O&Mにおける工夫など、サプライチェーン形成計画以外に電力安定供給に資する方策があれば記載すること」の項目では、対象を限定するものではなく、陸上関係の取組であっても、第三者委員会の意見も踏まえ、電力安定供給の観点から適切であれば評価の対象になり得ます。
61	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	別紙12「電力の安定供給」の評価について、第2節に「O&Mにおける工夫など、サプライチェーン形成計画以外に電力安定供給に資する方策があれば記載すること」とある。洋上風力発電施設のダウンタイムを防止/短縮することに貢献するが、サプライチェーンに関連しない事項は、どのような位置づけになるのかを明確にしてほしい。それらの事項は評価対象になるのか。第2節に期待される事項を確実に認識できるようにしてほしい。	サプライチェーン形成に関わらないものでも、ダウンタイムの短縮等、電力安定供給への貢献が適切に示される場合は、第三者委員会の意見も踏まえ、評価の対象になり得ます。
62	公募占用指針案 第1章(1)	法第1条第3項及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令第1条において、海域において電気のエネルギー源として利用できるものは「風力」であると定められていることは認識しているが、海域において電気のエネルギー源として利用できるものを風力のみに限定するのではなく、今後、浮体式太陽光や水素製造・発電等の風力以外の技術を導入し、促進区域内海域を最大限に活用していくことは可能か。	本公募事業の対象は、公募占用指針第2章(1)1)のとおり「着床式洋上風力」であり、他の電源種が促進区域内を占有することは想定していません。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
63	公募占用指針案 第2章(3)	18円と設定されているが、R2の時と比べ、インフレや為替の状況が変わっており、かつ、資材費も高騰している。その上、青森案件では陸上設備の条件が異なり、かなりの陸上設備CAPEXが必要となるものと考えている。 上記の背景よりR2に比べ供給価格が低下していることに違和感をもっているのですが、そうなった論拠を示す資料を開示いただくことは可能でしょうか？	35番の回答をご覧ください。
64	公募占用指針案 第8章(3)	R2のバブコメ回答『調整』とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。』について、以下2点確認させて下さい。  ・過去、洋上風力案件で建設途中段階から参画し運転開始に至ったケースは、運転開始に至っているため、洋上風力の調整実績として「優れている」と機械的に評価される、と解釈してよいでしょうか。それとも開発段階から参画していないため、該当しないという解釈になりますでしょうか？後者の場合、開発・建設のどの段階から参画したら「優れている」に該当するかご教示くださいますと幸いです  ・「陸上風力案件で運転開始実績のある構成員A」と「運転開始済の洋上風力案件に建設段階から途中参画し一部の洋上風力の関係行政機関の長との調整実績のある構成員B」により構成されるコンソーシアムは、実質的に国内洋上風力の調整実績を持つものとして「トップランナー」もしくは「優れている」の評価を受けられる可能性はありますか。	評価の考え方については32番の回答をご覧ください。 2点目については、ご提示の例の場合、国内洋上風力の調整実績があるとは評価できません。
65	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	主要なハードに係るサプライチェーンの詳細の表内において「調達リードタイム」とあるが、これは部品が製造されてから洋上風車に届くまでの時間という理解でよいか。例えば、洋上風車の最寄りの倉庫に常に在庫を保管しておく場合、調達リードタイムとは製造場所から最寄りの倉庫までの運送に係る時間と理解すればよいか。	「調達リードタイム」とは、故障等で部品が必要となった場合に、発注から現地納入までに要する時間を指します。したがって、ご指摘のケースでは、十分な量が倉庫に保管されている場合、倉庫から発電所まで納入されるのに要する時間となります。
66	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	主要なハードに係るサプライチェーンの詳細の表内において「調達量」とあるが、これは在庫保管場所が洋上風車の最寄りの倉庫となる場合、在庫保管量を調達量として記載すればよいか。	ご理解のとおりです。
67	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	R2で以下のような政府回答があったかと思いますが、本ラウンドでも同様の考えでよいでしょうか？同様の考えが適用される場合、公募占用指針に記載しておいたほうがよいかと思いますが、「産業連関表分析の前提となっている「県内自給率」以上に地域経済波及効果が見込める場合は、別紙15に計画の詳細を根拠と共に記載ください。評価に当たっては、産業連関表分析による経済波及効果の数値と定性的説明の両方を踏まえて、総合的に評価します。」	国における評価の考え方は第2ラウンドと同様です。 なお、同項目の評価に当たっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)に明記しますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
68	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	R2の『「県内自給率」以上に地域経済波及効果が見込める場合は、別紙15に計画の詳細を根拠と共に記載ください。』のルールが適用されるとした場合、以下の質問をさせていただきます。  例えば県内自給率60%前提で造船を100%地元造船会社に100億円で依頼し見積をとった場合、100%-60%=40%分の40億円が県内自給率以上の最終需要となり、その分の波及効果がカウントできると解釈しています。他方、もし造船を地元および東京企業にそれぞれ100億円、計200億円で依頼し見積をとった場合、県内自給率は50%となり、県内自給率60%を上回っていないので0億円が県内自給率以上の最終需要になるかと思いますが、地元造船会社に対しては100億円で委託という意味では両者には違いがないのにこのような結果になってしまうのはよろしくないかと思われます。この『「県内自給率」以上に地域経済波及効果が見込める場合』の定義をもう少し精緻化いただけないでしょうか？	県内自給率と県内への発注割合を混同していると思われます。後者の例であっても、地元造船会社への100億円分の委託については前者と同じ経済波及効果となります。
69	公募占用指針案 第2章(4)3)	①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることのとみに該当した場合、を前提として、さらに占用期間終了間際に不可抗力事由や老朽化事象等により大規模修繕工事が発生した場合、その投資コストを回収するための期間延長が認められるかご教示ください」	公募占用指針第2章(4)3)記載の占用許可の更新の考え方は、30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であり、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難であることから、基本的な考え方として示しているものです。 占用許可の更新の可否については、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって判断することを想定しており、更新の必要性に応じて適宜国までご相談ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
70	公募占用指針案 第2章(3)1)	ラウンド2ではモノパイルを前提とした案件の上限価格が19円/kWhであったのに対し、今回は18円/kWhとなっている点は、昨今のインフレ・金利上昇・資材高・洋上風力サプライチェーンの断絶といった実態を踏まえ、再考頂きたい。 ラウンド2の結果を見る限り、事業者の多くはCPPA等を活用した創意工夫により、3円/kWhで入札したものと考えられ、今回の公募でも同じような動きが想定される。このとき、CPPAの交渉において国が示す上限価格は一種の価格シグナルとみなされると考える。 上述の実態を踏まえると本来は上限価格は引き上げることはあっても(例えばイギリスでは類似の入札においてラウンド5からラウンド6で上限価格が引き上げられている)、市況を反映せずに引き下げることはすべきではない。 現状の上限価格の設定は誤った価格シグナルを市場へ送っていることになり、ラウンド2で見られたような事業者の創意工夫による国民負担軽減の阻害や、事業者への過剰なリスクテイクを誘発することを危惧している。	35番の回答をご覧ください。
71	公募占用指針案 第2章(4)3)	法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められる場合がある条件の一つ、「占用許可審査基準に適合していること」とあるが、占用許可審査基準を明らかにして頂きたい。	第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</a> いずれにせよ、占用許可の更新の可否については、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって判断することを想定しており、更新の必要性に応じて適宜国までご相談ください。
72	公募占用指針案 第5章(1)2) vi)	公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられる例のうち、「海域調査を行うため」と例があるが、事前に地元関係者と調整をしないと後々地元関係者へ混乱を生じさせる可能性のある調査は海域調査に限らないため、「事業実施のために必要な各種調査(海域調査を含む)」として頂きたい。	例外となる調査範囲が広がり、公募期間中に多数の調査が実施されることによる地元の混乱が懸念されるため、原案どおり「海域調査」(風況・海底地盤・海象調査)に限定します。
73	公募占用指針案 第6章(2)3) iv), viii)	現場における感染症対策についての記載は求めず、あくまで労働安全衛生や事業リスクを評価する上での一項目として頂きたい。	新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が生じるリスクが否定できないため、事業の継続性確保の観点から、対策については必要な記載と考えております。
74	公募占用指針案 第7章(3)1)	ヒアリングを実施する際は、ヒアリング実施の予定だけでなく、何をヒアリングするのか具体的な質問内容についても事前に連絡し、事業者側がヒアリングに向けて準備できるように配慮すべきである。	詳細な対応は第三者委員会とも相談の上で決定しますが、計画の正確な評価のために必要な配慮はいたします。例えば第2ラウンド公募においては、ヒアリング後に書面回答の提出を求めることで、事業者が回答時間を確保できる運用としていました。
75	公募占用指針案 第7章(3)2)	質問1: 都道府県知事の意見を聴取するため、「国から都道府県に指定する資料(事業者名が特定されないよう編集したもの)を用いて照会を行うこと。」とされており、具体的には【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応に含まれる、別紙13・別紙14・別紙15の要旨のみが各知事に提供されるという理解で正しいか?異なる場合、正しい情報をご教示いただきたい。  質問2: 事業実施体制等、前述の別紙13・別紙14・別紙15以外に含まれる内容は知事に情報が渡らないことが想定される。この場合知事が適切な判断をするための情報が不足する可能性があるため、事業実施体制を含む地元関係者の判断に資すると考えられる項目を含む別紙は全て知事に渡すよう検討いただくことは可能か?  質問3: 都道府県知事や都道府県知事が意見照会を行う関係市町村や漁業関係者等が別紙13から別紙15の要旨のみを見て判断を行う場合、特に周辺航路、漁業等との協調・共生(別紙14関係)については1ページのみの要旨では判断に必要な情報が不十分である懸念があるため、最大ページ数の増加を検討頂くことは可能か?	質問1について、都道府県に提供する資料は、 ●【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の資料(要旨含む) ●副本の別紙13～別紙15の本体及び添付資料(つまり個社名が特定できないもの)とします。 このうち、都道府県知事意見作成のための関係市町村や漁業関係者等への意見照会に使用されるものは、【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の要旨のみとなります。  質問2については、適切な判断をするために不足している情報が何か分かりかねますが、必要に応じて別紙13～別紙15に記載いただければ都道府県知事が確認することはできます。  質問3については、公募の公平性の観点から、全事業者一律で1ページ以内の方針を維持しますので、記載を工夫ください。
76	公募占用指針案 第8章(3) i)	今後の公募においては、基地港湾の利用施設の調整を早めて頂きたい。 「事業計画の迅速」の評価基準および基地港湾の指定は事業計画立案において非常に重要な条件であることから、今後は「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議で公募占用指針(案)について協議する際に、基地港湾および「事業計画の迅速」の評価基準となる運転開始時期を具体的に示し委員の方々の意見を求めたうえでパブリックコメントを実施するようにして頂きたい。 そのために、基地港湾の指定は前もって計画的に実施して頂きたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
77	公募占用指針案 第8章(3)iv)	<p>質問1:ミドルランナー②やリスクシナリオ区分の許認可プロセス難航のシナリオ概要に記載のある「ウインドファーム認証」「WF認証」は、「登録適合性確認機関制度に基づく適合性確認」に置き換わると理解しているが正しいか？</p> <p>質問2:この場合、ある公募応募者が適合性確認を依頼する予定の登録適合性確認機関(「機関A」とする)について、その機関A自体の登録適合性確認機関としての審査が本公募実施時点では未完了または未実施であったとしても、登録適合性確認機関への登録完了のタイミングと技術基準への適合性確認及び工事計画届提出のスケジュールの整合性が取れていることを機関Aからの説明レター等の証憑により根拠をもって示すことができれば、機関Aによる適合性確認の実施を前提として計画したことのみをもって公募評価が劣後することはないと理解して正しいか？</p> <p>質問3:上記の場合、機関Aに国内でのウインドファーム認証の実績・経験が乏しかったとしても、それによって公募評価が劣後することはないと理解して正しいか？</p>	<p>質問1:概ねご理解のとおりですが、ただちにウインドファーム認証が完全に置き換わる訳ではありません。</p> <p>質問2:ご理解のとおりです。</p> <p>質問3:国内のウインドファーム認証の実績の多寡のみで評価に差はつきませんが、質問2記載の場合は、機関Aの登録適合性確認機関への登録見込み及び洋上風力の技術審査業務実施見込みが、十分な根拠とともに示される必要があります。</p>
78	公募占用指針案 第8章(3)vii)	<p>「関係行政機関の長等との調整能力」を測る指標として関係行政機関の長等との調整実績のみを評価対象としているが、関係機関との調整プロセスは厳密に言えば案件毎に異なるため、過去実績をそのまま参照して判断することは好ましくないのではないか。</p> <p>実績よりも寧ろ、当該事業においてどのように各関係する行政機関と連携をとリズムーズに事業を推進していくのか、今後の計画の記載を求め、それを基に知事意見を仰ぐ形の方が、より地域に密着した案件形成が期待できると考える。</p> <p>よって、「関係行政機関の長等との調整計画を評価」に変更頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
79	公募占用指針案 第8章(3)vii)	<p>コメント1:国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績がどういったものであれば「優れている」・「トップランナー」のどちらかに評価されるのか、考え方を明らかにしていただきたい。</p> <p>たとえば、洋上風力発電事業実施に必要な許認可を自らが主体的(全体必要量の80%以上を目安)に行っていることが確認できる場合において、「優れている」の評価を、完全にすべて自社で対応(全体必要量の100%)をしている場合にのみ「トップランナー」評価を得られるような評価基準が考えられるのではないかと。</p> <p>コメント2:また、実績については、公募終了時から10年以上前に許認可を取得した事業については今日の事業に照らし合わせて親和性が高いとは言えないため、評価対象外とすべきではないかと。</p>	<p>国においては第三者委員会の意見も踏まえ、1点目については相対評価を行い、2点目については事業の親和性について個別に判断いたします。</p> <p>なお、同項目の評価に当たっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。</p>
80	公募占用指針案 第8章(3)ix)	<p>実際の経済効果は20年超の長期間にわたるものであり、当初の事業者提案だけでなく、地元関係者からのニーズ等も変化していく可能性が考えられるため、産業連関表の算出結果のみならず、地元関係者と調整をしつつ経済効果を最大限にしていくような体制も評価されるような基準になるよう県知事に働きかけていただきたい。</p>	<p>「地域経済波及効果」の項目については、産業連関表分析の結果に加え、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果を生み出す事業者の取組(現地調達比率の向上等)などの計画全体を踏まえて評価を行います。県知事の評価の考え方について質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。</p>
81	公募占用指針案 第8章(4)1)i)	<p>洋上風力発電事業の主な工程として「②海洋土工事」とあるが、今回の入札対象となる山形県遊佐町沖、青森県沖日本海(南側)の促進区域はいずれも外洋である。したがって、「海洋土工事」については「外洋における海洋土工事(港湾内等は除く)」と変更することを検討して頂きたい。</p>	<p>外洋の定義が明らかではないですが、今回の公募の対象海域である、青森県沖日本海(南側)及び山形県遊佐町沖は、令和3年12月に公募開始した4海域と同条件につき、海洋土工事の実績は以下の通りといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募開始日から10年以内に行われた実績に限る。</li> <li>・国内実績の場合は次の3つに該当する工事に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①港湾土工事</li> <li>②港湾等しゅんせつ工事</li> <li>③港湾等鋼構造物工事</li> </ul> </li> </ul>



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
82	公募占用指針案 第8章(4)1) i)	<p>質問1:「③発電事業の運営」について、1) SPC 構成員及び2)協力企業(この場合はO&amp;Mサービスプロバイダーを想定)それぞれの主たる役割を担う者が洋上風力のO&amp;M実績を有している必要があるのか、それともSPC構成員のみで良いのか、明確な説明が見当たらないため、ご教示頂きたい。</p> <p>質問2:また、発電事業の運営期間は20年を超える長期にわたることを踏まえ、少なくとも上記のうち2)の協力企業側について、現時点で洋上風力発電の運営実績がなくとも、主たる役割を担う前に十分な経験を積むための具体的な訓練計画等が立てられていれば「最低限満たすべきレベル」を満たすという評価になるの、ご教示頂きたい。</p>	<p>「事業実施体制・事業実施実績」に係る「実績」の考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各役割(風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営(O&amp;M))の「主たる者」それぞれの「適切な実績」の有無を確認するもので、複数者の実績を総合的に評価することは想定していない。</li> <li>●役割(上記3つの役割を細分化する場合も含む)の主たる者に関して複数の協力企業を検討している場合、当該複数の協力企業がどれも役割に求められる適切な実績を持つことが必要。各企業の実績については最も親和性が高いと考える1件のみ記載すること。</li> <li>●「適切な実績」の有無については、以下のいずれも満たされていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【風車の設置、発電事業の運営(O&amp;M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。</li> <li>・【海洋土木工事】国内外における海洋土木工事の実績(公募開始日から10年以内に行われた実績に限る。国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事に限る。)があること。</li> <li>・本公募において担う役割の観点から、本公募における事業との親和性が示されていること。</li> <li>・当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合は、自らの実績と同等と言える根拠が示されていること(実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)こと等を記載)</li> <li>・原則、公募占用計画提出段階で完成している実績であること(実証事業を含む。海洋土木工事の実績については公募開始日前10年以内に工事が完了している実績に限る)。ただし、部分的に完工している実績については、当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本公募における事業との親和性が示されていること。</li> </ul> </li> <li>●今回の公募の対象は着床式洋上風力に限られることから、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営(O&amp;M)」の実績として、ケーブル敷設等の親和性があるものを除き、基本的には浮体式洋上風力は対象としない。</li> <li>●最低限必要なレベル②に記載のとおり、事業への出資参画のみの実績は評価せず、また国内外の実績は問わない。</li> </ul>
83	公募占用指針案 第8章(4)1) i)	<p>EPC等について、「協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また、協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。」とある。</p> <p>一方、第9章(5)4)では、(資本の流動性を高めることによって)発電コストを低減することの重要性について述べられている。</p> <p>質問1: EPC等について、事業者選定後にEPC業者等を競わせることによって得られる発電コストの低減効果は資本の流動性をもたらす影響よりはるかに大きいと考えられるため、選定事業者の評価結果に影響を及ぼさない限りにおいて、協力企業の確定については、公募時点で事業者が示した候補以外からの選定について認めて頂ける場合もあるのか、ご教示いただきたい。</p> <p>質問2: また、新たな企業が協力企業として認められる場合/認められない場合の基準や、認定を求めるためのステップ(事前申請か、事後報告か、発注額の多寡等によって違いがあるか含め)についても明らかにしていただきたい。</p>	<p>公募占用計画の変更については、公募占用指針第9章(5)に基づき、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないか等を確認した上で、問題なければ認められることとなります。</p>
84	公募占用指針案 第9章(5)	<p>公募の際に別紙3に記載する収支計画はあくまでも公募参加時点で入手可能な情報に基づく事業者による想定・計画である。公募占用計画の認定後これらの計画内容が変わっていく場合であっても事業者がリスクをコントロールして事業推進している限りは認定公募占用計画の変更が必要な事象には当たらないと考えて良いか。</p> <p>どの程度の変更があれば変更手続きをしなければならないのか等の基準や、事前申請、事後報告、定期報告等、手続き面のプロセスについてご教示頂きたい。</p>	<p>念頭にかけている変更内容が定かではありませんが、基本的には、資金・収支計画の変更のうち、計画どおりの事業実施に支障がないと認められる軽微な金額変更等は軽微変更として届出の対象となる一方、資金・収支計画への影響が大きく、計画どおりの事業実施に支障が出る変更は認定の対象となり、認められない可能性もあります。いずれにせよ、変更を前提とするのではなく、可能な限り幅広くリスクを特定・分析し、効果的な対応策を検討した計画が望ましいと考えます。</p>
85	公募占用指針案 第9章(5)	<p>公募占用計画に記載した洋上風力発電設備の設計に関する事項は、どの程度拘束力があるものなのか?公募で選定された後、洋上風力発電設備の設計を最適化すること(例:風車の出力・製造事業者・ローター径・等や、発電設備の配置、電気設備の電圧、基礎の構造設計、据付船、サプライヤーの変更などを伴う最適化)はどの程度許容されるのか?</p> <p>どの程度の変更があれば変更手続きをしなければならないのか等の基準や、事前申請、事後報告、定期報告等、手続き面のプロセスについてご教示頂きたい。</p>	<p>公募占用指針第9章(5)のとおり、「新たな技術的知見により工実施の方法等の変更が妥当な場合」「技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合」は変更が認められる可能性が高いです。</p>

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
86	公募占用指針案	第9章(5)4) <p>質問1:「㉞議決権の最も大きい企業を変更する場合、㉜SPCの議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式3-1-5】に記載した企業が脱退する場合、㉝評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模(※1)を下回る事となる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、㉜㉝の要件への適合性を慎重に判断する。」とあるが、㉞の議決権の最も大きい企業について、コンソーシアム構成員A社とB社がそれぞれ50%ずつ、または40%ずつ議決権を有している場合は、A社・B社ともに「議決権の最も大きい企業」としてみなされるのか、またはどちらか1社のみとなるか。</p> <p>質問2:「※1一定規模とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の建設工事が完了し、再生可能エネルギーの電気の供給が開始された後は事業リスクが低減することを考慮し、運転開始日前は全体の議決権の2/3未満となる譲渡、運転開始日後は、全体の議決権の1/2以下となる譲渡とする。」とあるが、ここでいう全体の議決権は各SPCの構成員が保有する議決権ではなく、SPCの議決権という理解でよいのか？具体的には、SPC構成員A社が50%、B社が39%、C社が11%議決権をそれぞれ保有していた場合、B社の持分は全議決権の1/3以上になるため、同社が運転開始日以前に全ての議決権を譲渡した場合、上記(ウ)の条件に抵触するが故に、要件㉜や㉝への適合性を慎重に判断される事案という理解でよいのか？</p>	<p>質問1: 両者(A社・B社)ともに「議決権の最も大きい企業」となります。</p> <p>質問2: SPC全体の議決権を指します。ご指摘のケースでは、A社・B社が「事業の実施・管理の評価対象」、すなわち別紙1で「事業の実施・管理」の役割の主たる者と位置づけられた場合、合計の議決権89%が全体(100%)の2/3未満や1/2以下にならないかが基準となります。</p>
87	記載要領及び様式集案	様式3-1-4) <p>添付書類(様式自由:コンソーシアム構成員間の覚書、株主間協定案、等)との記載がある。応札時点でSPCを設立していない場合、例えば株主間協定やSPC運営用の業務委託契約等は完全な契約書形式ではなく、タムシートという形で主要条項を中心に整理しているケースも想定される。その場合、SPCの経営体制や業務執行方法、意思決定方法等が明確に分かるのであれば、当該添付書類として斯様なタムシートを提出することで、契約書形式の書類を提示する会社と比較して評価が劣後することはないか？</p>	内容を正確に把握するために契約書形式(全文)で提出されることが望ましいです。
88	記載要領及び様式集案	様式3-1-3) <p>「※各協調・共生策毎にそれぞれ内容を簡潔に1つの項目に記載すること。その際図表は用いず文字だけで記載すること。」とあるが、場合によっては図表を用いた方が分かりやすくなるため、柔軟な記載を認めるよう検討いただきたい。</p>	図表の使用によってどの事業者の計画の要旨かが明らかになる可能性を懸念するものですので、単なる整理を目的とする表の使用は問題ございません。
89	公募占用指針案	第6章(2)3) vii) <p>発電側課金の既認定FIT/FIPに該当する要件として、「発電側課金の導入前年度(2023年度)の入札で落札した場合を含む」とされている。この「入札」とは、「再生可能エネルギー電気特措法による入札制度」を指しており、入札開始から落札が短期間かつ当該年度中に実施されることを前提としていると理解する。</p> <p>一方で、「再エネ海域利用法に基づく事業者選定」は、公募開始から提出締切まで年度を跨ぎ、「公募開始時点」で決定している制度のみが対象となるべきであるため、「発電側課金の導入前年度(2023年度)の入札で落札した場合を含む」には「再エネ海域利用法に基づく入札開始の場合も含む」と解釈するのが適切である。つまり、本公募においては、公募開始時点でFIP案件であることが確定しており、既認定FIT/FIPに該当するため、発電側課金は対象外(調達期間終了後から対象)との理解だが齟齬ないか。</p>	7番の回答をご覧ください。
90	公募占用指針案	第6章(2)3) vii) <p>発電側課金について、「新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮される」との理解だが、FIP期間中に発生する発電側課金は、「調達価格等の算定において考慮」された結果、全額賄われるとの理解で齟齬ないか(つまり実質上、事業者の追加負担はないとの理解で良いか)。</p>	7番の回答をご覧ください。
91	公募占用指針案	第6章(2)3) vii) <p>本事業は、民間事業者による取り組みであり、風況リスクや市況変動リスク、完工リスク等は民間事業者が負うべきリスクと理解している。</p> <p>一方で、国の枠組みで入札が行われている以上、事業収支に係る制度変更リスクは特に規模が大きい洋上風力では影響も大きく民間事業者が負うべきリスクではないと考える。</p> <p>つまり、将来的な発電側課金の具体的な価格が明確でないにもかかわらず、発電側課金を対象とすることは適切ではない。</p> <p>本海域が「新設FIT/FIP」として発電側課金の対象となる場合、公募開始時点までに発電側課金の詳細(将来にわたる金額、考慮の方法、転嫁の方針等)を明確にすべきである。</p>	7番の回答をご覧ください。
92	公募占用指針案	第6章(2)4) <p>「電力安定供給に係る方策(部品製造・保管等の場所、部品の供給方法、修理のための施設の有無、サプライチェーン形成計画がどのように早期復旧に資するか等)」とあるが、「修理のための施設の有無」について以下2点確認させてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修理のための施設」とは、具体的にどのようなものを差しているのか。定義を明確にしていきたい。</li> <li>・当該項目は電力安定供給の評価要件に含まれておらず、どのレベルの評価に相当するのかが不明であるため改めて明示していきたい。</li> </ul>	「修理のための施設」は早期復旧に資する関連施設を想定しており、該当する施設がもしあれば別紙12【様式2-1-15】3の項目に記載ください。電力安定供給の観点で適切な記載があれば、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。他方、「無」の場合はその旨を記載する必要はないため、当該記載は公募占用指針より削除しました。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
93	公募占用指針案 第8章(3) i)	評価基準に関しては、「公募開始時の公募占用指針に記載する」とあり、11月15日付けの指針案についてのpptの資料のスライド17, 18をみる限り、2030年度(31年3月末)までの運転開始を予定している提案について迅速性を評価されるものと理解した。また、Round2同様に港湾利用開始後の2年9ヶ月目から6ヶ月前までを満点(20点)で設定されるものと想像する。これら迅速性の設定に関し、Round2と同様の考え方を適用する限り、Round2から1年遅れのRound3では迅速性評価の期間(2030年度まで)はRound2の1年遅れ(2031年度)とするのが妥当ではないのか？	まず、前提として、2031年度以降に運転開始予定の計画だからといって「失格」にはなりません。その上で、第20回合同会議(2023年11月15日)資料1 p17において考え方を整理しているとおり、2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価する観点から、2030年度までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価することとしております。  <参考: 第20回合同会議(2023年11月15日)資料1> <a href="https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001708432.pdf">https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001708432.pdf</a>
94	公募占用指針案 第8章(3) ii)	最低限必要なレベルの評価基準について確認したい。 協力企業(例えば、発電事業の運営(O&M)のEPC等)において、着床式洋上風力の実績を持つ海外企業と、そのような実績は持たない国内企業が業務提携している場合に、実績を持つ海外企業の実績が本PJに活用されることを示すものとして必要な証憑を明示してほしい。業務提携を行うことを証明する書類(MOU等)で十分か。	「最低限必要なレベル」の「実績」の考え方に関しては、82番の回答をご覧ください。ご指摘のケースでは、海外企業の実績が、本公募事業における役割を主として担う者の実績と同等と考えられる適切な業務提携が行われることを示す資料を提出ください。
95	公募占用指針案 第8章(3) ii)	洋上風力産業ビジョン(第一次)のP10では、「長期的、安定的に洋上風力発電を普及させていくにあたっては～短期的な異業種からの技術者の移動・転換の推進、中長期的な人材育成を進める。」ことを目標としているが、ii)事業実施体制・事業実施実績の最低限必要なレベルとしてSPC構成員/協力企業に着床式洋上風力の実績が必ず求められる場合、洋上経験のない企業が参画することが困難となり、洋上風力発電普及の阻害要因となる。 例えば基礎の維持管理においては、統一解説のP88および洋上風力スキルガイド(第1版)にて具体的な維持管理者の資格、技術が提示されているので、実績がない協力企業であっても教育プログラムで履修することで同等の評価と見なす等、洋上風力産業の普及に向けた緩和策を検討頂きたい。	82番の回答をご覧ください。
96	公募占用指針案 第8章(3) ii)	風車の保守点検作業に関する実績について、陸上風力での実績が十分であることを確認したい。 維持管理の統一解説の参考資料、参-87(2)では「上部工については、陸上風力の設備(RNA、タワー)とほぼ同様であり、現行の保安規程と定期安全管理検査の仕組みを活用した維持管理が適用可能と考えられる。」とされていることから、陸上風力の保守点検実績は洋上でも十分評価に値すると考えるのが妥当と思うがいかがか。	82番の回答をご覧ください。
97	公募占用指針案 第8章(3) iii)	R2のパブコメ#86およびその後のFAQ#552の回答の結果を踏まえ、改めて見積有効期限について以下の認識で良いか確認したい。 ・今回証憑として添付する見積における見積有効期限は、公募占用計画のスケジュールで示す発注時期より短いものであっても問題ない。 ・但し、見積書に示される発注時期や納期が別紙5等で示される運転開始までのスケジュールと整合的か否かという点は評価に影響がある。	ご理解のとおりです。25番の回答もご覧ください。
98	公募占用指針案 第8章(3) iii)	最低限必要なレベルにおける③事業収入について、発電量予測で求められるレベル感について確認したい。 発電量予測の1要素である稼働率について、日本で懸念される落雷の影響を考慮したものである必要があると考えるが、その点いかがか。 懸念点として、風車メーカーが行う稼働率保証値については落雷などの天災事象が保証対象外となっている場合も見られる中、これらが保証されていない稼働率保証値そのものを稼働率として採用した発電量予測は実現性が高いとは言えず、評価の前提を揃えていただきたい。 落雷を考慮すべき理由としては、以下2点が考えらえる。 ・公募海域はJEAG5005-2017で示すところの「雷対策重点地域」に該当すると考えられること ・「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説」のP42自然環境における留意事項において、落雷への備えが謳われていること	ご理解のとおりです。「運転開始以降の事業計画」項目の「最低限必要なレベル」基準②において、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説」に準拠した計画を作成することを要求しているため、発電量予測も公募対象区域において懸念される落雷の影響を考慮した予測が行われることを想定しています。
99	公募占用指針案 第8章(3) iii)	①主な事業費(建設費用、資機材調達費用(風車、基礎、海底ケーブル)、設備維持管理費用)の根拠(見積もり又は過去の実績等)が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。とあるが、当該見積もりなどを添付する際、海外企業からの見積もりである場合、英語の書類で問題ないか？R2では翻訳文の添付を求められていたが、R3でも翻訳文は求められるか？	公募占用計画の審査・評価に当たっては、日本語の資料のみを評価しますので、第2ラウンド公募と同様に、該当箇所の翻訳文を添付してください。
100	公募占用指針案 第8章(3) iii)	評価対象のタイトルが「運転開始までの事業計画」となっているにもかかわらず、最低限必要なレベルとして、「①(略)運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの」とされており、運転開始以降のスケジュールが評価対象に含まれてしまっている。 正しい日本語の表現をするべきではないか。	スケジュールについては、運転開始前後を整合性も含めて一体的に評価することが適切と考えますので、別紙9【様式3-1-12】1の内容も含めて「運転開始までの事業計画」の「最低限必要なレベル」で評価を実施します。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
101	公募占用 指針案	第8章(3) iv)	運転開始までの最低限必要なレベルにて「③騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの」とされている。 一方別紙4にて「騒音や振動、電波障害等の社会制約要因について考慮した事項」と記載されている。本項目にて、陸上設備は対象ではないと理解しているが、相違ないか。	別紙4において海底送電線の陸揚点以外の陸上設備についての記載は不要です。
102	公募占用 指針案	第8章(3) iv)	ミドルランナー⑤「工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」において、海洋土木工事には、工事に直接関与が無い部材製造工場から基地港湾間の海上輸送は含まれないと解してよいか？	ご理解のとおりです。
103	公募占用 指針案	第8章(3) v)	運転開始以降の事業計画における、評価項目と別紙の対応を明確にする目的で、以下の点を確認いただきたい。 最低限必要なレベルとして求められている「撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠」、「撤去費用の確保方法」と、ミドルランナーとして求められている「撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法」は別紙9と10には一切記載せず、別紙11のみへの記載するという理解でよいか。 また、紙面節約の観点から、「事業計画の基板面/資金・収支計画」と「運転開始以降の事業計画」の両方で適切な撤去費用を見込んでいるかについては、例えば別紙3に詳細に記述し、別紙11では別紙3を参照として簡易に記述するだけでもよいか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、同内容であれば、他の別紙の記載を参照することが明確に記載されていれば問題ありません。
104	公募占用 指針案	第8章(3) v)	メンテナンス人材の育成関連について、評価基準と参照別紙の関係性を明確にしたい、以下確認します。 R2のパブコメ#5の回答に「メンテナンス人材の育成・雇用機会創出」は「運転開始以降の事業計画」の事業実現性及び「電力安定供給」に資するサプライチェーン構築の両方の観点から評価します。」とあるが、つまり「メンテナンス人材の育成・雇用機会創出」に係る取組は別紙12ではなく別紙10に記載されるものであるにもかかわらず、「運転開始以降の事業計画」のトップランナー評価の対象であると同時に、「電力安定供給」のミドルランナー/トップランナー評価の対象でもあるという理解でよいか。 そうだとすれば、仮に別紙12に記載する「ソフトのサプライチェーン」の内容が別紙10の「メンテナンス人材の育成・雇用機会創出」と全く同じ内容でも評価自体には影響がないという事でよろしいか。 一方、R2パブコメQA#536では「各別紙に記載された内容については、各別紙に対応する評価の考え方に照らして評価を行います。」ともされていたり、別紙9が運転開始までのスケジュールの最低限必要なレベルでも評価されるかとしていたり、結局どの別紙がどの評価の考え方に関連するのかがよくわからなくなってしまっている。 評価者側、若しくは事務局が人材に関して別紙10と12で記載すべき内容に区別がないならどちらかにまとめた方が賢明ではないか。	各項目・各基準ごとに対応する別紙の記載箇所を見て評価を行います。例えば、別紙10と別紙12で全く同じ内容があった場合でも、電力安定供給のミドルランナー区分の評価対象が明確になるよう、別紙12の対応箇所において、別紙10の記載場所(参照先)を明示ください。
105	公募占用 指針案	第8章(3) v)	ミドルランナーの評価基準として、「各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。」とあるが、これは相対評価ではないという理解でよいか。 つまり、一定の具体性がある、かつ、維持管理の統一的解説に照らして適切である維持管理計画であれば、他の入札者の維持管理計画がさらに具体的でより適切(法令やガイドラインで求められているよりも費用を掛けた保守的な維持管理が「より適切」と思われる)であったとしても、ミドルランナーとして評価されるという理解でよいか また、具体性の観点で、協力企業からのMOUがノンバイディングであることで、このミドルランナー評価に要求される事項を損なわないということも確認したい。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、ノンバイディングであることのみをもって評価を満たさないということではなく、提出された根拠資料の内容を確認し、第三者委員会の意見を踏まえて適切性を評価いたします。
106	公募占用 指針案	第8章(3) v)	運転開始以降の事業計画のトップランナー評価で言及のある「メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの」とあるが、この評価において、育成される、もしくは雇用される人材が県の内外かにより評価に差が生じるのか。 R2パブコメ#372で言及のある「風車メーカーメンテナンスを前提として、県内人材の雇用を提案する場合」を例にした場合、県内人材の雇用を提案したことにより、運転開始以降の事業計画のトップランナー項目で評価が高くなるのか。	「運転開始以降の事業計画」では地域経済波及効果は評価対象になりません。
107	公募占用 指針案	第8章(3) v)	運転開始までの事業計画では「工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」が評価されるのに対し、何故運転開始後は求められないのか。安全衛生は運転開始前と開始後で重要性が変わるものなのか。	工事開始前までに取得することが重要だからです。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
108	公募占用指針案 第8章(3) v)	R2パブコメ#588で「各別紙のリスクシナリオの検討において、他の別紙で検討・記載するリスク対応策と重複する内容がある場合は、他の別紙記載内容を参照するよう記載ください。」とあるが、他別紙を参照した場合でも、その項目の評価要件に照らして改めて評価を行うものであり、他別紙との重複が評価を損なうものではないものを確認したい。 また、その場合は証憑も改めて添付する必要はないのか。	ご理解のとおりです。ただし、参照先は明確に示してください。
109	公募占用指針案 第8章(3) v)	維持管理の統一的解説では下部構造、基礎など、港湾施設の維持管理について、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づき、維持管理計画を策定することを改めて示しているが、ミドルランナー獲得のためには港湾施設についての維持管理計画を添付しなければならないか。	公募占用指針第8章(3)v)で示す「各設備」は、第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備を指します。
110	公募占用指針案 第8章(3) v)	ミドルランナーの評価基準等について確認したい。 ・①適切に記載とは、何を意味しているのか。何をもちて適切と評価するのか ・ミドルランナーの評価項目は絶対評価か、相対評価か。 絶対評価の場合、【様式3-1-13.別紙10: 運転及び維持管理計画】における3. 保守点検および維持管理の方法等、4. 運転・維持管理段階における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針および環境保全に該当する項目については、絶対評価の基準を満足するかどうかのみが評価対象であり、それ以上いくら素晴らしくても評価結果には反映されないとの理解でよいか。(評価基準に照らし合わせると、優れているの評価は同様式5. リスクの特定・分析、トップランナーの評価は6. その他の運転及び維持管理計画に関する事項におけるメンテナンス人材の教育や育成に係る取組及び雇用機会創出に係る取組に記載の内容により評価されると考えられるため。) その理解が正しい場合には3. 保守点検および維持管理の方法等、4. 運転・維持管理段階における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針および環境保全の取組みが優れていても評価しない理由および、ミドルランナーをクリアする絶対評価の基準をどう設定されたのかご教示いただきたい。 また、相対評価の場合には、どういった点で「具体的」や「適切」の差が付くのかを明示いただきたい。	1点目、統一的解説等に準拠した内容になっているか等が重要となります。 2点目、ミドルランナーは絶対評価です。個別具体的評価に関する回答は差し控えますが、事業者選定の審査及び評価に当たっては公募占用指針に記載の評価基準に基づき、第三者委員会における議論を踏まえて適切に評価していきます。
111	公募占用指針案 第8章(3) v)	「優れている」評価の独自に特定・分析したリスクについて、これは特定したリスクの重要度(影響度×発生確率)の高さと、未然防止策による発生確率の低減量、発現時の対策による影響度の低減量、そしてそれらの対策の具体性と根拠の質の高さから評価されるのであって、特定したリスクが他の入札者と重複していないという「独自性」を評価するものではないという理解でよいか。 もしそうであれば、例えば、A社、B社、C社が入札したとして、B社とC社は同じリスクを挙げ、A社だけがそれとは異なるリスクを特定・分析したとする。挙げたリスクは異なるものの、A社、B社、C社それぞれが提案した未然防止策と発現時の対策はどれも、具体性と根拠、そしてその対策によって低減できるリスクの重要度の絶対量も同じだとする。しかし、A社が挙げたリスクがその他の会社が挙げたリスクよりも重要性が低かったとき、A社の評価はB社、C社に劣後するのか。 また、同じケースにおいて、A社が挙げたリスクの重要度はB社C社のリスクより低いと、対策による低減できるリスク量はA社が一番大きかった場合に、どの会社が一番評価されるのか。	リスクシナリオの評価に関しては、115番の回答をご覧ください。 個別具体的評価に関する回答は差し控えますが、区域や自社計画特有の事情も踏まえつつ網羅性のあるリスク対応策を検討することは重要と考える一方、特定したリスク数の多寡だけではなく、発生確率や影響度の観点からの重要度も踏まえて適切に評価がなされます。
112	公募占用指針案 第8章(3) v)	第2ラウンドFAQ#121の考え方は第3ラウンドでも踏襲されるか。	以下を念頭に置いているのであれば、考え方は本公募でも同様です。  <海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)121番回答> 評価に当たっては、第三者委員会の意見も踏まえることとなりますので、現時点で個別の提案に対する評価について断定的にお答えすることは困難です。 ただし、一般論として、現時点で確定はしてなくても、一定の確からしさが示され、事業実現性の評価の考え方の各項目を満たしていることが説明されていれば、評価対象となり得ます。
113	公募占用指針案 第8章(3) v)	「公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの」とされているが、一般的にリスクというものは影響度と発生確率/頻度でその重要度を表現するものであるにも拘らず、提示いただいているリスクシナリオはすべて対象設備が複数に渡ってしまっているため、どの設備について考えるかで全く影響度が変わってしまう上に、原因として想定する事象もいくつも列挙しているため、発生確率にも大きな幅が生まれてしまうようになっており、何に注目して対策を上げるべきかが全くわかるようにはなっていないため、評価側で特に重要と思われるリスクをきちんと「シナリオ」らしく表現し、影響度と発生確率も提示した上で公表して欲しい。	公募占用指針記載のリスクシナリオは各項目に関係するリスクの大枠を示したものです。各区域の状況や自社計画の内容を踏まえ、影響度や発生確率を考慮した具体的なリスクシナリオの特定・分析、対応策の検討を行ってください。115番の回答もご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
114	公募占用指針案 第8章(3) v)	「公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの」について、記載要件を明確化したい。 もし、対策の効果の高さが評価に影響するのであれば、その効果を明確にするために、まずはリスクシナリオを発生確率と影響度に整理し、その積で重要度を明確に表現する必要があるが、それは各入札者毎が独自の解釈に基づいてリスクの要因と対象設備を再定義することで対応し、影響度と発生確率から重要度を求め、未然防止策と発現時の対策がそれぞれ重要度をどれだけ低減するのかを記述しなくてはならないということか。  また、証憑は未然防止策と発現時の対策それぞれに1つずつとされているが、リスクシナリオ毎に記載する未然防止策と発現時の対策も1つずつであるという理解で良いか。  R2パブコメ#593で「リスクシナリオの数の多寡のみをもって評価に差はつかず、影響度や蓋然性を踏まえた精緻な分析がされている計画になっているかの観点で評価を行う」とはなっているが、異なる入札者が同じレベルの具体性と根拠、重要度で対策を記載した場合、より多くの対策を記載した入札者だけが「良好」評価を満足するのか。	前段について、ご理解のとおりです。113番の回答もご覧ください。 中段について、ご指摘の記載は、各リスクについて証憑1枚という意味ではなく、各リスクへの対応策として盛り込まれる記載内容1つにつき証憑1つという意味です。例えば、稼働率低下のリスク発現時の対策として「メーカーとの稼働率保証契約に基づくメーカー補償かつ損害保険への加入」という内容を記載する場合、稼働率保証・保険契約内容の証憑として計2点の証憑を提出可能です。 後段について、第2ラウンド公募と同様、リスクシナリオの数の多寡のみをもって評価に差はつかず、影響度や発生確率を踏まえた精緻な分析がされているかの観点より、第三者委員会の意見を踏まえて適切に評価します。
115	公募占用指針案 第8章(3) v)	リスクシナリオの対応について、R2パブコメ#123,591を見ると、具体的で根拠があるかと影響度、蓋然性を踏まえた精緻な分析が評価されるようだが、リスクシナリオからブレイクダウンしたリスクの影響度と蓋然性(発生確率)の積がより大きく、対策がより具体的に根拠があり、さらにその対策によってもとのリスクの影響度と蓋然性の積がより小さくなるものが評価されると理解した。その場合、対策の具体性と根拠が同じ水準で、対策後のリスクレベルも同じなら、最初に設定したリスクの影響度と蓋然性の積が高い方が評価されるのか。	最終的には第三者委員会の意見を踏まえて評価することになりますが、リスクシナリオに関しては、発生確率・影響度の観点で重要なリスクを精緻に特定・分析し、具体的かつ実現可能性の高い対応策が根拠とともに示されていることが重要です。
116	公募占用指針案 第8章(3) v)	リスクシナリオへの対応についての「良好」の評価は相対的な評価項目か。そうだとすれば、何%入札者が「良好」を獲得できるのか。 また、「優れている」の評価は相対評価だと思うが、仮に複数の入札者の独自のリスク対応に完全に優劣が付かなかった場合、その入札者らは皆「優れている」を獲得し、「トップランナー」評価で改めて差がつくのか。	具体的な評価方法は第三者委員会にて決定しますが、「優れている」区分以上は基本的には相対評価となります。なお、一般的に、優れていることが評価基準であれば、優れた者がいない場合は全者一律に当該基準を満たさないと考えます。
117	公募占用指針案 第8章(3) v)	R2パブコメ#388,389で公募占用指針に示すリスクシナリオについて、リスクをブレイクダウンして複数記載することと、未然防止策と発現時の対策を複数記載することを問題ないとしているが、単に問題がないかではなく、それが評価にどのように影響するのかを明確にしていきたい。 未然防止策と発現時の対策が具体的に根拠があり、効果も十分であることを前提として、示されたリスクを複数に分解し、複数の未然防止策と発現時の対策の記載がなければ「良好」とならないのであれば、いくつ書けばいいのかを明示していただかないと、リスク以外の記載事項をできるだけ添付資料にして、リスクのために最大限の紙面を割かなければならないことになる	リスクシナリオ評価の基本的な考え方は115番の回答をご覧ください。 本公募でも、公募占用指針に示すリスクシナリオの細分化や複数の対応策の記載は可能です。
118	公募占用指針案 第8章(3) vi)	R2パブコメ#373で「当該評価項目は電力の安定供給の観点からサプライチェーンの形成やO&Mの取組を評価するものであり、国内調達比率の数字のみをもって評価するものではありません。」とあるが、「数字”のみ”」という部分に含みがあるように思えてしまうが、国内調達比率は経済波及効果で評価され、電力安定供給ではあくまでも「安定供給の観点」でのみ評価がされることを確認したい。	電力安定供給に資する取組として、「国内製造・調達」の取組が考えられるため、数字のみならず取組内容が適切に記載されている場合、「電力安定供給」の観点から、当該取組の具体性・実現可能性を評価します。
119	公募占用指針案 第8章(3) vi)	洋上風力発電設備において、国が願うサプライチェーンを国内に形成するには、部品工場を国内に作る風車メーカーを採用していたら20点追加、などのように具体的なインセンティブを国から与えなければメーカーも巨額の投資判断ができない。現に韓国ではそのような方法を取って工場を誘致している。メーカーでもない風力発電事業者に曖昧なお願いをすれば何か提案が出てくるのではと思っているならもっと市場環境の把握が足りない。	いただいたご意見は、サプライチェーン形成に係る制度設計を今後実施する際の参考にさせていただきます。 他方、公募という観点では、公募参加者等しく同じ条件ですので、事業者としての創意工夫を期待します。
120	公募占用指針案 第8章(3) vi)	R2パブコメ#347で「電力安定供給のために有効かという観点から評価を行いますので、調達先が国内か海外かという観点からのみで評価が異なることはありません。」としているが、この考え方はR3でも踏襲されるか。 また、そうであれば、誤った認識を広めるので電力安定供給のミドルランナー評価の「国内製造・調達」という言葉は訂正するべきかと思うがいかがか。ここではあくまでも「電力安定供給のため」が評価されることを考えると、すぐにサイトにその部品を持ってこられるかだけが重要であり、例えば、国内やサイト近くに在庫しておけば、どこから調達するかは関係なく早期に復旧ができることから、手配のリードタイムだけを評価すれば良いのではないだろうか。 なお、R2パブコメ#1373では「国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、国内経済の発展に資する提案を評価することとしています。」としており、上記の#347と矛盾した回答に見えるが見解を統一していただきたい。	一般的に、国内調達の方が調達リードタイムの短縮が実現できると考えられます。「電力安定供給」項目の「ミドルランナー」基準①において、「電力安定供給のための故障時の早期復旧対策」の例示として「国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討」を挙げているため、原案どおりとします。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
121	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	サプライチェーンに関わる評価の考え方について、第2ラウンドパブコメ#347は踏襲されるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
122	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	ミドルランナーとしての要求事項に「ソフト(人材等)に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討している。」とあり、(4)評価に関する補足事項では、人材等に物流を含むとしている。しかし、要求事項の(人材等)を物流という言葉に差し替えると、メンテナンス人材という言葉で要求事項を限定しているため意味が判然としないことから、物流に要求する事項を改めて明示していただきたい。 また、物流については最低限必要なレベルには関係がなく、トップランナーとミドルランナーのみが関係することを確認したい。	評価の考え方を明確にするため、「ミドルランナー」基準②に「物流拠点や輸送手段の確保等」を明記しました。 また、物流については、「ミドルランナー」～「トップランナー」で評価することとなります。物流に関するリスクを独自に特定・分析し、対応策を検討した場合は「優れている」区分でも評価対象となり得ます。
123	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	電力安定供給に係るサプライチェーンはR2パブコメ#97の通り、今回もタワーや下部構造・基礎を含めっていると認識している。タワーや基礎は運転中に取替が発生する可能性が極端に低いと認識しているが、何故これらのサプライチェーン形成計画を施工の計画における実現性などではなく、電力安定供給の配点に含めているのかご説明頂きたい。	第2ラウンド公募と同様、「電力安定供給」におけるサプライチェーン形成計画においては運転開始後に限らず、運転開始前の部品確保も含め、公募占用指針第8章(4)の対象範囲のサプライチェーンを記載いただくためです。
124	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	最低限必要なレベルとして「サプライチェーンの形成計画」を求めているが、これに関しては形成自体が目的ではなく、どのようなサプライチェーンで調達されるかが重要であるため、修正していただきたい。 また、最低限のレベルであることから、国内のサプライチェーンを活用するようなことは個々では求められていないことを確認したい。	調達網の構築計画を「サプライチェーン形成計画」と表記しているので原案どおりとします。「最低限必要なレベル」において、国内を要件とはしていません。
125	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	「良好」で評価される部品調達のリスクシナリオに対する未然防止策として、以下の3点は評価されるか。 ・部品の故障を未然に防止する対策 ・故障率を低減する対策 ・部品調達の意思決定を早める対策(故障をより早期の段階で検知することで、交換までの時間的猶予を確保する対策など)	個別具体の提案に係る評価についての回答は差し控えます。115番の回答も参考にしつつ、電力安定供給の観点から適切な対応策を記載ください。
126	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	交換に必要な部品を生産拠点から事業海域まで運搬するための船が確保できず、部品が入荷しないというリスクシナリオが想定される場合、このようなリスクシナリオは部品調達のリスクシナリオとして記載すべきか、それとも船舶調達のリスクシナリオとして記載すべきか。	部品調達リスクと考えられます。
127	公募占用 指針案	第8章(3) vii)	促進区域内での風車設置に係る船舶交通の影響及び必要な航行安全対策を調査するために、航行安全及び海域利用に係る専門知見を有する者を委員とし、海域を管轄する行政機関等の参加で委員会開催を計画している。 1、事業者が参加して委員会を開催することが地元接触禁止の事項に該当するか。 2、1が該当となる場合には事業者不参加での委員会開催を計画するが、これは地元接触禁止の事項に該当するか。	1.該当します。 2.事業者不在の当該委員会を実施することが可能であれば事業者名が委員等に知られないような措置が必要と考えます。
128	公募占用 指針案	第8章(4)2)	撤去に関する公募占用計画の変更について。 公募占用計画は、以下のように「原則として変更」と記載。 「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。」 また、「今後の技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である」とも記載。 上記より、技術の進展に伴い、改めて公募占用計画が変更できるとの理解で良いか確認ください。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
129	公募占用指針案 第9章(4)1)	<p>系統提供事業者が2人以上いる場合の承継について。</p> <p>・第9章(4)1)で、「系統提供事業者が確保している系統容量を活用することが前提」と記載。また、(別添5)では、「系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、(中略)系統提供事業者が有する本件契約上の地位等を承継する」とすると記載。</p> <p>以上より、系統提供事業者が2人以上いる区域では、選定事業者はそれら2人以上から提供されている系統の、接続契約および工事費負担金、工事費負担金補償契約を全て引き継ぐとともに規定の対価を支払うもの、と理解しています。この理解で良いかご確認下さい。</p> <p>・本件、第9章(7)2)iii)Page 68において、「選定事業者以外の者は公示した占有期間においては、併せて公示した公示した区域について、占有の許可の申請をすることができない」と記載があります。</p> <p>東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスで確保した系統は発電設備の種類が洋上風力に指定されています。選定事業者が仮に承継しなかった場合、その系統の近隣に洋上風力発電事業を実施できる区域がなく、系統確保事業者は当該系統を活用した事業は実質的に不可能であり、確保した系統が無駄になることを危惧します。</p>	<p>公募占用計画の作成に当たっては、公募占用指針第2章(1)2)のとおり、系統提供事業者が確保している系統を活用することが前提となりますが、これまでの公募と同様、複数の系統提供事業者が存在する場合、選定事業者は承継する系統を選択することが可能であり、選択しない系統に係る本件契約上の地位等を承継する必要はありません。</p> <p>仮に承継されなかった場合、系統提供事業者は、系統の契約上の地位等の取り扱いについて一般送配電事業者と協議することとなりますが、協議等に当たって支障が生じた場合は個別に国まで相談ください。</p> <p>&lt;参考:複数の系統提供事業者が存在したこれまでの公募における系統承継に関するパブリックコメント回答&gt;</p> <p>【第1ラウンド公募(2020年11月27日公表)回答(区域共通)No222】</p> <p>銚子市沖の公募においては、2つの系統契約のうち1つ又は両方の系統契約を承継することとなります。この際、選択した系統契約について、譲渡対価の算定式に基づいて計算された金額を支払う必要があります。</p> <p>【第2ラウンド公募(2022年12月28日公表)回答No995】</p> <p>複数の系統提供事業者が存在する場合、選定事業者は承継する系統を選択することが可能です。また、承継する系統は1つに限らず、複数選択することも可能です。</p> <p>【第2ラウンド公募(2022年12月28日公表)回答No1424】</p> <p>ご理解のとおりです。</p> <p>※質問内容:確保されている系統を選定事業者が継承することが前提となっているが、2人以上から自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった区域にて、2社以上の系統の情報提供を申請し受け取りその後選定された事業者が利用しない系統接続契約がある場合に、その本契約上の地位(各種契約、支払負担金)を継承しない理解でよいか。</p>
130	公募占用指針案 第9章(7)2)	<p>発電設備の投影面積と海底送電線が重複する部分については、海底送電線の占用料は発電設備の投影面積を除いた長さを算定するという理解をしている。その理解で正しければそのように明記して欲しい。</p>	<p>ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ記載内容を修正しました。</p>
131	公募占用指針案 第10章(2)3)iv)	<p>連系予定地について。</p> <p>公募に提供された系統の連係点と同一地点ではなくとも、系統の契約が失効しない範囲で、他の地点でも連系が認められるとの理解で良いか確認ください。</p> <p>またその場合、一般送配電事業者との協議結果がわかる資料を別紙8に添付する必要があるとの理解で良いかも確認ください。</p>	<p>ご理解のとおりです。一般送配電事業者と詳細協議し、提供されている系統契約の範囲内で問題のない計画であることが確認できれば、その結果が分かる資料を別紙8に添付ください。</p>
132	公募占用指針案 第10章(2)3)	<p>青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめにおいては「選定事業者は」あらかじめ防衛省に支障が無いことを確認することとされているが、本項目の記載により「公募参加者は」にすり替わっている。標準処理期間は1カ月半程度とされているが、公募参加者からの照会が集中し処理期間が延びる可能性も十分に考えられる中で、公募提出締切までの確認を行うには、防衛省から高さ制限に関する具体的な情報が開示されることが必要であり、その点について調整いただきたい。開示が難しい場合は、他海域と条件を同じくするか、協議会意見とりまとめの記載に則った形に変更頂きたい。</p>	<p>48番の回答をご覧ください。</p>
133	公募占用指針案 第10章(2)3)	<p>留意事項1)には、防衛省へ風車配置照会時、風車情報入力シート以外に本公募に基づく申込みであることが分かるようにその旨記載した文書【様式7】を提出することと記載がある。</p> <p>【様式7】には公募占用指針の公示日を記載する必要があることから、現段階で【様式7】を防衛省へ提出することできない。そのため、公募占用指針公示日より前に風車配置の照会が完了している場合、改めて防衛省に【様式7】を提出する必要はないと考えてよいか。もし提出が必要となる場合は、【様式7】の提出のみとし、防衛省側で改めて同じ照会作業が発生しないようにしていただきたい。</p>	<p>公募占用指針公示日より前に照会が完了している場合でも、【様式7】に沿って必要な資料を提出し、必要な証明文書を手入ください。なお、事前に完了している場合は、その旨を明記することで、より円滑に証明文書の手入が可能です。</p>
134	公募占用指針案 第10章(2)3)	<p>防衛省へ複数案の風車配置を照会し、その中から防衛省に支障を及ぼさないと判断された風車位置を選び出す場合(案を跨って公募占有計画時の風車配置を計画する場合)、公募占有計画に添付する証明文書が複数存在することになるが問題ないと考えてよいか。また、証明文書が発行された後、1案の中で公募占有計画時に採用しない風車が存在する場合、新たに公募占有計画に添付するための証明文書を発行する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>48番の回答をご覧ください。</p> <p>証明文書は提出された計画が自衛隊・在日米軍の活動に支障がない場合に発行します。</p>



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
135	公募占用 指針案	別添1 青森県沖日本海(南側)促進区域において、発電設備の設置に制約が生じる範囲として、 ●海岸線から500m及び1kmの範囲 ●津軽港 港湾区域、鯺ヶ沢漁港(鯺ヶ沢地区、赤石地区)の区域 ●座標(5)~(7)から真東に伸びる線と30m等深線で囲まれた底建網等実施海域(北側) ●鯺ヶ沢漁港(鯺ヶ沢地区)漁港の区域の西側境界の延長線と促進区域境界で囲まれた海域の内、30m等深線で囲まれた底建網等実施海域(南側) が指定されているが、海岸線、水深30m等深線ならびに港湾区域、漁港区域の正確な位置情報の把握は困難であるため、具体的な座標値を示していただきたい。	水深30m 等深線は、水深データ(日本海洋データセンター)に基づき作成しております。港湾区域及び漁港の区域については、必要に応じて各管理者にお問い合わせください。
136	公募占用 指針案	別添2-1 3.(3) 青森県沖日本海(南側)促進区域内の既存海洋構造物の中には先行事業者の所有する洋上風況観測塔が存在するが、本洋上風況観測塔は公募占用計画を策定する上で風車配置計画や事業者選定後の海域調査および建設工事に支障を及ぼさないものと考えてよいか。公平性・公正性・透明性の観点から、当該洋上風況観測塔の将来予定については公募参加者に開示されるべきではないか。	ご指摘の洋上風況観測塔については、風車配置計画や施工計画の策定に当たって、考慮する必要はありません。所有事業者以外の事業者が選定された場合、選定事業者の計画に影響が出ないよう撤去等の対応がなされる予定です。
137	公募占用 指針案	別添3 (別添3)促進区域と一体的に利用できる港湾について、詳細は示されていないものの以下を確認したい。 第3ラウンドにおいても第2ラウンド同様、貸付期間は最大30年として示され、建設および撤去工事期間以外の間も、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約(案)」の第7条2項で示される「丙は、契約の期間中に発生した緊急工事等に係る貸付物件の使用については、緊急工事等の必要が生じたときに甲及び乙それぞれに速やかに申し出、甲及び乙の承諾を得た場合は、当該緊急工事等のために独占排他的に使用する期間(以下「緊急工事等期間」という。)を定めることができる。」という項目が有効になる前提で促進区域と一体的に利用できる港湾を国は指定する、という理解でよいか。 運転開始後における緊急での大型部品取替え等の工事において、促進区域と一体的に利用できる港湾がその用途に使える前提であることを確認したい。事業者がそれ以外の港湾を使う場合にはその港湾を使える証憑が必要と言う点は理解しているが、少なくとも拠点港については、運転期間中にも使える前提でよいか。	ご理解のとおりです。
138	公募占用 指針案	全般 確からしさを求めているあらゆる項目について、R2パブコメ#378「根拠の提示がないことのみをもって評価に差はつけませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠が提示できる計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価されうと考えます。」という考え方は共通して踏襲されるという理解でよいか。 また、根拠の提示がないことのみをもって評価に差はつけないとしている一方、「サプライヤーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠が提示できる計画の方が、より内容の確実性の高い提案として”評価される”」としているのは明らかに矛盾である。どちらかにはっきりすべき。 「内容の確実性が高い」ことがどの評価基準に該当するかも不明である。	ご指摘の回答は、別紙本体で詳細記述する等、根拠資料の添付以外にも手段があるため可能性を排除しない趣旨でした。いずれにせよ、実現可能性の評価に当たっては、根拠が明確に示される計画が高く評価されます。
139	記載要領 及び様式 集案	様式3-1-3 「評価の考え方に対応する記載箇所」は、該当箇所の別紙番号とページ数だけを記載し、行番号は要らないということによいか。	様式3-1-3の「評価の考え方に対応する記載箇所」においては、最低限、対応する別紙番号及び項目名(○章△節(□)…)を記載ください。頁番号や行番号についても、可能であれば誤記なく記載ください。
140	記載要領 及び様式 集案	様式3-1-4 (1)事業の実施体制の概要の※記載「複数社が当該業務に担う場合は、当該業務における中心的な役割を担う主体について記載すること。その他企業については「(2)事業実施体制の補足」にて記載すること。」において、海洋土木工事を複数の協力企業が担う場合の主たる者に関する考え方を例示頂きたい。A社、B社の2社が元請となる場合(たとえばA社:港湾整備工事、洗掘防止工事、風車基礎施工、B社:海底ケーブル敷設工事)、2社が中心的な役割の主たる者として記載を求められるのか。その場合、「別紙2 1.(2).EPC等を担う企業」や「別紙7 2.(1).ISO45001(労働安全衛生)やCOHSMS(建設業労働安全衛生マネジメントシステム)又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定」についても、A社、B社の記載が求められる理解でよいか。	前段について、別紙1の注釈どおり、役割をさらに細分化してそれぞれの役割の主たる者を整理、記載いただいて構いません。後段について、ご理解のとおりです。
141	記載要領 及び様式 集案	様式3-1-7 別紙4について、陸上設備と海洋設備の境界は渚マンホールであり、渚マンホールは陸上設備に分類されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
142	記載要領及び様式集案	様式3-1-7	”(1)に記載の配置により予測される発電量及びその根拠を記載し、適切な根拠資料を提出すること”について、実績のあるDNVやK2M等のコンサルタント等の報告書に記載すれば根拠資料として有効という理解でよいか。	適切な内容であれば、実績ある第三者機関によるレポートは有効と考えます。
143	記載要領及び様式集案	様式3-1-8	備考欄に、「※選定結果公表は、令和6年3月の前提でスケジュールを作成すること」と記載。令和6年3月と設定した理由をご教示ください。	30番の回答をご覧ください。
144	記載要領及び様式集案	様式3-1-9	別紙6において、渚マンホールは陸上の送電設備等とみなし、記載不要と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
145	記載要領及び様式集案	様式3-1-10	「※陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要。」において、「陸上設備」とは渚マンホールから陸側の設備のことでよろしいでしょうか。渚マンホール内工事において、「海底ケーブル-陸上ケーブル間ジョイントボックスの調達および海底ケーブル-陸上ケーブルの接続作業」は、海洋土木工事に含まれる理解でよいでしょうか。	渚マンホールは陸上設備として扱うため、マンホール内工事はすべからず海洋土木工事には当たりません。
146	記載要領及び様式集案	様式3-1-12	別紙9では運転期間と撤去工事期間とその根拠のみを表で要求しているように見えるが、一方で「上記表に加えて、別途スケジュール表を添付することも可」とも書いてある。これは、様式で示された表に該当事項を記入するだけでは「運転開始以降のスケジュール」のミドルランナーとしての具体性と適切さ、並びに「運転開始までの事業計画」の最低限必要なレベル①の評価に際して十分であるとは言えないから別途スケジュール表の添付が可能としているのか。また、スケジュールの具体性が評価されるのであれば、「別途スケジュール表」は、詳細であるほどより高い評価を得られるという理解でよいか(例えば、年間の保守計画だけでなく、1日の業務スケジュールなども記載されている方が高く評価されるのか)。具体性のみが評価の視点でない場合は、どのような考え方に基いて評価されるのかご教示ください。	別紙9の「1. 運転開始以降のスケジュールの全体像」においては、以下の内容を記載することが分かるよう、様式集を修正しました。 ●運転スケジュールとして、運転開始予定日から運転停止予定日までの期間を記載すること ●占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の運転停止時期・撤去解体時期も参考として記載すること。 ●運転スケジュールに関連して、建設段階のSPC体制から運営段階のSPC体制への移行工程について表とは別に具体的に記載すること ●撤去スケジュールとして、撤去工事開始予定日から撤去工事完了予定日までの期間を記載すること ●上記に加え、別途スケジュール表を添付することも可 ●点検周期等の維持管理計画の詳細は別紙10に記載すること
147	記載要領及び様式集案	様式3-1-12	R2パブコメ#1286で「運転開始以降の「運転」「撤去」のスケジュールの概要を記載ください。運転期間の概要については、例えば点検周期や設備更新スケジュールを記載ください。」とあるが、記載すべきであるのに様式に無いのであれば様式を変更してください。また、運転開始後も漁業影響調査や環境アセスメントを行います。これらについても別紙9に記載が必要でしょうか。周期以外に方法なども記載が必要ならそれについても教えてください。	本公募における整理を明確化したので、146番の回答をご覧ください。漁業影響調査や環境アセスメントのスケジュールの記載は不要です。
148	記載要領及び様式集案	様式3-1-12	R2パブコメ#1286で「運転開始以降の「運転」「撤去」のスケジュールの概要を記載ください。運転期間の概要については、例えば点検周期や設備更新スケジュールを記載ください。」とある一方、R2パブコメQA#208では「陸上設備の維持管理計画は別紙10の3(2)に記載することとし、保守点検及び維持管理の実施時期に関しても当該箇所に記載ください。その際、変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。」とある。点検周期や設備更新スケジュールと実施時期が指す意味は同じだと思われるが、別紙10で実施時期として、結局は周期についても言及し、同じことを別紙9にも記載しなければならないのか。記載すべきであるのに様式に無いのであれば様式を変更してください。	146番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
149	記載要領及び様式集案 様式3-1-12~15	別紙9の独自リスクについて、記載を想定されているリスクを例示いただけないか。別紙10、11、12に記載するリスクとの書き分けをどのようにしたら良いか明確にしたい。R2でのパブコメ#197では「別紙9では「運転開始以降のスケジュール」に関するリスク、別紙10では「運転及び維持管理計画」に関するリスク、を記載いただくことを想定しておりますので、原案どおりにします。なお、当該箇所の記載は独自にリスクの特定・分析を行っている場合の記載事項になりますので、記載するかどうかは任意です。」とあるが、 ・「運転開始以降のスケジュール」に関するリスクは、メンテナンス作業に関連する作業や撤去工事に関連する作業に関連する事項が遅れる事により生じるため、「運転及び維持管理計画」や「撤去方法」と関連しており、パブコメの区分で別紙10、11と書き分けるのは難しいように感じる。「運転及び維持管理計画」や「撤去方法」に関わるリスクのうち、スケジュールの遅延等が懸念されるものについては別紙9に記載すべき、との理解で良いか。 ・加えて、スケジュールの遅延に関連するリスクのうち、故障後に、手配期間が遅延することや工期が遅延することは安定供給のリスクともなり、別紙12とどのように書き分けたいか確認したい。運転開始後のスケジュール遅延に関わるリスクのうち、安定供給に関わるリスクは別紙12、それ以外は別紙9という整理で良いか。	第2ラウンド公募と同様、「その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容」項目の記載は独自にリスクの特定・分析を行っている場合の記載事項になりますので、記載するかどうかは任意です。別紙9の独自リスクシナリオとしては、スケジュール関連を含め、維持管理(別紙10)・撤去(別紙11)・電力安定供給(別紙12)に紐付かない運転開始以降のリスクシナリオを記載できます。
150	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	「診断方法」で記載を求めているのは維持管理の統一解説の参考資料の表 参-2.2.1.11などに出てくるようなものを指しているのか。その場合、ミドルランナーに相応しい具体的で適切な診断方法というのは、着目すべき点の一例を個々の部品に応じて列挙するレベルまで求められるのか。その場合、風車の個々の部品の詳細な情報は公募までに風車メーカーからもらえるものではないため記載が不可能となってしまう。そうではなく、主要な部品のみについて書けばよいのか。また、「保守点検および維持管理の方法・体制」で言うところの「方法」と「診断方法」では何が違うのかを明示すべき。同じなのであれば診断方法にまとめていただきたい。	「診断方法」については、ご理解のとおりです。個別具体の評価については回答を差し控えますが、公募占用計画提出時点で記載できる主要部品に応じて記載されることを想定しております。また「保守点検及び維持管理の方法・体制」と「診断方法」の違いですが、前者は例えば、維持管理において遵守する法令、技術基準、又は人員配置等についてを想定しており、後者は上述の通りです。
151	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	「「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」と記載があるが、この評価基準について確認したい。第2ラウンドのパブコメ#1032に以下の記載がある。「「リスクの特定・分析」については、特定したリスクの数の多寡で評価を行うものではないです。影響度及び発生確率の観点から重要と考えられるリスクを特定し、各リスクに対する「未然防止策」及び「発現時の対策」を具体的に記載ください。評価区分のうち「優れている」を満たす計画に関して他の計画の内容と比較考量し第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。」 ①上記比較考慮の中で評価される項目は何か。リスクの大きさそのものなのか、シナリオの適切さなのか、対策により如何にリスクが低減しているかなどの対策の効果なのか。その点を明示いただきたい。また、その考え方は公募占用指針で示すリスクシナリオに対しても同様か。 ②いずれにしろ、各入札者が同じリスク指標(マトリクス:縦軸影響度、横軸発生確率)に基づいて影響度と発生確率を分類し、自ずと重要度が導かれるようにしなければ、公正な比較評価ができないのではないかと考えるがどうか。その対応として、リスク評価の定型マトリクスを整備し公表してはどうか。 ③また、上記でリスクの多寡で評価を行うものではないとあるが、例えばリスクを1つだけ特定した事業者と、5つ特定した事業者はどのように比較考慮されるのか。より評価をしやすくする目的で、記載できるリスクの上限を2つないしは3つのように制限を設けてはどうか。 ④仮に②③の対策をするのであれば、元々のリスクの大きさと、対策したことにより低減したリスクの大きさを評価基準として設定し、比較考慮を行えばよいのではないか。	具体的な評価は第三者委員会の意見を踏まえて決定しますので回答は差し控えます。115番の回答を参考にしてください。
152	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	リスクの重要さを影響度と発生確率で考えたとき、例えば、墜落による死亡のように、発生した場合は必ず死者が出るものの、ルール作りや墜落制止用器具の利用などにより、発生確率を極限まで下げる、若しくは0にすることで対応することしかできないものが現実にあるが、そのような類の、発現時にはもう対策のしようが無いリスクであっても発現時の対策を記述しなければならないのか。独自のリスクとリスクシナリオへの対応のそれぞれでも考え方が異なるのであれば、それも明確にしていきたい。	具体的な評価は第三者委員会の意見を踏まえて決定しますので回答は差し控えます。115番の回答を参考にしてください。
153	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	「現場における感染症対策(感染症は、新型コロナウイルス感染症に限らず感染症全般を指す)」の記述を求めているが、「感染症の種別に応じ、自治体と厚生労働省が推奨する感染症対策を講じる」とすればそれで十分であるし、新型コロナに限らないとあえて書いていることについては、今後の日本で流行する感染症がどのような様態で伝染していくかもわからない中、現時点で医療の専門家でもない風力発電事業者が勝手に具体的なことを述べることに何の意味もないと思われるため、法規や統一解説への対応同様に、「感染症の種別に応じ、自治体と厚生労働省が推奨する感染症対策を講じること」というようにチェックボックスで対応すれば良いというように修正してはどうか。	73番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
154	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	別紙10にアクセス船と維持管理の拠点となる現地管理事務所を記載する箇所が無いため追加が必要ではないか。	運用は各社によって異なるため、原案どおりとします。
155	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	R2パブコメ#1249で「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説(令和2年3月版)」に記載のある維持管理の方針を想定しております。」とあるが、ここで言う「維持管理の方針」というのは維持管理の統一的解説の参考資料の表.参-2.1.1.4などに出てくるようなものを指しているのか。	別紙10における「維持管理の全体方針」のことかと思いますが、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説(令和2年3月版)」のご指摘の箇所のように具体的に記載することも可能ですが、より抽象的に、自社の維持管理計画の特徴(強み等)を端的に示していただくことを想定しています。
156	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	R2パブコメQA#208で「陸上設備の維持管理計画は別紙10の3(2)に記載することとし、保守点検及び維持管理の実施時期に関しても当該箇所に記載ください。その際、変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。ただし、別紙9でも言及することを妨げるものではありません。」とあるが、陸上設備について別紙10で記載を求められている内容以上の事を別紙9で記載することは評価に影響があるのか。「妨げるものではありません。」ではなく、評価上不要かどうかで答えたい。	陸上設備の維持管理計画の詳細は別紙10に記載ください。別紙10に十分な記載があれば別紙9への記載は評価上不要です。
157	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	法令への対応と統一的解説への準拠について、チェックボックスが用意されているが、当然、維持管理計画は各種法令に対応し、統一的解説にも準拠したものを記載することを前提としつつ、このチェックボックスにチェックを付ける以外に、記載内容の中で「この部分は法令〇〇に対応/統一的解説の〇〇に準拠しています。」などのように対応/準拠を明確化したり、添付資料として、法令と統一的解説で守るべき内容を長大に羅列して対応根拠を一つずつ明示する必要はないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
158	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	維持管理の統一的解説では緊急時対応計画の記載事項を具体的に示している。これについて以下の点をお聞きしたい。 1. 緊急時対応計画についてはどれだけ具体的なかつ適切に記載しても、ミドルランナーではなく最低限必要な考え方の評価要件でしか評価されないということ間違いはないか。 2. 仮に緊急時対応計画がミドルランナー要件でも評価されるとして、別紙に記載、若しくは添付した緊急時対応計画の内容が、統一的解説で示された事項のすべてを網羅していない場合、ミドルランナー評価には相応しくないと評価されるか。 3. そもそも緊急時対応計画そのものを添付せず、別紙中で緊急時の考え方などを簡単に記載しただけの場合、最低限の評価の要求を満たさないことになるか。	個別具体的な評価基準については回答を差し控えますが、維持管理についてミドルランナー評価となるのは、公募占用指針第8章(3) v)に記載のとおり、以下の①かつ②を満たすものです。 ①各設備の維持管理計画が具体的なかつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。
159	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	維持管理の統一的解説に準拠し、かつ具体的な記載をすればミドルランナー評価となるのか。そうでない場合、統一的解説よりもさらに適切である維持管理計画を求められるのか。 なお、上記統一的解説(p29)では公募では概略を示すのみでも差し支えないとされているが、それを踏まえた上で考えると、例えば、緊急時対応計画について、公募時点では概略とし、詳細は公募後に作成するとした場合でも、その具体性の無さをもってミドルランナー評価を損なうことはないという理解でよいか。	維持管理におけるミドルランナー評価は158番の回答のとおりです。 また、洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説(p29)においての記載は、事項によっては詳細な内容を示すことが容易ではないと考えられるため、公募段階では概略を示した資料とすることで差し支えありませんが、公募占用計画が認定された場合にあっては、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更をもって提出する旨を記載するとしております。 概略を示すのみであっても具体的であれば評価されます。
160	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	保守点検および維持管理の方法等で⑤その他には陸上送電線、通信ケーブルについて記載するように求められているが、それ以外の記載は一切不要であるとの理解でよいか。例えば、現地管理事務所自体やサーバーなども書かなければミドルランナーや最低限必要なレベルの評価を損なうのか。	個別具体的な評価基準については回答を差し控えますが、ご指摘の内容を記載するかどうかは事業者の判断となります。
161	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	保守点検および維持管理の方法で臨時点検について記載が必要だと認識している。公募においては、臨時点検を行うにあたっての実施基準が検討もしくは具体的に記載されていることが評価の対象であって、その実施基準そのものの内容(基準値の大小など)は評価しないという理解でよいか。	個別具体的な評価基準については回答を差し控えますが、事業者選定の審査及び評価に当たっては公募占用指針に記載の評価基準に基づき、第三者委員会における議論を踏まえて適切に評価していきます。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
162	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 部品からの油の漏洩について、風車メーカーが行っている対策を記載すれば、環境保全への配慮について、最低限のレベルとしての具体性を損なわないか。	個別具体の評価基準については回答を差し控えますが、事業者選定の審査及び評価に当たっては公募占用指針に記載の評価基準に基づき、第三者委員会における議論を踏まえて適切に評価していきます。
163	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 平易な文で記載とのことだが、専門用語などは維持管理の統一的解説とその参考資料、技術基準の統一的解説にあるものは別紙の中で再定義することなく用いても構わないのか。	問題ありません。
164	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 保守点検および維持管理の方法の中で、例えば急に発生する風車のセンサーのエラーのような計画外修繕については記載がないのか。また、記載が望ましい場合、その回数を算出するために利用する故障率として何を参照しているかは評価に影響があるか。 例えば、NEDOがアンケートなどでまとめた故障率や、海外のデータベース、若しくは社内で保有しているデータベースなどがあるが、出所が明らかであれば、公的なデータでないことや、他と比べて低い故障率を採用したことなどによって評価に悪影響がないことを確認したい。 また、利用した故障率を記載、若しくは添付をすることで評価上、より具体的で適切となるのか、も確認したい。	ご指摘の計画外修繕につきましては「その他」に含まれるものと考えてます。 また、故障率の算出については一般的に、根拠が明確なデータを用いて算出すべき数字と考えますので、その根拠を明確にしたうえで提出される必要があり、その根拠については、第三者委員会における議論を踏まえて適切に評価していきます。
165	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 別紙10のリスクシナリオはいずれも何らかの部品が損傷することをリスクとしているが、この場合、影響度は①損傷した部品を修理するための費用、②修理が完了するまでの停止時間によって生じた遺失収益の2つから成ると考えられる。それぞれの「発現時の対策」について考えてみると、 ①については、理論上、修理方法を工夫するなど費用を下げることができるが、現時点で考え得る最適な修理方法が現時点でのベースとなるため、恣意的にコスト高の修理方法をベースとしない限り、この方法で影響度を下げることができない。 ②については早く収束を図ることで影響度を減じることができるが、これは即ち電力安定供給の観点での評価となり、別紙12と重複するため、改めて「事業実現性」、若しくは「維持管理計画の実現性」という観点でリスクシナリオを整理し直すべきではないだろうか。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。いずれにせよ、事業実施の観点から適切なリスクシナリオの特定・分析・対応策の検討を実施ください。
166	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 トップランナー要件のメンテナンス人材の教育・育成について、公募占用計画に示す事業で雇用する作業員、若しくは協力会社の作業員に対して行う社内的な教育や育成は含まれるか。	育成対象の人材が本公募事業の維持管理に携わる場合、評価対象になり得ます。
167	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 雇用機会創出に係る取組について、雇用機会がある(創出された)状態の定義を教えてください。雇用機会というものを表現する指標、若しくは数量が一体何で、雇用機会が創出されると、創出される前に比べてその要素がどのように変化するかを提示いただきたい。	雇用計画(雇用人数や雇用時期等)をお示しください。
168	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 雇用機会創出に係る取組について、雇用機会が創出される場所は地元でなくても関係ないか。	「運転開始以降の事業計画」項目なので、評価対象は県内雇用創出の取組に限られません。
169	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 雇用機会創出に係る取組について、雇用の数ではなく、公募占用指針に係る事業でいかにメンテナンス人材を確保するかを評価されるという理解でよいか。 また、事業計画の実現性という観点から、風力メンテナンス業界全体への雇用機会創出という意図ではないことを確認したい。	前段について、機会創出の効果を測る上では雇用人数も重要と考えますが、人数だけで評価は決まりません。 後段について、ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
170	記載要領及び様式集案 様式3-1-13,様式3-1-15	別紙10と別紙12でともに「メンテナンス人材」という言葉が使われているが、この定義として、「メンテナンス人材」とは作業に直接従事する、いわゆる「作業員」だけを指しているのか、広くメンテナンスに関わる人材として、現地に勤務する電気主任や港湾設備の維持管理責任者、遠隔監視員、作業計画の管理を行う者なども含まれるのかを明確にいただきたい。	発電所の維持管理や電力安定供給に関する重要な役割を担う人材をメンテナンス人材と捉えているため、作業員のみならず、電気主任技術者、監視員、管理者等も含む広くメンテナンスに関わる人材を想定しています。
171	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	「調達量」は年間の調達量か、それとも運転期間中の合計調達量のことか明示して欲しい。また、調達量を記載したところで評価に何の影響があるのかが不明なので、ただ単にこの欄に何かしらの個数を書いてあることを確認しただけなら削除した方が良くはないか。どのような故障率を参照したのかをみたいのであれば直接、故障率の表を求めればよいと考えるがどうか。	各サプライヤーから運転開始前～運転期間中に渡って調達する部品等の調達量を明記することを求めています。別紙12にもその旨を明記しました。
172	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	「物流体制の確保」について、R2パブコメ#259では「単発の物流の手法ではなく、サプライチェーンの観点から継続的に物流に支障をきたさない仕組みが構築できているか」を確認したいとのことだったが、この点について要求内容及び評価基準を明確にしたい。 ・ここで想定されている「部品運搬等の物流体制」というのは、維持管理期間中に、必要な部品を手配する際に、部品が製造もしくは保管された場所から、本PJのサイトまでどのように輸送されるか、という輸送部分のみが評価対象となっているという理解でよいか。 ・その場合、例えば、一定期間、特定の物流会社と契約を結び、故障時に備えた輸送方法を確保しておくということが評価に繋がると考えられるが、コスト面を考えると、必ずしも全ての部品にこれらを適用するのが適切とは言えないと見做す。 ・電力安定供給のミドルランナー評価に際しては、維持管理期間に想定した物流マーケットからの都度の物流調達であっても、安定的に供給できることが合理的に説明できればミドルランナーと評価されると理解してよいか。	まず、第2ラウンド公募と同様、物流計画の評価対象は、単発の物流の手法ではなく、サプライチェーンの観点から継続的に物流に支障をきたさない仕組みを構築できているか、という点です。平常時・非常時含め、物流拠点・輸送手段を継続的に確保する計画が評価され得ます。
173	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	ソフト(人材等)のサプライチェーンについて、サプライチェーンの上流として、メンテナンス人材の供給について考えると、教育機関との連携などが重要となるが、これについて公募期間中に公立学校などと接触し、協議を行うことは可能か。できない場合はソフトのサプライチェーンを拡充し、国の経済の発展を促す機会を損ねてしまう。	可能ですが、第5章(1)2)に定める遵守事項に抵触しないよう留意ください。
174	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	「優れている」で求められている、電力の安定供給に関する独自のリスクへの対策は、即ち、「トップランナー」で求められている安定供給・早期復旧に関するサプライチェーンやO&Mの取組と区別がつかないが、独自のリスクに対する対策としてのO&Mの取組等を「トップランナー」の記載箇所にも全く同じように記載しても問題なく評価されるのか確認したい。	対応箇所を分かりやすく正確に記載いただければ各区分の基準ごとに評価します。
175	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	本項目で記載する物流体制の確保は、電力安定供給の評価基準のトップランナー項目のみで評価されると理解してよいか。電力安定供給の評価基準のうち、ソフトのサプライチェーンについて言及があるのはミドルランナーとトップランナーである。ミドルランナーにおいては、「②ソフト(人材等)に係るサプライチェーンについて、安定供給、早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討している」という記載であり、物流体制についてはここでは評価対象外と理解した。	ご理解のとおりです。
176	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	「別紙13 関係行政機関の長等との調整能力」について、「過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。」とあるが、本海域において調整した調査関連などの調整実績についても評価対象であるのか明記ください。	32番の回答をご覧ください。また、関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)に明記しますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
177	記載要領及び様式集案 様式3-2-4	協力企業の関心表明書(LOI)の添付書類として印鑑証明書が記載されている。 ・印鑑証明書を添付しない場合、関心表明書は無効と見なされるのか。 ・印鑑証明書無で有効な場合、印鑑証明書の有無は評価に影響するのか。例えば、印鑑証明書を提出しない場合、他社に劣後するのか。	印鑑証明書(及びそれに類する電子証明等)がない場合、関心表明書は無効となります。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
178	記載要領及び様式集案 様式4-1	保管金提出書は、公募占用計画の受付時における提出が不要である理解で良いか。(第一次保証金の納付手続きで必要。)	公募占用計画の添付資料は追加提出が認められないため、受付時に提出してください。
179	公募占用指針案 別添4 2(1)	引き続き国内法人である必要があるのでしょうか？海外の事例等ではこのような規定を設けていない入札も多く、外資系企業への参入障壁となり、参加者の多様性や絶対数を増やすという目的とは相反するため、撤廃もしくは緩和を検討してほしい。	国内法を適用する観点から、コンソーシアムでの参加の場合は、引き続き、全ての構成員が国内に法人格を有することを参加資格とします。なお、SPCにより公募に参加する場合において、当該SPCの構成員に対しては「国内法人(国内に本店又は支店を有する法人)であること」を公募参加資格として求めておりません。
180	公募占用指針案 別添4 2	工事実績や、財務的な裏付けを行う際に、通常親会社とは別のSPVを通して事業投資を行うことが一般的であることから、提出書類(実績、格付け、役員名簿等)の準備に際して、混乱が生じることがそういされる。従い、契約条項でいうaffiliate的な考え方を導入する等、柔軟な対応をお願いしたい。 また、提出書類が非常に煩雑で、日本特有の必要書類が求められることにより、外資系企業としては対応に苦慮するケースが散見されるため、簡素化もしくは日本特有のものについては代替書類等の明示をおねがいしたい。	日本特有の書類がいずれの書類を指しているのか定かではありませんが、押印・印鑑証明書添付については、記載要領「4. 書類等」において、以下の提出方法を持って替えることができるとしております。 (1)電子署名+タイムスタンプ+電子証明書 (2)署名+署名認証(公証人証明、署名前3か月以内のもの) また押印のみ(印鑑証明書の添付不要)の様式については、電子署名又は署名をもって替えることができる。
181	公募占用指針案 別添4 2	弊社の場合、日本での洋上風力担当チームは便宜上日本法人の所屬となっているが、実際の業務のアカウントは日本法人にはなく、本社もしくは本社の投資SPVを通して行うこととなるが、その場合日本法人の担当者が当該SPVの連絡先として登録されることは可能か？	連絡先の意味するところが明らかではないですが、国内法人が構成員となる場合は問題ないと考えます。個別の事情については、個別に確認ください。
182	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「公募占用指針(案)に関する意見募集の結果(2022年12月28日公示)」#212にも記載のとおり、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」とは、連系ポイントより発電所側での対応方法が評価対象といった理解で正しいか確認したい。	ご理解のとおりです。44番の回答もご覧ください。
183	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」について、「公募占用指針(案)に関する意見募集の結果(2022年12月28日公示)」#212にも記載のとおり、連系ポイントより発電所側での対応方法が評価対象とすると、インバランス回避等を目的として、県内別地点(連系ポイントより系統側)において、「a)蓄電池等の設備を設置した場合」や、「b)設備の設置に加え、需要家設備を束ねたERABを提供する場合」も、評価対象外との理解で正しいか確認したい。	44番の回答をご覧ください。
184	公募占用指針案 第8章(3)iv)	評価の考え方として「超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関による適切な発電量予測が行われているもの」とあるが、次の2ケースどちらでもこの考え方を充足するとの理解で正しいか確認したい。 a)事業者自らが最適な配置を検討・確定し、その配置に基づいて第三者機関が発電量予測を行う b)事業者自らが最適な配置を検討・確定から発電量予測までを実施し、発電量予測のプロセスに対して第三者機関の認証を受ける。	ご理解のとおりです。根拠とともに適切な説明がなされ、「超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されている」点が明確であることが重要です。
185	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ」について、リスクには「a)全入札事業者に共通するリスク」と「b)事業者の事業計画特有のリスク」があると考えます。 これについてb)であることによって、相対評価上の優劣がつくことはないといった理解で正しいか確認したい。 分類例 a): 入札時点で想定した設計が変更されるリスク 等 b): 事業者が独自に採用を計画する工法に内在するリスク 等	115番の回答をご覧ください。第三者委員会の意見を踏まえて適切に評価しますが、事業者計画特有のリスクを特定・分析することは重要と考えます。発生確率・影響度の観点から、適切なリスクの特定・分析を行い、実現可能性のある対応策を検討ください。
186	記載要領及び様式集案 様式3-1-5	(このうち実績を有する者の参画期間も明記すること)という記述があるが、一定以上の参画期間がないと失格というような要件があるわけではないという理解で良いか確認したい。	参画期間が明らかに不適切である場合、実績として評価されない可能性があります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
187	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	「良好～トップランナー」の評価においては、別紙2ではなく別紙1が対応していると理解している。そのため、別紙2に記載する各者一件の実績の内容(参画期間、事業規模)は直接的に評価には用いられていないという理解で良いか確認したい。  (「良好～トップランナー」の提案において、別紙2の実績の内容が紐づけられていれば評価に考慮される)	「良好～トップランナー」の評価においては、別紙2ではなく別紙1が対応しているという点をご理解のとおりです。ただし、別紙2は「最低限必要なレベル」を満たすか否かの評価に用います。
188	公募占用指針案 第8章(4)1 i)	「公募占用指針(案)に関する意見募集の結果(2022年12月28日公示)」#12において示されている『「事業実施体制・事業実施実績」に係る「実績」の考え方』は本公募においても同様か。修正がある場合は、回答頂きたい。	同様ですが、改めて82番の回答をご覧ください。
189	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	様式【3-1-18】に「事業実施会社による地元雇用がどの地域にどの程度増加するか」との記載があるが、以下①、②について理解が正しいか確認したい。 質問①:増加雇用は産業連関表によって算出される雇用誘発者数ではなく、事業実施会社(SPC等)によって直接雇用される県内居住者の人数であること。 質問②:ここで指す地域とは、山形県を例に取った場合には「庄内地域」「最上地域」「村山地域」「置陽地域」等の単位を示していること。	質問①:ご理解のとおりです。なお、産業連関表の雇用誘発者数も記載ください。 質問②:「県内」を指します。
190	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	本事業に紐づく最終需要増加のみを入力と記載があるが、「公募に関する質問への回答(2023年3月27日公示)」#522および「追加質問への回答(2023年6月19日公示)」#11にはそれぞれ次のとおり記載がある。 ***** #522:「その他」の欄には、観光振興等による観光増加といった本公募事業(地域共生策含む)に紐づく対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。 ***** #11:地域共生費用は、一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。各欄の定義については、産業連関表分析ファイルの用語定義や「公募占用指針に関する質問への回答」の内容をご覧ください。 ***** 上記を踏まえて、以下①、②の理解が正しいか確認したい。 質問①:地域共生策の最終需要増加額には、事業実施会社(SPC等)によって直接・間接的に支出される費用の総額を産業連関表の「その他」欄に入力すること。 質問②:添付産業連関表では、入力セルが限定されていることから適切な産業分類に紐づく整理が不可能であるが、例えば林業・農業等への地域貢献策に係る支出の場合も、一律「その他」欄へ記入すること。	質問①:一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。 質問②:適切な欄がなければ「その他」に記入ください。
191	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	「追加質問への回答(2023年6月19日公表)」の回答#11に次の記載がある。 ***** #11:…産業連関表分析ファイルでは自給率等を固定値としているため、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。 ***** 上記を踏まえて、以下①、②の理解が正しいか確認したい。 質問①:産業連関表分析では、県内自給率には所与のものを用いるため、事業者間での地元サプライヤーの起用などの追加的な施策の効果は反映されず、各コンソーシアム間で大きな差異は生まれる余地がないこと(総事業費の多寡が大きく作用。) 質問②:産業連関表分析以上の追加的な経済波及効果に関しては、産業連関表を用いて定量化したコンソーシアムと定量化していないコンソーシアムの間で評価上の差異が生じるものではないこと。	①、②共にご理解のとおりです。
192	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	「追加質問への回答(2023年6月19日公示)」の回答#7にて、「人件費は最終需要に該当しないため計上しない」との記載があるが、計上しない理由は、「運営段階における継続的最終需要(O&M費用)は売電収入側で既に取込済みであり、O&M費用を算入すると二重計上になるから」という理解で正しいか確認したい。	ご理解のとおりです。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
193	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	別紙10の構成では、「4. 運転・維持管理段階における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全」・「5. リスクの特定・分析」となっており、前者においてもリスク低減措置を記載することが求められているが、前者(4章)にて記載済のリスク低減策については、後者(5章)にて記載を省略することが可能である理解で正しいか。また、省略が可能である場合、省略することで評価上の差異は生じないとの理解でよいか確認したい。	4章と5章で全く同じ内容を記載する場合は記載の場所を引用して示す等の工夫をしてください。内容で評価しますので、評価上の差異は生じません。
194	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	別紙10のトップランナー基準で記されている「メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出」と別紙12のミドルランナー基準で示されている「メンテナンス人材の育成・確保」記載すべき内容が多分に重複していると考え。2022年12月28日公示の「公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果#5において、以下の記載があるが、限りある紙面において重複する内容を別紙に書くことは非効率であると考え、別紙10および別紙12において評価の対象とする基準に差異があるのであれば更なる明確化をお願いしたい。 ***** #5:「メンテナンス人材の育成・雇用機会創出」は「運転開始以降の事業計画」の事業実現性及び「電力安定供給」に資するサプライチェーン構築の両方の観点から評価します。 *****	「運転開始以降の事業計画」項目(別紙10)では、確実な維持管理を実施するために必要となる人材の育成・雇用策についての具体性及び実現可能性を評価します。一方、「電力安定供給」項目(別紙12)では、電力安定供給のために必要となる人材を安定的に確保する計画についての具体性及び実現可能性を評価します。 両者の説明が重複する場合、一方の記載を参照先として明記する等、工夫ください。
195	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	「公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果(2022年12月28日公示)#401を踏まえて、別紙10には「2. 運転維持管理の全体方針」という章が追加された。別紙12電力安定供給に関しても、特に事業者が関与することが難しく、選定されたサプライヤーの設備投資方針によって左右されてしまうサプライチェーン構築方針だけではなく、発電設備およびシステムを含めた事業者が考える安定供給の全体像を冒頭(1章)で示すことが重要であると考え。このことから、別紙10同様に様式の構成の変更を検討頂きたい。	ご指摘を踏まえ、別紙12を修正しました。
196	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	運転維持管理費は、産業連関分析の対象外とはなるが、経済波及効果の評価においては、産業連関分析に基づく定量的な評価と定性的な提案の両面から評価されるため、O&Mをより地元企業/人材が主体となって行うことは定性評価上十分考慮されるという理解でよいか確認したい。	ご理解のとおりです。
197	公募占用指針案 第8章(3)viii)	関係都道府県知事に提出される資料の詳細を明確化していただきたい。	第2ラウンド公募と同様、都道府県に提供する資料は、 ●【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の資料(要旨含む) ●副本の別紙13～別紙15の本体及び添付資料(つまり個社名が特定できないもの) とします。 このうち、都道府県知事意見作成のための関係市町村や漁業関係者等への意見照会に使用されるものは、【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の要旨のみとなります。
198	公募占用指針案 第8章(4)4)	実現可能性を示す根拠資料として、LOIやMOUが考えられるが、当該証憑の宛先や締結者は、コンソーシアムメンバーの中の1社が含まれていればよく、必ずしも全てのコンソーシアムメンバーが記載されていないと証憑の効果が無いとは見なされないと理解で良いか確認したい。	ご理解のとおりです。
199	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	公募に関する質問への回答(2023年3月27日公示)#480にて、「事業実施会社による地元雇用がどの地域にどの程度増加するか」との記載に関し、事業実施会社とは、SPCを指し、協力企業は含まれないとの回答があった。本公募においても、様式に同様の記載がある。 SPCの雇用者数のみが評価対象となる場合、事業者は地元企業への発注をできる限り控え、SPC内で業務を完結させる方向にインセンティブが働いてしまい、地域の活性化をそぐ可能性が高い。 従い、様式に記載の「事業実施会社」とは、協力企業も含む形で定義していただきたい。	第2ラウンド公募と同様、事業実施会社は、(将来の)SPCを想定しているため、協力企業は含まれません。
200	記載要領及び様式集案 様式3-1-19	公募に関する質問への回答(2023年3月27日公示)#480にて、「事業実施会社による地元雇用がどの地域にどの程度増加するか」との記載に関し、事業実施会社とは、SPCを指し、協力企業は含まれないとの回答があった。本公募においても、様式に同様の記載がある。 SPCの雇用者数のみが評価対象となる場合、事業者は国内企業への発注をできる限り控え、SPC内で業務を完結させる方向にインセンティブが働いてしまい、国内産業の活性化をそぐ可能性が高い。 従い、様式に記載の「事業実施会社」とは、協力企業も含む形で定義していただきたい。	第2ラウンド公募と同様、事業実施会社は、(将来の)SPCを想定しているため、協力企業は含まれません。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
201	公募占用指針案 第8章(3)iv)	山形県遊佐町沖では、事前調査を共同実施している。競争の公平性を期すため、当該事前調査実施前に事業者が個別に収集した情報・データに基づき事業計画を作成している場合は、評価の対象外になるとの理解でよいか確認したい。	他区域と同様、国が情報提供を行うデータに加え、事業者独自に取得したデータによる計画作成は可能であり、適切な内容であれば評価されます。
202	公募占用指針案 第8章(3)iv)	優れているに該当する「独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている」の考え方を改めて明確化していただきたい。  質問①:ここでいう独自リスクとは、特定海域における特有のリスクではあるものの、入札前に既に対応策を講じており、重要なリスクでないレベルにまでリスク低減を施しているリスクも記載の対象になるのか。それとも、事業計画提出時点で対応策を講じておらず、残存している重要リスクを記載対象とするのか。  質問②:例えば特定海域で、海底地盤に露岩がある可能性があり、風車設置が困難になるリスクがあるとする。 -A事業者…入札前に海底地盤調査を実施して、そのリスクがないことを確認している。 -B事業者…入札前に海底地盤調査を実施しておらず、海底地盤リスクが高いと評価している。 この場合、A事業者にとっては、海底地盤リスクは重要なリスクではないこととなる。 もし、A事業者が添付資料とするリスクレジスターに当該リスクを記載したうえで重要なリスクでないと評価し、別紙本体の独自リスクに記載しなかった場合、独自リスクとして別紙本体に記載しているB事業者より評価が劣化する可能性はあるのか。	質問①:公募占用指針に示すリスクは特に重視しているものとして最低限検討いただく大枠(リスクシナリオ区分)及び個別リスク(概要の個別項目)を列挙しています。「独自に行ったリスクシナリオ」は、公募占用指針で示す個別リスク(概要の個別項目)に該当しないものを指すため、大枠(リスクシナリオ区分)が公募占用指針で示されているものと重複していても構いません。最終的には第三者委員会の意見を踏まえて評価することになりますが、リスクシナリオに関しては、発生確率・影響度の観点で重要なリスクを精緻に特定・分析し、具体的かつ実現可能性の高い対応策が根拠とともに示されていることが重要です。  質問②:リスクを把握した上で重要度を評価したのであれば、ご指摘のケースでA事業者の評価が劣後することはありません。なぜ当該リスクへの対応を検討しなかったのかを国からヒアリング等で確認する可能性もありますが、リスクレジスターにあらかじめ記載する方が望ましいです。
203	公募占用指針案 第10章(3)	公募参加者は、「洋上風車の構造や設置位置について、あらかじめ防衛省に支障を及ぼさないことを確認し、その証明を受けること」、また防衛省が発行する証明書を添付することが必要とされています。仮に支障がある、という回答があった場合には、支障がないという回答を受領するため再度の確認が必要となりますが、防衛省からは、洋上風車の構造や設置位置に関する問題点について、変更後のレイアウトを検討するための情報を提供して頂くことはできるでしょうか。単に不可という回答の場合、変更後のレイアウトを検討することができず、公募に参加することが困難な事態が生じうることを懸念しています。	確認結果回答時には、計画の各座標に風車を設置する場合に許容される風車高さの情報も回答します。また、公募占用指針第3章(2)で提供することとしている「防衛省への確認に当たり風車の設置位置等の検討に参考となる情報」も参考にしてください。
204	公募占用指針案 第8章(3)iv)	2ndラウンドパブコメNo.2において、「余剰電力に対応するため等の発電事業者としての提案を評価いたします」とあります。余剰電力が発生する要因は①過積載による確保されている系統容量以上の発電時②エリアの需給、または系統混雑時の出力抑制指令時、の2ケースと考えられますが、余剰電力を発生させない取り組みとして過積載にならないような事業計画を提案することは評価の対象になるという理解で正しいでしょうか。	44番の回答をご覧ください。
205	公募占用指針案 第8章(3)iv)	2ndラウンドパブコメNo.2において、「余剰電力に対応するため等の発電事業者としての提案を評価いたします」とあります。余剰電力を抑制させる観点から、送配電事業者の電力系統に流れる電力を低減するような取り組み(水素化・メタン化・自家消費など)は評価の対象になるという理解で正しいでしょうか。	44番の回答をご覧ください。計画の具体的内容に応じて評価します。
206	公募占用指針案 第8章(3)iv)	2ndラウンドパブコメNo.2において、「余剰電力に対応するため等の発電事業者としての提案を評価いたします」とあります。余剰電力に対する対応が評価対象であることから、風力発電出力の短周期変動を発電事業者側で低減するような対応については、余剰電力に対する対応ではないため、評価の対象にはならないという理解で正しいでしょうか。高い評価獲得のために、 unnecessaryな設備投資がなされ、結果的にLCOEが高止まりすることを避けるべく明確に確認したいものです。	44番の回答をご覧ください。計画の具体的内容に応じて評価します。
207	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」は、逸失回避できた電力量(余剰電力の発生により捨てられてしまう電力量)の多寡のみをもって評価がなされるという理解で正しいでしょうか。	逸失回避できた電力量の多寡は重要と考えられますが、取組の実現可能性等も考慮されます。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
208	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「翌日発電出力予測の高度化」は、「設備構造」に関する提案ではないことから、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」には該当しない、という理解で正しいでしょうか。	44番の回答をご覧ください。
209	公募占用指針案 第8章(3)iv)	プロジェクトサイト近辺で系統用蓄電池事業を検討することは、発電事業者としての提案を逸脱していることから評価の対象とはならない、という理解で正しいでしょうか。	44番の回答をご覧ください。計画の具体的内容に応じて評価します。
210	公募占用指針案 第8章(3)iv)	プロジェクトサイト近辺でデマンドレスポンス事業を検討することは、発電事業者としての提案を逸脱していることから評価の対象とはならない、という理解で正しいでしょうか。	44番の回答をご覧ください。計画の具体的内容に応じて評価します。
211	公募占用指針案 別添2-1,2-2	洋上風力発電設備等の設置位置に関して、促進区域内には漁礁が存在すると認識しているが、代替策を取る前提で漁礁の位置に風車や海底ケーブル等は設置可能という理解で正しいでしょうか。不可の場合、漁礁から発電設備のどの部分までどのぐらいの離隔距離が必要かご教示いただけますと幸いです。	漁礁の代替や離隔距離については、必要に応じて各管理者にお問い合わせください。
212	記載要領及び様式集案 様式3-1-19	10行を超えた場合でも、減点等のペナルティはない、という理解で正しいでしょうか。	ございません。
213	公募占用指針案 第7章(3)3)	通知日を公募参加者に対して事前に通知頂けないでしょうか。	「事前」というのがどの程度の想定かは定かではありませんが、通知日の前日までには公募参加者に事前連絡する予定です。
214	公募占用指針案 第8章(3)v)	許認可の申請・承諾プロセスと記載がありますが、手続き面のみではなく、例えば系統工事や港湾整備工事の遅延など、実作業面でのリスクも対象となるとの理解で正しいでしょうか。	「許認可プロセス難航」区分のリスクとしては、手続き面(申請・承諾プロセス)の遅延を記載ください。建設に係る遅延リスクについては、「建設遅延」区分ないし独自リスクとして、記載ください。
215	公募占用指針案 第8章(3)v)	発電所レイアウトのみならず、風車や基礎構造、海底ケーブルなどの設計変更リスクも対象となるとの理解で正しいでしょうか。別紙6との棲み分けが曖昧なためお伺いする次第です。	レイアウトのみならず、設備構造も含めた設計全般の変更が対象です。
216	その他	2ndラウンドと3rdラウンドでは公募占用指針に大幅な変更は見受けられないと理解するが、仮に2ndラウンドに応札した事業者が3rdラウンドにも応札する場合、2ndラウンドの提案内容との整合性は問われるのか。それとも、2ndラウンドでの提案内容との比較は行われないとの理解で良いか。	第2ラウンド公募で提出された計画との比較は実施しません。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
217	公募占用指針案 第8章(3) i)	接続検討回答書に記載されている一般送配電事業者のアクセス線の完了予定時期よりも前に、事業者が過去の実績等からアクセス線の完了時期の前倒しが可能と判断し、運転開始時期を早め迅速性の点数を取りに行くことは、事業実現性が認められない計画という理解でよろしいでしょうか。	一般送配電事業者からの回答記載の工期は考慮しますが、実現可能性に関して十分な根拠が示される場合は短縮した工期で計画を提出することは可能です。なお、その場合は、別紙8において「系統整備工事遅延リスク」を特定・分析し、適切な対応策を記載ください。
218	公募占用指針案 第8章(3) viii)	地域や漁業との協調策及び振興策について、基本的には基金を活用して実施するものと認識しているが、基金以外の資金を原資として実施する前提の要望がある場合は、先行海域と同様に協議会構成員による説明会等の公の場で事前に説明されたい。	第2ラウンド公募と同様に、事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施します。
219	公募占用指針案 第8章(3) iv)	運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。とあるが、「等」にはどのようなものが含まれるのか。	遅延に関わらないリスクも可能性としては排除しない趣旨ですが、基本的には、予定している運転開始予定日に遅延しないためのリスクの特定・分析、対応策の検討結果を相対評価します。
220	公募占用指針案 第8章(3) iv)	「運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされ」の「適切」の判断基準を具体的に教えてほしい。例えば、以下3点は適切かどうかを判断する要素となり得るのか。 ①想定されるリスクが網羅されていること(網羅性) ②海域や開発施工時期などの案件特有のリスクが解像度高く洗い出されていること(固有性) ③別紙に記載するリスクの抽出にあたり発生確率や影響度が定量的に示されていること(定量性)	①～③に加え、対応策の実現可能性も重要です。それらの観点から、第三者委員会の意見を踏まえ、相対評価します。115番の回答もご覧ください。
221	公募占用指針案 第8章(3) iv)	「その対応が特に優れていると評価されるもの」とあるが、「特に優れている」の判断基準を具体的に教えてほしい。	相対評価を想定しています。
222	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	ラウンド2の公募占用指針に対するパブリックコメント No.884で、「超過確率P50/P90の前提として、10年予測という理解で問題ないか。」という質問に対し、「風速の経年変動の不確実性(標準偏差)は運転期間(例:運転期間が20年間の事業計画なら20年間)として算定ください。」とあるが、不確実性は対象期間が長いほど減少することを踏まえ、例えば運転期間が23年間であっても、風速の経年変動は保守的に20年で算定することで評価が下がることはないか確認したい。	事業者間の比較の観点から、原則、「運転期間」で算定ください。ただし、困難な場合は、その事情を記載すれば運転期間に近い期間の分析結果にて代替可能です。
223	公募占用指針案 第8章(3) viii)	第三者委員会の委員は公募占用計画の認定時まで匿名であるという理解しているが、仮に第三者委員会の委員であることを知らずに対象の委員へ接触を行った場合、資格停止の要件に該当するのか。また、第三者委員会の委員であることを知らない状態で対象の委員へ接触中に、万が一対象の委員が第三者委員会の委員であることが判明した場合、事業者はどのような対応措置を講じればよいか。	遵守事項の違反となるのは、特定の学識経験者や専門家等が第三者委員会の委員であることを知った上で、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様により接触した場合です。
224	公募占用指針案 第8章(3) v)	「～協議会意見取りまとめの発電事業の実施や事業終了時の設備等の扱いに係る留意点～」とあるが、発電事業の事業終了時の設備等の扱いに係る留意点はどこから読み取ればよいか。	本公募対象区域の協議会意見とりまとめ内には「発電事業の事業終了時の設備等の扱いに係る留意点」の留意点の記載はないので、公募占用指針を修正しました。
225	公募占用指針案 第8章(3) ix)	評価の考え方が複数併記されているが、該当する評価区分を満足するためにはこれらの評価の考え方のいずれも満たす必要があるのでしょうか。	公募占用指針第8章(3) vii)～ix)の評価項目は、都道府県知事意見を最大限尊重する項目であることから、基準①を満たさない場合は、②以降の評価基準に沿って国が評価を実施します。vii)の「最低限必要なレベル」の記載については複数基準の整理が明確ではなかったため修正しました。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
226	公募占用指針案 別添3	新たに整備される基地港湾の諸元については、令和4年2月に取りまとめられた「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」の結果に準じた諸元に基づき整備頂くという理解でよろしいでしょうか。	本公募においては、公募占用指針において示された埠頭の諸元、地方整備局・港湾管理者から示された構造図面等を前提に公募占用計画を作成・提出ください。
227	公募占用指針案 第8章(3)iv)	登録適合性確認機関制度が創設されたが、その制度の実績はない中で、どのように認証取得に向けた検討内容を記載すればいいか。従来のウィンドファーム認証取得に向けた取組と同様と考え、記載する場合、各モジュールの認証取得時期はウィンドファーム認証での各モジュール認証取得時期と同じ時期と考えてよいか。 登録適合性確認機関制度は「技術基準への適合性確認審査の迅速化」を目指し創設されたものと理解しており、事業者の努力次第ではウィンドファーム認証より早く認証取得が可能となると考えているが、どの程度早くなるか未知数のため国の考えをお聞きしたい。	登録適合性確認機関と協議し、適切に計画を作成ください。  <参考:登録適合性確認機関等についての経済産業省ホームページ> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html</a>
228	公募占用指針案 別添6	航路・漁業等との協調、共生や地域経済波及効果の項目では、今後県知事の評価基準が公募占用指針に盛り込まれることと考えております。その際、仮に地域の特定の施設と連携した振興策が要求され、他方でその施設運営者(公営でも民間に運営委託している場合など)が特定の事業者と排他的に協業していた場合、公募の公平性を損なうと考えております。そのような県知事の評価基準にはならないよう整理される、もしくは評価基準公表後に公平性が損なわれている事例が発覚した場合には適切に対処されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	公募占用指針案 別添2-2	協議会意見とりまとめでも挙げられている災害時の電力供給など、一部の地域振興策では地域の公営施設と連携することも想定されます。 仮にそういった公営施設の運営委託を受けている民間企業が一部の事業者と排他的な協業をしている場合、公募としても公平性を損なうこと、また公的な施設であることから不適切ではないかと考えております。 そういったケースが仮に発生した場合には、どのような対処をされるでしょうか。	個別事案毎に対応しますので、第10章(5)記載の国担当部局まで相談ください。
230	記載要領及び様式集案 3.記載内容	以下のケースは記載可能でしょうか。 ①SEP船や起重機船等の船名 ②公共機関(自治体、学校、病院、等) ③海外の洋上風力案件名 ④保守点検を行う協力企業としての風車メーカー	公募参加者名の匿名性を確保することが重要であるため、①②④は記載可能、③は記載不可です。記載不可の具体名については、正本の読み替え表に正式名称を記載ください。また、記載要領及び様式集の第1.3で企業名の記載ルールをより分かりやすく明確化したので、ご確認ください。
231	記載要領及び様式集案 3.記載内容	「補足資料」と「添付資料」の違いについて伺いたい。 各別紙で添付が指定されている資料のみを「添付資料」と指しているわけではなく、各別紙で添付が指定されている資料並びに記載内容の根拠資料など具体的かつ明確に説明するための資料と合わせて「添付資料」と呼んでいる、という理解で正しいか？	ご理解のとおりです。資料内容の補足のために添付提出する根拠資料等を「添付資料」としています。分かりやすさの観点から、「補足資料」の表記を「添付資料」に統一しました。
232	記載要領及び様式集案 3.記載内容	「公募申込書及び資格審査書類」についても匿名化した副本が必要でしょうか？	ご提出ください。
233	公募占用指針案 第9章(5)	公募占用指針に記載されている公募占用計画の変更に係る手続きは、認定公募占用計画の変更を想定していると理解していません。他方で、公募占用計画の認定は、事業者選定後に留意事項等を踏まえて公募占用計画を変更のうえ行われると認識していますが、実態として公募占用計画の認定までの間に風車配置や工事工程に変更が生じる可能性があり、この場合はどのような手続きを取ればよいかご教示ください。	公募占用計画の認定までに審査・評価の対象となった計画から大きな変更がされることは想定していませんが、変更可否については公募占用指針第9章(5)に基づき、個別に判断することとなります。
234	公募占用指針案 第9章(5)	基数の増減および大幅な発電量・コストの増減、加えて大幅な工期の変更や困難な地元調整を伴わない風車配置の変更については、公募占用計画の変更にあたらないかどうかご確認ください。	公募占用指針第9章(5)の基準に基づき、変更内容に応じて個別判断されますが、審査及び評価の結果が下がる可能性があるため、大幅な工期の遅延や発電量の減少は変更認定を受けられない可能性があります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
235	記載要領及び様式集案	様式3-1-2 維持管理において使用する港湾の計画を記載させることで、具体的に港湾の利用計画を確認することで、何を確認・評価されたいか提示いただきたい。	公募占用指針第8章(2)に記載しているとおり、維持管理の適切性を確認します。
236	記載要領及び様式集案	様式3-1-2 公募占用計画の本紙、3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等において、9.当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第1号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項につき、複数の港湾を利用する計画の場合は、全ての港湾について記載すること、とある。 ＜維持管理時＞において、CTVにて人員および物資を輸送時に使用する岸壁、作業船等で物資を輸送する際に利用する港湾・岸壁と理解するが良いか。	ご理解のとおりです。
237	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 評価されるのは”メンテナンス人材の”雇用機会を創出する取組、に限られるという理解で良いか。あるいは、メンテナンス人材に限らず、プロジェクト全体における雇用機会創出に係る取組が評価されるのか。	「運転開始以降の事業計画」項目の「トップランナー」基準では、確実な維持管理実施の観点から必要となるメンテナンス人材の育成策・雇用策について、具体的かつ実現可能性の高い計画となっていることが重要です。なお、発電所の維持管理や電力安定供給に関する重要な役割を担う人材をメンテナンス人材と捉えているため、作業員のみならず、電気主任技術者、監視員、管理者等も含む広くメンテナンスに関わる人材を想定しています。
238	公募占用指針案	第5章(1)2 本公募占用指針が公示された日から事業者選定の通知がされる日までの間、 港湾利用調整(O&M事務所設置場所の選定)、サプライチェーン形成に関わる調整に関して、地元関係者と接触することは問題ない(以下の行為に該当しない)との理解で良いか。 ・事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為	公募占用指針第5章(1)2 vi)を遵守する前提であれば接触可能です。 「事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為」はあくまで例示の一つですので、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。なお、疑義が生じた場合、説明責任は事業者が負うこととなります。
239	公募占用指針案	第5章(1)2 本公募占用指針が公示された日から事業者選定の通知がされる日までの間、自治体は地元関係者から除外されているため、自治体へ接触することは差し支えないとの理解で良いか。	公募占用指針第5章(1)2 vi)を遵守する前提であれば接触可能です。
240	公募占用指針案	第5章(1)2 本公募占用指針が公示された日(令和〇年〇月〇日)から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないとされている。一方で、公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触は認められている。 公平性・公正性・透明性を確保する前提において、地元関係者と港湾の利用協議をすることにつき妨げられないと理解するが、ご確認いただきたい。	ご理解のとおりです。
241	公募占用指針案	第5章(1)2 公平性・公正性・透明性を確保する前提において、自治体・行政機関と港湾の利用協議をすることにつき妨げられないと理解するがご確認いただきたい。	ご理解のとおりです。
242	公募占用指針案	第5章(1)2 公平性・公正性・透明性を確保する前提において、自治体・行政機関と当該行政機関が管轄する施設等の利用協議を行うことにつき妨げられないと理解するがご確認いただきたい。	ご理解のとおりです。
243	公募占用指針案	第5章(1)2 構成員の要件は、コンソーシアム、SPCIいずれの形態においても、出資の有無でなく、議決権の有無で良いか、ご確認いただきたい。	コンソーシアムについては、構成する全ての企業になります。SPCIについてはご理解のとおりです。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
244	公募占用 指針案	第5章(2)2)	コンソーシアム、又はSPCの構成員要件を満たさず、議決権を有しないSPCへの出資企業である場合に、当該企業の公募において添付書類(P19に示される添付書類のうち、定款等起業に関わるもの)は提出不要との理解で良いか。	ご理解のとおりです。
245	公募占用 指針案	第6章(2)3) viii)	感染症対策に関して様式に記載箇所を明示いただきたい。また当該記載は、評価区分の最低限必要なレベルの部分と理解するが、認識につきご確認いただきたい。	別紙7及び別紙10に所定の記載欄があります。評価については、ご理解のとおり、「iii)運転開始までの事業計画」、「iv)運転開始以降の事業計画」それぞれの「最低限必要なレベル」の「労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針」に関する基準で評価を行います。
246	公募占用 指針案	第6章(2)3) ix)	公募参加者が構造上の利用可能性を検討した書類について、「地耐力」はあくまでも例示であり、利用する用途(重量物を搬出入するのか、大型船舶に係留させるのか、維持管理拠点に利用)等により、求められる必要な要件等は異なると考えられます。地耐力に縛られず、用途に応じて適切な検討を行った結果を資料として提示するという点でよいでしょうか。	いずれの用途に利用するか明らかではありませんが、利用用途に応じて適切な検討がなされているかについて評価します。
247	公募占用 指針案	第6章(2)4)	サプライチェーン形成計画がどのように早期復旧に資するかが必要な事項として整理されています。修理の為に施設の有無が挙げられていますが、あくまでも例示であり、早期復旧に資するものであれば、必要な事項で、必ずしも記載が必須の要素ではない点をご確認ください。	92番の回答をご覧ください。
248	公募占用 指針案	第8章(3) v)	リスクシナリオ(風車基幹部(ローター・ナセル)や海底ケーブルの損傷)について、 ①基礎構造物や二次部材等は、風車基幹部に含まれるとの整理で良いかご確認ください。 ②陸上変電設備はこちらには該当しないとの整理で良いか。	①基礎や二次部材は本箇所での風車基幹部には含まれません。 ②該当しません。
249	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	・リードタイムに関する情報は、事業者による具体的な情報収集によるものでも確からしいものと判断いただけるか。第三者機関による確認等が必須となるか。 ・第三者機関による欧州等の他の先行市場のリードタイム情報は、市場環境が異なるが確からしく、適切なものと判断するか。	実績ある第三者による適切な評価等の客観性も含め、確からしさが十分説明されていることが重要となります。
250	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	・故障率が高い部品・当該部品の調達リードタイムの特定に至った分析に使用された元データの確からしさについて評価が及ぶと考えるがその理解で良いか。 ・確からしさを判断する要件があればご教示いただきたい。 ・国内では商用運転が開始されている洋上風力案件はわずかしがなく、且つ運転期間も分析を行うにあたり十分に長いものではないと思料するが、例えば信用できる第三者機関の先行する欧州の洋上風力に関するデータを単純に引用する場合(①)と、そのデータを基礎としつつも、本案件における商用運転までの時間軸を考慮した環境変化の予測・国内ならではの諸事情等、一定の仮定を考慮したデータ(②)については、①と②どちらが評価されるのか。仮に②が評価される場合、一定の仮定の確からしさについては信頼に足る実績データの蓄積がない中、どのように判断されるのか。	別紙本体に記載されるリードタイムと、添付される根拠資料の内容の整合性を確認し、第三者委員会の意見を踏まえて評価します。
251	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	維持管理に必要な人員は、故障時の修繕要員だけでなく、通常運用時の維持管理人員も対象とする考えで良いか	ご理解のとおりです。電力安定供給の観点からは、故障時の対応のみならず平時の維持管理が重要ですので、必要な人材を安定的に確保する計画が評価対象です。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
252	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	部品調達、船舶調達、人員確保とは別に、電力安定供給／早期復旧に関連するリスクシナリオがある場合、当該リスクは独自に行ったリスク特定・分析と位置付けられるとの整理で良いか。 リスクシナリオが部品調達、船舶調達、人員確保に関わらない場合に、それだけを以て独自性を認め、「優れている」の評価対象として考えるのか、確認いただきたい。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、公募対象海域や自社計画の特有の事情も踏まえ、発生確率・影響度の観点から重要と考えるリスクを特定・分析し、具体的かつ実現可能性のある対応策を計画することが重要です。115番の回答もご覧ください。
253	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	部品調達、船舶調達、人員確保に関するリスクシナリオにおいても独自の特定期間・分析が適切になされており、その対応が特に優れているものは「優れている」の評価を得られると理解してよいか。 リスクシナリオが部品調達、船舶調達、人員確保に関わる場合に、それだけを以て独自性を認められず、「優れている」の評価対象とは考えられないのか、確認いただきたい。	部品調達、船舶調達、人員確保に係るリスクに関しては、公募占用指針で示すリスクシナリオになりますので、基本的には「良好」区分での評価になります。 なお、公募占用指針に示すリスクは特に重視しているものとして最低限検討いただく大枠(リスクシナリオ区分)及び個別リスク(概要の個別項目)を列挙しています。「独自に行ったリスクシナリオ」は、公募占用指針で示す個別リスク(概要の個別項目)に該当しないものを指すため、大枠(リスクシナリオ区分)が公募占用指針で示されているものと重複していても構いません。最終的には第三者委員会の意見を踏まえて評価することになりますが、リスクシナリオに関しては、発生確率・影響度の観点で重要なリスクを精緻に特定・分析し、具体的かつ実現可能性の高い対応策が根拠とともに示されていることが重要です。
254	公募占用 指針案	第8章(3) vi)	あるイベントに対して、部品調達、船舶調達、人員確保のリスクが複合的にもしくは同時並行的に発生することが想定された場合、当該リスクに関しては、独自リスクとして整理することが良いか。もしくは、複合・同時発生リスクにおいて、もっともリスクの大きいリスクのカテゴリ(部品調達、船舶調達、人員確保)に整理して記載することが求められるか。	複合リスクは「独自に行ったリスクシナリオ」と整理ください。
255	公募占用 指針案	第8章(3) vii)	最低限必要なレベル(0点)において、「④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。」とある。親会社、子会社の実績ではなく、関連会社等の実績を利用する場合、当該実績を有する会社を事業実施体制に組み込むことが確実に見込める必要があると解釈するが、当該事業で実施体制組み込むことの確度や蓋然性を明示するものとして、具体的に必要な書面を提示いただきたい。	例えば、実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)ことを示せば同等といえる根拠となり得ます。なお根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。事情に応じて同等と判断できる根拠をお示しください。
256	公募占用 指針案	第8章(4)3)	ハードに係るサプライチェーンの対象は、船舶が含まれるとの理解だが、確認いただきたい。風車以外も含む全てのサプライチェーンが対象であり、電力安定供給に資するものが評価されるということが良いか。	ハードに係るサプライチェーンには、船舶も含まれます。評価対象となるサプライチェーンの範囲は、公募占用指針第8章(4)3)のとおりです。
257	公募占用 指針案	第8章(4)3)	ソフト:物流等が記載されているが、部品の供給、保管、洋上設備までの運搬等に関わる、運搬、拠点等の確保が必要とされているとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。運転開始前も含め、部品等の調達を安定的に実施するために必要となる拠点や輸送手段の確保等の計画を記載ください。
258	公募占用 指針案	第9章(5)4)	評価の対象となった事業者とは、SPCの構成員企業すべてを指すのか。例えば議決権保有割合が著しく小さい場合にも当該制約が関わるのか確認したいもの。	別紙1にて「事業の実施・管理」の役割の「主たる者」として記載された構成員を指します。
259	公募占用 指針案	第8章(3) v)	メンテナンス人材の教育、育成、雇用機会創出への配慮は、運転・管理の実現性を確認する為の評価区分と理解します。例えば、確実なメンテナンスを履行する為のメンテナンス人材を教育・育成する施策やメンテナンス人材の雇用に関する施策・計画などについて、具体的かつ適切なものが求められていると理解して良いでしょうか。 また、雇用機会創出への配慮という用語解釈については、単に人材の雇用に向けた地元教育機関等への採用枠コミットが求められるわけではなく、確実なメンテナンスの履行に向けた、一連の採用・育成・雇用継続等のプランニングが求められていると解釈してよいでしょうか。 何を以て適切ととらえるか指標があればご提示をお願いします。	237番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
260	公募占用指針案 第8章(3) v)	①メンテナンスの確実な履行において、メンテナンス人材の確保に対する取組が要請されることからトップランナーと置かれていると理解してよいか。 ②一方で、メンテナンス人材の不足等を鑑みると、メンテナンス作業の効率化・省人化等が求められていると考える。新技術の導入等に関する取組に関しても、メンテナンス人材の教育・育成・雇用機会創出に関わる施策と同様、確実なメンテナンスの履行確度を上げる為には必須と考えますがその理解で良いか。 ③新技術の導入等の施策につき、記載する様式および記載箇所を新たに設ける、もしくは、該当記載箇所をご案内いただきたい。	①トップランナー基準として評価するという事です。 ②③ご理解のとおりです。省人化の対応策は、例えば電力安定供給の観点で人員確保リスク対応策としても評価され得ると考えます。
261	公募占用指針案	別添2-2 ”「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」(別紙1)に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと”と記載されているが、現状では別紙1は添付されていない。第3回協議会の資料のものと同様と考えているが、疑義をなくすため、公募占用指針公表の際には添付いただきたい。	ご指摘踏まえ、「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」を追加しました。
262	公募占用指針案	第8章(3) vi) 電力安定供給の評価項目では、安定供給・早期復旧に関する取組みが評価されることとなっており、例えばダウンタイムの低減効果などが評価の軸となることもあるかと思えます。 その際、ダウンタイムの低減効果は前提としている条件(故障の発生確率など)にも左右されると思いますが、評価の際には前提等を公平に評価した上で、実現可能性も考慮して評価されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	公募占用指針案	第8章(3) v) 人材育成に関わる計画は各社内部知見の計画等によるところに依存すると思えますが、育成効果の蓋然性等をどのような指標を以て判断するかご教示いただきたい。	一概にお答えすることは困難ですが、例えば過去の実績を考慮し、第三者委員会の意見を踏まえ、評価していきます。
264	公募占用指針案	第8章(3) v) ・メンテナンス人材の教育・育成・雇用機会創出に向けた具体的な取組みが事業者選定後に実施される計画と、具体的な取組みがすでに始められており、事業者選定後も継続して同取組みがなされる計画とで、公募上の評価に差はあるか。 ・取組みに関する実績がある場合に、当該取組みが公募後の計画の実現性や具体性、適切さを確かめるサンプルになり得るか確認いただきたい。	計画の具体内容が不明なので一概にお答えすることは困難ですが、例えば実際に実績がある方が、実現可能性や具体性の観点からより高く評価され得ると考えます。
265	公募占用指針案	第8章(3) vi) ・国内サプライチェーンが未発達な中で、安定供給に向けたサプライチェーン形成計画において、安定供給を支え得る新技術の追求や開発(例えば共同研究、共同開発、開発支援等)を事業者独自に行うことは評価され得るか。 ・新技術は開発途上であることが多いことから、導入による効果の確度等が不確実性を持つと想定されるが、潜在的な安定供給への定量効果が具体的に示される事を以て評価されるか確認いただきたい。 ・サプライチェーン形成計画において、安定供給を支え得る新技術の追求を含めて提案することについて、確度がないと評価され、新技術の追求を取り込むサプライチェーン形成計画が低く評価されないか確認したい。 ・もしサプライチェーン形成計画について、技術の熟度、調達確度等が高いものでしか評価しえない場合、新技術の追求は本公募で求められていないという主旨か確認されたい。	新技術の開発に関してもその有用性が根拠とともに示される等、適切な内容であれば、第三者委員会の意見を踏まえ、評価され得ます。根拠の示し方については、別紙本体の説明と根拠資料の整合性が重要です。
266	公募占用指針案	第8章(3) vi) ・ソフトサプライチェーンにおける人材の確保に関して、サプライチェーン形成がサプライチェーンを育てる(人材を生み出す、育てる)といった主旨を求められるのか、確実なサプライチェーンを獲得する(技能を持った人材を獲得する等)ことを求められるのか、国として考えを確認させていただきたい。 ・長期的な取組みが将来的に一事業にもメリットをもたらすと認識するものの、即効性や効果の確実性の点でサプライチェーンを育てると言った長期的な取組みが公募事業上評価されるのか確認させていただきたい。	・必要な人材の「確保」には、育成及び獲得の両方が含まれると考えます。 ・継続的に安定した確保が行える場合は電力安定供給の観点から評価され得ますし、国内経済波及効果の観点からも評価される可能性があります。
267	公募占用指針案	第8章(3) vi) ①本評価項目に関しては、相対評価でトップランナーとして評価されるのは1社でしょうか。複数社可能でしょうか。 ②複数社の場合は、いずれの会社も特に優れていると評価される為の要件を必要以上にクリアしている場合と解釈してよいでしょうか。 ③また今回2海域の公募が開かれますが、両海域でトップランナー相当(「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&Mの取組内容が特に優れていると評価される)為に必要な要件はプロジェクトの特性の差によるものを除けば、同一と考えてよいでしょうか。	①第2ラウンド公募と同様、トップランナーが複数社該当することはあり得ます。他方、基本的には相対評価となるため、2社のみの応募の場合はその限りではありません。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
268	公募占用指針案 第8章(3)vi)	操業開始までの年月が長く、将来の運転期間におけるサプライチェーンの状況は、現在の状況と大きく異なる状況が発生し得る。現時点でのサプライヤーやベンダーとの協議に基づく将来調達に関わる合意は、具体的な条件が詰まったものでなく方針合意的な紙面になることが十分に予想される。事業者としては、確実性を増すべく条件交渉のうえ手配するが、当該紙面の効力を確度のあるものと確認・判断する為の指標・判断基準を伺いたい。(紙面の有無、技術的な適合性、商務的な調整、金額合意等。)	公募占用指針第8章(4)3)ii)のとおり、サプライチェーン形成計画の変更も認められ得ます。他方、全公募参加者同じ状況だからこそ、契約スキームの工夫等、創意工夫の余地もあると考えます。
269	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	別紙9において、独自リスクの記載箇所が設けられている。本別紙は、運転開始後のスケジュールを記載することが求められているが、本別紙に関して記載するリスクは、運転開始後のスケジュールに関するリスク(スケジュール遅延等)の記載を求めているか。もしくは、運転開始後のリスクに関し、別紙で求められる設備の損傷・故障リスク以外を本別紙に自由記載することを求めているか、確認されたい。	スケジュールに係るリスクのほか、運転開始以降に発生し得るリスクのうち、維持管理(別紙10)や撤去(別紙11)に関するもの以外で重要なものがあれば記載ください。
270	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	・別紙11において、撤去計画の内容は、別紙9～11関係の最低限必要なレベル④、⑤、ミドルランナーの②の評価の考え方で評価されると理解しています。別紙11においては、撤去計画の具体性は加点要素として評価されないと理解してよいか。 ・別紙11において、撤去に関わる計画が加点評価対象ではないとした場合、別紙9において撤去に関わる独自リスクを記載しても加点対象としての独自リスクとは評価されないと考えてよいか。	加点要素の意味するところが定かではありませんが、各基準が満たされないと当該区分の評価は得られません。また、「優れている」区分は相対評価を行うため、第三者委員会の意見も踏まえ、撤去リスクの記載が加点要素となる可能性はあります。
271	公募占用指針案 第8章(3)x)	国内経済波及効果の評価項目では、経済波及効果や国内調達率の大きさが評価軸となることがあるかと思うが、仮に同様の提案であったとしても、効果の算出方法や根拠は異なってくるかと思えます。(例えば、過去の類似の取り組みからの推定や、国内統計情報からの推定など提案)その場合、事業者が考える効果をそのまま採用するのか、評価の際には考え方を揃えて評価を行うのか、ご教示いただきたい。 また、中長期的観点から国内経済の発展に資するとは、具体的にはどのようなものを想定しているか。投資を通じ、継続して国内に経済効果を生まれる、ということか。	産業連関表に基づく定量的な効果及び定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施します。 「中長期的な観点から国内経済の発展に資する」については、短期的な一過性の経済波及効果ではなく、10年後以降の将来においても国内経済の発展に寄与する提案を評価するという趣旨です。
272	公募占用指針案 第8章(3)ix), x)	地域経済波及効果・国内経済波及効果の評価項目では、指定された産業連関表を用いることが求められているが、これは売電価格で運転以降の経済波及効果が算出されることや、各業種での国内・県内調達率が定められており、提案者それぞれの調達率工場のための取り組みが考慮されない部分が多分にあると感じております。優れている・トップランナーの評価においては、この産業連関分析による経済波及効果の算出結果の多寡をもって、優劣がつけられることではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。産業連関表に基づく定量的な効果及び定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施します。
273	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	LLCR計算基準日は借入時点とあるが、これはシニアローン初回融資実行月という理解でよいでしょうか。	本公募では分かりやすさの観点から、LLCRの計算基準日として「運転開始日」を使用することとし、その点が明確になるよう修正しました。
274	記載要領及び様式集案 様式3-1-18, 様式3-1-19	2ndラウンドパブコメNo.1269において、地域・国内経済波及効果の源泉となる事業・施策の担い手がSPC本体とは別である場合、「公募占用計画の履行義務に係る対象は当該SPCとなるため、SPCとして計画履行に責任を持って行えるのか、計画実行がどのように担保されているかなど、提案内容の確からしさが評価上重要となります。」とありますが、根拠を示す書類については、その内容が具体的に示され、履行義務について確からしさが認められるものであれば、MOUなど契約書以外の形式でも構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	公募占用指針案 第5章(1)2)	地元関係者等との接触の禁止について、「例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失う」とあるが、例えば公募期間中に地域振興策の試行実施のために地元関係者に接触すること、またその試行実施により多少なりとも地元関係者がメリットが生まれることは、有利になるような働きかけに該当するでしょうか。 また、地元関係者からではなく、例えば中間卸業者のような協議会構成員以外の第三者と地域振興策を施行し、それにともない地元関係者に多少なりともメリットが生まれることは、「自ら有利になるような働きかけを行った場合」に該当するか。	2点とも「自ら有利になるような働きかけを行った場合」に該当します。
276	公募占用指針案 第8章(3)	評価の考え方の「優れている」「トップランナー」に記載の「独自に行ったリスクの特定・分析」とあるが、ここでいう「独自に」というのは「提案者の過去の洋上風力発電事業経験に基づく独自のリスク」ではなく、「公募占用計画に記載するプロジェクト特有の独自のリスク」という認識で良いか？つまり、提案する計画特有のリスクをいかに特定・分析できているかという観点で評価を行う認識で良いか？	基本的な考え方としては、202番の回答をご覧ください。過去事業の知見を踏まえたリスクの特定・分析は精緻化に役立つと考えますが、過去事業の実例を記載するだけでなく、本公募事業に係る分析、対応策の検討を実施ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
277	記載要領及び様式集案	様式3-1-3 運転開始までの事業計画(別紙4~8関係)評価の考え方への対応のうち、最低限必要なレベルで、「① 選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。」とあるが、運営、撤去をここに含んでいる点について解説いただきたい。	100番の回答をご覧ください。
278	記載要領及び様式集案	様式3-1-3 ①運営(操業開始~終了)、撤去に関しては別紙9での記載事項との理解だがあっているか。 ②別紙9では、「運営、撤去に関するスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が具体的であるもの」が、評価区分の「最低限必要なレベル」として要求されていると理解してよいか。 ③別紙9の記載内容で求められるスケジュールの設定に関して、運営、撤去以上にマイルストーンやスケジュールの解像度を上げると、例えば、運営期間中のイベントや保守契約の期間などがある。このような記載を具体化させた場合、別紙10で評価される内容であれば、別紙10の評価区分に照らし合わせ評価され得ると理解してよいか。	①②ご理解のとおりです。 ③146番の回答をご覧ください。
279	記載要領及び様式集案	様式3-1-12 運転開始以降のスケジュールの記載が求められていますが、具体的にどの程度詳細に記載すべきでしょうか。例えば、毎年の定期メンテナンス、数年に一度の定期メンテナンス、数年に一度の大規模修繕といったイベントのスケジュールとの理解でよろしいでしょうか。	146番の回答をご覧ください。修繕頻度等は別紙10に記載ください。
280	記載要領及び様式集案	様式3-1-12 ①運転開始と撤去、夫々のスケジュールに関して本別紙では遅延に関するリスク特定が求められていると理解してよいか。 ②運転開始後から撤去期間までの間に起こるリスクの特定・分析を記載することになるが、本別紙にはスケジュール観点でのリスク特定・分析のみが記載することが求められているか。別紙10では主に損傷リスク、別紙11では撤去に関するリスクが求められており、本別紙で記載が要請されているリスク分析の主旨を提示いただきたい。 ③スケジュールやマイルストーンと言った観点で、運転開始、撤去のイベントから、さらに当該期間に対する解像度を一段深めると運転・維持管理におけるフェーズなどが示せると考えるが、当該フェーズで起こり得るリスクの特定・分析等を行うことは、本別紙の主旨に沿うか。	①国が指定するリスクシナリオは公募占用指針第8章(3) v)記載のとおりですので、発生確率や影響度の観点から遅延に関するリスクが重要と判断した場合は記載ください。 ②運転開始以降に発生し得るリスクのうち、スケジュール関連含め、維持管理(別紙10)や撤去(別紙11)に関するもの以外で重要なものがあれば記載ください。 ③個別具体の評価に関する回答は差し控えます。発生確率や影響度の観点から遅延に関するリスクが重要と判断した場合は記載ください。
281	記載要領及び様式集案	様式3-1-13 雇用機会を創出する取組が評価されるものと理解しているが、以下の点を確認させていただきたい。 ①洋上風力の運転開始により、O&M人材の雇用機会はどのような提案であっても創出されると考えるが、具体的な雇用計画などが評価されるという趣旨か。 ②本項目に限って考えれば、「地元」人材・企業の雇用創出の期待を趣旨とした項目でなく、雇用創出の対象は全国どここの企業や人材でもよいということか。 ③雇用創出の一方で、スマートメンテナンスなど省人・省力化の取り組みも産業の方向性の1つと考える。その意味では、例えばOM企業での雇用人数の多寡をもって評価される訳では無いということでしょうか。	すべてご理解のとおりです。
282	公募占用指針案	第8章(3) iii) 独自に行ったリスクの特定分析において、実際に既存のプロジェクトの運営や操業において直面した収支減少やコスト増につながる機器損傷や事故等への未然防止策、またリスク発現時の対策と、実際の経験はないが、リスク分析に基づき想定される仮定シナリオと比較した場合、前者のリスク分析の方が安定的な収支計画としてはより高い評価につながるようになるのか。	一概にお答えすることは困難ですが、既存プロジェクトの実績詳細が分かる資料が提出されている場合、実現可能性の観点で高く評価され得ます。
283	記載要領及び様式集案	1.提出書類様式 各別紙の冒頭に目次を記載することは問題ないでしょうか。また、目次を記載した場合もページとしてカウントされるという理解で正しいでしょうか	冒頭に目次を作成していただきます。目次もページ数にカウントするため、全体のページ数制限を360ページとします。なお、目次には項目名(○章△節(□)・・・)及びページ番号を記載ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
284	記載要領及び様式集案	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法 『書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。全体のページ数はページ下中央に記載すること。』とありますが、Round 1のP25(Q&A#145)においては、「全体のページ数に代えて様式毎のページ数としてもよろしいでしょうか？」の質問に「様式〇—PO」のように容易に特定できる形であればそのような記載でも差し支えありません。」とありました。今回も同様に考えてよろしいでしょうか？	ページ番号の記載については、記載要領のとおり、「書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。なお各様式のページ数の上限の目安は、表1に記載のとおり(添付資料は除く)とする。」を原則としつつ、各様式でページ番号等の個別指示もありますので、具体的には以下のとおり記載ください。  ページ番号の記載については、記載要領のとおり、「書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。なお各様式のページ数の上限の目安は、表1に記載のとおり(添付資料は除く)とする。」を原則としつつ、各様式でページ番号等の個別指示もありますので、具体的には以下のとおり記載ください。  <別紙本体(様式3-1-1~3-1-20)> ●様式3-1-1 ページ番号の記載は不要 ●様式3-1-2、様式3-1-3 右肩に様式ごとのページ番号とページ数を記載 ●様式3-1-4~様式3-1-20 様式指定の場所(右肩)に様式ごとのページ番号とページ数を記載し、下中央に「様式〇—PO」と記載  <別紙本体の添付資料> ●各添付資料について複数ページにわたる場合は右肩にページ番号とページ数を記載  <公募参加申込書及び資格審査書類(様式3-2-1~3-2-8)> ●様式3-2-1 ページ番号の記載は不要 ●様式3-2-2~3-2-8 各様式が複数ページにわたる場合、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を記載(様式で指定ある場合は指定の場所に記載)  <公募申込書及び資格審査書類の添付資料> ●各添付資料について複数ページにわたる場合は右肩にページ番号とページ数を記載 ※なお、印鑑証明書は基本的には複数ページにわたらないとの理解ですが、公的な証明書等の原本の加工が難しい書類はそもそもページ番号・ページ数の記載は不要です
285	記載要領及び様式集案	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法 ページ下中央の全体のページ数について、ラウンド1の「公募に関する質問への回答」では以下の通り「様式毎のページ数」が認められましたが、今回も適用されるか。【質問】「全体のページ数はページ下中央に記載すること」とありますが、公募占用計画作成にあたっては様式ごとに並行して編集することが想定され全体のページ数の管理が難しいため、全体のページ数に代えて様式毎のページ数としてもよろしいでしょうか。【回答】「様式〇—PO」のように容易に特定できる形であればそのような記載でも差し支えありません。	284番の回答をご覧ください。
286	公募占用指針案	第8章(3) 「ミドルランナー」の基準を満たした上で、多くの洋上風力の知見を持つリスクコンサルとともに、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析を行えば、それは適切になされているとみなされ、その対応が特に優れていると評価された場合は「優れている」の評価の要件を満たすと考えられますでしょうか。	リスクコンサルの起用自体が評価される訳ではありませんが、実績のある適切な第三者による検証を経た計画は、評価され得ます。
287	公募占用指針案	第8章(3)x) 風車メーカー等のサプライヤーが本海域で採用することでの国内投資をコミットする場合、それは国内経済波及の評価に値するか。それとも風車メーカー等のサプライヤーが本海域で採用することでの国内投資をコミットした場合でも事業者固有の施策ではないので国内経済波及の評価に値しないか	具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明がなされていれば、評価され得ます。
288	公募占用指針案	第2章(3) 供給価格上限18円/kWhは調達価格等算定委員会を踏まえて決定されたものと理解しておりますが、足元の金利高騰、インフレ、円安を鑑みるとやや現実的な数字からは乖離していると感じております(特にこれらが具体的にどう調達価格等算定委員会の検証に反映されたか、開示された資料からは不明瞭と感じております)。また、本公募の対象海域である青森県沖日本海(南側)については、系統連結点までの距離も長く自営線敷設に膨大な費用が生じる等、過去ラウンドの対象海域とは異なる条件もあり、個別海域の状況を踏まえて上限水準を再考いただきたいと思います。	35番の回答をご覧ください。
289	公募占用指針案	第2章(3) 第88回調達価格等算定委員会において複数の事業者様からご提案があったようにFIP制度におけるインフレ・為替の売電価格への反映(エスカレーション条項導入)を強く希望致します。世界的なインフレ等の加速化により、最新の英国CfDオークションでは入札者不存在であった結果、CfD上限価格引上が行われている他、多くの事業者がインフレ・サプライチェーン逼迫により事業撤退や減損損失計上を余儀なくされている状況です。日本の洋上風力マーケットの継続的かつ安定的な成長に向けては、高い事業リスクを抱える発電事業者への適正なリターン確保が必要不可欠と考えられることから、制度面でのサポートをご検討頂きますと幸いです。	18番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
290	公募占用指針案 第8章(3) iii)	調達価格等算定委員会で計算された供給価格上限の事後検証をご検討頂きたく存じます。例えば、ラウンド2の各事業者の入札時点での供給価格(各事業者がコントラクターからの見積もり等の証憑付で提出した構成要素毎の事業費・発電量の情報等)と供給価格上限として設定された19円/kWhの前提条件の比較検証を行い、それを反映出来れば、より現実的な上限価格設定が行われると考えております。	供給価格上限額は、その時点において参照可能なデータを用いた、調達価格等算定委員会における有識者の審議を踏まえて決定しています。
291	公募占用指針案 第2章(3)	公募参加企業及びそのグループ企業が電力をオフテイクする場合と、第三者企業が電力をオフテイクする場合では、その違いだけをもって評価に差はつかないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	公募占用指針案 第6章(2)3) xii)	「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」との記載がございます。青森県においては、令和5年9月12日の知事記者会見にて「再生可能エネルギーに係る新税、法定外税の創設の検討」が開始され、その可否も含め今年度中に検討の上結論が出されるとの理解です。導入可となった場合でも、公募締め切りまでに制度詳細が確定していない場合には、事業計画に織り込むはしないとの理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	公募占用指針案 第5章(1)2) vi)	「公募占用指針が公示された日以降、地元関係者等(漁業関係者含む)の接触は禁止」とのことですが、以前の公募占用指針への回答36番では「協議会構成員団体の構成員への接触について、原則としては禁止しておりますが、地元企業の活用等のサプライチェーン形成の検討のためであれば、事業計画策定に不可欠なものと判断できます」とされています。  施工計画やO&M計画の検討の一環として、建設・O&M時に協力頂きたい内容を漁業関係者と協議することは公募開始前に限られますでしょうか。あるいは公募開始後も認められますでしょうか。また、その実現性を証明する資料として、漁業関係者から関心表明書を取り付けることは、公募開始前に限られますでしょうか。あるいは公募開始後も認められますでしょうか。  またサプライチェーン形成以外の論点に関して、上記は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	一切認められません。協議会の構成員から関心表明書等を取得することは原則認められません。ご指摘の回答は新潟県村上市及び胎内市沖を念頭にしたものであり、同海域では、多くの地元企業が加入する企業団体が協議会構成員となっていたため特例措置を設けたものです。また、306番の回答もご覧ください。 公募占用指針第5章(1)2) vi)記載の海域調査実施等の場合においてのみ、公平性、透明性及び競争性を阻害しないことを前提に、地元関係者と接触することは可能です。
294	公募占用指針案 第8章(3) vii)	関係行政機関の長との調整能力について、R2に以下のような回答がありました。『「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。(出所:「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答 質問462回答)』  例えばとある洋上風力案件で建設途中段階から参画し運転開始に至ったケースを1件経験している場合、洋上風力の運転開始に至っているため、洋上風力の調整実績にカウントされ「優れている」になれるという理解でよいでしょうか。開発段階から参画していないため該当しない、ということであれば、どの段階から参画したら該当することになるのでしょうか。  また、例えば、陸上風力案件で運転開始実績のある構成員Aと運転開始済の洋上風力案件に建設段階から途中参画し一部の洋上風力の関係行政機関の長との調整実績のある構成員Bの実績を組み合わせることで、実質的に国内洋上風力の調整実績と同等を見做せるコンソーシアムの場合、「トップランナー」もしくは「優れている」の評価を受けられる可能性はありますか。	評価の考え方については32番の回答をご覧ください。 また、後者の例の場合、国内洋上風力の調整実績があるとは評価されません。
295	公募占用指針案 第8章(3) vii)	関係行政機関の長との調整能力について、基本的には「運転段階に至っていない風力発電事業の調整実績は評価対象にはならない」と理解しておりますが、第2ラウンドでは「公募対象海域における調整実績のうち、事業者選定後において関係行政機関との調整を円滑に行うために有用であると認められる実績については評価対象となり得ます」との回答がございました。公募対象海域における調整実績は運転段階に至っていない風力発電事業の実績となりますが、これを記載することによって、別途記載する運転段階に至った風力発電事業の調整実績の評価が下げられることはない、と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の回答は、第2ラウンド公募の秋田県知事評価の考え方についての回答であり、今回の2海域においても同じ考え方になるとは限りません。本公募における関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占用指針に明記しますので、内容をご確認いただき、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。 なお、国における評価の考え方は32番の回答をご覧ください。
296	その他 産業連関分析ファイル(山形県)	産業連関表において、雇用誘発数が自動計算できるようになっておりませんが、今後更新される予定でしょうか。	山形県が公表している産業連関分析ツールに雇用者誘発数の計算が組み込まれていないため、本ツールでも自動計算されません。 そのため、本海域では雇用者誘発数ではなく就業者誘発数で評価することとします。 なお、公募参加事業者が独自に雇用者誘発数を算出することは妨げません。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
297	公募占用指針案	第2章(1)2) 出力下限値9.6MWは確保されている2つの系統の低い方の12万kWで想定されていると思いますが、容量が大きい計画をした方が公募上評価されることになるでしょうか。	12番の回答をご覧ください。なお、これまでの再エネ海域利用法の公募実績を踏まえると、事業性の観点から可能な限り設備出力を大規模化させるインセンティブは働いていると考えますので、風車10基に満たない事業計画の提出は想定しておりません。
298	公募占用指針案	第2章(3)1) Round2の設定上限価格より、今回の上限価格18円/kWhはモノパイルを想定していると考えられています。特に青森県沖日本海(南側)は地盤が固くモノパイル(MP)の施工が難しい可能性もあると考えていますが、公募後の詳細調査でそのことが分かった場合に、何か考慮されるのでしょうか。	18番の回答に記載した考え方とおり、各発電事業における事業リスクも踏まえたIRRを織り込んで供給価格上限額を設定しており、御指摘のような場合に、特段の考慮を行うことは検討していません。
299	公募占用指針案	第2章(3)1) 供給価格上限額の見直しについてお願いしたい。	35番の回答をご覧ください
300	公募占用指針案	第2章(3)1) 物価変動を供給価格に反映させる制度は海外では以前から採用されている(例:英国、スペイン等)。物価変動が供給価格に反映されない制度では物価変動リスクを十分にみた高い供給価格で入れせざるを得ず結果的に国民負担を強いることになる。つまり、実際の物価変動に応じて適切に供給価格が調整される制度にすることで国民負担が抑制されることになる。従い、物価変動により供給価格が調整される制度を導入すべきと考える。	18番の回答をご覧ください。
301	公募占用指針案	第3章(1) 促進区域と一体的に利用できる港湾は「公募開始時の公募占用指針に記載する」とあるが、当該港湾は迅速に決定・公表いただきたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
302	公募占用指針案	第4章(4) 公募占用指針(案)の内容について、第2ラウンド公募から変更のない内容については、第2ラウンド公募にて行われたパブコメ・回答の内容が、本海域にも適用されるとの理解で良いか。 具体的には、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)及び公募占用指針における「意見募集の結果について(令和4年12月28日)」「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)及び追加質問への回答(令和5年6月19日公表版)」につき、変更のない内容においては全て今回の公募占用指針(案)にも同様の考え方が適用されるとの理解で良いか。  もしくは、第2ラウンドのパブコメで出された意見・質問と同一の内容であっても、再度改めて意見・質問を出す必要があるか。	本公募は、第20回洋上風力合同会議(2023年11月15日)での議論を踏まえ、基本的には第2ラウンドと同様の公募占用指針で実施する方針です。公募占用指針や本パブリックコメントの回答等の中で、第2ラウンド公募と大きく異なる点については、公募占用指針第4章(2)で開催することとしている公募説明会(2024年2月2日)にて、整理した内容を説明します。
303	公募占用指針案	第4章(4) 本海域の公募占用指針は、第2ラウンド公募から変更のない内容も多い。そのため、第2ラウンド公募にて行われたパブコメ・回答の内容が、本海域にも適用される部分が多いと史料する。 そのため、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)及び公募占用指針における「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)及び追加質問への回答(令和5年6月19日公表版)」において、変更のない質問及び回答を明示していただきたい(第3ラウンド公募において同文の質問があれば、同文の回答になるものを抽出いただく等)。	302番の回答をご覧ください。
304	公募占用指針案	第5章(1)2) vi) 「地元関係者」の範囲は、協議会の構成員(関係省庁、自治体及び有識者を除く。)及び協議会の構成員となっている団体の構成員等であり、自治体はその対象外と理解している。第2ラウンド公募においては、自治体への地域共生策の個別ヒアリング等については提案者の特定につながる可能性があることから控えるべきとの回答(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)No.41)があったが、自治体の所管する教育機関(公立小中高校)、出資する企業(第三セクター等)は都道府県知事意見の作成に関与しないため、対象外(地域共生策の個別ヒアリング等は可能)と理解して正しいか。	ご理解のとおりですが、第5章(1)2)に定める遵守事項に抵触しないよう留意ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
305	公募占用指針案 第5章(1)2 vii)	本公募占用指針で対象となる海域(「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」)において、近隣の促進区域とはどの海域を指すか。それぞれ県内に先行する海域はないため、対象となる「近隣の促進区域はない」との理解で相違ないか。	海底送電線等の陸揚地点の重複等が想定される促進区域はないため、本公募において「近隣の促進区域」はありません。本遵守事項は削除しました。
306	公募占用指針案 第5章(2)2)	関心表明書(協力企業用)は、公募占用指針公示前であっても地元関係者等からの関心表明書は評価対象外と理解して良いか。	ご理解のとおりです。協議会構成員(構成員の団体の構成員含む)からの関心表明書の取得は原則認められませんし、評価対象にもなりません。
307	公募占用指針案 第5章(3)1)	第1次保証金の支払名義が、応募コンソーシアム名とも個別の構成員とも異なる、一部構成員から成るSPCのものであっても、事業実施体制等の別紙記載内容から同一の公募参加者の支払であると確認できる場合は、問題ないと理解して良いか。	被保証人が公募参加者であることが明らかである場合に限りです。
308	公募占用指針案 第5章(3)1)	第2次、第3次保証金について、「該当系統工事の実施のための保証金等の額を減じて得た額を保証金の額とする」とあるが、該当系統工事の実施のための保証金等とは具体的に、支払済の保証金や工事費負担金、および補償金契約の額という理解でよいのか。また、第2次保証金、第3次保証金の没収額も該当系統工事の実施のための保証金等を差し引いた金額という理解でよいのか。	前段について、公募保証金(第2次・第3次)の控除は、事業履行に係る保証の二重負担を回避することが目的です。したがって、電源接続案件募集プロセスや電源接続案件一括検討プロセスに係る入札保証金及び「送配電等業務指針 第88条の2」に基づく接続契約申込み時の保証金の金額(いずれも工事費負担金充当後はそのうちの既払い分)は控除対象となりますが、電源線等のアクセス線工事費の既払い分の全額が控除対象となる訳ではありません。後段について、ご理解のとおりです。
309	公募占用指針案 第5章(3)4)	保証金没免除について、「選定事業者の自己の過失によらないもの」、「該当事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅延なく事業をすすめる意思と経済的・技術的能力を有すると判断できる」場合で、一般送配電事業者側の都合により系統工事が遅延し、運転開始が遅れた場合は保証金の没収免除に該当するという理解でよいのか。	選定事業者の調整不足などのケースも考えられるため一概にはお答えできませんが、当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象と見なされる場合は没収が免除されます。
310	公募占用指針案 第6章(2)3 xii)	「なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」とある。発電側課金は2024年4月導入予定とされているものの、公募開始時点においてその金額や考慮の方向性等が未確定である。本海域が「新設FIT/FIP」として発電側課金の対象となる場合でも、収支計画上、発電側課金は含めないとの認識だが齟齬ないか。また、資金・収支計画のリスクシナリオ(独自リスク含む)にも発電側課金を想定する必要がなく、評価対象にもならないとの理解で良いか。	7番の回答をご覧ください。
311	公募占用指針案 第6章(2)3 xii)	発電側課金について「新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮される」との理解だが、FIP制度活用であれば、例えば、卸市場活用、小売電気事業者との相対、Physical Corporate-PPA、Virtual-Corporate PPA等、いずれの売電スキームを活用しても、同方法・同金額にて”考慮される”との理解で齟齬ないか。スキームによる差が生じるのであれば、事業計画の検討に大きな影響を与えるため、本海域が「新設FIT/FIP」として発電側課金の対象となるのであれば、公募開始時点で明確に示していただきたい。公募開始時点で明確化できないのであれば、当該海域も「既認定FIT/FIP」として扱うべきである。	7番の回答をご覧ください。
312	公募占用指針案 第6章(2)3 xii)	経済産業省資料では「発電側課金の導入に当たっては、適切に発電事業者から小売電気事業者に対して転嫁されることが重要となる。相対契約においては、転嫁が行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電事業者と小売電気事業者との協議が適切に行われるよう、電力・ガス取引監視等委員会を中心に議論が行われてきた。」とあり、「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」を制定する方向性で進んでいると理解している。一方、これらはいくまでも発電事業者と小売電気事業者間の調整を想定しており、発電事業者が最終需要家と直接契約し差額決済を行うVirtual-Corporate PPAにおける取扱については、明確でないと思われる。Virtual-Corporate PPAについても取扱を明確化していただきたい。	本公募への発電側課金の適用については、7番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
313	公募占用 指針案	第7章(3)1) 公募参加者に対してヒアリングを実施する際は、前もって質問内容の送付をお願いしたい。その方がヒアリングの際に、より正確な回答が可能となる。	詳細な対応は第三者委員会とも相談の上で決定しますが、計画の正確な評価のために必要な配慮はいたします。例えば第2ラウンド公募においては、ヒアリング後に書面回答の提出を可能とすることで、事業者が回答時間を確保できる運用としていました。
314	公募占用 指針案	第7章(3)1) 都道府県知事の意見照会に際し、 ①都道府県に提供する資料は、 ・【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の資料(記載要領及び様式集(案)のp.38～44) ・副本の別紙13～別紙15の本体及び添付資料(つまり個社名が特定できないもの) ②このうち、都道府県知事意見作成のための関係市町村や漁業関係者等への意見照会に使用されるものは、【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の要旨のみ(記載要領及び様式集(案)のp.38,41,44)との理解で齟齬ないか。	197番の回答をご覧ください。
315	公募占用 指針案	第8章(3) i) 第6次エネルギー基本計画における2030年洋上風力導入目標達成並びに2030年温室効果ガス排出量削減目標達成に向け、足元の期限である2030年度を迅速性評価の基準とすることに一定の理解はするものの、長期的には2050年カーボンニュートラル宣言、中期的にはエネルギー基本計画における2040年洋上風力導入目標を示している中、2031年度以降においても早期に運転開始する計画はこれら中長期目標を確実に達成することの一助となるため、相当の評価をされるべき。  また、港湾利用可能時期が明示はされていないが、評価の分界点を2030年度で維持した場合、第2ラウンドと比して迅速性による定性点を獲得し得る期間は非常に短いものになることが想定される。現実的な各種認証プロセス、調達、施工期間を考慮した場合2030年度内の運転開始はリスク濃度が高く、各事業者が迅速性に係る定性点を狙わずに、早期の運転開始を諦める(例えば、2035年以降の運転開始)とする計画も生じる虞がある。  一方、緊迫する世界情勢(ウクライナ、イスラエル他)を考慮すると再エネ早期導入によるエネルギー自給率向上の重要性は、迅速性の評価が導入された昨年時点よりも一層高まっている。  これらを総合的に勘案し、2031年度以降においても、より早期に運転開始する事業者への迅速性に係る評価はすべきであると考えられるか。(例えば、第2ラウンドから1年後の公募である第3ラウンドにおいては、0点となる運転開始時期は上記と同様に2031年4月から1年追加した2032年4月以降と設定することで上記を満足させる、等)	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
316	公募占用 指針案	第8章(3) i) 「但し、洋上風力発電のような大型プロジェクトでは、数ヶ月程度の遅延は十分に起こりえる点を踏まえ、数ヶ月程度の運転開始予定日の差に評価上の差を設けることは合理的ではないため、段階的な評価基準については、半年～1年以内となるようにしてはどうか。(洋上風力WG2022年10月14日資料2)」の通り、段階的な評価基準は第2ラウンド公募と同等の「1年」とすべき。  本公募における基地港湾の利用開始が、例えば2028年4月だった場合「想定される最速の運転開始時期(2年9カ月)」に対して、更なる事業者の創意工夫(6か月)を考慮し満点となる運転開始時期が、2030年6月となる。しかし、これでは、0点となる運転開始時期(2031年4月)と9カ月ほどしかなく、段階的評価が困難となる。 そのため、段階的評価基準が基本方針通りに1年が確保できるよう、0点となる運転開始時期を設定すべきである。	第16回合同会議(2022年10月14日)資料2 p3において考え方を整理し、段階的な評価基準については「半年～1年以内」としております。
317	公募占用 指針案	第8章(3) i) 第2ラウンド公募では、迅速性評価の段階的評価基準は「1年」と設定されていた。一方、全ての案件が、「0点となる運転開始時期が2031年3月」に設定されたため、評価が6段階、5段階、4段階と海域によって異なる評価基準となった。「想定される最速の運転開始時期」と「0点となる運転開始時期」の期間が短い場合、評価段階が少なくなり、1年に対する価値が異なってしまう。 他の評価基準との整合性からも、「0点となる運転開始時期」にて調整し、6～5段階での評価とすべきである。	316番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
318	公募占用 指針案 第8章(3) i)	<p>“事業計画の迅速性については、運転開始時期に応じた下表の評価点を基礎とし、「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする”とあるが、これは、事業計画の迅速性の評価において、迅速性を達成する前提となる開発・建設計画・スケジュールの確実性・妥当性の評価を加味するものと理解する。</p> <p>「事業計画の実行面」の内、「運転開始以降の事業計画」については、迅速性を達成する前提となる開発・建設計画・スケジュールと関係ない為、評価点比率の算出から除外すべきと考えるが如何か？また、同様にその合計点の最低点についても、「運転開始以降の事業計画」を除外し、「事業計画の基盤面」、「運転開始までの事業計画」のみを考慮して設定すべきと考えるが如何か？</p> <p>仮に、迅速性の評価点比率の算出に際して、「事業計画の実行面」の内、「運転開始以降の事業計画」の点数を含めるべきということであれば、その理由について明示頂きたい。</p>	<p>事業計画の迅速性評価において、事業計画全体の実現可能性を十分考慮するためには、運転開始までのみならず、運転開始以降の事業計画の実現可能性も一体として考慮する必要があると考えています。なお、迅速性評価の考え方は、合同会議での審議やパブリックコメントを経て、「一般海域における占用公募制度の運用指針(令和4年10月改訂)」として策定されています。</p>
319	公募占用 指針案 第8章(3) i)	<p>事業計画の迅速性に関し、“事業計画の基盤面”及び「事業計画の実行面」の合計点が20点に満たない場合は迅速性の評価点は0点とする”とあるが、これは、事業計画・スケジュールの確実性・妥当性が一定の水準(満点の50%の点数取得)を満たしている計画のみ、迅速性を評価する為の条件と理解する。</p> <p>一方、「事業計画の基盤面」においては、“事業実施体制・実績”、“資金・収支計画”、「事業計画の実行面」においては、“運転開始までの事業計画”、“運転開始以降の事業計画”と、各項目毎に個別の評価基準で評価されることとなっている。</p> <p>迅速性評価に際して、事業計画・スケジュールの確実性・妥当性が上記水準(満点の50%の点数取得)を満たしているか否かを検証する為には、個々の評価項目(“事業実施体制・実績”、“資金・収支計画”、“運転開始までの事業計画”、“運転開始以降の事業計画”)において、各々上記水準を満たしていることを確認する必要があると考えるが如何か？</p> <p>また、現状の評価においては、「事業計画の実行面」乃至は「事業計画の基盤面」のいずれか一方が0点であったとしても他方が20点満点という提案であっても迅速性の評価対象となることとなっている。例えば、「運転開始までの事業計画」が0点でも、他の実現性で25点、迅速性で20点取得すれば、実現性25点、迅速性20点×25/40=12.5点で計37.5点を取得でき、極めて劣後する「事業開始までの事業計画」を迅速性のみでカバーできてしまい、事業計画・スケジュールの確実性・妥当性を満たしていない計画も高く評価されてしまう恐れがある。この点も踏まえ、上記下線部質問に関してご確認頂きたい。</p> <p>仮に、個々の評価項目で上記水準を満たしていることを確認する必要がない場合は、その理由について教示頂きたい。</p>	<p>迅速性評価の考え方は、合同会議での審議やパブリックコメントを経て、「一般海域における占用公募制度の運用指針(令和4年10月改訂)」として策定されていますので、いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。</p>
320	公募占用 指針案 第8章(3) iii)	<p>資金・収支計画のリスクシナリオにおいて、具体的な感度分析方法を指示しているもの(例:風況変動・保険料上昇等)と指定されていないもの(例:故障や事故による稼働率低迷・出力抑制・物価・人件費高騰)が混在しており、例えば物価・人件費高騰ではインフレ率の設定等が事業者による異なり適切な比較ができない事態が想定される。評価において事業者間での整合性を取る為に、全て具体的な感度分析方法を指定して頂きたい。</p>	<p>「良好」や「優れている」区分の評価に当たって、公募占用指針で求める感度分析は「風況が超過確率P90の場合の発電電力量となる場合」「事業期間(運転開始以降のみ)に渡って支払う維持管理費用の総額が10%増大する場合」「事業期間(運転開始以降のみ)に渡って支払う保険料支払いの総額が15%増大する場合」の3つのみであり、それ以外の感度分析に関しては、必要に応じて記載ください。適切な記載があれば、第三者委員会の意見を踏まえ、評価します。</p>
321	公募占用 指針案 第8章(3) iv)	<p>“設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案”という記載に対し、過去パブコメによると「一般送配電が行う、系統制約・出力抑制の結果としての余剰に対する対策は求めず、それでもなお発生する余剰に対して発電所側でとることのできる取組が評価」とある。発生する余剰電力とは①出力抑制時に発電できない当該発電所の電力、②系統容量以上となった発電所の電力、③発電所の余剰インバランスのことで相違ないか。</p> <p>また、前記以外の考え方があれば教示いただきたい。</p>	<p>44番の回答をご覧ください。</p>
322	公募占用 指針案 第8章(3) iv)	<p>ミドルランナー⑤「工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」において、同等の認定等とは JISQ45100と解釈してよいか。また、海洋土木工事におけるEPC等を担う企業について認定の種類、取得予定時期を記載すれば要件を満たすことでよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
323	公募占用 指針案 第8章(3) ix)	<p>地域経済及び国内経済波及効果の「優れている」評価には、「②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。」との基準がある。しかし、本公募では、経済波及効果を分析する「産業連関分析ファイル」は指定されており計数等の変更もできないことから、投入額の多寡がそのまま経済波及効果の多寡となり、地域/国内事業者の採用/部材調達等の事業者毎の工夫や差異が、経済波及効果に表現されていない。</p> <p>そのため、当該「優れている」評価は、産業連関分析ファイルでは評価せず(評価できず)、産業連関分析ファイル以外で示す経済波及効果についての多寡を評価対象としているとの理解で齟齬ないか。</p>	<p>産業連関表に基づく定量的な効果及び協議会意見とりまとめ等の内容も踏まえた定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施します。</p> <p>なお、地域経済波及効果については都道府県知事意見を最大限尊重するところ、各都道府県知事の評価の考え方も公募占用指針(別添6)に記載しますので、内容確認を行う場合は、公募開始後の説明会や質問受付においてもご質問ください。</p>

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
324	公募占用指針案 第8章(4)4	指定されている産業連関分析ファイルは、全ての応札事業者が無理なく活用できるよう簡易化・単純化されていると理解している。一方で、簡易化・単純化の結果、地域経済波及効果/国内経済波及効果の評価に直接活用できるものではなくなっている(地域経済及び国内波及効果の「評価の考え方」に達しているか判断できる要素を兼ね備えていない)。加えて、産業連関分析ファイルからは、個別具体の施策の確からしさも経済効果の高さも読み取る事ができないが、この産業連関分析ファイルを用いて、公募占用指針上の、「評価区分」「評価の考え方」のどの項目がどの様に評価されるのか、説明を頂きたい。	323番の回答をご覧ください。
325	公募占用指針案 別添2-1,2-2	地域や漁業との協調・共生策(協調策及び振興策)については基金を原資とすることが基本だが、協議会等から基金以外での支援策を要望されることもあると認識している。事業者選定後に地元関係者とのトラブルに繋がらないよう、また、事業性の評価や公募参加者同士の公平性の観点から、基金外として拠出すべき項目については必ず「協議会意見取りまとめ」もしくは「協議会構成員説明会」において明示いただきたい。	まず、協議会意見とりまとめのうち、「漁業影響調査」や「漁業補償」については共生基金を原資とせず実施されることが原則です。協議会意見とりまとめのその他の事項で共生基金を原資とすることを想定していない重要事項がある場合は、公募期間中に開催する協議会構成員による説明会の場等を用いて網羅的かつ明確に周知します。
326	公募占用指針案 別添4	資格審査書類の納税証明書(その3の3)について、問題ないご判断いただく要件について確認したい。 ①指針案(別添4)公募参加資格3(3)エに記載の”法人税の滞納者”(P.94)に該当しないことの証明として当書類が必要になる認識だが、”1法人税について未納の税額はありませぬ。”との記載があれば、以降に過年度の更生に伴う延滞税等を含む納期限が未到来の未納税額に関するただし書きがある場合でも要件を充足すると理解して良いか。 ②消費税については資格審査の対象とならないと理解して良いか。 ③また、納税証明書の取得時期は、提出日の3ヵ月以内等、提出日から遠くない日付であれば、事業者で任意に決めて良いか。	①②ご理解のとおりです。 ③提出日前3ヵ月以内に発行されたものをご提出ください。その旨公募占用指針に記載を加えました。
327	公募占用指針案 別添6	知事の評価の考え方について、 ・県内企業との連携(関連業務発注、協業等含む) ・県内企業の出資参画 ・県内企業における関係行政機関の長等との調整の実績等、県内企業の参画・連携を評価対象として盛り込んでいただきたい。	公募占用指針(別添6)にて、県知事の評価の考え方を明示したのでご確認いただき、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
328	公募占用指針案 別添6	公募対象海域で確実に運開を行い事業を滞りなく進めるためには、国内での洋上風力事業の実績等だけでなく、公募対象海域で入札までに関係する行政機関等の長等とどのような対応を行ってきたかも重要である。別添6「関係都道府県知事の評価の考え方」に当該視点を入れ、評価対象とすべきである。	公募占用指針(別添6)にて、県知事の評価の考え方を明示したのでご確認いただき、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
329	記載要領及び様式集案 1.提出書類様式	「各別紙20頁を目安とし、別紙1～17全体で340頁以内とすること(厳守)」とあるが、「別紙1～17の合計が340頁以内を厳守すれば、各別紙は過不足なく内容記載されていれば任意に頁数を増減してよい」と解してよいか。	別紙1～17全体で指定ページ数(360頁)以内であることが重要であるため、分かりやすさの観点から、「各別紙20頁以内を目安」の記載は削除しました。
330	記載要領及び様式集案 1.提出書類様式	各種提出書類に関して、公募占用計画の別紙1～17は全体で340頁以内を厳守することが定められたが、頁数上限を超過して公募占用計画を提出した場合のペナルティーは、公募占用指針(案)第5章(2)3 i)④所定の様式によらない応募に該当し、応募が無効となるとの理解で良いか。	ページ上限を超えた場合には、公募占用指針第5章(1)2 iii)「関係法令、基準及び公募占用指針を遵守し、公募占用計画を作成すること。」に違反することとなり応募が無効となる可能性があります。
331	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	「評価の考え方を満たしているとする根拠」の記載内容は公募評価に関係せず、別紙の記載内容にて評価するという理解でよいか?また、「評価の考え方に対応する記載箇所」についても、本様式に記載する別紙の参照箇所のみで公募の評価が行われるわけではないという理解でよいか?	様式3-1-3「評価の考え方を満たしているとする根拠」の記載は、要約として評価の参考にはしますが、基本的には「評価の考え方」に対応する記載箇所」記載の別紙本体を確認し、評価を実施します。「評価の考え方に対応する記載箇所」の欄には、対応する別紙番号及び項目名(○章△節(□)・・・)が明確になるよう分かりやすく記載ください。
332	記載要領及び様式集案 様式3-1-4	「LLCRは、割引率はローン金利、計算基準日は借入時点とすること。」とあるが、借入は事業進捗に応じて複数回に分けて残高が積み上がると想定されるところ、借入時点とは借入金となったタイミング(=運転開始日時点)と考えて問題ないか。	273番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
333	記載要領及び様式集案 様式3-1-4	第2ラウンド公募における「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)」において、「出資金を借入にて賄った場合、これをLLCR計算上の借入元本に含める(No.569)」との回答があったが、Equity Bridge Loanを借入元本に含めないことから出資金を借入にて賄う場合も借入元本に含めないとの理解でよいか。	出資金を「Equity Bridge Loan」によって調達する場合、LLCR計算上の「借入元本」に含める必要はありません。
334	記載要領及び様式集案 様式3-1-4	収支計画におけるP-IRRの計算方法について、法人税・固定資産税等を除いたキャッシュフローを基とした税引前のP-IRRとの理解で正しいか。	ご理解のとおりです。
335	記載要領及び様式集案 様式3-1-4	今回のパブコメ対象に事業計画のSPC財務三表のエクセルシートは入っていないが、仮に同一フォーマットを活用する場合、以下の観点についてフォーマット修正を検討頂きたい。 1. キャッシュフロー計算書: ・ その他(建中金利・組立保険料等): 建設期間中の金利、保険料はともに資産化される事から、キャッシュフロー分類上、投資キャッシュフローに該当する。一方で、2R指定フォーマットには、これらキャッシュフローを分類する適当な項目が認められなかったこと、また、「建設費用」又は「資機材調達費用」に按分することが困難であった。このため、これらに対応する項目(その他)を投資キャッシュフローの項目として追加頂きたい。 ・ 撤去費用: 事業最終期には撤去費用を支出する事となるが、2R指定フォーマットには、撤去費用のキャッシュフローを分類する適当な項目が認められなかった。また、撤去時の撤去費用の支出を明確化する観点からも撤去費用支出に係る項目を投資キャッシュフロー項目として追加頂きたい。 2. 貸借対照表: ・ 資産除去債務、繰延税金負債 貸借対照表上負債として計上する資産除去債務並びに税務/会計の一時差異を計上する繰延税金負債につき、2R指定フォーマットには、これらを分類する適当な項目がなかった。負債・純資産の部にも「その他」項目を追加頂きたい。	追加すべき費目は適用する会計基準によっても変わってくると思えます。注釈にもあるとおり、SPC財務三表フォーマットは必要に応じて費目を追加することが可能ですので、各事業者で適切な費目を追加し作成してください。
336	記載要領及び様式集案 様式3-1-11	1. 工事工程表の※記載「陸上の変電設備、送電線、通信ケーブル等の工事工程の根拠として、一般送配電事業者に対して接続検討申し込み等の協議を行った時の回答書等を添付すること」において、一般送配電事業者の整備範囲を含めて陸上設備の工程について記載が求められている理解でよいか。 また、陸上設備については、別紙6「陸上の変電設備・送電線等は記載不要」、別紙7「陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要」であり、各別紙で取り扱いが異なるため、公募占用指針(案)第8章(4)評価に関する補足事項等に評価の考え方を明記してはどうか。	31番の回答をご覧ください。
337	記載要領及び様式集案 様式3-1-12,様式3-1-13	運転開始以降のスケジュールと運転および維持管理計画を別様式(別紙9/10)で作成することとなっているが、スケジュールと計画(実施時期)を切り分けて記載することが困難であることから、設備別にそれら2点をまとめて記載する様式として頂きたい。また、運転開始以降のスケジュールに関する独自リスクは、維持管理の観点においては想定し難い項目であることから、維持管理に関わる別紙からは削除して頂きたい。	前段については、146番の回答をご覧ください。 後段については、別紙9においては、運転開始以降に発生し得るリスクのうち、維持管理(別紙10)や撤去(別紙11)に関するもの以外で重要なものがあれば記載ください。
338	記載要領及び様式集案 様式3-1-12	運転開始以降のスケジュールの全体像を示す表に加えて、別途スケジュール表を添付することも可とあるが、添付したスケジュール表については別紙の頁数には含まれないとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
339	記載要領及び様式集案 様式3-1-13	①～⑤として記載された各設備区分における「保守点検及び維持管理の方法・体制」のうち、保守点検及び維持管理の体制に関し、記載すべき内容・範囲を明示いただきたい。	設備区分ごとの保守点検及び維持管理の体制を記載ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
340	記載要領及び様式集案 様式3-1-14	1.(2)撤去の方法について、全撤去とするか一部残置とするかで評価に差はつかないという認識でよいか。また、1.(2)撤去の方法の詳細について、施工方法如何によって評価に差はつかないという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
341	記載要領及び様式集案 様式3-1-15	「②下表の項目に従って、主要なハードに係るサプライチェーンの詳細を記載すること。」と、記載例の表が示されているが、当該表中の「調達リードタイム」とは、発注から現地納入までの全てのリードタイムを指しているとの理解で良いか。部品を調達するにあたり、材料調達、製造や輸送など様々なリードタイムが考えられるため、定義を明確にしていきたい。	故障等への対応のため、発注してから現地に納入されるまでに要する時間を指します。
342	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	「運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。」とあるが、黎明期である国内の着床式洋上風力の長期的、安定的かつ効率的な発電事業における関係行政機関の長等との調整を円滑に行うためには、同様の着床式の洋上風力での調整が最も親和性がある。運転開始前であっても調整が既に完了している項目については、調整が完了していることを示す証憑等(許認可であれば許可書等)を添付することで評価されるようにすべきと考える。	32番の回答をご覧ください。
343	記載要領及び様式集案 様式3-1-2、 様式3-2-2	【様式3-2-2】公募申込書に添付する役員名簿では、会社法第329条の「役員(取締役、会計参与及び監査役)」に該当する者を記載し、【様式3-1-2】公募占用計画に添付するほかの公募参加者との人的関係を確認するための資料では、前者のうち、社外取締役等(【様式3-1-2】公募占用計画 1)公募参加者について ※3 ①1) イ～ニ)を除いた者が他の会社等の役員を現に兼ねている場合にそれを分かるように記載する理解だが、後者は常勤・非常勤の別を問わず、また執行役員が会社法第329条の取締役に当たるかは実態に応じて判断すればよく、社外監査役は対象に含まれる、との理解で良いか。	ご理解のとおりです。
344	その他 産業連関分析ファイル(青森県)、(山形県)	産業連関分析ファイルには、既に県内自給率が設定されているため(例えば、山形県の産業連関分析ファイルの「計算2-1(建設)」シートのE列)、総括表シート(山形県・青森県)には、事業者が直接発注しメーカーや施工会社等に支払う代金の総額を、その所在地の県内・県外に関係なく入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し、産業連関表を用いた地域経済波及効果の分析を行ってください。
345	その他 産業連関分析ファイル(青森県)、(山形県)	洋上風力施設(海上・陸上施設)の建設は基本的に「建設投資」の「公共事業」にはあらず、陸上に建物を建設する場合を除き(この場合は「建築」に相当)、全て「その他の土木建設」に投入することになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
346	その他 産業連関分析ファイル(山形県)	産業連関分析ファイル(山形県)について、「建設投資」のうち「建設補修」について伺いたい。「建設補修」について部門分類表では財・サービスの例が記載されていないが具体的にどのような投資を想定されていますでしょうか。例えば地域共生に係る取組みによって、既存の建築物等のリフォーム等をした場合この建設補修に充ると考えてよいか。	ご理解のとおり、地域共生に係る既存建築物のリフォーム等が想定されます。
347	その他 産業連関分析ファイル(山形県)	産業連関分析ファイル(山形県)について、「建設投資」のうち「公共事業」について伺いたい。「公共事業」について部門分類表では財・サービスの例として、各種公共的施設名が記載されていますが、洋上風力事業に関連する剤・サービスとして具体的に想定されている公共的施設はありますか。	「部門分類表」シートに記載されている項目に該当するものがあれば記載ください。
348	その他 産業連関分析ファイル(全国)	産業連関分析ファイル(全国)は昨年度公募事業のファイル(産業連関分析ファイル(全国))と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
349	その他 全般	第2ラウンドの公募占用指針、記載要領及び様式集と共通の部分も多いかと思受けられますが、第2ラウンドのパブリックコメント回答、質問書回答は第3ラウンドにも適用されるのでしょうか。第3ラウンドに適用されない場合には、確認が必要な事項について、第2ラウンドと同じ質問を再度送付する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	302番の回答をご覧ください。
350	公募占用指針案	第6章(2)3 xii) R3入札案件が発電側課金の対象案件であるか否か、又その公募上の扱いについてご教示いただきたい。具体的には、若し対象となる場合においても、対象開始は第2ラウンド同様にFIP期間が終了してからが対象となるという理解で正しいでしょうか。	7番の回答をご覧ください。
351	公募占用指針案	第2章(1)2) 系統提供事業者の系統は落札後に承継するものの、一部/全てを破棄の上、公募参加者が独自に確保した系統枠を利用した公募占用計画で応募することは可能でしょうか？ また、事業者選定後、公募占用計画の変更により、独自に確保した系統枠を利用する事業計画は認められるのでしょうか？	34番の回答をご覧ください。
352	公募占用指針案	第8章(3) iii) オフテイクとのPPAを前提とした収支計画とした場合、当該PPA条件の根拠となる資料について、法的拘束力がないという同一条件の下では、その形式の差(関心表明書か基本合意書か等)のみをもって資金・収支計画における評価に差が出ることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。626番の回答もご覧ください。
353	公募占用指針案	第8章(3) iii) オフテイクとのPPAを前提とした収支計画とした場合、オフテイクの引き取り能力を判断する上で、電力の調達量、取引実績に加え、評価基準となる内容としてどのようなものを想定されているか、例示頂けますでしょうか。	626番の回答をご覧ください。
354	公募占用指針案	第8章(3) iii) オフテイクとのPPAを前提とした収支計画とした場合、オフテイクの引き取り形式について、フィジカルPPA(電力+環境価値)か、バーチャルPPA(環境価値のみ)かの区別のみをもって資金・収支計画における評価に差が出ることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	公募占用指針案	第8章(3) iii) オフテイクとのPPAを前提とした収支計画とした場合、オフテイクの需要地が東北地方かそれ以外かであることのみをもって資金・収支計画における評価に差が出ることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	公募占用指針案	第8章(2) 関係行政機関の長等との調整能力として国内における海上プラントの建設・運用・撤去実績を有する場合、他の海域利用者や行政との調整も求められる事業であることに鑑み、これらは「洋上風力発電事業との親和性が高い事業」における調整実績として認められうるか、確認させて頂きたい。	32番の回答をご覧ください。
357	公募占用指針案	第8章(2) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業のうち、沿岸部における事業とは、漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴っている事業であれば、火力発電やCCS事業等が該当するという理解でよろしいでしょうか。	関係行政機関の長等との調整実績であるため、漁業関係者との調整ではなく、海域利用等に伴う許認可手続き等との親和性が確認対象となります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
358	公募占用指針案	第8章(2)	10年以上前に建設・撤去された国内海上プラントの実績については、関係行政機関の長等との調整に関する実績として認められるか、確認させて頂きたい。 指針案において、工事实績に関しては10年以内という制限があるところ、調整実績に関しては類似の記載は見受けられず、また行政機関等との調整については技術のように刷新が進むものでは必ずしもないことから、同様の基準が適用されるのか確認させて頂きたい次第です。	32番の回答をご覧ください。
359	公募占用指針案	第8章(3) viii)	地域共生策の立案にあたり、実現可能性の根拠として、地元からのLOIやMOUを示すことが難しい場合、A案の代案として、B案を事前に用意する等、施策を冗長化することは、実現可能性の向上に寄与するという理解でよろしいでしょうか。	冗長化の意味するところが明らかではないですが、適切な代替案の準備は評価され得ます。「周辺航路、漁業等との協調・共生」は県知事意見を最大限尊重することとなりますので、公募占用指針(別添6)県知事の評価の考え方を確認の上、必要であれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
360	公募占用指針案	第8章(3) viii)	地域共生策の実現可能性の根拠として、議事録を添付する場合、出席者の押印の有無によって、評価に差は生じますでしょうか。	押印の有無のみで評価に差は生じません。
361	公募占用指針案	第8章(3) viii)	地域共生策の資金源について、基金および基金外問わず、施策の一部の費用を国や自治体の補助金の使用を前提として提案することは可能でしょうか。可能な場合、補助金採択の蓋然性を示すことができれば、評価上、実現可能性に疑義は生じないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、補助金採択を前提とした計画を作成する場合、公募占用計画提出時点で自社が補助金採択される可能性が高いことを証明する根拠資料の提出が必要です。
362	公募占用指針案	第8章(3) viii), ix)	山形県はこれまで地元の混乱を避けるため、共同調査の実施等、地元と事業者の接触を最小限にするような方針であったと理解しております。一方で、公募では実現可能性(確からしさ)を求められることから、地元からのLOIやMOUも評価対象に含まれる認識です。 今までの県の方針と異なりますが、遊佐沖でも実現性(確からしさ)を示す根拠として、地元からのLOIやMOUも評価対象の一部になるという認識でよろしいでしょうか。もしくは、地元からのLOIやMOUは評価対象にならず、他の方法で実現可能性(確からしさ)を示すべきでしょうか。	各県の評価基準を確認の上、必要であれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。特に、事業者において協議会の構成員等の意見を把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、その場でご確認ください。
363	公募占用指針案	第8章(3) ix)	地域経済波及効果について、県内に支店(本社は県外)があり、県内の支店に発注を想定する場合は、地域経済波及効果に含めても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	記載要領及び様式集案	3.記載内容	副本において、実績(地域共生策含む)として記載する事業の場所は、国内洋上風力発電事業以外であれば「B県」という表記は不要で、山形県(県内)と記載して問題ない理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、国内洋上風力発電事業以外でも容易に事業者の特定に繋がりが得る事業については匿名性を確保してください。容易に特定され得ると判断される場合、国から修正を求めることがあります。
365	記載要領及び様式集案	3.記載内容	副本(県知事の評価対象の別紙13~15を想定)の添付資料において、青森県または山形県の許認可の実績(事業者名や番号をマスキング)を添付した場合、県で保有している資料と突き合せた際に事業者名が確認できる可能性があります。一方で全てをマスキングすると、評価ができない恐れがあり、本件についてどのように対応すべきかご教示いただけますでしょうか。	文書番号、社名、日付等、特定に繋がりがうる情報のみマスキング(PDFの墨消し機能を使用すること)を実施ください。
366	公募占用指針案	第8章(4)1) ii)	海上石油ガスプラントの運営(O&M)実績は、洋上風力発電事業の運営に関する実績として評価の対象となりうるか、確認させて頂けますでしょうか。 当該事業には海上補修や点検、船舶の安全管理など、洋上風力発電と関係性の高いO&M項目が多数存在するところ、風力発電でない事のみをもって実績評価の対象外とされるのか、確認したい次第です。	82番をご覧ください。第三者委員会の意見を踏まえませんが、海上石油ガスプラントの運営(O&M)実績は、国内外の洋上風力発電事業の実績とは評価されないと考えます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
367	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「運転開始までの事業計画」項目のトップランナーに関する評価基準として、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている」とあります。「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する」とは系統側の調整力の確保や系統混雑の緩和に資する設備ではなく、系統側の需給調整や系統混雑に起因して、発電側が出力抑制を受けた場合の余剰電力を発電所側で適切に利用または処理することの理解で相違ないでしょうか。	44番の回答をご覧ください。
368	記載要領及び様式集案 様式3-1-18,様式3-1-19	地域経済への波及効果および国内経済への波及効果の算出に関する留意点として「撤去費用は経済波及効果に含まれることから必要に応じて計上することが可能」とあります。また、本公募においては撤去費用は海洋における施工費の70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象にならないとされております。 一方で、撤去工事の経済波及効果を算出するためには、地域の協力会社および国内の協力会社それぞれの見積金額が必要であり、その合計金額は海洋における施工費の70%とは一致しない可能性があります。この場合、地域経済への波及効果および国内経済への波及効果の算出に用いる金額の合計が海洋における施工費の70%と一致するよう、協力会社の見積金額を適切に調整(例えば比例拡大)した上でそれぞれ算出するべきでしょうか。 もしくは、経済波及効果のExcel上での計算においては撤去費用に関する見積の取得は不要で、施工費の70%に当たる撤去費用総額を該当するセルにそのまま加算するべきでしょうか。	洋上設備の撤去費用の金額は、一律に海洋における施工費の70%を用いてください。なお、陸上設備の撤去費用は実績や見積等を踏まえて算出ください。
369	公募占用指針案 第6章(2)3)xii)	発電側課金について「新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮される」との理解だが、具体的にどのような方針方法にて考慮されるのか。発電側課金の課金単価や考慮方法によっては、売電スキームの検討やオフテイクとの交渉・議論に大きな影響を与えるため、本海域が「新設FIT/FIP」として発電側課金の対象となるのであれば、公募開始時点で明確に示していただきたい。 公募開始時点で明確化できないのであれば、当該海域も「既認定FIT/FIP」として扱うべきである。	7番の回答をご覧ください。
370	公募占用指針案 第6章(2)3)xii)	公募評価上「公募占用計画上の収支計画には発電側課金は含める必要がない」となっても、本海域が「新設FIT/FIP」として発電側課金の対象となるのであれば、発電側課金が含まれていない収支計画を評価しても、適切な資金・収支計画とは言えないのではないかと。「発電側課金が含まれていない収支計画を評価対象としても評価に足る理由」をお示しいただきたい。つまり、実質上事業者の追加負担はないため、収支計画に加味しなくても評価可能ということか。	7番の回答をご覧ください。
371	公募占用指針案 第6章(2)3)xii)	本海域が「新設FIT/FIP」として発電側課金の対象となる場合、発電側課金をいくらで見込めばよいのか。公募占用計画における収支計画への加味要否にかかわらず、当該支出が規定されるのであれば事業計画見込まざるを得ない。事業計画に相応のインパクトを与える可能性もあり、プロファイレンダーとの協議においても必須である。将来に亘り、見込むべき適切な金額を明示していただきたい。	7番の回答をご覧ください。
372	公募占用指針案 第8章(3)i)	洋上風力産業の継続的発展(地元企業の継続的活用、人材・船舶等機材の適正配置)を考慮すると、第1・第2・第3ラウンド公募の建設工期が重なることは適切ではない。事業計画の迅速性の評価について、基地港湾の整備状況や人材・資材の適正配置を考慮すると、第3ラウンド公募以降は「2030年度までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価する」ことは適切ではない。それぞれの公募において、適切な運転開始予定日を設定すべきであり、本公募占用指針においても考慮いただきたい。	93番の回答をご覧ください。
373	公募占用指針案 第8章(3)i)	「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、2030年はあくまで通過地点であり、2030年がゴールではない。事業計画の迅速性の評価について、青森県日本海(南側)・山形県遊佐町沖両海域とも、0点となる運転開始時期は、第2ラウンド公募と同様の「2031年4月」ではなく、例えば公募開始時期の差分を加味して「2032年4月」と設定すべきである。	93番の回答をご覧ください。
374	公募占用指針案 第2章(3)1)	調達価格等算定委員会の意見を聴いて定められる「供給価格上限額」について、今後も対象となる海域特有の自然条件を踏まえた上で供給価格上限額の根拠となる資本費を設定していただきたい。	35番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
375	公募占用指針案	第6章(1)	「なお、海洋再生可能エネルギー発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため…」とは、どのような特性を想定されているか、又、どのような事項を想定されているか具体例をお示しいただきたい。	洋上風力発電事業は、長期・大規模・複雑な開発・建設が必要となる特性があるため、風車配置や設備構造(詳細設計)等の事項が、公募占用計画提出時点での概略になることを想定しています。
376	公募占用指針案	第8章(3) i)	「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に加え、より具体的な設計基準を示すガイドラインのようなものを提示いただきたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
377	公募占用指針案	第8章(3) ii)	事業者と工事請負業者との契約締結において、物価スライド条項(労務費・資材費等の変動に応じた請負代金の変更)を適用するよう、公募指針に記載いただきたい。	資機材調達や施工に係る商取引は、民間企業間で、商習慣等に沿って行われると考えます。
378	公募占用指針案	第8章(3) iii)	建設費の根拠(リスクの見積含む)について、海域特有の自然条件、施工条件を十分に踏まえているか適正に評価していただきたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
379	公募占用指針案	第8章(3) iv)	国内での実施例が少なく、かつリスクの高い大型建造物の外洋施工に対し、安全かつ確実な計画立案がされていることを重点的に審査していただきたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
380	公募占用指針案	第8章(3) ix)	都道府県単位の経済波及効果の算出の評価項目を地域振興策等に係る直接投資、地元雇用の増加等に限定してはいかがでしょうか。必ずしも国内経済波及効果の評価項目と地域経済波及効果の評価項目をそろえる必要はないと考えております。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
381	公募占用指針案	第8章(3) x)	風車基礎等の国内における製作について工場を特定するなど具体性を持った計画に対しては、国内への経済波及効果として適切に評価されるようにしていただきたい。	十分な根拠とともに、具体的かつ実現可能性の高い計画が示されることが重要です。
382	記載要領及び様式集案	様式3-1-5	海洋土木工事の工期の記載欄に「このうち実績を有する者の参画期間も明記すること」が追加されていた。 ①参画期間によって実績有無が判断されるのか。判断されるのであればどの程度の期間が必要なのか確認させていただきたい。 ②参画期間に依って実績有無だけでなく、優劣も評価されるのか確認させていただきたい。	①実績の有無を確認するための項目ですので、参画期間が不適切な場合は実績として評価されない可能性があります。 ②各役割(風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営(O&M))の「主たる者」それぞれの「適切な実績」の有無を確認するもので、複数者の実績を総合的に評価することは想定していません。
383	公募占用指針案	第2章(1)2)	事業者選定後に、接続検討にて示した設備構成から実際の送変電設備構成に変更が生じた場合でも、一般送配電事業者の承諾が得られるのならば、事業計画の変更にあたらないことを明示していただきたい。 具体的には、調相設備や蓄電池の追加などは、詳細設計やシミュレーションにて仕様が決まるものであり、入札時点では確定できないと考えている。	公募占用計画提出時点からの変更は全て計画変更に当たります。そのため、ご提示の事例が発生した場合には公募占用計画の変更が必要となります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
384	公募占用指針案 第2章(3)	公募占用指針に「本公募においては、系統提供事業者が本件契約上の地位により確保している系統容量を活用することを前提としているところ、公募参加予定者が、それぞれの事業者の責任の下で、出力規模の変更等が可能か否かについて、接続検討申込みを行うことで一般送配電事業者を確認することが可能である」との記載があるが、仮に系統に接続する出力規模が「確保している系統」と同じ場合、公募期間中の接続検討申込みは不要となりますでしょうか。不要である場合、接続検討申込みを実施しない場合でも、公募評価上の減点対象とならない事をご確認頂きたい。	接続検討申込みに対する回答書等の添付がないと運転開始までのスケジュールの実現可能性がないと評価される可能性があります。
385	公募占用指針案 第2章(3)	発電側課金について、2024年度以降、新たに FIT/FIP 認定を受ける案件については、調達価格・基準価格等の算定において考慮する形で、2024 年度に導入することとされております。ラウンド3の洋上風力プロジェクトについては、以下AまたはBどちらの認識が正しいかご教示いただけますと幸いです。 A:FIP対象期間については対象外、FIP期間終了後から発電側課金の対象となる B:FIP対象期間(プロジェクトの始め)から発電側課金の対象となる	7番の回答をご覧ください。
386	公募占用指針案 第2章(3)	発電側課金について2024年度以降、新たに FIT/FIP 認定を受ける案件については、調達価格・基準価格等の算定において考慮する形で、2024 年度に導入することとされております。ラウンド3の洋上風力プロジェクトについてFIP対象期間(プロジェクトの始め)から発電側課金の対象となる場合、11月14日の調達価格算定委員会で決定された上限価格18円/kWhに発電側課金は考慮されているのでしょうか。考慮されていない場合、バランスコストの様に、FIP契約上で補填がされるのか、ご教示頂きたい。	7番の回答をご覧ください。
387	記載要領及び様式集案 様式3-1-5	運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前の試運転期間や部分運転期間等において生じる電気を売却すること(いわゆる試運転売電)についてご質問です。当該試運転売電による収益については、事業の資金計画・収支計画上で織り込むこと及び将来的な試運転期間において発電された電気を実際に売却し収益を得ることもいずれも認められていないという理解で差支えないでしょうか。	1番及び5番の回答をご覧ください。
388	公募占用指針案 第2章(5)3 iii)	本項目で確保が求められている撤去費用は陸上設備に関する撤去費用は含まないものと理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。
389	公募占用指針案 第3章(2)	陸上設備工事に関する許認可条件や許認可可能性(例えば道路占用許可や河川占用許可等)について国から情報提供されるものではなく、各事業者がそれぞれの所管行政庁と協議の上確認するものと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	公募占用指針案 第3章(2)2 ii)	情報提供される接続検討回答書について、除外するとされる情報(①単機あたりの発電機情報及び基数、変圧器の情報、②力率の情報、③三相短絡容量計算書の情報)についても開示いただきたい。また、開示不可の場合、不可の理由を明示していただきたい。	系統提供事業者の事業計画等に関する情報であるため不開示としております。
391	公募占用指針案 第3章(2)2 ii)	「承継する系統容量に付随する事業資産等の情報(発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底送電線・通信ケーブルの敷設状況等に関する情報等)」は、「各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたもの」となっているが、例外なく事業者に示すようにしていただきたい。	390番の回答をご覧ください。
392	公募占用指針案 第5章(1)2)	SPC参加の場合に代表企業の選定が必要な理由をご教示いただきたい。	公募手続きを実施する主となる者が必要なためです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
393	公募占用指針案	第5章(1)2) SPC参加の場合、代表企業が外国法人であっても問題ないものと理解しているが差し支えないか。	ご理解のとおりです。 ただし、公募占用指針案(別添4)記載のとおり、申請企業たるSPCが国内法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人)である必要があります。また、本公募は記載要領及び様式集第1の4記載のとおり、各書式に用いる言語は日本語としてください。
394	公募占用指針案	第5章(1)2) 「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関連して、事業実施主体(SPC)の議決権を有する企業(以下、「出資者A」)と国際的に一体的に活動している企業(世界中の洋上風力開発プロジェクトで共通。以下、「企業A」、「企業B」。各社の詳細な関係性は後述する。)の公募における取り扱いおよび事業実施体制・事業実施体制の各評価について確認します。 出資者Aは、企業Aが運営管理するファンドスキームにおいて設立された外国の法人であり、当該ファンドおよび法人はファンド運営会社たる企業Aが管理・運営します。また、出資者Aの実質的な意思決定権は、契約に基づき企業Aが有しております。 さらに、企業Bは、企業Aと世界的な独占的協業契約を締結しており、本件公募においても、個別契約に基づき、プロジェクトの推進やSPCへのプロジェクトメンバーの派遣を行います。 この場合、公募上の代表企業を出資者Aとすることは問題ないと理解して差し支えないでしょうか。	お示しいただいた事例に関してSPCの構成員が明らかで無く、かつ、本件は個別事案に応じて判断されるべきものであり、判断基準を一概に示すことは困難ではありますが、一般的に、SPCの代表企業は議決権を有する構成員がなるべきものと考えております。特殊なスキームを検討されている場合は、個別に国まで相談ください。
395	公募占用指針案	第5章(1)2) 「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関連して、事業実施主体(SPC)の議決権を有する企業(以下、「出資者A」)と国際的に一体的に活動している企業(世界中の洋上風力開発プロジェクトで共通。以下、「企業A」、「企業B」。各社の詳細な関係性は後述する。)の公募における取り扱いおよび事業実施体制・事業実施体制の各評価について確認します。 出資者Aは、企業Aが運営管理するファンドスキームにおいて設立された外国の法人であり、当該ファンドおよび法人はファンド運営会社たる企業Aが管理・運営します。また、出資者Aの実質的な意思決定権は、契約に基づき企業Aが有しております。 さらに、企業Bは、企業Aと世界的な独占的協業契約を締結しており、本件公募においても、個別契約に基づき、プロジェクトの推進やSPCへのプロジェクトメンバーの派遣を行います。 この場合、公募上の代表企業を出資者Aに変えて、実質的な意思決定権を有する企業A(出資者Aのファンドの管理を担うことについて独占的契約を有する企業)とする必要は無いと理解してよろしいか。	394番の回答をご覧ください。
396	公募占用指針案	第5章(1)2) 公募開始後の地元関係者等との接触禁止行為に該当しない行為として「公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うこと」が例示されているが、これに加えて「地域貢献策・漁業振興策の検討を行うための接触」と「港湾の利用協議のための接触」も許可事項として明記いただきたい。	「地域貢献策・漁業振興策の検討を行うための接触」については接触禁止行為に該当します。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を開催いたしますので、その場を活用ください。 「港湾の利用協議のための接触」については、地元関係者ではなく各港湾管理者と調整ください。
397	公募占用指針案	第5章(1)2) 公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触に該当する事例に、「地元関係者からの法外・不当な要求に対して公募参加者が応じる行為」を追記いただけませんか。 公募参加者は地元関係者から様々な同意を得る必要があります。立場が弱いことから、万が一不当な要求があった場合、こうした規定を設けていただくことで、明確に断ることができると考えます。	万が一、ご指摘のような事例が確認された場合は、国へご連絡ください。
398	公募占用指針案	第5章(1)2) 第三者委員への接触禁止が規定されておりますが、第三者委員は開示されると理解してよろしいでしょうか。開示されない場合には、意図せず接触してしまう場合が想定されるため、順守することが困難となります。	第三者委員名は選定事業者の公募占用計画の認定時に公表いたします。接触に関しては、223番の回答をご覧ください。
399	公募占用指針案	第5章(1)2) 環境影響評価の準備書作成のための現地調査で漁船を使用するための漁業関係者との接触は海域調査の一環としての接触であり、公募に対する助言を求める目的ではないため、公募期間中であっても一律に禁止されるものではないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
400	公募占用指針案	第5章(1)2) 航路安全の調査を行うための地元関係者等との接触は、調査の一環としての接触であり、公募に関する助言を求める目的ではないため、公募期間中であっても一律に禁止されるものではないと考えてよいでしょうか。	127番の回答をご覧ください。
401	公募占用指針案	第5章(1)2) 第2ラウンド公募時の説明会において、旧一電系の小売電気事業部門を例示し、自社の発電部門に対してのみ不当に好条件を提示するのは、独占禁止法違反になる可能性があると考えられた。また、後の質疑においては、これには特定卸供給事業(アグリゲーター)部門も含まれるとされた。今回の公募においても同様の取扱いであるなら、明示頂きたい。	第2ラウンド公募と同様です。すなわち、相対取引を実施する際に旧一電系や大規模に小売電気事業等を展開しているオフテイク企業が公募参加者と同一グループ内に所属しているもしくは資本関係がある場合に、有力なオフテイク企業が自分と関係がある公募参加者に対してのみ不当に好条件な相対取引の条件を提示することが可能性として考えられますが、不当な差別的な扱いは独占禁止法違反になる可能性がありますので、関係するオフテイク企業と計画を作成する公募参加者におかれては、自分たちが契約を結ぶ時にオフテイク企業が差別的な取り扱いをしていないということに十分注意しながら事業計画の作成を進めてください。 独占禁止法違反が明らかになった場合、公募占用指針第5章(1)2) iii)の遵守事項に違反したとして、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがあります。
402	公募占用指針案	第5章(1)2) viii) 公募に参加しようとする他の者(自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。)に係る当該公募に関する情報(※1)を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報(※1)を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。ただし、FIP 制度の適用に伴い、相対取引等の検討のために小売電気事業者等(※2)との間で協議が必要になることに鑑み、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該小売電気事業者等との間で情報の収集・提供を行う場合は除く。とありますが、情報管理体制を徹底した上であれば、公募に参加する者の同一法人内の小売電気事業部門や特定卸供給事業(アグリゲーター)部門であっても、他の公募参画企業との間で相対取引の協議を行うことが可能である旨の記載と認識しております。これは協議受付けの強制を示すものではないため、通常の商習慣等に照らして合理的な範囲内であれば(独占禁止法への抵触は無く)、協議申込み受付の可否は各社の判断事項であることを明示していただきたい。	本遵守事項を遵守した上で行われる、通常の商習慣の範囲内での民間企業の契約行為等については制限はありません。なお、独占禁止法の運用については公正取引委員会HPIに掲載されているガイドライン等を参照ください。実際の独占禁止法違反の判断については、公正取引委員会の調査等を経て行われることとなります。
403	公募占用指針案	第5章(1)2) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。と記載がある。本項で対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備について教えてください。当該標識の掲げ場所は、陸上の変電所や維持管理の基地となる建屋および敷地の境界を示すフェンスや塀を指しているのでしょうか？	海洋再生可能エネルギー発電設備の範囲については、公募占用指針案第1章(2)1)に記載の図をご覧ください。標識の設置場所は基本的に陸上設備内が想定されますが、詳細は、選定後、再エネ特措法認定取得手続きの中で経済産業省に確認ください。
404	公募占用指針案	第5章(1)2) xiv) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供すること。とありますが、当記載内容の具体的な手続きとしては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」の第5条6号を適用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405	公募占用指針案	第5章(1)2) xv) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該海洋再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供すること。とありますが、当記載内容の具体的な手続きとしては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」の第5条7号を適用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	公募占用指針案	第5章(2)1) iii) 「代理人が公募占用計画の電子媒体を持参して提出する場合においては、併せて委任状を提出すること。」とあるが、SPC参加の場合、SPCから提出代理人に対する委任状を用意すればよいのか。それともSPCの構成員から選ばれた代表企業から提出代理人に対する委任状を用意すればよいのか。どちらの手続きを求めるものかご教示いただきたい。	前者の手続きを行うようお願いします。
407	公募占用指針案	第5章(2)2) ii) SPC参加の場合、SPCに関して提出が必要な書類は記載されている必要資料のうちどの資料が明示的にご教示いただきたい。もしくは記載されている書類のうち、SPCに関して不要な書類があれば明確化していただきたい。	SPCとコンソーシアムで必要となる資料に大きな違いはございません。コンソーシアムでの提出に際して必要な書類もごさいますが、様式集にその旨記載しております。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
408	公募占用指針案 第5章(2)2 ii)	SPC参加の場合、当該誓約書はSPC名義で提出し、SPCの構成員から資金調達する予定である旨および検討状況、今後必要となる手順を記載すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	公募占用指針案 第5章(2)2 ii)	定款及び役員名簿 最新のもの(写し)とありますが、「(写し)」の定義をお教えてください。公的機関から発行される「原本」以外はすべて「(写し)」と認識して間違いはないか。	ご理解のとおりです。
410	公募占用指針案 第5章(2)2 ii)	納税証明書は、「その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)」で間違えないか。また、公募占用計画提出日から何日以前に発行されたもの等の制限はあるか？	326番の回答をご覧ください。
411	公募占用指針案 第5章(2)2 ii)	事業報告書について、2023年度分が公募占用計画書の提出時までに準備できなかった場合、2020～2022年度を過去3年分として提出するので差支えないか。	問題ありません。
412	公募占用指針案 第5章(2)2 ii)	提出日前3カ月以内に発行された法人事項証明書が公募書類期日直前の役員変更前に発行されている場合や、役員変更後登記事項の変更申請をしたが書類自体にその変更の反映が間に合わない場合は、どのように対応すればよろしいのでしょうか。  法人登記事項証明書について、公募提出時直近の株主総会により役員変更があった場合、株主総会後に登記を行うが、その登記変更の反映はすぐには完了しないものと認識している。(法務局への登記申請および法務局の受付・反映に約1ヶ月程度)	公募占用指針案第5章(2)2 ii)に記載のとおり、公募占用計画提出後においても株主総会等により役員名簿の変更があった場合は、その旨を事務局まで連絡し、事務局から要請を受けた必要な資料を追加提出してください。ただし、変更される可能性がある役員個人の実績を公募占用計画に記載する等、公募の評価に影響が出る計画作成は避けてください。
413	公募占用指針案 第5章(3)1 ii)	第2次保証金および第3次保証金の額から「本公募にかかる系統工事の実施の為に保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、…当該系統工事の実施の為に保証金等の額を減じて…」と記載されている。当該「保証金等」に含まれるものを具体的にご教示いただきたい。具体的には保証金だけでなく、既払いの工事費負担金が含まれることを確認させていただきたい。	308番をご覧ください。
414	公募占用指針案 第5章(3)4	スケジュール遅延に係る保証金没収に関してご質問です。「その他当事者のコントロールできず回避が可能ではない事象」に「地権者の消息不明、親族間の不仲による相続手続きの未了等による送変電線関連の権利確保ならびに承諾取得の遅延」は含まれるか。送電ルートの開発リスクを負う本国のスキームでは、このような予見可能性が見えないケースの取り扱いについて確認させていただきたいと考えます。	40番の回答をご覧ください。
415	公募占用指針案 第6章(2)2	<港湾区域に海底送電線等を配置する場合>を拝見した限り、基地港、O&M港共に必要な情報を公募占用計画に記載もしくは必要様式を添付することとなると理解した。 いずれも公募提案時点の想定であり、事業検討の深度化に伴い、変更が可能だと理解して差し支えないか。	変更の可否については、公募占用指針第9章(5)の基準に基づき、個別に判断します。また、港湾の利用に関しては、各地方整備局及び各港湾管理者と調整ください。
416	公募占用指針案 第6章(2)3 ix)	「公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類」との記載があるが、港湾内の地耐力を示す図面等の必要な資料は各事業者が東北地方整備局等の所管部局に問い合わせ、入手するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
417	公募占用指針案 第6章(2)3 ix)	一体的に利用する港湾について、「利用条件の確認」の際、港湾内の詳細な区画の地耐力及び平面図・断面図が提供されると理解してよいか。それにより利用可能であることを確認できると考えている。	226番の回答をご覧ください。
418	公募占用指針案 第6章(2)4 i)	「製造」が含まれているが評価対象外の為、削除してはいいか？	「事業実施体制・事業実施実績」の項目において、設備の製造に係る実績は評価対象としないため、ご指摘のとおり修正しました。
419	公募占用指針案 第7章(3)2)	関係行政機関の長等との調整能力、周辺航路、漁業等との協調・共生、および地域経済波及効果の評価において、都道府県および関係市町村や漁業関係者等が確認する資料の範囲を明示いただきたい。	197番の回答をご覧ください。
420	公募占用指針案 第7章(3)3)	事業者選定後、風車機種を公表することとなっているが、風車メーカー・機種を特定し、且つ公表することは、落札後の価格交渉において風車メーカーが圧倒的に有利となるため、入札時において風車メーカー・機種を限定させることは避けるべきではないでしょうか。	今度の制度設計の参考にさせていただきます。
421	公募占用指針案 第8章(3)	公募占用指針で示されたリスクシナリオ及び事業者独自で特定・分析するリスクシナリオについて、記載が必要なものは、ポジティブリスク(好機)でなく、ネガティブリスク(脅威)であるという理解で良いか。但し、ここで言うネガティブリスクとはプロジェクトのスケジュール遅延、コストオーバーラン、安全品質の低下等を意味する。	公募占用指針で示すリスクシナリオの内容を踏まえて対応いただければと考えますが、確実な事業実施を評価する観点から、基本的にはネガティブリスクです。
422	公募占用指針案 第8章(3)	公募占用指針で示されたリスクシナリオは、記載が指定されている別紙の内容に沿うリスク分析(例えば、別紙5に記載することを様式集で指定されているシナリオであればスケジュール遅延に関するリスク分析)を行った上で、対応策を記載するという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
423	公募占用指針案 第8章(3) iii)	別紙3に記載することとして公募占用指針で示されたリスクシナリオに、「工期遅延等により開発・建設費用が増加(コストオーバーラン)し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク」が存在する。従って、コストオーバーランに係るリスクは全て別紙3に記載するという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
424	公募占用指針案 第8章(3) ii)	トップランナーの評価基準についてお聞きします。「実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」とあるが、人材の確保方法や将来的に確保された人材の配置計画が具体的かつ実現可能性をもって記載されていればよく、必ずしも確定している必要はないと理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。具体的かつ実現可能性の高い計画をお示しください。
425	公募占用指針案 第8章(3) ii)	事業実施体制・事業実施実績のトップランナー評価についてお聞きします。本評価項目が対象とする「事業実施体制」の範囲をご教示ください。具体的には、選定事業者(事業の実施主体、事業の実施・管理を行う側)のみでしょうか。それともサプライヤーや施工者側(EPC、O&M受託者等)を含むのでしょうか。仮にサプライヤーや施工者側も含まれる場合、当該範囲は別紙1で記載する協力企業(風車の設置、海洋土工事、発電事業の運営を担当するEPC等)のみでしょうか。	選定事業者(事業の実施主体、事業の実施・管理を行う側)を想定しています。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
426	公募占用指針案 第8章(3)ii)	トップランナー評価についてお聞きします。 「実務経験を有する人材の確保や適切配置」とあるのは、実務経験を有する個人が、事業実施会社(SPC)により適切に委任、委託あるいは雇用されるなど、当該SPCの指揮命令系統下であればよく、必ずしも当該個人が当該SPCあるいは当該SPCの構成員の出身者である必要はないと理解して差し支えないか。 また、当該個人の実務経験は、必ずしも当該SPCの構成員における経験に限られないと理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。
427	公募占用指針案 第8章(3)ii)	ミドルランナー評価についてお聞きします。 「②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。」における役員が有する経験は、必ずしも当該SPCあるいは当該SPCの構成員での経験に限定されるものではないと理解して差し支えないか。 また、配置される役員は、当該SPCとの関係上、適切な関係があれば十分であり、必ずしも当該SPCあるいは当該SPCの構成員の出身者あるいは被雇用者に限定されないと理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。他方、通常と異なる関係性を有する場合、その内容を具体的に分かりやすく記載ください。
428	公募占用指針案 第8章(3)ii)	最低限必要なレベルとして、「①応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。」とありますが、陸上送変電工事については実績も評価対象外である事から、関心表明書の添付は不要(添付の有無が評価に影響しない)という理解で正しいでしょうか。また、不要の場合、事業者選定後の発注先選定に関する制約は特段ないという理解で正しいでしょうか。	「発電事業の運営(O&M)」については、陸上設備の維持管理の体制及び主たる者の実績も記載ください。実績については、洋上風力発電事業に限らず、親和性の示された他事業の実績でも問題ありません。
429	公募占用指針案 第8章(3)ii)	公募占用指針で使用されている単語「離脱」「相対取引」と様式集P48(別紙1)で使用されている単語「離反」「PPA」が異なっている。認識の不一致を避ける為にも、同一の表現になるよう修正いただきたい。	公募占用指針の記載に統一するよう修正しました。
430	公募占用指針案 第8章(3)iii)	「プロジェクトファイナンス以外による資金調達」は「借入」のみに限定されず、SPC構成員による出資も含まれるように解釈しうる。その為、「プロジェクトファイナンス以外の金融機関からの借入を予定する場合」とするのはいかがか。	分かりやすさの観点から、「プロジェクトファイナンス以外の借入による資金調達を予定する場合」と修正しました。
431	公募占用指針案 第8章(3)iii)	SPC参加の場合を前提とした質問です。 SPCがSPCの構成員から出資ではなくローンを借り入れる(所謂、親子ローンや株主ローン)場合、当該借入はプロジェクトファイナンス以外の資金調達に該当するか?仮に該当する場合、当該構成員が評価基準に記載されている長期信用格付以上の格付けを有することが求められるのか?	親子ローンや株主ローンは、プロジェクトファイナンス以外の負債(借入)による資金調達に該当します。調達先が金融機関ではなくSPC構成員の場合は、別紙3【様式3-1-6】4.(1)で求めている長期信用格付や純資産を記載した書類及びローン実施に当たって構成員企業の必要な社内手続きが完了していることを示す資料を提出ください。
432	公募占用指針案 第8章(3)iii)	SPC参加の場合を前提とした質問です。 本評価における「ファイナンスを行う主体」とは、「SPCに対して貸付を行う(予定の)者」と理解して差し支えないでしょうか。	「ファイナンスを行う主体」とは、プロジェクトファイナンス以外の借入により資金調達を行う主体を指します。
433	公募占用指針案 第8章(3)iii)	SPCの構成員からSPCに対して人材を出自する場合、もしくはSPCの構成員とSPC間で業務委託契約を締結する場合に生じるSPCの構成員の人材に係る人件費および経費、委託費等についてお聞きします。最低限必要なレベル①において「主な事業費(建設費用、資機材調達費用(風車、基礎、海底ケーブル)、設備維持管理費用)の根拠(見積もり又は過去の実績等)が示されているもの。」とありますが、当該SPCの構成員の人材に関する人件費及び経費、委託費等は、本評価対象に含まれるか、ご教示いただきたい。	ご質問の諸費用は、事業実施に当たって不可欠な費用との理解なので、評価対象となります。別紙3において、「運転維持費」の項目に「人件費」の欄がありますので、当該箇所に計上ください。その他、対応する適切な欄がなければ、各費目の「その他」欄に計上ください。
434	公募占用指針案 第8章(3)iii)	最低限必要なレベル①において「主な事業費(建設費用、資機材調達費用(風車、基礎、海底ケーブル)、設備維持管理費用)の根拠(見積もり又は過去の実績等)が示されているもの。」とあり、別紙3においては建設費用や資機材調達費用の欄内に「予備費」が設けられています。予備費は、各事業者が適切と考える範囲で設定する事項(例えば、対象額×10%等)であるため、設定値の考え方を示せばよく、根拠資料は不要という理解で良いか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
435	公募占用指針案 第8章(3) iii)	最低限必要なレベルの③に記載されている「関連のリスクシナリオ」とは具体的にどのリスクシナリオを指すのかご教示いただきたい。	例えば、市場売電を計画する場合は「卸市場価格低下」リスク、相対取引を計画する場合は「オフテイカーの契約不履行・倒産」リスク、のように収支計画に応じて関連するリスクを特定・分析し、対応策を記載ください。
436	公募占用指針案 第8章(3) iii)	PPAを活用する場合は売電先からのMOU/LOI取得等により実現性を示すとあるが、上記MOU/LOIがnon-bindingかbindingかで評価に差異はあるかご確認頂けないでしょうか。昨今、早期にPPA価格をBindingした故にCAPEX等の高騰に耐えられず、中断されるプロジェクトが横行する中、今後の市場および環境価値の見通しに沿う価格帯でのnon-binding MOU/LOIの方が公募時においては事業性を担保するうえでは適切だと言う考えもあるため、ご意見を伺いたい。	コーポレートPPAの評価に関する考え方は、626番の回答をご覧ください。non-bindingとbindingの差のみならず、事業期間にわたって必要な収入を確実に確保することができるかの観点で総合的に評価します。
437	公募占用指針案 第8章(3) iii)	リスクシナリオにおいて「出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク」と記載されている。当該記載があるため、別紙3に記載する収支計画では出力抑制の発生を前提としない数値(収支計画)を記載し、当該数値(収支計画)が最低限必要なレベル③で評価されると理解して差支えないか。	収支計画は(通常想定される)ベースケースの出力抑制を織り込んで作成ください。その上で、リスクシナリオでは、想定以上の出力抑制が生じた場合のリスク分析及び対応策を記載ください。
438	公募占用指針案 第8章(3) iii)	指定リスクのうち出力抑制が発生し想定発電量が減少するリスクに関してご質問です。当該出力抑制の発生確率や発生時の出力抑制率等については第三者専門機関等からの分析レポート等を用いて、各事業者において検討・設定するものと理解していますが差支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
439	公募占用指針案 第8章(3) iii)	市場での売電を想定した事業計画を作成する場合、将来的な市場価格については、第三者専門機関等からのレポート等を用いて各事業者において設定するものと理解していますが差支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
440	公募占用指針案 第8章(3) iii)	経済産業省にて今後導入が検証されている同時市場が電力市場価格へ及ぼす影響はリスク評価の前提条件として加味する必要があるかご確認頂けないでしょうか。	公募占用指針第6章(2)3)のとおり、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないでください。
441	公募占用指針案 第8章(3) iv)	トップランナーの評価項目中の「調整力の確保や系統混雑の緩和」の記載について、連系点より発電所側での蓄電池設置も対策となると承知しているが、「特に優れた提案」の評価観点について明示頂きたい。発電所規模が大きくなれば、出力変動も過大になり、調整力や系統混雑の面で実効性のある対策にするには、蓄電池設備も相応に大規模なものになると推察される。それゆえ、設置そのものでは評価につながらず、より具体的な効果について示す必要があるという認識で良いか。また、設置する蓄電池設備の大きさのみでも評価されないことを確認いただきたい。	44番の回答をご覧ください。
442	公募占用指針案 第8章(3) iv)	トップランナーの評価項目中の「調整力の確保や系統混雑の緩和」の記載について、その両方について連系点より発電所側での対応策のみが評価の対象となるならば、その旨を明示していただきたい。	44番の回答をご覧ください。
443	公募占用指針案 第8章(3) iv)	トップランナーの評価項目中の「調整力の確保」の記載について、第2ラウンド公募時の質疑を踏まえれば、インバランスの抑制対策のみが評価の念頭にあると見受けられるが、その旨を明確に示して頂きたい。	44番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
444	公募占用指針案 第8章(3)iv)	トプランナーの評価項目中に「調整力の確保や系統混雑の緩和」との記載があるが、具体例や考え方について示して頂きたい。 第2ラウンド公募時と同様の以下の解釈か。 ・「一般送配電事業者が行う系統制約・出力抑制の結果としての「余剰」に対する対策」は対象外であり、それでもなお発生する「余剰」に対して発電所側でとることのできる取組(例: 発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等)が評価の対象になる。	44番の回答をご覧ください。
445	公募占用指針案 第8章(3)iv)	工事の「確実性」、「効率性」のそれぞれの定義を具体的にご教示いただきたい。	計画に非実現性が無いことを「確実性」とし、手順やスケジュールを基に「効率性」を判断します。例えば、洋上施工について、迅速な運転開始を実現するために効率的な施工手順及びスケジュールとなっており、その実現に確実性があるかどうかを評価します。
446	公募占用指針案 第8章(3)iv)	基礎の材料について、港湾の施設の技術上の基準・同解説に示された材料を適用することは、「発電用風力設備の技術基準の解釈」 「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」の最新版に示された建築系の材料を適用することと一見整合していない様に見える。そこで以下の質問にお答えいただきたい。 1)「発電用風力設備の技術基準の解釈」 「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」の最新版(令和4年12月26日施行)についても、「『統一解説』に準じた考え方」の枠組みの中で適用されるもの理解して差支えないか。 2)これにともない、2019年以後2022年6月24日までに刊行されたIEC基準について「『統一解説』に準じた考え方」の枠組みの中で適用されるものと理解して差支えないか。 3)仮に上記1および2の理解が間違っている場合、適用すべき基準、指針類について、設計の照査項目別に階層とともに明示していただけないでしょうか。	「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」等は、電気事業法、港湾法及び再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電設備が適合すべき基準について、各法の統一的な考え方を解説するものであり、適合すべき基準・規格等は常に最新のものを参照する必要があります。
447	公募占用指針案 第8章(3)iv)	最低限必要なレベルの⑥に記載されている「事業終了時の設備等の扱いに係る」が様式集の評価基準からは削除されている。表現を揃えるもしくは異なっている理由をご教示いただきたい。	表現を統一しました。224番の回答をご覧ください。
448	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給の観点では①複数のサプライヤーから調達する複線化や②複数の発注先候補を用意し最適な発注先を選定する複数オプション、③基本的な発注先候補を定めたいバックアップ先をオプションとして用意しておく等の様々な手法を組み合わせることが重要だと考えます。当然、複数の発注先候補や調達先候補はそれぞれ実績や生産能力等の様々な指標が異なることとなるが、このような発注先の選択肢が複数とりうる計画の場合、当該発注先候補間での差異は評価上どのように扱われるのか。トプランナー評価から最低限必要なレベルまでのそれぞれの評価に対応する形(仮に例示した①・②・③で判断が異なる場合はそれぞれ分けたうえ)でお考えをお聞かせいただきたい。	最も取り得る確率の高い計画を記載ください。
449	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給に関するトプランナー評価に関してお聞きします。 本評価項目が評価対象とする範囲は運転開始後の取り組みであり、運転開始までのサプライチェーンは評価対象外という理解でよいのか。 また、調相設備などを含む陸上設備に関する取り組みは対象外という理解でよいのか。	「電力安定供給」におけるサプライチェーン形成計画においては運転開始後に限らず、運転開始までも含め、公募占用指針第8章(4)3に記載の対象範囲のサプライチェーンを記載ください。 また、陸上設備に関するサプライチェーン形成計画は評価の対象外ですが、O&Mにおける工夫等で適切な記載があれば評価されます。
450	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給に関する優れている評価に関してお聞きします。 本評価の対象範囲は運転開始後のみでしょうか。 また、陸上設備に関する取り組みはソフト・ハード共に対象外でしょうか。	リスクシナリオについては、公募占用指針に記載のとおり「運転開始以降を想定」して検討ください。運転開始前の調達面に関するリスクシナリオについては、別紙8のリスクシナリオで評価を行うため重複を避けるものです。 また、陸上設備に関する取組は、ソフト・ハードともに評価の対象外です。
451	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給に関するミドルランナー評価に関してお聞きします。 本評価の①の対象は運開後であり、運開後の部品の調達に関するもののみでしょうか。 また、陸上設備は含まないと理解してよろしいでしょうか。	「ミドルランナー」区分の基準①に関しては、「電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている」点を評価するため、基本的には運転開始後の早期復旧対策に焦点が当てられますが、その対策例としての(i)～(iii)の取組は運転開始前後で全く異なるものではないと想定されるため、運転開始前の取組も評価の対象となると考えます。 また、陸上設備に関する取組は評価の対象外です。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
452	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給に関するミドルランナー評価に関してお聞きします。 本評価の②の評価対象は運開後のO&Mに関する人材育成等のソフトに関する取り組みでしょうか。 また、陸上設備に関する取り組みは含まないと理解してよろしいでしょうか。	「ミドルランナー」区分の基準②に関しては、「安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保、物流拠点や輸送手段の確保等を具体的に検討している」点を評価します。 また、陸上設備に関する取組は評価の対象外です。
453	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給に関する良好評価に関してお聞きします。 本評価の対象範囲は運転開始後のみでしょうか。 また、陸上設備に関する取り組みはソフト・ハード共に対象外と理解して差支えないでしょうか。	450番の回答をご覧ください。
454	公募占用指針案 第8章(3)vi)	電力安定供給に関する最低限必要なレベル評価に関してお聞きします。 主要なハードの①運開迄のサプライチェーン形成計画および②運開後のサプライチェーン形成計画のいずれもが評価対象という理解でしょうか。 また、陸上設備は含まないと理解して差支えないでしょうか。	「電力安定供給」におけるサプライチェーン形成計画においては運転開始後に限らず、運転開始までも含め、公募占用指針第8章(4)に記載の対象範囲のサプライチェーンを記載ください。 また、陸上設備に関する取組は評価の対象外です。
455	公募占用指針案 第8章(3)vii)	良好以上の評価②で求められる「調整実績があるもの」とは、最低限必要なレベルの評価③で示すこととされている「関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績」が各評価基準で示される実績(国内洋上、国内陸上等)であるか否か。という理解で差し支えないか。	ご理解のとおりです。
456	公募占用指針案 第8章(3)vii)	最低限必要なレベルの評価③で示すこととされている「関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者」はSPCもしくはコンソーシアムの構成員から定める必要があるものと理解しているが差し支えないか。	関係行政機関の長等との調整の役割についても、事業管理の観点から重要であるため、「事業の実施・管理」の役割と同様、SPCやコンソーシアムの構成員から定めてください。
457	公募占用指針案 第8章(3)vii)	最低限必要なレベルの評価③で示すこととされている「関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者」はSPCもしくはコンソーシアムの構成員の実績である必要がある場合についてお聞きする。 当該SPCの構成員は合同会社の場合、社員総会での議決権を有していればよく、必ずしも業務執行社員である必要はないと理解しているが差し支えないか。	SPCの構成員は議決権を保有している者です。
458	公募占用指針案 第8章(3)vii)	「最低限必要なレベル」として「②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっている」とされており、当該「主たる者」とは、法人を指すものと理解している。一方、様式集の中では調整責任者や担当者の氏名や役職を記す表が提示されているが、当該氏名を記載させる評価上の意味合いをご教示いただきたい。	個人というよりも法人としての体制が重視されるため、個人名の記載を必須としているわけではありません。特定の個人の実務経験を評価してもらいたい場合に記載ください。
459	公募占用指針案 第8章(3)viii)	「地域共生策」には当然「留意事項」への対応も含まれる理解だがその認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
460	公募占用指針案 第8章(3)viii)	②「かつ周辺航路や環境保全・・・」が様式集P39では記載されていない。認識の不一致を避ける為にも、同一の表現になるよう修正いただくか、異なる表現となっている理由の明示をお願いしたい。	国における評価基準は、公募占用指針記載の「②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。」が正しいものとなります。様式集には、県知事の評価の考え方を反映しました。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
461	公募占用 指針案	第8章(3) viii)	周辺航路、漁業等との協調・共生の良好の評価の考え方②について、「かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮されているもの」の定義を明確にしてください。課題が特定され、安全対策が具体的に示されていれば良いということか。それとも関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との航行安全に関する協議方法やスケジュールが示されていれば良いのか。	同評価項目は都道府県知事意見を最大限尊重して評価を行うものです。公募開始後、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。
462	公募占用 指針案	第8章(3) ix)	評価の考え方に記載されている評価対象の例示の順序と様式集P42の記載順序が異なっているため、揃えるべきではないか。	県知事の評価の考え方を反映しました。
463	公募占用 指針案	第8章(3) ix), x)	本評価項目で求められる「確からしさ」とはどういった定義でしょうか。当該経済波及効果の定量的な算出根拠の妥当性でしょうか、それとも、当該経済波及効果の要因となる施策の実現可能性でしょうか、具体的にご教示いただきたい。	経済波及効果算出に当たってインプットいただく数値の確からしさを確認します。
464	公募占用 指針案	第8章(3) ix), x)	地域経済波及効果および国内経済波及効果として評価される範囲について確認させていただきたい。 経済波及効果の評価対象範囲は、本事業の実施によって新たに生じる経済波及効果のみに限られ、過去に別の事業等に関連して意思決定済みのもの、本事業の実施可否にかかわらず生じる見込みのものは除くという理解で差支えないか。	他のプロジェクトとも関係する投資や新規需要増加であっても、本公募事業とも紐付くものであれば、経済波及効果として計上することは可能で、評価の対象になります。
465	公募占用 指針案	第8章(4)1)	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関連して、事業実施主体(SPC)の議決権を有する企業(以下、「出資者A」。)と国際的に一体的に活動している企業(世界中の洋上風力開発プロジェクトで共通。以下、「企業A」、「企業B」。各社の詳細な関係性は後述する。)の公募における取り扱いおよび事業実施体制・事業実施体制の各評価について確認します。 出資者Aは、企業Aが運営管理するファンドスキームにおいて設立された外国の法人であり、当該ファンドおよび法人はファンド運営会社たる企業Aが管理・運営します。また、出資者Aの実質的な意思決定権は、契約に基づき企業Aが有しております。 さらに、企業Bは、企業Aと世界的な独占的協業契約を締結しており、本件公募においても、個別契約に基づき、プロジェクトの推進やSPCへのプロジェクトメンバーの派遣を行います。 この場合、本件公募でも上記前提と同様の体制を構築する場合、当該一体的な関係を証明できる証憑を提示することによって、上記前提の体制において企業Aが有する実績は、別紙2に記載する実績として認められるものと理解してよろしいか。	お示しいただいた事例に関してSPCの構成員が明らかで無く、かつ、本件は個別事案に応じて判断されるべきものであり、判断基準を一概に示すことは困難です。
466	公募占用 指針案	第8章(4)1)	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関連して、事業実施主体(SPC)の議決権を有する企業(以下、「出資者A」。)と国際的に一体的に活動している企業(世界中の洋上風力開発プロジェクトで共通。以下、「企業A」、「企業B」。各社の詳細な関係性は後述する。)の公募における取り扱いおよび事業実施体制・事業実施体制の各評価について確認します。 出資者Aは、企業Aが運営管理するファンドスキームにおいて設立された外国の法人であり、当該ファンドおよび法人はファンド運営会社たる企業Aが管理・運営します。また、出資者Aの実質的な意思決定権は、契約に基づき企業Aが有しております。 さらに、企業Bは、企業Aと世界的な独占的協業契約を締結しており、本件公募においても、個別契約に基づき、プロジェクトの推進やSPCへのプロジェクトメンバーの派遣を行います。 この場合、事業実施体制・事業実施実績の評価において、最低限必要なレベルを満たすうえで、企業Aが出資者Aの実質的な意思決定権を有しているものであることを証明することにより、企業Aを事業の実施・管理に係る「役割の主たるもの」とすること、および、企業Aの実績が最低限必要なレベルの評価基準を満たしうるものとして認められるものと理解してよろしいか。	465番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
467	公募占用指針案	第8章(4)1) 「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関連して、事業実施主体(SPC)の議決権を有する企業(以下、「出資者A」)と国際的に一体的に活動している企業(世界中の洋上風力開発プロジェクトで共通。以下、「企業A」、「企業B」。各社の詳細な関係性は後述する。)の公募における取り扱いおよび事業実施体制・事業実施体制の各評価について確認します。 出資者Aは、企業Aが運営管理するファンドスキームにおいて設立された外国の法人であり、当該ファンドおよび法人はファンド運営会社たる企業Aが管理・運営します。また、出資者Aの実質的な意思決定権は、契約に基づき企業Aが有しております。 さらに、企業Bは、企業Aと世界的な独占的協業契約を締結しており、本件公募においても、個別契約に基づき、プロジェクトの推進やSPCへのプロジェクトメンバーの派遣を行います。 この場合、別紙1で示すこととなる詳細組織体制では、企業A(及びその人材)を事業の実施・管理の主たるものとしつつ、細分化された業務それぞれ(例えば、風車の据付や海洋土工事等のEPC管理業務等)の主担当に企業B(及びその人材)を配置する予定であったとしても、企業B(及びその人材)が適切な実務経験を有していれば、トップランナー評価において当該企業B(及びその人材)の実務経験が審査対象となり得ると理解して差支えないか。	465番の回答をご覧ください。
468	記載要領及び様式集案	様式3-2-8 「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関連して、事業実施主体(SPC)の議決権を有する企業(以下、「出資者A」)と国際的に一体的に活動している企業(世界中の洋上風力開発プロジェクトで共通。以下、「企業A」、「企業B」。各社の詳細な関係性は後述する。)の公募における取り扱いおよび事業実施体制・事業実施体制の各評価について確認します。 出資者Aは、企業Aが運営管理するファンドスキームにおいて設立された外国の法人であり、当該ファンドおよび法人はファンド運営会社たる企業Aが管理・運営します。また、出資者Aの実質的な意思決定権は、契約に基づき企業Aが有しております。 さらに、企業Bは、企業Aと世界的な独占的協業契約を締結しており、本件公募においても、個別契約に基づき、プロジェクトの推進やSPCへのプロジェクトメンバーの派遣を行います。 この場合、様式3-2-8に関しては、応募企業名として事業SPC(公募参加者)の名称を、また、代表企業としては、企業Aではなく出資者A(SPCの構成員であり代表企業となることを予定)を記載すればよいと認識しているが、間違いはないか、確認したい。また、企業Aの宣誓書が不要な場合、当然に企業Aの「情報管理に係る社内規定」も提出不要と理解しているが、間違いはないか確認したい。	465番の回答をご覧ください。
469	公募占用指針案	第8章(4)2) 「撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしないことに留意すること。」とあるが、これまでと同様、「撤去方法」および「撤去方法の詳細」についても評価対象外であると理解して差支えないか。	ご理解のとおりです。
470	公募占用指針案	第8章(4)3) ハードに係るサプライチェーンに関し、公募占用指針(案)には「①ハードに係るサプライチェーン:風車主要部品(ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材)、海底送電線・通信ケーブルなどの電気系統、風車基礎等」とあり、記載要領及び様式集(案)の【様式3-1-15】別紙12では、「ハードに係るサプライチェーン(風車主要部品、電気系統、基礎、船舶)」とありますが、これは、公募占用指針(案)への「船舶」の記載漏れでしょうか。	ご理解のとおりです。修正しました。
471	公募占用指針案	第8章(4)4) 経済波及効果の算出根拠として、地元自治体の職員から直接ヒアリングした情報(但し、対外的に公表はされていない)を使用することは可能か。例えば、共生策で観光イベントを実施した場合における当地の想定集客数などの見込値を、当該情報を用いて推計するなどを想定している。	確からしさの確認は関心表明書やMOU等の提出のみによって行われる訳ではありません。観光振興等についても、具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明がなされていれば、評価されます。
472	公募占用指針案	第9章(2) 事業予見性の観点から、公募占用計画の認定は、選定事業者の選定通知後どの程度の期間をもって認定されるのかお示しいただきたい。	選定の通知から約1年後です。
473	公募占用指針案	第9章(2) 公募占用計画の認定とFIP申請の順序について規定があれば、明示いただきたい。	FIP認定に当たっては、再エネ海域利用法第13条第8項及び再エネ特措法第9条第4項第5号口の規定により、公募占用計画との整合性を確認します。整合性を確認する公募占用計画は、事業者選定後に認定を受ける公募占用計画であるため、順序は「公募占用計画の認定⇒FIP認定申請」となります。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
474	公募占用指針案 第9章(5)	協議会意見とりまとめに従って拠出される基金の実際の用途は、事業者選定後の協議会における議論を踏まえて決定されるものと理解しています。 公募占用計画において基金の用途を提案したものの、その後の協議会において提案内容と異なる用途が決定された場合、公募占用計画の変更手続きが必要となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。計画の変更手続きが必要となります。
475	公募占用指針案 第10章(2)3)	※2において、「本公募に係る接続検討は、各事業者1件ずつ、順番に検討を行うこととなる」とあるが、確保された系統が複数ある場合で、複数の接続検討(それぞれ1パターンずつ)を依頼した際の検討順について、明確に記載していただきたい。	具体的な手順は一般送配電事業者に相談して確認いただくこととなりますが、公募占用指針第4章(2)で開催することとしている公募説明会(2024年2月2日)等の場でも国から周知します。
476	公募占用指針案 第10章(2)3)	事業者が十分な期間をもって(例えば公募〆切の4カ月前に)接続検討が受付されたにも関わらず、回答が間に合わなかった場合の取扱いについて明示頂きたい。	標準処理期間3ヶ月ですので、間に合う想定です。万一、間に合わない懸念が出た場合は速やかに国担当部局(公募占用指針第10章(5))まで連絡ください。
477	公募占用指針案 第10章(2)3)	青森県沖日本海(南側)では、複数の系統提供事業者から複数の系統が提供されているが、これらを統合して、1つの連系点にて系統連系する計画を立てることは可能か。 本文中に「連系予定地点については、公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とする。」とあるが、これに反することになるか明示頂きたい。	本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者の系統(詳細は第3章(2)2)により提供する情報のとおり)を活用することを前提に実施するものであり、情報提供を受けた系統契約の承継を前提に接続検討申込みを実施することとしています。他方、接続検討申込みによる一般送配電事業者との詳細協議の中で、連系点の集約等が可能であることが確認された場合、当該確認結果を踏まえた計画の作成は可能ですので、根拠資料とともに、計画を提出ください。
478	公募占用指針案 第10章(2)3)	公募占用指針案に「接続検討申込みの受付時点(※1)から回答までの標準処理期間は3ヵ月となるため、公募期間中に、1事業者当たり少なくとも1回の接続検討を行うためには、速やかな接続検討申込みが必要である。接続検討申込時期が遅い場合、公募占用計画の受付期限までの接続検討回答が困難となることに留意する(情報が必要な日の4ヶ月前に申請することを推奨)。」との記載があるが、接続検討には風車情報が必要なため、確実に接続検討回答を受領するためには、公募提出期限の5か月前に風車を選定する必要がある。当タイミングでの風車選定ができない場合、風車を仮決めて接続検討申込みを実施する事になる。最終的に選定した風車が接続検討申込み時点で仮決めた風車と違っていても、系統に接続する出力規模が確認されている限り、公募評価上減点対象とならない事をご確認頂きたい。	提出された公募占用計画から風車機種を変更することは認められません。
479	公募占用指針案 別添2-1,2-2	事業者選定後、地元自治体・漁業者等から公募図書提案と異なる共生策の実施を求められた場合、事業者はどこまでの対応を求められるのか。基金出捐のみで新たな用途の実行支援の責任を負わないなど、国として明確化していただけないでしょうか。現在の評価基準に従えば、具体的かつ実現性のある共生策の提案を求められ、協力企業との調整を重ねた上で公募提案に至っている為、事業者選定後の共生策の大幅な変更は協力企業からの信頼を損ねる他、洋上風力発電事業自体へのマイナスイメージに繋がる恐れもあると懸念している。	まず、協議会意見とりまとめ3(1)④のとおり、協議会構成員は協議会意見とりまとめを尊重する義務があります。共生基金の出捐額の目安についても、とりまとめの記載とは乖離した金額が事後的に求められることはありませんし、協議会として事業者に求める共生策は「将来像」の項目に記載された内容で網羅されます。他方、「将来像」項目に記載される漁業振興策・地域振興策の具体的な内容については、事業者選定後、選定事業者も構成員に加えた協議会における議論の中で確定していくこととなりますので、議論の際の提案として公募段階で共生策については十分な検討を行いつつも、選定後の協議によっては変更可能性もあることを認識いただいた上で、地域との協調・共生の観点から必要な対応を実施することが重要です。
480	公募占用指針案 別添2-1,2-2	公募占用指針に定められた基金以外に地元・漁業者から、実損害がないにも関わらず追加の基金等への出捐等を求められることは、公募占用指針に反するという理解で良いか。	協議会意見とりまとめに違反する可能性があります。
481	公募占用指針案 別添2-1 3.(2)④	別添2「各海域の協議会意見とりまとめ3.(2)」において、基金への出捐等の規模(総額)については「確保済み系統容量(60万kW)×250×30で算定される額を目安とする」とあるが、公募占用計画の提案書上は「確保済み系統容量(60万kW)×250×30で算定される額」を記載することで問題ないか。なお「目安とする」との表現であるが、今後の協議において「確保済み系統容量(60万kW)×250×30で算定される額」を上回ることはないと考えて相違ないか。事業者選定後の法定協議会等で増額が議論になり議論が長引いた場合は工期遅延に繋がる可能性も有り、又、事業者選定後に負担額が増えると事業計画に影響を与える為、万が一増額の可能性がある場合は具体的な金額を公募が開始される前に確定頂きたい。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
482	公募占用指針案	別添2-1 3.(2)④	基金への出捐等の規模(総額)については、本海域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統の最大受電電力量(以下「確保済み系統容量」という。)に、kW当たりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額、すなわち確保済み系統容量(60万kW)×250×30で算定される額を目安とする。とあるが、第3回法定協議会で協議会構成員より事務局に対して発言のあった「過積載(最大受電電力量×110%)」についての取扱いを確認したい。	青森県沖日本海(南側)の共生基金の出捐額を目安は、協議会意見とりまとめ記載のとおりです。
483	公募占用指針案	別添2-1 3.(3)①	「設置位置の検討にあたり、操業情報調査等の内容を踏まえ、設置位置を検討する必要がある」とあるが、影響調査は設置後の影響を評価するものであるため操業情報調査のみでは設置位置の良し悪しの評価ができないと思うが、どのように設置位置に反映すべきか。	選定後、漁業関係者等との必要な協議を経て、確定させていくこととなります。主要な留意点はすでに協議会意見とりまとめに記載されているので、十分留意した計画を作成ください。
484	記載要領及び様式集案	様式3-1-2	SPC参加の場合、公募参加者の欄にはSPCの概要を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
485	記載要領及び様式集案	様式3-1-2	SPC参加の場合、※2で求められる資本関係の確認対象にSPCは含まれず、SPCの構成員のみが対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
486	記載要領及び様式集案	様式3-1-2	SPC参加の場合、※3で求められる人的関係の確認対象にSPCは含まず、SPCの取締役や職務執行者等は確認対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487	記載要領及び様式集案	様式3-1-2	事業の終了時期の記載について、占用許可の延長が認められなかった場合の運転停止予定日が2054年11月30日、延長が認められた場合の運転停止予定日が2059年11月30日の場合(いずれも仮の設定)、本欄には「2054年11月30日から2059年11月30日」と記載すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
488	記載要領及び様式集案	様式3-1-2	事業の終了時期の記載について、占用許可の延長が認められなかった場合の撤去解体時期が2054年12月1日から2055年11月30日、延長が認められた場合の撤去解体時期が2059年12月1日から2060年11月30日の場合(いずれも仮の設定)、本欄には「2054年12月1日から2055年11月30日(参考)延長が認められた場合は2059年12月1日から2060年11月30日」と記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	記載要領及び様式集案	様式3-1-3	別紙12関係について、最低限必要なレベルの評価対象に「船舶」が含まれる場合、「船舶」を追記していただきたい。(別紙12の様式には船舶が明記されているため。)	ご指摘踏まえ、修正しました。
490	記載要領及び様式集案	様式3-1-3	関係行政機関の長との調整能力(別紙13関係)について、ミドルランナー評価の②に記載されている「「良好」の基準を満たすものうち・・・」の「良好」は間違いではないでしょうか。	県知事の評価の考え方を反映しましたので、ご確認ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
491	記載要領及び様式集案	様式3-1-3	要旨についての質問です。個別の施策を説明するための図表を用いることはできないが、わかりやすさの観点から、各協調・共生策のタイトル・概要等を表にて整理して記載することはできるとの認識でよろしいでしょうか。もしくはあらゆる表の記載を禁じるという趣旨での記載が確認いただきたいです。	図表の使用によってどの事業者の計画の要旨かが明らかになる可能性を懸念するものですので、単に整理を目的とする表の使用は問題ございません。
492	記載要領及び様式集案	様式3-1-3	要旨についての質問です。「1つの項目に記載すること。」というご指示はどのように解釈すべきでしょうか。	例えば、「つくり育てる漁業の支援」「スマート漁業の実現に資する取組」等、共生策ごとに項目をたてて取組内容を記載ください。
493	記載要領及び様式集案	様式3-1-4	実施体制の詳細は段階別に記載することとあるが、工事着工前の開発段階の体制や撤去期間中の体制は評価対象外であり記載不要という理解でよろしいでしょうか。もし、各評価項目(最低限必要なレベル〜トップランナーまで全て)の評価にあたり、開発段階や撤去期間等も対象となるのであればその旨明記していただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
494	記載要領及び様式集案	様式3-1-4	公募占用計画提出時点で記載した事業期間中の株式保有の方針に記載された内容は、公募占用計画で認められている範囲での持分譲渡に関する公募占用計画の変更手続きに影響を及ぼさないものと理解しているが差し支えないか。具体的には公募占用計画提出時点では将来的な持分売却に関する方針を記載していないが、将来的に持分譲渡を行うこととなった場合、公募占用計画で認められている範囲(公募占用指針(案)P66下段※1記載の範囲)であれば、公募占用計画の変更が認定されるものと理解しています。	出資比率・議決権保有割合の変更について、公募占用指針第9章(5)の基準を満たす場合は変更は認められ得ます。
495	記載要領及び様式集案	様式3-1-4	指定されたリスクを更に細分化し、複数の表に分割した上、それぞれに未然防止策やリスク発現時の対策を複数記載することは可能でしょうか	可能です。
496	記載要領及び様式集案	様式3-1-4	「(基本的には記載内容毎に証憑書類は1つのみ提出)」と記載がある。当該「記載内容毎」というのは、記載された未然防止策やリスク発現時の対策を複数記載することは可能であり、記載された対応策毎に1つのみという理解でしょうか。具体的には、あるリスクに対し未然防止策3つ、リスク発現時の対策4つを記載した場合、各1つの証憑で計7つの証憑を添付可能という理解でよろしいでしょうか。	本記載は、各対応策について証憑1枚という意味ではなく、各リスクへの対応策として盛り込まれる記載内容1つにつき証憑1つという意味です。例えば、稼働率低下のリスク発現時の対策として「メーカーとの稼働率保証契約に基づくメーカー補償かつ損害保険への加入」という内容を記載する場合、稼働率保証及び保険契約内容の証憑として計2点の証憑を提出可能です。
497	記載要領及び様式集案	様式3-1-5	「(1)事業の実施・管理を担う企業」では「発電設備の設置に係った開発期間」とされているが、次頁の「(2).EPC等を担う企業」では「風車の設置に係る開発期間」とされている。表現が異なる理由があればご教示いただきたい。	「風車の設置に係る開発期間」に統一いたします。
498	記載要領及び様式集案	様式3-1-5	「(1)事業の実施・管理を担う企業」では「発電設備の運転期間」とされているが、次々頁の「(2).EPC等を担う企業」では「発電設備の運転期間(このうち実績を有する者の参画期間も明記すること)」とされている。表現が異なる理由があればご教示いただきたい。	後者の表現に統一いたしました。
499	記載要領及び様式集案	様式3-1-6	資金調達内訳において、株主ローンは個別に表示されるべきか、それとも「その他ローン」に該当するか、それとも出資金の一部として表示されるべきか、ご教示いただきたい。	株主ローンは、借入形式の「その他」に該当します。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
500	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 資金調達内訳の「消費税ローン」の記載項目について、公募段階で明記するのは必須か、それともシニア債に包括することが可能かご確認頂けないでしょうか。	「消費税ローン」での調達を予定する場合、「消費税ローン」での調達額が分かるよう記載ください。
501	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「上記出資者の選定理由(出資者毎に記載)」は、SPCでの参加の場合、「SPCの出資者であるため」もしくは「SPCの構成員であるため」とする理解でよいでしょうか。また、当該表記で評価上劣後する可能性もないという理解でよいでしょうか。	SPC構成員であることが理由の一つとなりますが、当該構成員が出資金額に対して十分な財務体力を有している点もあわせて説明ください。
502	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 借入形式に「コーポレートファイナンス」が用意されている。当該コーポレートファイナンスの定義をご教示いただきたい。	SPCが発電事業から得られるキャッシュフローではなく自社の信用力に依拠して金融機関から借入を行う場合を想定しています。
503	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 SPCの構成員の資金調達手法がコーポレートファイナンスか否か(例えば自己資本)で本別紙の借入形式ならびに感度分析等に関する記載が変わるのでしょうか。変わる場合かつSPCの構成員が当該調達手法の区分ができない(本事業に対する資金の調達手法がコーポレートローンか自己資金かを区別できない)場合、どのように対応すればいいのでしょうか。	10番の回答をご覧ください。
504	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「金融機関ごとの借入比率」および「上記金融機関の選定理由(金融機関毎に記載)」は、公募占用計画提出時点の想定を記載するものという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
505	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 FIPプレミアムの収入金額の算定においてはバランスコストの補助金額の見通しが不可欠になって参ります。FIP期間中の想定見通しをご共有頂けないでしょうか。	FIP制度におけるバランスコストについて、現行制度においては、FIP制度が開始した2022年度は、バランスコストとして1.0円/kWhを交付した上で、3年目(2024年度)までは0.05円/kWhずつ、4年目(2025年度)以降は0.1円/kWhずつ、インバランスリスク単価の水準まで低減させることとしています。
506	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 P-IRRの計算定義についてご教示いただけないか。	プロジェクトIRRの算出に当たっては、以下に留意ください。 ● 運転開始日を起算日とし、税前数値で算出すること ● 一般的な算出方法を採用し、計算過程が分かるように根拠資料(SPC財務三表等フォーマット)に算定式を残した状態で提出すること ● 計算対象とするキャッシュフローは運転開始日以降のものとし、過年分については計算初年度に合算計上すること
507	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「記載金額の根拠」を記載することとなっている。一方、評価の考え方(最低限必要なレベル)では「①主な事業費の根拠」「③…発電量予測や需給調整に伴う費用」が評価対象となっている。①や③で対象とされている費用項目以外の項目に関する根拠(例えば保険料や金利、占用料等)は記載するものの評価対象ではないという認識でよいでしょうか。	根拠を伴う正確な費用計上は、「最低限必要なレベル」基準④(累損解消)や「良好」基準①(LLCR)の正確な評価の前提となりますので、確認対象となります。
508	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「費用項目」をより細分化もしくは追加したい場合「その他(…)」の欄を増やし、適宜追加するものと理解してよいでしょうか。また、その場合「調査設計費用」には「その他(…)」が用意されていないが、「調査設計費用」にも適宜追加が可能と理解してよいでしょうか。	「調査設計費用」の項目への欄の追加はせず、別紙3の費用項目様式の範囲内で記載ください。「その他」項目において、別途欄を設定し金額及び根拠を記載ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
509	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 複数の費用項目にまたがり得る支出については、事業者の任意で費用項目を選択した上で、根拠欄にその旨記載するという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
510	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 SPCの構成員からSPCに対して人材を外向する場合、もしくはSPCの構成員とSPC間で業務委託契約を締結する場合に生じるSPCの構成員の人材に係る人件費および経費、委託費等についてお聞きします。当該SPCの構成員の人材に関する人件費及び経費等は、別紙3の費用項目のうち、「その他」の欄に「その他(事業者側人件費)」のような形で項目を追加することでよいか、ご確認いただきたい。	別紙3において、「運転維持費」の項目に「人件費」の欄がありますので、当該箇所に計上ください。その他、対応する適切な欄がなければ、各費目の「その他」欄に計上ください。
511	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 SPCの構成員からSPCに対して人材を外向する場合、もしくはSPCの構成員とSPC間で業務委託契約を締結する場合に生じるSPCの構成員の人材に係る人件費および経費、委託費等の根拠についてお聞きします。当該費用について、例えば人件費の場合、階層別人件費単価×人数×期間のように算出根拠が明確であれば根拠となり得るという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
512	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 調査設計費用とは、調査に係る外注費、発電設備等に関する設計外注費を指すものという理解で良いか。	調査設計費用として、運転開始前の調査設計に係る費用を網羅的に計上ください。
513	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 資材の運搬費は「建設費用」、「資機材調達費用」のうち、「資機材調達費用」に含む認識でよろしいでしょうか。	資機材調達費用として運転開始前の資機材調達に係る費用を網羅的に計上する必要があるため、「資材の運搬費」は資機材調達費用に含まれると考えられます。
514	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 運転維持費の項目にのみ、人件費の項目があるが、他の項目にない理由及び本項目にはどのような費用を参入することを想定しているのかご教示いただきたい。	運転維持段階では、事業者自らがメンテナンスする場合など、「人件費」を容易に区分けできると考えられるためです。一方、開発・建設段階では外注の占める割合が大部分であり、外注の場合は人件費の切り出しが困難であると考えられることから、個別項目を設定していません。
515	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「固定資産税」は償却資産税を含む認識でよろしいかご確認頂けないでしょうか。	ご指摘の「償却資産税」の意味するところが定かではないですが、償却資産は固定資産税の対象となることが一般的と考えます。詳細は、地元自治体のHP等をご確認ください。
516	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「事業期間を通じて維持管理費用が10%増大する場合」とされているが、「事業期間(運営期間)で想定される維持管理費用の合計額が10%増大する場合」と理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。運転開始以降に支払う維持管理費用の総額が10%増大する感度分析を実施ください。明確化のため公募占 用指針及び別紙3を修正しました。
517	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「事業期間を通じて維持管理費用が10%増大する場合」とされているが、「維持管理費用」の定義をご教示いただきたい。	「維持管理費用」としては、別紙3【様式3-1-6】2.(2)費用項目のうち「設備維持費用」及び「人件費」を想定しています。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
518	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 「事業期間を通じて保険料支払いが15%増大する場合」とされているが、「事業期間(運営期間)で想定される保険料支払い額の合計額が15%増大する場合」と理解して差し支えないか？運転開始前迄の保険料が対象に含まれるか否かを含め、ご教示いただきたい。	運転開始前の保険料支払いは感度分析に含める必要はありません。
519	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 LLCRの計算方法について確認させていただきたい。分母に当たる借入元本には、消費税ローン及びEBLを除く、全ての借入を含める事。と記載あるが、SHL(株主ローン)も除外するという理解で正しいか。	事業者間の計画の比較の観点から、本公募では、株主ローンや株主劣後ローンは、LLCRの「借入元本」に含めて計算ください。除外できるのは、消費税ローン及びEBLとなります。
520	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 「※再エネ海域利用法第17条第2項に基づき公示される占有の区域について、同法第14条第2項第1号の占有の区域と異なる区域の指定を希望する場合、建設段階、維持管理段階及び撤去段階のそれぞれの段階に応じて必要な区域を段階別に図示すること。(参考図②参照)」とある。 本記載で想定する場合には「公募占有指針に示された占有の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブルを配置する場合」が含まれるのでしょうか。 含まれる場合、本記載は「同法第13条第2項第2号の占有の区域と異なる区域の指定を希望する場合」の間違いではないでしょうか。 含まれない場合、「第14条第2項第1号の占有の区域」と「第17条第2項に基づき公示される占有の区域」が異なる場合として国が想定しているケースの例示を具体的にご教示いただきたい。	本記載はご理解のとおり「公募占有指針に示された占有の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブルを配置する場合」を想定しております。 なお、本記載は公募占有計画に記載すべき事項を示したものであり、原案どおりとします。ご指摘の法第13条第2項第2号は公募占有指針に記載すべき内容を示した条文になります。
521	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 海岸保全区域は「公募占有指針に示された占有区域以外の海域」に該当するという理解で差し支えないか。	ご理解のとおりです。
522	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 海岸保全区域は「上記以外の海域」に該当し、「促進区域の指定がされていない一般海域」には該当しないという理解で差し支えないか？	ご理解のとおりです。
523	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 「※記載対象は公募占有指針に示された…」とあるが「※記載対象は公募占有計画に示された…」の間違いではないでしょうか。	記載対象は公募占有指針に示された占有の区域ですので、原案のとおりとします。
524	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 (4)その他についてお聞きします。 本項の記載の内容において、各事業者は、各事業者が予定している港湾の使用方法や港湾での実施行為を基地港および維持管理港の各管理者と相談した上、関連法令上のどの行為に該当するか確認し、必要に応じて(また書き以降の行為に該当する場合は関連様式を入手した上)、(i)港湾法第37条第1項第1号に該当する場合は様式集で指定された記載項目を記入し、(ii)港湾法第37条第1項第2号または第4号に該当する場合は入手した当該関連様式に必要な事項を記載して公募占有計画に添付したうえで、同内容を別紙4にも表形式で記載する。と理解したが差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
525	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 (4)その他についてお聞きします。 本項に記載した内容(添付された関連様式に記載した事項を含む)は公募占有計画提出時点での想定であり、事業者選定後の検討に応じた変更の可能性が当然にあるものと理解している。 変更があった場合、公募占有計画の変更手続きを経た上、国交省が港湾管理者の同意を得ることとなる。と理解して差し支えないでしょうか。	変更が生じる可能性が出た段階で、事業者自身が港湾管理者と協議を行った上で、公募占有計画の変更手続きを経て国土交通省に提出下さい。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
526	記載要領及び様式集案	様式3-1-8	「※選定結果公表は、令和6年3月の前提・・・」と記載されている。パブリックコメント時点ではラウンド2からの修正モレと考えられるため、公募開始時は適切に修正いただきたい。	30番の回答をご覧ください。
527	記載要領及び様式集案	様式3-1-10	別紙1において海洋土木工事に関する協力企業(EPC)を1社に定めず複数社を候補としている場合、本別紙7(施工計画)はその中の1社を前提とした施工計画を記載すればよいでしょうか。よい場合、当然に当該施工計画と別紙3の資金計画・収支計画が整合している必要がある認識ではあるが、仮に、別紙7に複数の施工計画を記載する場合、別紙3との整合はどのようにとればよろしいでしょうか。	EPC等に複数候補がいる場合でも、施工計画については、最も妥当と考える1つの施工計画スケジュールを策定ください。別紙3には当該者の費用を計上ください。
528	記載要領及び様式集案	様式3-1-10	別紙7「1.施工計画・工事実施の方法」の欄外に「※陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要」とある。そのため「2.施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮及び環境保全」や「3.リスクの特定・分析」、「4.その他施工計画に関する事項」についても「陸上設備」に関する記載は不要であり、運転開始までの事業計画の評価においても「陸上設備」に関する事項は、リスクの特定・分析(公募占用指針で示すリスクシナリオであるかにかかわらず)に関する評価も含め、すべての評価基準において評価対象外であると理解して差支えないでしょうか。	陸上設備の評価については、31番の回答をご覧ください。
529	記載要領及び様式集案	様式3-1-12	運転開始以降のスケジュールの記載が求められていますが、具体的にどの程度詳細に記載すべきでしょうか。	146番の回答をご覧ください。
530	記載要領及び様式集案	様式3-1-12	運転開始以降のスケジュールの設定根拠の記載が求められていますが、運転期間については運転開始予定日と必要撤去期間から逆算して定められる運転終了予定日とで定まる可能性が高いと考えますが、根拠として上記のような内容を記載すれば評価上問題ないと理解して差支えないでしょうか。	例えば、収支計画や設備耐用年数等の観点から、運転期間び設定根拠を記載することが想定されます。
531	記載要領及び様式集案	様式3-1-14	「※本公募占用指針(別添3)で示す・・・ことができる。撤去工事に係る・・・(別添3)を参照すること。」と記載されている。本別紙において撤去工事において使用する港湾や当該港湾の占用期間等は記載しなくて構わないものと理解して差支えないか。本別紙以外も含め、記載すべき箇所があればご教示いただきたい。	別紙11に撤去工事において使用する港湾及び当該港湾の占用期間の記載が必要になります。
532	記載要領及び様式集案	様式3-1-15	複数の海域で重複する機関に同一の船舶の利用を前提とした事業計画が提出された場合、どのように審査・評価されるのでしょうか。	仮にそのようなケースがあった場合には、船舶の利用の確実性について詳細に確認し評価することになります。
533	記載要領及び様式集案	様式3-1-15	「2. その他の電力の安定供給に係る方策」には「運転開始までの洋上発電設備に関する建設や設計上の工夫」「運転開始までの陸上設備に関する建設や設計上の工夫」「運転開始後の陸上設備に関するO&Mにおける工夫」「運転開始後の陸上設備に関するO&M人材の確保に関する工夫」等のすべてが記載対象と理解して差支えないか。差支えない場合、それぞれ「電力安定供給」に関する「評価基準」のどの項目に合致するものなのかご教示いただきたい。	計画内容の詳細が不明な段階では回答することが困難ですが、安定供給・早期復旧に資する取組について、根拠とともに具体的なかつ実現性の高い計画が示されていれば、第三者委員会の意見を踏まえ、適切に評価します。
534	記載要領及び様式集案	様式3-1-16	「別紙13関係行政機関の長等との調整能力」について、「過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。」とあるが、本海域において調整した調査などに関する調整実績についても、主たる者の実績1件に加えて記載することで、本海域での実績が評価対象となるのかご教示いただきたい。	32番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
535	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	「『調整』とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」という記載について質問がございます。政府は「運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」という方針と存じますが、この点につき、政府は都道府県知事が独自の判断基準を設けることを容認致しますでしょうか？例えば、都道府県知事が「開発中・建設中の国内洋上風力案件であっても評価する。」と判断した場合、政府は都道府県知事の判断を容認致しますでしょうか。	関係都道府県知事の意見を最大限尊重することとなります。
536	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	公募占用指針の記載要領及び様式集に、「なお、実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う主たる者の実績1件とする(ただし、主たる者として複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を1件ずつ記載できることとする)」と記載があります。開発中(建設着手前)、建設中、運転開始後など、発電事業をある段階別に分類して、各々段階別の実績を公募占用計画に記載することは可能でしょうか。具体的には、建設中の国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整実績をコンソーシアムA社が保有していた場合はA社の国内洋上風力の実績を、運転開始後の実績は、国内陸上風力の実績を保有するB社の実績を記載することは可能でしょうか。またこのような場合、どのように評価されるのかお示し頂けますでしょうか。	32番の回答をご覧ください。
537	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	関係行政機関の長等との調整を「開発段階」「建設工事段階」「運営段階」の3段階に区分し、段階ごとに体制を明示し、主たるものの調整実績は段階ごとに示すことが可能である理解してよいでしょうか。例えば、段階ごとに体制は異なるが主たる役割を担う者がいずれもA社の場合、各段階で親和性の高いと考えられる実績3種を段階別にそれぞれ示すと理解してよいでしょうか。	32番の回答をご覧ください。
538	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	「調整を行うための体制」概要表に「氏名」まで記載するよう指示があり、次頁の「過去の関係行政機関の長等との調整実績」概要表にも調整実績を持つ担当者を記入するよう指示がありますが、当該実績を持つ担当者とは別の者を本事業体制に配置する場合でも、(主たる役割を担う法人の法人としての)十分な経験と能力を有することが示せれば、評価は劣後しないと考えてよいでしょうか。	32番の回答をご覧ください。
539	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	関係行政機関の長等との調整実績について、主たる者を2社以上の会社とすることは可能か。可能な場合、当該1社が国内洋上風力の調整実績を有し、1社が国内陸上風力実績を有する場合、どのような評価となりますでしょうか。	32番の回答をご覧ください。
540	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	関係行政機関の長等との調整実績について、体制を記載することとなるが、本別紙が対象とする調整先に漁業関係者、漁業組合、港湾利用者等の民間団体等は含まれないと理解しているが差支えないか。	ご理解のとおりです。「関係行政機関の長等との調整能力」では、基本的には地方自治体をはじめとする行政機関との調整能力を評価します。他方、県知事意見を最大限尊重する項目ですので、公募占用指針(別添6)を確認いただくとともに、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
541	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う主たる法人は構成員Aであるが、構成員Bの担当者も調整担当を担うケースが想定される。このような場合、調整を担う主たる法人である構成員Aの調整の実績を提示し、構成員Aの調整の実績を評価いただく形でよいのか。それとも、調整担当者に構成員Bの担当者も記載した場合、構成員Bの調整の実績の記載が必要なのか。また、この場合構成員Bの実績はどのように評価に影響を与えるのか。	32番の回答をご覧ください。
542	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	「調整を行うための体制(概要表)」について「氏名」の記載が求められているが、人事異動で担当が変更になる可能性は否定できないことから、現時点における計画で問題ないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
543	記載要領及び様式集案	様式3-1-17	地域共生策について、事業者が「基金の用途としての提案」および「基金とは別に事業者が行う共生策の提案」の両者ともを公募 占用計画に記載する場合、各提案がどちらに属する提案かどうかを明記する必要がありますでしょうか。 仮に明記されていない場合、どの共生策が基金の用途としての提案かどうか客観的に判別できないため、協議会における基金 用途の最終的な決定内容に関わらず(提案時に事業者が基金の用途として想定していた提案内容が協議会において採用された かどうかに関わらず)、公募占用計画に記載された全ての地域共生策について、事業者が実施する責務を負うものと理解して おりますが、その理解で差支えないでしょうか。	各共生策について、原資が共生基金かそれ以外かを明記することが望ましいです。479番の回答もご覧ください。
544	記載要領及び様式集案	様式3-1-17	「別紙14の要旨」を作成するにあたり、別紙14において記載した「風車の設置・建設・発電事業の実施に関する記載」について、ど のように要旨として纏めるべきかご教示いただけますでしょうか。協議会意見取りまとめを踏まえた風車レイアウト等の対応方針等 の別紙14以外の別紙に記載された事項について、どのような形で地元関係者に共有し、評価に反映されるものなのか確認させて 頂きたく存じます。都道府県知事および地元関係者からの意見聴取において、地元関係者等に開示される資料が限定されるだろ うことを踏まえ、ご回答をお願いいたします。	県への送付及び地元意見照会に係る資料については、197番の回答をご覧ください。 要旨のみが関係市町村及び漁業関係者等への意見照会に用いられますので、評価基準等を踏まえて分かりやすい記載を検討く ださい。
545	記載要領及び様式集案	様式3-1-18	「最終需要増加額」の定義について確認させていただきたい。洋上風力発電事業そのものではなく、そこから波及する取り組みに よる県内企業への発注額は最終需要増加額となると理解しているが差支えないか。(例:発電施設を利用した観光、風車のイメー ジと掛け合わせた地域特産物の販売促進による売上など)	本公募事業と紐づくものであれば、経済波及効果として計上することは可能です。
546	記載要領及び様式集案	様式3-1-18	経済波及効果における、最終需要価格の考え方について確認させていただきたい。例えば、O&M施設の建設費として県内企業に 10億円の建設発注を行う場合、この10億円は最終需要増加額との理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
547	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	別紙15:地域経済への波及効果、別紙16:国内経済への波及効果、において、「事業実施会社による地元/国内雇用がどの地域 にどの程度増加するか」と記載されているが、事業会社以外の会社(例えば協力企業)による雇用も経済波及効果に含めることが 可能だと理解して差支えないか。	事業実施会社は、(将来の)SPCを想定しているため、協力企業は含まれません。
548	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	国内サプライヤーを主な発注予定候補とし、リスク軽減や電力安定供給の観点から国外サプライヤーをバックアッププランとして 検討している場合、国内サプライヤーに対する発注により生じる経済波及効果を経済波及効果に含むことはできるのか。このよう なバックアッププランを設ける場合の経済波及効果の考え方をご教示いただきたい。	原則、確率の高い企業からの調達をベースに波及効果を算出ください。なお、同じ確率の場合は、評価の最も低い企業から調達 を行う前提で評価を行うことになるので、その前提で計画を作成し、国が示す産業連関表を用いて波及効果を算出ください。
549	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	経済波及効果の評価において、協力企業や調達先候補を複数候補とした事業計画の場合、その優劣が明らかな場合(例えば、 国内経済波及効果における国産と海外製品)、別紙15および別紙16内ではどのように取り扱い、また、記載すればよろしいでしょ うか。	548番の回答をご覧ください。
550	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	サプライチェーンの複雑化を達成するため複数の協力企業を候補先として複数社から根拠資料を受領する場合、波及効果の試 算にあたっては、どの会社からの根拠資料(例えばMOUや見積金額)をベースに波及効果試算を行うかについては応募事業者で 判断して問題ないという理解で差支えないか。	548番の回答をご覧ください。
551	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	「物流拠点に対する需要がどの程度拡大するか」について、想定される港湾や拠点における作業とそれに伴う物流の増加(トン 数)についての合理的な見積もりが整理されていれば記載の指定を充足する理解であるが、増加見込みの物流量に対して、EPCI コントラクターなどからの証憑は不要であるとの理解で問題ないか確認させて頂きたい。	ご理解のとおりです。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
552	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	例えば洋上風力建設により旅客(出張客含む)が増加し、旅客消費の増加が見込める場合、これを経済波及効果と含めてよいでしょうか。この場合、旅客にLoIやMoUをとることは現実的に困難であるため、確からしい推計を行えば、それで評価対象となりえますでしょうか。	471番の回答をご覧ください。
553	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	経済波及効果の「評価の考え方」において、経済波及効果の見込みの確からしさが示されている場合は「ミドルランナー」、一部不明確な場合は「良好」の評価を受けると示されているが、経済波及効果の因子とした項目のうち、一つでも確からしさが不明確だと「良好」とされるということか。例えば、洋上風力事業による経済波及効果の見込みの確からしさが示されている一方で、複数ある地域貢献策のうちの一つに関して経済波及効果の見込みの確からしさが不明確と見なされた場合、提案の良否によらず「良好」以下に評価されるか。	経済波及効果の算出のための一つの因子の確からしさが不明確であるからといって、ただちに「良好」以下の評価となるわけではありません。金額の大きさ等も考慮し、第三者委員会の意見も踏まえ評価します。
554	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	「地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、意思表明書など)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」とあるが、地元関係者との協議録などでもこの根拠となりうるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
555	記載要領及び様式集案	様式3-1-18,様式3-1-19	継続需要は基本的に運転開始後が対象と理解している、運転開始前に実施する共生策による需要はどのように経済波及効果に取り込めばいいのでしょうか。	地域共生策については、一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するのではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。
556	記載要領及び様式集案	様式3-1-19	国内で設備投資や需要が発生するサプライヤーAと、海外で製造するため国内での設備投資や需要が発生しないサプライヤーBの両方から関心表明書を取得している場合、国内経済波及効果の計算上、評価が低いサプライヤーBを経済波及効果の計算の前提としなければならないでしょうか。また、サプライヤーAをベースケースとしつつ、複線化という電力安定供給の目的でバックアップとしてサプライヤーBから関心表明書を取得した場合はその旨を公募占用計画に明記しサプライヤーAで国内経済波及効果を計算可能でしょうか。	548番の回答をご覧ください。
557	記載要領及び様式集案	様式3-2-2	SPC参加の場合も、公募申込書の押印者は、SPCの構成員から選ばれた「代表企業」であり、SPCが押印したものは認められないという理解で差支えないか。仮にこの理解が正しい場合、SPCによる公募参加を認めているにもかかわらず、代表企業の押印が必要な理由をご教示いただきたい。	SPCにて印鑑登録をされている場合は、SPCの印鑑で問題ございません。
558	記載要領及び様式集案	様式3-2-2	SPC参加の場合、当該SPCがSPCの構成員からの出資で調達する資金は「自己資本による調達」に該当すると理解して差し支えないか。仮にSPCの構成員の調達手法(自己資金なのかコーポレートファイナスなのか等)によって解釈が変わる可能性があるのであれば、その考え方をあわせてご教示いただきたい。	ご理解のとおりです。10番の回答もご覧ください。
559	記載要領及び様式集案	様式3-2-2	SPC参加の場合、かつ、SPCの構成員からSPCへの出資金を資金調達の一部として予定する場合、公募申込書に添付される「事業者名義の誓約書」は当該SPC名義で発行するものと理解して差し支えないか。仮にSPCの構成員の調達手法(自己資金なのかコーポレートファイナスなのか等)によって解釈が変わる可能性があるのであれば、その考え方をあわせてご教示いただきたい。	SPC構成員から自己資本による調達を行う場合、SPC及び調達元となる全ての構成員から誓約書の提出が必要となります。誓約書においては、以下の2点が明確になっている必要があります。 ①事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること、 ②外部(親会社等)からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続
560	記載要領及び様式集案	様式3-2-2	SPC参加の場合、公募申込書に添付される「役員名簿」の作成対象はSPCの役員(職務執行者等)、SPCの構成員の役員、SPCの業務執行社員(代表社員含む)である法人の役員(但し、SPCの構成員と重複する場合、二重作成は不要)と理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
561	記載要領及び様式集案	様式3-2-2 SPC参加の場合、関心表明書の下段(代表者の情報欄)はSPCに関する名称、所在地等を記載するものと理解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。
562	記載要領及び様式集案	様式3-2-4 海外のサプライヤーや協力企業などから取得する関心表明書は英文であっても、仮訳を添付することで評価対象となるとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
563	記載要領及び様式集案	様式3-2-4 英文の関心表明書をサプライヤーから受領した場合、当該関心表明の仮訳版への署名は不要との理解で正しいでしょうか。	仮訳版への署名は不要です。
564	記載要領及び様式集案	様式3-2-6 別紙1および2において海洋土木工事の施工を担当する企業を1社に定めず、候補企業を複数記載する場合、資格審査書類における「実績を称する書類」については、候補企業全社分をそれぞれ提出する必要がありますでしょうか。それとも候補企業のうちいずれか1社のものがあれば足りるのでしょうか。	候補会社全社分をそれぞれご提出ください。
565	記載要領及び様式集案	様式3-2-8 当該宣誓書に「当コンソーシアム構成員(又は応募企業)として」とあるため、SPC参加の場合は宣誓書の提出が必要な企業はSPCのみであり、SPCの構成員の提出は不要と理解して差し支えないか。 また、当該SPCが本事業の実施の為に設立されたSPCであったとしても、SPCが宣誓書を提出する場合はSPCの「情報管理に係る社内規定」の添付が必要なのでしょうか。	前者の宣誓書については、第5章(2)2 ii)に記載のとおり、SPC自身に加え、SPCの全ての構成員のものもご提出ください。後者については、SPCの全ての構成員のものを上記宣誓書の添付資料としてご提出ください。
566	記載要領及び様式集案	様式3-2-8 本誓約書の第2条第12項にラウンド2の情報が残されたままの為、公募開始時は適切に修正いただきたい。	修正しました。
567	公募占用指針案	全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ページの22行目「以下」と、同23行目「以下、」とは、どちらかに記載を統一したほうがよい。</li> <li>・目次の第2章(1)1.2)、第3章(2)の記載はゴシック体ではなく明朝体としたほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> <li>・25ページの最下行から5行上「か月」と、73ページの5行目「ヶ月」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>・7ページの最下行の10行上「または」は「又は」のほうがよい。</li> <li>・74ページの20行目「日本語」について：アルファベットの使用は認めていただきたい。74ページの16行の例と同様に。</li> <li>・74ページの20行目「日本の標準時」は「日本標準時」のことか？</li> <li>・17ページの3行目「電気事業法」の法律番号を記載したほうがよい。</li> <li>・9ページの最下行から4行上「土曜日、日曜日」と、31ページの3行目「土・日曜日」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>・9ページの最下行から3行上「土曜日を除く」について：18ページの3行目「平日」は土曜日を含むのか？</li> <li>・6ページの14行目「30年」の始期はいつか？</li> <li>・18ページの最下行から5行上「ある」は「ある。」のほうがよい。</li> </ul>	1ポツから4ポツ、7ポツ、8ポツ及び11ポツについては、ご指摘踏まえ修正しました。 5ポツについては、74ページ16行の例が何か分かりかねますが、固有名詞等でのアルファベットの使用は可能です。 6ポツについては、ご理解のとおりです。 9ポツについては、土曜日を含みません。 10ポツについては、公募占用計画の認定日からです。
568	公募占用指針案	別添2-2 「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」(別紙1)も添付されるべきと考えます。	261番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
569	公募占用指針案 第2章(1)2)	系統容量から定まる下限値とは別に、区域の大きさから定める下限値を設定するべきではないか。 日本海南のように広大な促進区域を占用しながら、その発電出力が100MW程度にしかない場合、今後の日本の再エネ容量導入目標の達成に悪い影響を与えるのではないか。 区域の大きさにふさわしい下限値についても検討いただくか、発電容量が小さい場合は促進区域の全域を占用できないなどの仕組みを検討いただきたい。	12番の回答をご覧ください。なお、これまでの再エネ海域利用法の公募実績を踏まえると、事業性の観点から可能な限り設備出力を大規模化させるインセンティブは働いていると考えますので、風車10基に満たない事業計画の提出は想定しておりません。
570	公募占用指針案 第2章(1)2)	青森県沖日本海(南側)の出力下限値が、確保されている系統2件のうち小さい方(12万kW)の20%減じた値とし9.6万kWと設定されているが、確保されている系統は、2件とも電源接続案件募集プロセスにて選定された系統であり、使用しない系統を確保していた事業者は、東北電力ネットワークと締結済みの工事費負担金補償契約により一般負担を含めた工事費負担金保証金を支払う必要があり、系統確保事業者は、落選したうえに多大な損失を被ることとなる。 従い、選定事業者は、確保済みの系統2件を継承することにすべきではないか。	129番の回答をご覧ください。
571	公募占用指針案 全般	今回の指針(案)は、前回の第2回公募時と基本的には内容が変わっていないと見受けられるが、前回のパブリックコメントに対する回答が、今回にも適用されるとの理解で良いか。 回答に修正等があれば、指針に明記するか、別紙等で訂正があることをお示ししていただきたい。	302番の回答をご覧ください。
572	記載要領及び様式集案 様式3-2-2	様式集の様式3-2-2「公募申込書」が「認定申請書」となっているので修正すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
573	公募占用指針案 第8章(3)	細かいが、公募占用指針第8章(3)の一部項目に「(10点満点)」が記載されているので落とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
574	公募占用指針案 第5章(3)3), 別添4	保証金没収事由や参加資格について、分かりやすさの観点から、再エネ特措法に基づく入札実施要綱との整合性をとるべきではないか。	本公募の保証金没収事由及び参加資格については、再エネ特措法に基づく入札実施要綱の内容も踏まえつつ、調達価格等算定委員会での議論を経て作成しています。
575	公募占用指針案 第8章(3)	評価の一般論として、各評価項目の評価において、例えば、「優れている」のすべて要求項目を満足していると認められる場合であっても、「ミドルランナー」の要求項目のうち一つでも満足できていない項目があれば、当該評価項目は「良好」にとどまるのか確認したい。ただし、この場合、「良好」の要求項目はすべて満たしているものとします。	「優れている」区分で、『「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、』としている場合、「ミドルランナー」を満たさなければ「優れている」の評価がされることはありません。ご指摘のケースは「良好」評価となります。
576	公募占用指針案 第8章(1)	12月13日に公表されたラウンド2の結果において、多くの事業者がゼロプレミアム水準で公募に参加したということは、日本の洋上風力事業の一部は、政府の支援を必要とせずに実施可能であることを表している。そのため、R3以降の公募においては、ゼロプレミアム水準に加えて、「FIPによる支援不要」も選択可能とすべきである。また、支援不要とする場合においては、他の電源と同様、当該洋上風力事業の長期脱炭素電源オークションまたは容量市場への参加を認めるべきである。	本公募対象の事業では、FIP認定を受けることが前提となりますが、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
577	その他	<p>ラウンド2の選定結果を基準に考えると早期運開時期だけが重要視されているように感じる。特に4年半で運開する計画などはかなり厳しそうに感じた。</p> <p>昨今の国際情勢によるインフレや資材不足に加えてサプライチェーンや船舶や人材の不足など早期運開のための環境は未だ整備が進んでいない。</p> <p>地域の関係者は早期運開を臨んでいない。</p> <p>余裕を持った確実なスケジュールで事業として成り立つ形を臨んでいる。</p> <p>また青森は基地港湾の整備のスケジュールも未確定な中で早期運開は難しいが公募開始までに基地港の見通しやスケジュールが判明するのか不明。</p> <p>現状ではインフレ等の避けられないリスクをすべて事業者の責任としているがコロナ禍や戦争などここ数年は特に想定外の状況が多い。すべて事業者の責任とすることは厳しすぎるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>第2ラウンド公募については、迅速性のみならず、事業の実現可能性も評価した上で、適切に事業者を選定しています。</p>
578	その他	<p>公募開始時期についてはラウンド2の詳細が発表されたあと2024年3月以降に開始すべきラウンド2の3海域の結果が発表になったがそのうちに2箇所がゼロプレミアム価格であった。</p> <p>ラウンド3においても同じ状況になり、供給価格による競争は無くなるのが必至である。</p> <p>事実上、事業実現性評価のみで選定されていることになるためこれまでの公募内容を活かして次回ラウンドをより良い内容の事業にしていくためには前回の内容を検証する期間を多少なりとも設けたほうが良いと考える。</p>	<p>国として2030年エネルギーミックス目標の実現は重要と考えており、促進区域指定まで進んだ青森県沖日本海(南側)及び山形県遊佐町沖について、速やかに公募プロセスを進めることを決定しました。他方、第2ラウンド公募の結果総括は重要であることから、第2ラウンド公募の選定結果が公表される2024年3月以降、合同会議にて議論を実施し、更なる改善点があれば、関係するガイドライン等を見直してまいります。</p>
579	公募占用指針案	第5章(1)2) <p>(1)公募の参加者の資格に関する基準(法第13条第2項第5号)2)公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等に関して、現在のところ地域の漁業関係者は疑いをかけられたいか少くとも事業に関わる人物と接触しない方向になっている。事業者だけではなく現地の住民のためにも接触禁止者の具体的な説明やガイドラインを示すべきである。</p> <p>青森県日本海南側の利害関係者は青森県日本海北側や青森県陸奥湾の利害関係者と共通している。</p> <p>例として青森県漁連会長の所属団体構成員となると青森県内の漁業者全員と接触禁止になる。</p> <p>また、社員の中には利害関係者や所属団体関係者に公募に係る以前からの友人知人、身内や親戚等がいる。公募期間の約1年間接触禁止になってしまう。当該社員を解雇する訳にはいかないかどのように対処したら良いのか不明である。</p>	<p>公募占用指針第5章(1)2)(vi)に記載のとおりですが、個別具体の中身によるかと思しますので、事例に応じて、国にご相談ください。</p>
580	公募占用指針案	第5章(1)2) <p>・公募前から継続して実施してきた祭りやイベント、学校などへの寄附、寄贈行為、協賛についても禁止となるのか。</p> <p>祭りやイベントの主催が商工会や観光協会など民間であれば利害関係者以外ではあるが、自治体主催や共催の場合や公立学校への寄附、寄贈は禁止となるのか。</p> <p>公募前から継続して寄附、寄贈しているものまで禁止とされるのか。</p> <p>寄附寄贈を頼りにしていた地元の方に対して申し訳ないことになってしまう。</p>	<p>579番の回答をご覧ください。</p>
581	その他	<p>・結果としてラウンド2は逮捕された議員や事業者の意向が反映された選定結果となっている。国が基準を設けてしっかりと審査をしていることを早期に国民や国内外に周知してほしい</p> <p>事業者としては企業活動であると同時に国策の一部として脱炭素やエネルギー確保のために事業に取り組もうとしている。特に青森県に関して報道で名前が出てしまっており、多少なりとも風評被害がある。広く国民に応募内容や審査の中身などを説明し政治や金銭などで公募が歪められたわけではないとしっかりと周知広報してほしい。</p> <p>また、海外の企業が撤退してしまっている。海外からの投資を再び呼び込むための魅力ある環境を整えてほしい。</p>	<p>第三者委員会の意見を踏まえ、長期・安定・効率的な事業実施の観点から、適切に事業者を選定しております。</p> <p>また、選定事業者のコンソーシアム構成員として海外企業も参加しています。</p>
582	その他	<p>・事業者ではなく公募海域の住民としての意見です。</p> <p>協議会に関しては国が一生懸命やってくれたと地元は感謝しているが、取りまとめが決まったあとは冷たくなったと言う意見がほとんどである。</p> <p>国は折角築いた青森西津軽の地元の人達との信頼関係を大切にしてほしい。</p> <p>選定に際しても地元の住民が洋上風力が来てよかったと30年後も思われるような結果を望みます。</p>	<p>国としても、地元自治体と連携しながら、地元関係者の方々と信頼関係を構築することは重視しています。引き続き、信頼関係を大事にしながら、再エネ海域利用法の運用を進めてまいります。</p>
583	公募占用指針案	第2章(3)1) <p>公募における供給価格上限額について、年平均風速、設備利用率等各海域の条件等を勘案し、海域毎に設定すべきではないか。青森県沖日本海(南側)の平均風速8.31m/sと山形県遊佐町沖7.82m/sを比べると、経済性に相応の差が生じうると考えられる。</p>	<p>FIT・FIP制度は、全国大で負担されている賦課金負担に基づく支援であることから、全国大で見ても、費用効率的な案件の導入を促していくことが重要です。</p> <p>こうした観点から、太陽光や陸上風力など、他の電源と同様に、地点ごとに上限価格を区別するのではなく、原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促していくこととしています。</p>
584	公募占用指針案	第2章(3)2) <p>我が国の洋上風力発電公募の実状として、公募の落札から最終投資意志決定までのリードタイムが諸外国よりも比較的長い事が挙げられる。従って、公募入札時の供給価格は経年による物価変動等を反映したエスカレーションを加味したものが望ましいと考える。</p>	<p>18番の回答をご覧ください。</p>

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
585	公募占用 指針案	第5章(3)3) 運転開始期限日の延長を認める事由としての以下の記載を第5章(3)3)の没収事由7の(ただし、…)以降に加えるべきと史料。第2章(3)3)「なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」	40番の回答をご覧ください。
586	公募占用 指針案	第6章(2)1) i) 協力企業は元請契約と記載されている。他方で、二次下請企業までどの企業にするか確定することは、入札前には現実的に難しい。以上を踏まえて、二次下請企業から仮にLOIを取得した場合でも(例えば経済波及効果算出の目的で)、その二次下請企業を落札後に変更することは、公募占用計画の変更には該当しない、という理解で相違ないか。	二次下請企業まで公募占用計画に記載している場合は、公募占用計画の変更の対象となります。
587	公募占用 指針案	第6章(2)4) i)② 経済波及効果の計算において、二次下請企業、三次下請企業からのLOI取得要否についてコメント頂きたい。経済波及効果計算の根拠として、二次下請企業、あるいは三次下請企業までLOIを取得することは多大な労力・時間を有し非現実的・非効率ではないかと考える。実現性を担保するためには、二次下請企業、三次下請企業からのLOIやMOUが必須とされるか、あるいは元請が一定の仮定を置いて作る見積もりでも計算の実現性は担保されているとみなされ得るか。	根拠を示す書類については、その内容が具体的に示され、確からしさが認められるものであれば、関心表明書など、MOUや契約書以外の形式でも構いません。したがって、元請企業からのもので十分な場合は、二次下請け以降のものは不要ですが、元請企業だけでは不十分な場合は二次下請け以降のものも提出ください。
588	公募占用 指針案	第2章(5)3) iii) 撤去費用に関する金融機関保証状については、指針案p.8で事業年度ごとの更新が許容される旨であり、また同p.9において発行金融機関の長期信用格付けが発行時点でA-又はA3以上であることが求められている。これらを踏まえると、期限が1年の保証状を毎年度国に差し入れる場合で、かつ事業年度の途中で保証状発行金融機関の格付けが規定の水準を下回った場合は、翌年度の保証状更新・差し替え時に、上記基準を満たす他の金融機関から保証状を新たに取得して国に差し入れることが求められると理解したが、相違ないか。	ご理解のとおりです。
589	公募占用 指針案	第2章(5)3) iii) ア)政府宛の金融機関保証状における保証金額、及びイ)国を受益者とする信託口座等での積立額は、洋上設備のみの撤去費用相当額で足り、陸上設備の撤去費用分を含めることは求められていない、との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
590	公募占用 指針案	第6章(2)3) xii) 試運転時に発生した電力を相対取引により売電することは許容されるか。	1番の回答をご覧ください。
591	公募占用 指針案	第6章(2)3) xii) 試運転時に発生した電力を相対取引により売電する計画である場合、その売電収益(運転開始前・非FIP)を収支計画に計上してよいか。	1番の回答をご覧ください。
592	公募占用 指針案	第6章(2)3) xii) 運転開始前(FIP開始前)の使用前自主検査(負荷試験等)の断面で発生する電力は系統に流すこととなるが、その取扱いに関して制限はあるか。(例えば、取引価格の制限(有償/無償)や取引方法の制限(市場売電/相対供給)など)	1番の回答をご覧ください。
593	公募占用 指針案	第8章(2) 別紙13～15における都道府県知事意見の聴取にあたり、①県知事に提出する資料および、②関係市町や漁業関係者へ提出する資料のそれぞれについて明示いただきたい。	197番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
594	公募占用指針案 第8章(3)	「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の公募占用指針案へのパブリックコメント928の回答「「トップランナー」「優れている」の区分については、基本的には相対評価を行います。」という方針は、本公募においても変更ないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
595	公募占用指針案 第8章(3)ii)	「トップランナー」評価区分に記載のある「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について、評価の対象は応募企業・コンソーシアム/SPC構成員の他、これら以外の協力企業(風車メーカー等)の人材も含むと考えてよいか。	評価の対象は応募企業・コンソーシアム又はSPCの構成員のみで、協力企業は対象外です。
596	公募占用指針案 第8章(3)ii)	「トップランナー」評価区分に記載のある「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について、実務経験を有する人材を個人単位で特定し、氏名を別紙本文または添付資料で示すことが要件に含まれると考えるべきか。	実務経験を有する具体的な人材の配置計画が具体性・実現可能性の観点から評価される可能性はありますが、必ずしも個人単位の計画を作成する必要はなく、実務経験を有する人材を確保するための具体的な計画が根拠とともに示されることが重要です。
597	公募占用指針案 第8章(3)ii)	「最低限必要なレベル」①について、設立予定であるが公募時点で未設立の会社については、役割の主たる者となることはできないという理解で正しいか？ また、公募時点で未設立の会社が事業者選定後に役割の主たる者として事業を担うことを想定する場合、当該未設立会社の親会社となる予定で実質的に当該役割を担う者を主たる者として記載し、かつ実績についても当該親会社のものを記載することで「最低限必要なレベル」①②の要件を満たすと考えて良いか。	ご理解のとおりです。ただし、新設会社が、親会社の実績を自らの実績と同等と言える根拠が示されていること(実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)こと等を記載)が重要です。
598	公募占用指針案 第8章(3)iii)	海洋に設置した設備の撤去費用は海洋における施工費の70%と定義されている一方、「陸上設備の撤去費用」については、こうした画一的な定義はなく、事業者による積算や工事会社からの見積もり等に基づく費用を計上することで良いか。	ご理解のとおりです。
599	公募占用指針案 第8章(3)iii)	「最低限必要なレベル」⑤で、「撤去費用が適切に確保されているもの(撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの)」とあるが、撤去期限までに撤去費用について現金の積立を行う計画となっていることが当該評価区分を満たすための要件となっているとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
600	公募占用指針案 第8章(3)iii), v)	「評価の考え方」において、撤去費用の「確保」に関するものが複数ある(「資金・収支計画」の最低限必要なレベル⑤、「運転開始以降の事業計画」の最低限必要なレベル⑤、ミドルランナー②)が、選定事業者が自身の撤去義務を履行するにあたって必要となる資金の手当てを計画するという意味での「確保」(積立等)と、選定事業者による撤去義務不履行時における国の保全手段としての「確保」(国宛て保証状の差入、国を受益者とする信託等)とが区別されておらず、わかり辛くなっているのではないか。「評価の考え方」における「確保」が、それぞれどちらの意味に当たるものか(あるいは両方を指すのか)、明確化いただきたい。	両方を指す記載のため、原案どおりとします。
601	公募占用指針案 第8章(3)iv)	運転開始までの事業計画のトップランナー評価要件において、「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」との記載があるが、例えば同地域における別の発電設備との組み合わせによる調整力確保の施策(同地域における既存あるいは計画の太陽光発電設備や蓄電設備と、本洋上風力発電設備を包括した需給調整施策等)は、本事業における調整力確保・系統混雑の緩和に資するの取り組みとして認められるか。	44番の回答をご覧ください。
602	公募占用指針案 第8章(3)iv)	「運転開始までの事業計画」の「ミドルランナー」の評価の考え方①で、「ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50(※)の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。」とあるが、事業者側で風況分析の知見を有している場合、事業者側の風況予測を第三者専門家によりその根拠と計算結果のレビューを委託することで充足するか。	充足することが可能です。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
603	公募占用指針案 第8章(3)iv)	運転開始までの事業計画におけるミドルランナーの項目として「工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの」とあるが、事業者が認定を取得する必要があるのか、建設を担う協力企業が認定を取得していれば良いのか。	建設を担う協力企業が認定を取得する必要があります。
604	公募占用指針案 第8章(3)viii), ix), x)	別紙13～15におけるトップランナー評価要件の記載中で「中長期的な」として表現がなされているが、具体的な期間を明示いただきたい。	基本的には10～30年程度を想定しています。
605	公募占用指針案 第8章(4)4)	国内・地域経済波及効果試算において、産業連関分析表を活用するにあたり、撤去費についても「建設投資」の項目に計上可能と理解している。撤去計上する細目については「その他土木建築」を採用することで相違ないか。	ご理解のとおりです。
606	公募占用指針案 第8章(4)4)	国内・地域経済波及効果を算出する産業連関分析表には、中間財の調達場所（国外や地域外含む）に関わらず、最終需要が発生する場所が地域内あるいは国内であればその最終需要額を全額計上可能という理解で良いか。	ご理解のとおりです。 また、事業者の取組（現地調達比率の向上等）により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
607	公募占用指針案 第8章(4)4)	経済波及効果の因子の一つ、「工場等のインフラ整備」については、本事業に加えて本事業とは異なる事業に対しても資材を供給する工場等への投資（例えば、他海域における洋上風力事業へも風車部品を供給する工場への投資）においても、それらの投資額を経済波及効果に計上することは可能と理解しているが、相違ないか。また、産業連関分析表には、それらの投資額のうち、当該海域における事業への供給に基づく金額のみがインプットとして計上可能と理解しているが、相違ないか。	464番の回答をご覧ください。
608	公募占用指針案 第8章(4)4)	コンソーシアム構成員が事業者選定以前に独自に実施した風況観測や環境影響評価等の調査資産を、事業者選定後に設立されるSPCに有価で移管する場合において、当該調査に関して国内（あるいは県内）に支出された過去の費用に関しても、当該海域における開発・調査費用として認識することができ、経済波及効果の因子として認められるとの理解であるが相違ないか。	464番の回答をご覧ください。
609	公募占用指針案 別添2-2 3.(2)②	「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」（別紙1）に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。」との記載があるが、当該別紙1が公募占用指針（案）には含まれていないため、添付いただきたい。	261番の回答をご覧ください。
610	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	運転開始までの事業計画におけるミドルランナーの項目として「工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの」とあるが、「同等の認定等」として想定される具定例を明示して頂きたい。	例えばJISQ45100が想定されます。
611	記載要領及び様式集案 様式3-1-17	新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電に係る事業者公募時の記載要領及び様式集と比較すると、別紙14の「良好」の評価の考え方から「周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。」との記載が削除されているが、その理由や背景をご教示頂きたい。	県知事の評価の考え方を反映しました。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
612	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 LLCRについて、『借入元本』には、消費税ローン及びEBL(Equity Bridge Loan)を除く、全ての借入を含めることとの注記があるが、株主劣後ローンを活用する場合、添付資料等において財務・会計等の専門家からの合理的な理由(当該劣後ローンに資本類似性が認められる根拠等)の説明を示すことができれば、借入元本から当該劣後ローン等を借入元本から除いてLLCRを算出することも許容されるか。	519番の回答をご覧ください。
613	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 別紙3の「P90の風況」及び別紙4の「発電量の予測」では、国が行った調査結果が使用されうと考えられるが、一方で、事業者が独自に調査したデータや外部より入手したデータも利用・併用されうと考える。第三者専門家によって「発電量の予測」の根拠となるデータの適切性が確認できていけば、国が行った調査結果の活用の有無やデータの参照期間等の違いにより、評価に差はないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。風況予測の適切性について、記載内容に基づき、第三者委員会の意見を踏まえて評価します。
614	記載要領及び様式集案	様式3-1-10 「(1)施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮及び環境保全」及び「(2)施工期間における周辺環境保全への対応」において「その他」の項目が設定されているが、「その他」については記載が任意であればその旨を明記して頂きたい。(前章「1.施工計画・工事実施の方法」では「その他」の記載が任意であることが明記されている。)	ご指摘を踏まえ記載要領及び様式集を修正しました。
615	記載要領及び様式集案	様式3-1-6, 様式3-1-8, 様式3-1-9, 様式3-1-10, 様式3-1-11, 様式3-1-13 本公募における陸上設備に関する評価の考え方は、以下「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の公募占用指針案に対するパブコメ回答(No.21)と同様の考え方が適用されるか確認したい。 【以下パブコメNo.21回答抜粋】 陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等)に関する評価については以下のとおり整理します。 【収支計画(別紙3)】 ・収支計画の妥当性確認の観点で重要ですので、2(2)費用項目において、「建設費用」や「資機材調達費用」のほか、「陸上設備の撤去費用」に金額及び金額の根拠を記載ください。 【占用の区域(別紙4)】 ・再エネ海域利用法に基づく占用許可の範囲に限定するため、陸上設備(海底送電線等の陸揚点は除く)の記載は必要ございません。分かりやすさの観点から、様式別紙4を修正しました。 【運転開始までのスケジュール(別紙5)】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、1及び2において陸上設備の施工スケジュール等の必要な内容を記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線、通信ケーブル等も含めて全体が明確になるように記載ください。 【設備構造(別紙6)】 ・陸上設備の構造等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。 【施工計画(別紙7)】 ・陸上設備の施工計画等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。 【工事の工程(別紙8)】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、陸上設備に係る工事の工程も記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線、通信ケーブル等も含めて全体が明確になるように記載ください。 【運転及び維持管理計画(別紙10)】 ・事業者自らが維持・運用する設備の維持管理計画は評価対象になりますので、2(2)⑤にまとめて記載ください。 【撤去(別紙11)】 ・陸上設備の撤去方法は評価対象外ですので、記載は必要ありません。金額や算出根拠については別紙3のみに記載ください。 【電力安定供給(別紙12)】 ・本評価基準は、現時点で十分構築されていない洋上風力サプライチェーンの形成に資するかの観点で評価を行うこととしており、すでに実績が多くサプライチェーンが構築されている陸上送変電設備等を評価対象とするのは不適切であると考えためです。	陸上設備の評価については、31番の回答をご覧ください。
616	公募占用指針案	第2章(1)2 この記載における「最大受電電力」の定義を確認させて頂きたい。例えば山形県遊佐町沖での公募参加者が、「確保されている系統」である45万kWの系統について、個別に一般送配電事業者に接続検討申込を行った結果、45万kWを超える電力の受電が許容される旨の回答を得た場合、本事業において当該受電電力を売電する内容での公募占用計画を提出することは認められ、また当該受電電力に基づく計画(45万kW超えた分の売電収入も加味した資金計画等)が公募上の評価対象になるという理解でよい。	確保されている系統契約における最大受電電力量を指します。具体的な数値は、公募占用指針第2章(1)2「確保されている系統」記載のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
617	公募占用指針案	第2章(1)2) 系統が2つに分かれており、公募参加者が2つの系統を両方活用する内容で公募占用計画を提出する場合、1つの洋上風力発電設備であっても、48万kW、12万kWの2つの発電所IDが付与され、一般送配電事業者との契約上2つの発電所として取り扱われる可能性もあると考える。この場合、 (1)公募占用計画における「運転開始予定日」は、2つの発電所の合計受電電力である60万kWを市場取引等により電気の供給を開始する日を指すという理解で良いか。 (2)系統が2つに分かれ、発電所IDも2つに付与される場合は、48万kWを先に運転開始(1案件としては部分運転と同義)、12万kWをその後に運転開始する(逆のケースもあり)ことは認められるのか。 (3)上記(2)が認められるとなった場合、FIPの認定期間は、夫々のID毎に設定されるという理解で良いか。	5番の回答をご覧ください。
618	公募占用指針案	第2章(1)2) 本公募へ活用することを希望した事業者の系統とは、公募占用指針(案)の同ページに記載されている「確保されている系統(例えば青森県沖日本海(南側)における48万kW、12万kW)」のことを指しており、公募参加者が当該系統以外で、独自に確保した系統を使用する内容の公募占用計画は認められない、即ち、当該公募占用計画は評価対象外、または、失格要件に該当する、という理解で良いか。	ご理解のとおりです。応募は無効になります。
619	公募占用指針案	第2章(3)1) 供給価格上限額については第89回 調達価格等算定委員会での資料11にて、「対象となる2区域の自然条件等を示す値の平均値」を各算定式に代入して算出されたと記載があるが、各海域の自然条件に合わせて、それぞれ供給価格上限額を算出する方が適切ではないか。	583番の回答をご覧ください。
620	公募占用指針案	第2章(3)1) 供給価格上限額については第89回 調達価格等算定委員会での資料1の年平均風速にて「今回対象の2区域の平均風速(ハブ高140m想定)(青森県沖日本海(南側):8.31m/s、山形県遊佐町沖:7.82m/s)の単純平均を代入。・なお、第2ラウンドの公募の対象となった4区域の平均風速単純平均(ハブ高140m想定)は7.42m/s(秋田県八峰町・能代市沖:7.70m/s、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖:7.42m/s、新潟県村上市・胎内市沖:6.84m/s、長崎県西海市江島沖:7.72m/s)。」と記載があり、山形県遊佐町沖の風況が秋田県八峰町・能代市沖及び秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖より高風況となっている。 一方、NEDO風況マップでは秋田県八峰町・能代市沖及び秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖の風況は山形県遊佐沖よりも高風況と見て取れる。調達価格等算定委員会で提示された平均風速がどのように算出されたものかご教示頂きたい。また調査を踏まえて算出したものであれば、調査方法の手法をご教示頂きたい。	調達価格等算定委員会の議論における風況データについては、Neowinsの風況詳細情報(年平均風速高度140m)(500mメッシュ)と各促進区域の範囲(ただし、港湾区域、漁港区域は除外)を重ね合わせ、各促進区域と重なる500mメッシュの平均風速のデータを抽出し、促進区域内の平均風速を算出しました。なお、促進区域の境界線にかかる500mメッシュも対象としているほか、陸部付近で風況詳細情報が存在しない箇所は対象外としました。
621	公募占用指針案	第2章(3)1) 報道等では、欧米では風車調達価格が4割以上上昇するなど事業費が上昇する中、アメリカ・イギリスでは事業者が開発を中止したり、又、イギリスでは政府が定める落札条件と実際の事業費が乖離する環境下で実施されたRound 5の洋上風力の入札がゼロだったり、といった影響が出ている。 こうした情勢を踏まえ、イギリスでは洋上風力のRound6の入札上限価格を従来より引き上げるといった動きもある中で、今般、落札上限価格を19円から18円に引き下げるに至った各コストの算出方法が世界情勢を適切に反映したものかどうか改めてご確認頂きたい。 また物価変動リスクについては、再エネ特措法第2条の三にて「経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、基準価格等を改定することができる。」と定めがあり、第89回 調達価格等算定委員会においても「再エネ特措法施行以降、同規定に基づく基準価格等の引き上げや引き下げの改定が行われたことはない。」と触れられているが、本条項を採用し得る具体例等をお示し頂きたい。	前段は、35番の回答をご覧ください。 後段は、再エネ特措法第2条の3第10項の「物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合」とは、具体的には、例えばハイパーインフレーション等が考えられます。
622	公募占用指針案	第2章(3)3) 部分運転売電や試運転売電についても認めて頂きたい。	1番(試運転売電)及び5番(部分運転売電)の回答をご覧ください。
623	公募占用指針案	第8章(3) i) 今後の公募評価では事業計画の迅速性の20点の配分の見直しも検討した方が良いのではないか。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただき、合同会議での議論も踏まえ検討してまいります。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
624	公募占用指針案 第8章(3)ii)	風車のO&Mについては洋上風力における実績が必要であることは理解するものの、その他のO&Mについては洋上風力に限定せずとも、類似する実績(例えば海洋構造物のメンテナンス実績等)を有していれば、主たる役割を担う者となれるようにして頂きたい。	実績の考え方については、82番の回答をご覧ください。
625	公募占用指針案 第8章(3)iii)	テクニカルアドバイザー等の専門家によって、具体的にどういった項目をレビューしてもらう必要があるかを、明確にして頂きたい。	例えば、ファイナンスモデル、発電量予測、(施工計画等と照らした)事業費妥当性等、技術的な専門知識・経験が求められる項目を想定しています。
626	公募占用指針案 第8章(3)iii)	PPAを採用する場合のオフテイカーの評価基準をより明確にしていきたい。特に、どのような内容では、実現性が低いと判断されるか具体的に例示頂きたい。	コーポレートPPAに基づく収支計画の実現性については、事業期間にわたって必要な収入を確実に確保することができるかの観点で評価します。 例えば、オフテイカーから入手した合意書等に記載されている価格・取引量・契約期間と収入計画の数値の整合性ととも、オフテイカーの信用力・実績・コミットメント、契約内容等からそれらの商務条件の履行が確からしいかを確認することになります。加えて、公募占用指針で示す「オフテイカーの契約不履行・倒産」リスクへの対応策(未然防止策及びリスク発現時対策)の内容についても評価を行います。 上記の基本的な考え方を踏まえ、第三者委員会の議論等を経て、最終的な評価を決定します。
627	公募占用指針案 第9章(4)1)	電源接続案件募集一括検討プロセスも対象に追加する必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
628	公募占用指針案 第9章(5)1)	今回、公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情の一つに、「運転開始に至るために安全性確保を目的として工法等を変更する場合」が追加されたが、安全性確保を目的とした工法等とはどういったケースなのか、いくつか具体事例をお示し頂きたい。	例えば、公募段階では想定し得なかったメーカー等による大規模リコールが発生し、工法を変更せざるを得なくなった場合が想定されます。
629	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	プロジェクトファイナンスの場合は金融機関から取得するLOIのプロセスにおいて、またはコーポレートファイナンスの場合は財務の専門家から、相対取引のパンカビリティ・信用力に対するコメントを求めることにはどうか。	「最低限必要なレベル」の基準ではありませんが、公募占用指針第8章(3)iii)「ミドルランナー」で「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」との基準を示しており、相対取引に関する専門家等からの適切な評価レポート等が提出されている場合は評価対象となり得ます。
630	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	計算過程を示す根拠資料の一つとして、一律にキャッシュフローモデルの提出を求めていますどうか。	別紙3の2.(3)において、別添財務三表等Excelシートの提出を要件としていますので、IRR、LLCR、DSCRの数値については、計算基準日や参照したキャッシュフロー等の算出過程が分かるよう、関数等による計算式を残して記入する必要があります。
631	公募占用指針案 様式3-1-6	SPC親会社からの劣後貸付は資本性のものであり、プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、仮に返済が滞ってもSPCに倒産を申し立てることを禁ずる手当が施されるなど、プロジェクト継続性の観点では親会社からの劣後貸付の返済蓋然性を考慮することは必ずしも要さず、外部借入の返済蓋然性を考慮すれば足りるものと考えられることから、LLCR計算上の分母に当たる「借入元本」から除外する項目にSPC親会社からの劣後貸付も含めてはどうか。  また、建設期間にわたり複数回の借入実行が想定され、また仮に建設期間中の借入を起算点とすると元利金支払前キャッシュフローの発生しない期間分もディスカウントが発生することになり、建設期間の長さによってLLCRが変わることになることから、計算基準日については、運転開始日を起算点に統一してはどうか。	1点目については、株主劣後ローンに関するご指摘と理解しましたので、519番の回答をご覧ください。 2点目については、273番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
632	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 地元調整においては、当該海域における先行調整実績も評価を得られるルールとして頂きたい。	32番の回答をご覧ください。 関係都道府県知事の意見を最大限尊重する項目なので、県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)を確認いただいた上で、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
633	公募占用指針案	第2章(3) (ご質問の背景) ①鉄鋼等の主要資材価格の高騰②人件費上昇③金利上昇等に伴う資金調達コストの上昇④サプライチェーン上の制約にともなう調達価格上昇を踏まえ、グローバル市場において洋上風力発電の資本費は2021年から現在に至るまで最大40%上昇しており、欧州・北米では政府による追加的な支援策が示されない中、落札済案件からの大手事業者撤退(例:Ørsted社・Vattenfall社 ※1)が相次ぎ、撤退に伴う大幅な減損も現実のものとなっています。加えて、英国では現行のCfD価格適用環境下におけるオークションにおいて入札者不在であった状況を踏まえ、次期オークション以降におけるCfD価格を66%上昇させる旨が打ち出されています(※2)。風力発電事業者としては引き続き厳しい事業環境に晒されることが想定される中で、欧州でも入札不調を踏まえた価格水準見直しが行われていることを踏まえれば、今般入札の供給価格上限が第二回入札と比較して引下げられている点は継続して検証が必要と考えます。斯かる環境下において、企業努力に基づく適切な競争環境と洋上風力産業全体の持続可能な成長支援を両立させる観点から、下記についてご教示ください。 (ご質問) (i)ベンチマーク: 価格上限算出において”欧州の最新の情報を基に12MW級の着床式洋上風力発電設備等を想定した発電コストモデル”を参照されたとのことですが、当該データは2021年の実績まで反映されているとの理解です。上述の外部環境の急速な変化に照らして2022年以降も含めた足下のコストを反映することが適切ではないでしょうか。 (ii)算出基礎: ”再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する供給価格上限額についての委員長案”における今回対象の促進区域における資本費38.8万円/kWhは内外価格差勘案後の数値という理解で宜しいでしょうか。参照地域(台湾・米国)の2023年時点の資本費と比較すると乖離があるように見受けられます。 (iii)上述の外部環境に加え、国内事業者は歴史的な円安に直面しております。グローバルなサプライチェーンに依拠する本事業における為替の影響が少なくない中で、供給上限価格算定においてどのような為替の前提が織り込まれているか、ご教示ください。 (iv)今般の公募案件には、発電側課金制度が適用されるという理解です。発電側課金に伴い事業者側に生じるコストが価格上限算出基礎にどのように織り込まれているかご教示ください。	(i)35番の回答をご覧ください。 (ii)内外価格差考慮後の数値になります。 (iii)為替は変動が激しく、設備等の調達年度が認定年度と一致するとも限らないこと等を踏まえ、過去10年程度の為替レートの平均値を用いて、上述のコストモデルにおいて資本費・運転維持費等を算出しています。なお、参照した期間中には、足下と同水準以上に円安の状態となっている年も含まれています。 (iv)7番の回答をご覧ください。
634	公募占用指針案	第5章(1)2 前回の公募占用指針案に係るパブリックコメント回答#1442番の回答(3)「説明責任の観点からは、守秘義務契約の締結があった方が確実かと考えます」に関連して、海外金融機関においても、個別の秘密保持契約を締結せずとも、各国法の下、秘密保持義務が各金融機関に課されていることが客観的に確認できる場合は、秘密保持契約を締結せずに当該金融機関からLOIを取得することは指針の抵触に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。また、仮に、上述の場合において、今般の入札への参加の事実が当該金融機関より漏洩した場合、失格事由には該当しないという理解で宜しいでしょうか。 一部の海外輸出信用機関については各機関の内規上、秘密保持契約締結が極めて困難であるため、斯かるケースを念頭にご質問致しております。	海外金融機関においても、守秘義務契約の代わりとなる資料を提出いただいた方が確実かと考えます。各国法令等の客観的な確認が確実にとれる等、事情があれば個別に国までご相談ください。
635	公募占用指針案	別添3 ラウンド2の「秋田県八峰町及び能代市沖」の結果が発表されていませんが、今後ラウンド3に利用できる港湾はラウンド2と重複の可能性はあるでしょうか。 重複がある場合には、公募の実施スケジュール及び事業計画の迅速性の評価基準(運転開始時期・基準となる評価点)がその点を勘案した形になるようご検討ください。	促進区域と一体的に利用できる港湾について公募占用指針に記載しました。
636	公募占用指針案	第2章(3) 供給価格上限額は、各地域ごとの自然環境等を勘案して算定の上設定すべき。	583番の回答をご覧ください。
637	公募占用指針案	第2章(3) 世界的に建設コストが高騰する中で、例えば今年9月の英国の洋上入札では応札者が現れなかったことを受け、次回入札では上限価格が引き上げられることとなった。 然様な状況下で、第89回 調達価格等算定委員会(2023年11月14日)(参考)物価変動リスクについて に基づき、「リードタイムの中でコストダウンに向けた事業者の創意工夫を促していくことが重要」との説明があったが、発電事業者の創意工夫として、どのような形でのコストダウンが実現できると国としては期待しているのか、具体的な事例や根拠をご教示ください。また、国内洋上風力発電の実際の建設は事業者選定から5年以上先となる中で、建設コストの変動に対する調整条項を設けるべきと考えるが、いかがでしょうか。	コストダウンに向けた事業者の創意工夫としては、資機材等の調達契約の工夫を想定しています。世界における洋上風力発電のLCOEは、2014年度から直近までの約9年間で6~7割減少している点などについて、調達価格等算定委員会においても議論をしているところです。 後段は、18番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
638	公募占用指針案 第7章(3) i)	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 iv) 運転開始までの事業計画のミドルランナーの評価の考え方②③について、特に②は「事業計画の迅速性」に大きく影響を及ぼすもので、いずれも専門的内容であると考え、運転開始時期が提案どおりに実現できない場合、公募で選定される後続の洋上風力発電の建設スケジュールへの影響が甚大。提案された工程が、単に机上の計画や表面的な証憑書類に基づくものではなく、真に我が国の洋上風力の先行案件での実績や実情、その海域の実態に即して適切な計画のもと期間設定がされているか、確からしさを厳しく評価し、その結果を事業計画の基盤面に適切に評価すべき。	第三者委員会での議論やヒアリング等を経て、計画の事業実現性については適切に評価をしています。
639	公募占用指針案 第7章(3)3)	前回の公募の各提案が、国によってどのように評価されたのかを明確にいただかないと、今回の公募で国の期待に沿った提案を行うことは難しい。また、採択を受けた事業者とそれ以外の事業者との情報量に差があるため、公募の公平性を欠いている。ついては、3月末の八峰能代の発表を待つことなく、公募占用指針に記載の公表項目で未公表となっている、事業実現性評価点の内訳及び講評、選定事業者の事業実施体制、工事計画、サプライチェーン形成計画の概要、地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果 等についても、全て可及的速やかに開示されるべき。	第2ラウンド公募の秋田県八峰町及び能代市沖で港湾の利用期間重複に伴う再提出が生じているため、当該海域の選定プロセスの公平性確保の観点から、公表時期及び公表内容を決定しています。
640	公募占用指針案 第4章	「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」の公募占用指針の検討の中で、複数の委員の方から、先例が少ない中では「試行錯誤」でのプロセスにならざるを得ないとのコメントもございました。本公募は当該4海域のルールを踏襲している部分が多いところ、本公募の開始時期は、4海域の開札結果やその社会的評価を確認した後とすべきではないでしょうか。	578番の回答をご覧ください。
641	公募占用指針案 第8章(3) iii)	「良好」の評価の考え方において、「①公募占用指針で示される感度分析シナリオ(複合シナリオは含めない)を実施し、すべてのケースでLLCR(LLCR=Σ(元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本)が1.0以上のもの。」とありますが、LLCRの定義について改めて確認させて頂きたく存じます。  第2ラウンドの公募占用指針(案)のパパコメの結果におけるNo.839の「ご意見に対する考え方」では、以下のように定義されております。「LLCR=Σ(元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本、です。割引率はローン金利、計算基準日は借入時点を想定しています。」  建設期間から借入を行った場合、LLCR計算上の分子が過少に計算されることとなるため、運転開始日を計算基準日とするべきではと考えます。	273番の回答をご覧ください。
642	公募占用指針案 第10章(3)	事業者が個別に計画する風車配置計画を踏まえて支障が生じないことを確認する必要があることと理解しております。念のためですが、当該エリアにて風力発電事業が行われることそのものについては防衛省も認識済みである理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。促進区域指定に当たっては、再エネ海域利用法第8条第5項に基づき、防衛大臣を含む関係行政機関の長への協議を実施しています。
643	公募占用指針案 第10章(3)	「発電設備等の設置に制約が生じる範囲」外であってもなお、自衛隊・在日米軍の活動に支障を生じる構造や設置位置がどのようなものか、例示列举が必要かと存じます。	ご指摘の趣旨が明らかではないですが、公募占用指針第10章(3)に基づく防衛省確認の対象は、促進区域全域が対象となります。
644	公募占用指針案 第10章(3)	「確認の受付時点から回答までの標準処理期間は1カ月半程度」とあるが、これは発電設備等の設置が自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼさない場合と認識しております。仮に支障が出て再確認することとなった場合の標準処理期間についても明記頂けようをお願いいたします。	48番の回答をご覧ください。
645	公募占用指針案 第10章(3)	将来自衛隊・在日米軍側の活動に何等かの変更が生じ、国家安全保障の観点から追加投資による費用の増嵩、事業の遅延や中断、設備の一部ないし全部の撤去を余儀なくされる場合には、不可抗力として国が損害を補填すべきと考えます。国家安全保障上の理由によるプロジェクトへの悪影響について、国に負担いただくリスクの明確化が必要ではないでしょうか。	48番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
646	公募占用指針案	別添2-1 3.(2)⑧	⑧にて「基金への出捐等の開始時期については、工事着工前でも速やかに実施するように努めること」とありますが、基金への出捐の趣旨は、③にも記載ある、「発電事業で得られた利益の地域への還元」であるという理解です。運転開始前であれば発電事業による利益を得られず趣旨に沿った基金への出捐等はできない一方で、「各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。」との規定もあります。基金への出捐の時期や金額が、評点に影響するか否か、影響する場合にはどのように評価されるのか、明確化が必要ではないでしょうか。	「周辺航路、漁業等との協調・共生」については、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)にて確認いただいた上で、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
647	公募占用指針案	別添3	「促進区域と一体的に利用できる港湾は、利用施設について調整中のため、公募開始時の公募占用指針に記載する」とのことでありますが、港湾に関する事項についてパブリックコメントの機会を確保することも必要ではないでしょうか。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
648	公募占用指針案	別添3	「促進区域と一体的に利用できる港湾は、利用施設について調整中のため、公募開始時の公募占用指針に記載する」とのことでありますが、どの港湾がいつから使用できるかは、迅速性評価にも影響する重要な論点かと理解しております。港湾の利用可能時期と迅速性評価の基準の組み合わせ次第では、短い期間の間で0点から20点の評点が分布する可能性も否定できないかと存じます。整備に要する期間や迅速性の評価基準を踏まえた複合的な検討・検証が必要かと思料いたしますので、利用可能な港湾とその概要は、公募開始に先だって公表すべきと考えます。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
649	記載要領及び様式集案	1.提出書類様式.3.記載内容	「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針の記載要領及び様式集では同箇所において「なお、あくまで様式の枚数上限は目安であり、上限枚数を超えた事のみをもって失格等のペナルティはない(本記載要領及び様式集において厳守と記載された事項を除く)。と記載がありました。今回も枚数上限超過のみを以ってペナルティが課されないことがないよう、同様の規定が必要ではないでしょうか。	330番の回答をご覧ください。
650	公募占用指針案	第10章(3)	①資源エネルギー庁とりまとめについて ・促進区域の指定に当たり、自衛隊・在日米軍の活動に影響あるエリアの除外をお願いしたい。 ②問合せ内容、方式について ・複数の発電機の機種・仕様や、複数パターンの発電機設置レイアウトでの確認を一括で行うことを許容いただきたい。 ・「標準処理期間」を1月半程度としているが、公平性の観点から、一律で明確な期間を設定願いたい。 ・防衛省へ確認は公募期間の開始後に限定されるか。公募期間の開始前であっても、確認、また影響がないことを証明する文書の発行を認めていただきたい。 ・陸上設備、また洋上の風車以外の設備は本件問い合わせの対象に含まれるか。 ・防衛省HPIには専用の問い合わせフォームがあるが、本公募の問い合わせに当たっては、電子メールで「様式7」の書類を追加添付し、提出する形をとる理解でよろしいか。	①ご意見のご趣旨が分かりかねますが、促進区域指定に当たっては、再エネ海域利用法第8条第5項に基づき、防衛大臣を含む関係行政機関の長への協議を実施しています。 ②まず48番の回答をご覧ください。その上で、 ・複数パターンの確認を一括で実施することは可能です(上限4パターンまで)。 ・公平性を損なわないよう、先着順に確認を実施し、標準処理期間を目安に回答を行います。 ・公募占用指針第10章(3)に基づく防衛省への確認及び証明文書の発行は公募占用指針公示後からになります。風力発電設備関係の照会は防衛省ホームページにて随時受け付けておりますので、事前に確認をいただくことも可能です。 ・本公募における確認の対象は、「洋上風車」となりますので、防衛省ホームページの「風車情報入力シート」に必要事項を記入の上、提出ください。 ・ご理解のとおりです。
651	記載要領及び様式集案	様式3-1-4	別紙1に地域共生に関する体制を記載する欄があるが、別紙1は都道府県知事が目を通すことはない。別紙1も知事が目を通すように変更するか、知事が目を通す別紙へ記載箇所を変更するか、いずれかの対応が必要なのではないか。	ご指摘踏まえ、別紙14でも地域共生のためのSPC体制を記載するよう様式集を修正しました。
652	記載要領及び様式集案	様式3-1-3	「周辺航路、漁業等との協調・共生(別紙14関係)要旨」に、「※事業者名が特定できないように記載すること。」と記載されているが、公募に立候補するSPCメンバーだけでなく、地域共生策における協力企業の名前も伏せる必要があるのか。協力企業の出版物等、協力先が特定できるような文章・図・写真等も添付禁止か。	応募企業名(SPC名含む)、コンソーシアム名、コンソーシアム又はSPCの構成員の企業名、協力企業名すべて、具体名が分からないよう記載ください。ロゴマーク等の企業を類推できる記載も不可です。また、協力企業の出版物等、協力先が特定できるような文章・図・写真等も記載不可です。特定に繋がり得る内容があれば国から修正を要請します。
653	記載要領及び様式集案	様式3-1-3	要旨の記載が文字のみに限定されているのはなぜか。地元の評価の目線でも、図・表・写真等を用いたほうが分かりやすいのではないか。	事業者が特定される可能性を低減するためです。その意味で、単に整理を目的とする表の使用は問題ございません。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
654	公募占用指針案 第8章(3)iv)	入札時に「登録適合性確認機関」に未登録の確認機関を採用した事業計画を単に記載した場合は失格の評価を得ると理解しているが、未登録の機関が事業計画の中で必要となるタイミングまで登録される見通しについて根拠を持って示されている場合は失格とならないか。	確かな根拠があれば失格にはなりません。
655	公募占用指針案 第8章(3)iv)	入札時に「登録適合性確認機関」に未登録の機関を、基本の事業計画ではなくリスクシナリオの対策として検討し、未登録機関の事業計画の中で必要となるタイミングまで登録される見通しについて根拠を示している場合は、評価されるか。	具体的な内容次第です。
656	公募占用指針案 第8章(3)iv)	入札書類に「登録適合性確認機関」の具体機関名を記載せずに、単に関係する書類には「登録適合性確認機関」と記載し、事業者選定時に登録されているもしくは、事業者選定後に登録される確認機関を選択することで、評価は同一か。	公募段階で「登録適合性確認機関」を確定させる必要はないですが、ウインドファーム認証等のスケジュールは根拠をもって示す必要があることに留意ください。
657	公募占用指針案 第5章(1)2)iii)	SPCの設立が求められているが、有限責任事業組合(LLP)は税制面等でのメリットがあり得る。LLPが、SPCと比較して、事業の確実性やパートナー同士の結びつき等の観点で同等以上という説明ができるのであれば、LLPによることも許容されてしかるべきである。したがって、SPCのみならずLLPによることも今後検討されていくべきである。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。
658	公募占用指針案 第5章(2)2)	・「公募占用期間提出後」とはどういう意味か。「公募占用計画の提出後」のことか、「公募占用計画の提出期間の後」のことか、それ以外か。 ・役員名簿の変更連絡等について、いつまでの期間において対応する必要があるか。公募占用計画の提出期間の後も、選定結果公表時まで対応する必要があるか。	・ご指摘を踏まえ「公募占用計画の提出後」に修正しました。 ・ご理解のとおりです。
659	記載要領及び様式集案 様式3-1-2	「※2」について、「該当しない場合においても、該当がない旨が分かる資料を添付すること。」とされているが、何に該当しない場合のことを指しているか。「公募参加者自らの資本構成において、議決権40%以上の者がいない場合」のことか。仮にそうだとすると、いかなる場合も、公募参加者はその資本構成がわかる資料を添付するということが良いか。 「※3」について、「該当しない場合においても、該当がない旨が分かる資料を添付すること。」とされているが、該当がない旨が分かる資料としては、役員(等)の名簿が良いか。「役員等を現に兼ねていないこと」を自社資料のみで客観的に完全に示すのは難しいと思われる一方で、【様式3-2-8】宣誓書において宣誓することから、役員名簿で足りると考える次第である(追加資料の提出が命じられれば、応じる前提である。)。どこまでの証明を求められているのか分からず、当該記載が想定する資料のレベルをご教授頂きたい。	該当していないことを明確に確認することが目的ですので、該当しない場合はその旨を記載した資料を提出ください。
660	公募占用指針案 第5章(1)2)	「コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離反等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク」がリスクとして挙げられているが、未然防止策及びリスク発現時の対策は、「コンソ構成員の能力不足」と「一部構成員の離反等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない」のそれぞれについて、記載していくことは問題ないか。	リスクを細分化して対応策を検討することは問題ありません。
661	公募占用指針案 第8章(4)1)	公募時点で協力企業を1者に確定していることだけを以て評価に差をつけたい旨が記載されているが、その考えはEPC等を担う会社以外に、環境調査に関するコンサルやその他各種調査会社等事業計画に必要な発注先に対して当てはまる理解が良いか。競争環境の維持が発電原価低減、公共の利益に資すると考える。	ご理解のとおり、EPC等を担う会社以外にも当てはまります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
662	公募占用指針案	第5章(1)2) 仮に法定協議会構成員に対して、何らか事業運営の業務依頼計画するにあたり、その蓋然性を示すためにMOU/LOIを依頼することは、公平性・公正性・透明性を損なう取り組みに当たると言えるか。	ご理解のとおりです。遵守事項違反に当たる可能性があります。
663	公募占用指針案	全般 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」で過去実施されたパブリックコメント・質問でのご回答は、公募占用指針に変更がない箇所に関する質問であれば、今回の「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」向け公募でも、同じ考え方が適用される理解でよろしかったでしょうか。	302番の回答をご覧ください。
664	公募占用指針案	第8章(4)1) 「協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない」とあるが風車メーカーの取り扱いはこれに該当するのでしょうか。風車メーカーをこの公募段階で選定することは、結果原価低減を生まない構造になっていると考えられます。	採用する風車については、その選択が計画全体に与える影響が大きいため、風車メーカー変更については変更認定基準に照らして慎重な評価を行うこととなります。
665	公募占用指針案	別添3 事業者選定後、促進区域と一体的に利用できる港湾(基地港)について、賃貸借契約を締結しなければいけない期限等ございますでしょうか。利用開始までに締結していれば良いでしょうか。	利用開始までに締結ください。
666	公募占用指針案	第8章(3) 各種評価において、陸上送変電設備向けの用地に対して、実際に法的拘束力がある契約を行い使用の権利を有する土地を確保している場合と、法的拘束力が無い契約状態の場合では、評価に差が出るものでしょうか。	陸上用地取得に係る契約の法的拘束力の有無を対象とした評価項目はありません。例えば、「運転開始までの事業計画」において、各種遅延に関するリスク対応策として、具体的かつ実現可能性の高い計画が示されることが重要です。
667	記載要領及び様式集案	様式3-1-7 ※防衛省への確認が完了している根拠として、公募占用指針第10章(3)に基づき防衛省が発行する証明書を添付すること(別紙4の説明内容に対応する必要箇所からの抜粋も可)。上記記載は青森県日本海(南側)を対象としており、山形県遊佐町沖は対象外という理解良いか。	ご理解のとおりです。明確になるよう追記しました。
668	記載要領及び様式集案	第8章(3) 東北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスにて決定された一般送電事業者による系統増強工事が2022年から2030年に順次着工し2028年から2031年11月にかけて順次使用開始する計画が公開されている。また、洋上風力事業の公募ラウンド1・ラウンド2向けの一般送電事業者による工事も控えていると想定され、着工時期は電源接続案件募集プロセスと重複すると想定でき、2031年まで一般送電事業者や工事会社に大きな負担と人員不足が懸念される。運転開始に必要な系統との接続可能時期について、一般送電事業者への接続検討を行い連系可能時期について問い合わせを行うが、接続検討を実施した際の連系契約をもとに回答しかつ、連系可能時期を示されるが電源接続案件募集プロセスによる大幅な遅延の可能性が合わせて記載されており、運転開始を計画するにあたり大きなリスクと理解している。本リスクを理解し慎重に検討する事業者はこれを含めた運転開始時期の検討を行うが、リスクが現実化した際の影響を軽視して運開時期を設定した事業者が高評価を得ることになり選定される可能性が高くなる。仮にこの軽視した事業者が選定された場合に、本リスクが現実化しはじめるのは選定後数年後であるが、本事業とは直接関係しない事業により運転開始が遅れたことで当事者のコントロールできない事象と主張されるシナリオも考えられ不公平感を感じ、かつ、本入札に未熟さを指摘される懸念もある。そのため、一般送電事業者及び主要電気工事会社へのヒアリングを実施頂き、迅速性評価基準の開始時期の設定に考慮していただくことを要望したい。	まず、迅速性評価の基本的な考え方は、合同会議でも議論したとおり、「2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価する観点から、2030年度までに運転開始を予定している提案について」加点評価を行うものです。また、公募占用指針第5章(3)で定める第2次保証金及び第3次保証金の没収免除を受けるための要件「その他当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合」の基本的な考え方は以下のとおりです。 ●公募占用指針で示すとおり以下2点をどちらも満たす場合というのが前提。実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行う。 ・選定事業者の自己の過失によらないものであること ・当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること ●例えば選定結果公表など、公募占用指針第4章に記載のスケジュールからの大幅な遅延は該当しうる。 ●本公募では、「建設面(WF認証等)や環境面(環境アセス等)、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク」や「生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク」のリスクシナリオが必須検討項目で、未然防止策・リスク発現時の対応策が優れた計画を評価する。したがって、これらに関連する事象が該当しうるかの判断に当たっては、リスクシナリオ作成時点での想定可否も考慮して判断を行う。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
669	公募占用指針案 別添2-1 3.(2)③	「基金を原資とした地域や漁業との協調・共生策の検討・実施に参画する」の理解について確認させて頂きたい。基金を原資とした共生策の実施にあたり、掛る経費全て基金を用いることを前提とする事業計画とすることで問題ない理解で良いか確認させて頂きたい。また、基金の使途として不適当な事例があれば明記頂きたい。	共生策の経費についてはご理解のとおりです。基金の使途に関しては、地元が求めている共生策への使用は不適当と考えますので、協議会意見とりまとめや協議会構成員による説明会を通じて適切な施策をご提案ください。
670	公募占用指針案 第8章(3) iv)	トップランナー要件の「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」に関してラウンド2のパブリックコメントより、余剰電力に対して発電所側で取るべき対応が評価されると理解している。公平性の観点から、評価されるのは本事業内で建設された設備による調整力の確保や系統混雑の緩和の取り組みであって、本事業外で建設される設備および既存の設備を活用した取り組みは評価されない認識でよいか。例えば、コンソーシアムを構成する会社が保有する一般送配電事業者エリア内の火力発電設備の出力調整をすることによって、風力発電の余剰電力の削減を実施することなどを想定している。	44番の回答をご覧ください。
671	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	「LLCR(LLCR=Σ(元金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本)及びその根拠を記載すること。 ※LLCRは、割引率はローン金利、計算基準日は借入時点とすること。また、分母に当たる「借入元本」には、消費税ローン及びEBL(Equity Bridge Loan)を除く、全ての借入を含めること。」というコメントについて、借入元本には株主からの株主ローンは含めるか。	519番の回答をご覧ください。
672	公募占用指針案 第8章(3) vii)	洋上風力の実績を有することが評価区分「優れている」以上の評価を得るための条件となっており、実績を持たない事業者は審査評価の対象とならないという認識をしております。その場合、洋上風力事業の実績がなくとも洋上風力産業に新規参入を目指す事業者にとっては実質的にハンデを背負っている状況となっております。 当該評価項目は、「地域との調整」の能力を測る評価項目であり、息の長い洋上風力事業において地元等の関係行政機関等と円滑にコミュニケーションをとりながら事業を遂行すべきという趣旨から設定されているもの理解しております。 その趣旨に照らして、特に黎明期である洋上風力事業においては、洋上風力の実績ではなくとも他の事業実績やノウハウから確実に地元を含む関係行政機関と良好なコミュニケーションをとり、洋上風力事業を確実に遂行できると見込まれ、さらなる洋上風力事業の発展に資する事業者であれば、「優れている」以上の評価をされる余地のある評価の考え方に変更して頂くことをご提案申し上げます。 具体的には、洋上風力の実績ではなくとも他の事業実績を示しており、且つ洋上風力実施に係る許認可を特定したうえで各許認可に対しての対応策を具体的に提示できている事業者は「優れている」以上の評価を得られるべきと考えます。	洋上風力発電事業の実績がない場合でも「失格」とはならず、あくまで「加点」のための指標として洋上風力発電事業の実績を活用しています。 いずれせよ、「関係行政機関の長等との調整能力」は関係都道府県知事の意見を最大限尊重する項目であり、関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)を確認いただいた上で、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
673	記載要領及び様式集案 様式3-1-12	「※占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の運転停止時期・撤去解体時期も参考として記載すること」とあるが、以下2点を確認したい。 ①今回入札で占用許可の更新の希望を記載しない場合に、将来的に占用許可の更新希望することができないことはあるのか ②今回入札で占用許可の更新の希望を記載しても、評価対象にならない理解で良いか。	①将来の促進区域の状態、社会情勢等は不明瞭であり、計画の変更が生じることは考えられるため、将来的に更新希望をされることは想定しております。ただし、可能な限り記載ください。 ②ご理解のとおりです。
674	記載要領及び様式集案 1.提出書類 様式	別紙のページ数制限が設けられたことにより確認したい。運転開始以降の保守点検及び維持計画実施に備えて運転開始前に実施する準備のスケジュールは評価の対象となるか。 評価の対象となる場合、準備のスケジュールを示す別紙は「別紙5:運転開始までのスケジュール」と「別紙9:運転開始以降のスケジュール」と「別紙10:運転及び維持管理計画」が記入先の候補と考えているが、別紙5でよいか。	146番の回答をご覧ください。運転スケジュールに関連して、建設段階のSPC体制から運営段階のSPC体制への移行工程を表とは別に、別紙9にて具体的に記載すること、としています。
675	公募占用指針案 第8章(3)	試運転売電は事業計画に見込めないのか。試運転売電をどの程度の期間・どの程度の価格で実施できるかは事業者独自の取組であり、評価されるべきと考える。 また上記にて「事業計画に見込めない場合」、公募占用計画に「試運転売電に関して」どのように記載しても評価対象ではないことを確認したい。	1番の回答をご覧ください。試運転売電を前提とした計画は認められません。
676	その他	山形県遊佐沖では共同調査を行っているが、各種調査費用について自社負担分のみを入力するのではなく、他社負担分も含めた総額を入力するのか。	事業実施に必要な費用を計上する必要があるため、他社負担分であっても最終的に自社負担となる可能性がある場合は計上ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
677	公募占用指針案 第6章(2)3)	「海洋における施工費」の内訳として、どのような項目を想定すればいいでしょうか？	公募占用指針第2章(5)3)iii)のとおり以下の費用です。  海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。
678	公募占用指針案 第5章(3)3)ii)	軽微な変更の具体例として、「公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など」と記載があるが、工事の完了が仮に3か月以内の遅延となり、結果、迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始できなかった場合、第2次及び第3次入札保証金は没収の対象となるのか。	16番の回答をご覧ください。
679	公募占用指針案 第5章(3)3)ii)	第2次及び第3次入札保証金没収の事例として、「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始(※)をしなかったこと」とあるが、仮に同評価点の範囲内で評価点が下がってしまう日より早い運転開始日を計画した場合、運転開始日の遅延が発生しても直ちに当該保証金は没収とならずに、あくまで遅延により迅速性の評価点が下がってしまう日以降に運転開始した場合、当該入札保証金が没収される理解でよいか。	ご理解のとおりです。
680	公募占用指針案 第8章(4)1)	「③発電事業の運営の実績」に関して、SPC構成員は洋上風力の実績を示す必要がある認識だが、日本国内洋上風車実績が少ない中でO&Mサービスを提供できる企業が少ない(実績を有する企業が少ない)が、協力企業者(この場合はO&Mサービス提供企業を想定)は洋上風力の実績を有していないと、失格要件になるのか。	82番の回答をご覧ください。「発電事業の運営(O&M)」の役割を担う主たる者に、国内外の洋上風力発電事業実績がない場合は「失格」となります。
681	公募占用指針案 第8章(3)iii)	運転開始以降のキャッシュフローの出力抑制項目について、電力需給バランスによる出力抑制以外にも系統連系技術要件で求められているグリッドコード要件(特に出力変化率の制限)についても算出し、出力抑制項目に織り込むことが高い評価だという認識で良いか。	出力抑制も含め、可能性のある要因を精緻に反映した収支計画が評価されます。
682	公募占用指針案 第8章(4)1)	協力企業の設計(E)・調達(P)・建設(C)実績について、当協力は稼働中の港湾案件において事業者側として設計を行い、その実績は入札案件の事業実施実績として評価されるのか。	ご質問の趣旨が明らかではないですが、82番の回答の考え方に照らして「適切な実績」と評価されるかが重要です。
683	公募占用指針案 第8章(3)vii)	関係行政機関の長等との調整能力に係る実績を示す方法として、「実際の許認可証書」や「議事録」が想定されると思うが、洋上風力はコンソーシアムを組成(若しくは、SPCを組成)して複数社の事業体として許認可対応がなされている中、他参画事業者の同意がないと証拠書類を出せない事象が発生する。(例:A社,B社,C社の3社の事業体の実績をA社が公募資料に係る根拠書類として提出したい場合、B社or C社から許認可証書や議事録を公募資料の根拠書類として提出不可と言われる場合) その場合、「どのように許認可対応を実施したか」を公募資料に記載するのみで実績としてみなされるのか。	公募資料への記載のみの場合、根拠が不十分と評価される可能性があります。 いずれせよ、「関係行政機関の長等との調整能力」は関係都道府県知事の意見を最大限尊重する項目であり、関係都道府県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)を確認いただいた上で、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
684	公募占用指針案 第2章(3)1)	供給価格上限額の設定について、今回対象となる2区域は18円/kWhと同じであるが、地点ごとの状況(自然条件等の項目や系統連系費用、発電規模等)をどのように考慮されたものなのか、供給価格上限額を設定するにあたって検討された根拠を説明いただきたい。	35番の回答をご覧ください。
685	公募占用指針案 第2章(3)3)	公募占用計画に記載した運転開始予定日を変更しないことを前提とした場合に、その日以前の試運転によって発電した電気を、卸売電力市場へ売買することや、小売り電気事業者、需要家等のオフテーカーに対し、個別に合意した単価で売買することは禁止なのか。また、調達期間が短縮される等の制約はあるのか。試運転時の電気の取扱いについて明確化していただきたい。	1番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
686	公募占用指針案 第8章(3)ii)	過去のパブコメにおいて「国内外の洋上風力発電事業の実績」に関するコメント(ラウンド2追加質問134)として「親和性の定義を一概にお答えすることは困難ですが、着床式・浮体式の区別、規模(同等規模以上)や近似した自然条件等の観点から考慮されます」と説明があるが、「規模」とは風車単機容量を指すのか、または発電所全体容量を指すのか。また国内において同等規模の実績がない中において、「規模」は相対評価されることでよいか。	同等の規模とは発電所全体容量を想定しております。また、過去実績の規模について相対評価はしません。
687	公募占用指針案 第8章(3)ii)	国内における洋上風力事業の実績は、最低限必要なレベル(0点)評価だけでなく、トップランナー等になるべく加点評価も得られるか。	ご指摘の趣旨が定かではないですが、洋上風力発電事業の実績・知見を生かして、適切な計画を作成した場合は、評価されると考えられます。
688	公募占用指針案 第8章(3)vii)	事業実施実績の過去のパブコメにおいて、親和性の要素の一つとしてコメントがあった「規模」については、「P94 様式3-1-16 別紙13: 関係行政機関の長との調整能力」には記載する欄がないため、「規模」は問わず評価の対象になる認識でよいか。実証でも同等に評価されるか。	ご理解のとおりです。32番の回答もご覧ください。
689	公募占用指針案 第9章(5)	想定外のリスクシナリオが発現した場合の調達価格(もしくは基準価格)の見直しについて、至近の円安、インフレ、物価変動等、事業を取り巻く環境変化が著しく、事前の想定から大きく逸脱する可能性もある中で、事業者選定後の外部要因の影響により事業継続が著しく困難となり断念せざるを得ない状況も考えられる。 具体的には、今後の公募占用計画においては、公募占用指針で示されるリスクシナリオおよび独自に設定するリスクシナリオ(風況変動や工期、金融面(インフレや為替、金利)等)に関する分析と対応を記載することとなるが、そのリスクシナリオの諸元が当初の想定から大きく逸脱した場合には、それに連動する形で調達価格(もしくは基準価格)の見直しを可能としていただきたい。	18番の回答をご覧ください。
690	公募占用指針案 別添4 3(3)オ	「同一の促進区域の公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者」とあるが、その定義は「再エネ海域利用法に係るQ&Aについて」2-8の回答から変更はないか。 変更がない場合、資本関係においては、以下のいずれかに該当する二者の場合が抵触すると思われるが、 ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 この場合、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項において定義される「関連会社」が含まれていない。親会社等から重大な影響を受ける「関連会社」が、親会社等と別のコンソーシアムで公募に参加できることになり、公募の公平性が担保できないのではないか。 (ある企業グループ(関係会社間)で、同じ海域の公募に対して、2つ以上応札可能である。)	公募占用指針(別添4)3(3)オ「同一の促進区域の公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者」の定義は、「再エネ海域利用法に係るQ&Aについて」2-8の回答から変更はありません。資本関係については、会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」に該当するか否かを確認しているものです。 なお、「再エネ海域利用法に係るQ&Aについて」2-8の回答のとおり、公募参加資格の審査にあたっては、資本関係だけでなく人的関係及び、その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合についても確認することとしています。また、公募占用指針第5章(1)2)vii)のとおり、公募参加者間での情報のやりとりは遵守事項違反となり、応募が無効になる可能性があります。さらに、【様式3-2-8】宣誓書の添付として他社との情報遮断措置についても確認することとしており、公募の公平性確保のための措置を講じています。
691	記載要領及び様式集案 様式3-1-5	「設備の仕様等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか」と問われているが、「設備の仕様等」とは風車の単機発電容量を指すのではなく、浮体式や着床式といった形式を指すことでよいか、お考えをご教示願いたい。	両方含まれます。設備の仕様から、親和性を適切に説明ください。
692	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	「調整を行うための体制」概要表、「過去の関係行政機関の長等との調整実績」概要表の双方に「氏名(担当者)」を記載する様式となっている。 仮に、当該実績を持つ担当者とは別の者を本事業体制に配置する場合でも、組織としてその実績を蓄積する仕組みがあり、知見の継承が行われていることを明示すれば、評価に影響はないと考えてよいか。	32番の回答をご覧ください。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
693	公募占用指針案 第8章(2) i)	事業計画の迅速性における評価基準の運転開始時期については、促進区域と一体的に利用できる基地港湾の利用開始後2年9か月目(標準的な海上施工期間等)を最速の運転開始時期とし、加えて更なる事業者の創意工夫(6か月短縮)を考慮した時期を満点に設定するという基本的な考え方がある。洋上風力発電設備の運転開始のクリティカルパスが系統接続工事で、一般送配電事業者の系統工事の遅れが原因で運転開始予定日までに運開ができなかった場合は、保証金の没収免除の可否条件のうち、「その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」に該当するため、保証金の没収が免除されるとの理解で良いか。 なお、一般送配電事業者の系統工事が遅れるケースとして、系統継承が発生し系統継承期間に系統工事が一時中断するケースや送配電事業者の責による工事遅延などが想定される。	309番の回答をご覧ください。
694	記載要領及び様式集案 様式3-1-6	合意書・関心表明書の中で、契約形態がフィジカルPPAかバーチャルPPAかの明記は必要か。それとも、落札後にフィジカルかバーチャルかの契約形態を議論するような形であっても、量・期間・価格等の収支計画に必要な項目が揃っていれば公募上有効な合意書・関心表明書として認められうるのか。 フィジカルPPAの場合、売電量を需要家からの希望買取電力量をベースに設定しても、公募上有効な合意書・関心表明書として認められるという理解で良いか。厳密には、需要家の最低負荷量も関係してくるが、そこまでの詳細は必ずしも求められないという理解で良いか。 東北域外の需要家とのフィジカルPPAや小売電気事業者への卸供給の場合において、公募上有効な合意書・関心表明書として認められるためには、エリア値差の扱い(補填・計算方法等)についても定義されている必要があるのか。 本公募における入札上限価格は18円/kWhとなっているが、合意書・関心表明書の価格が18円/kWh以下かそうでないかを基準に当該資料に基づく収支計画の評価変えることは想定されているか。 本入札において、ラウンド2入札時からは経済状況などが変化していることを鑑み、PPAに関する合意書・関心表明書はラウンド2入札時のものから再交渉・再取得が求められるとの理解だが、相違ないか。 同様に、本入札における経済性の前提条件、キャッシュフローモデル等もラウンド2入札時のものから再計算が求められるとの理解だが、相違ないか。	626番の回答をご覧ください。 計画内容の正確な評価のためにできるかぎり記載するのが望ましいですが、価格・取引量・契約期間といった商務条件の履行の確からしさが証明できる記載がされていることが重要です。したがって、フィジカル・バーチャルの違いのみをもって評価に差はつきません。 また、第2ラウンド公募に関するご質問の趣旨が定かではないですが、本公募のための計画を作成ください。
695	記載要領及び様式集案 1.提出書類様式	別紙1～17全体で340頁以内(厳守)との記載があるが、この340頁に風況シミュレーションの結果などの補足書類・添付書類も含まれるのか。	補足資料や添付資料はページ数にカウントしません。
696	記載要領及び様式集案 様式3-1-3	別紙13～15の要旨に「※本様式の内容に基づき都道府県知事意見が作成されるため、評価の対象とすべき事項を網羅すること。」とあるが、都道府県知事には当該要旨それぞれ1枚ずつのみが評価の参考資料として共有されるとの理解で良いか。それとも、別紙13～15の本文自体も共有はされるのか。	197番の回答をご覧ください。
697	公募占用指針案 第2章(1)2)	青森県沖日本海(南側)での系統確保は、既に公表済みである系統情報「48万kW×1地点と6万kW×2地点」と想定するが、連系地点の数が増えるほどその分コストも割高となるため、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力下限値(9.6万kW)は確保した上で、上記の3地点の内、系統確保状況に応じた地点選定(例えば、1地点のみとする、小規模2地点のみとするなど)としても問題ないか。 その際、発電設備容量の大小による評価基準は公募占用指針(案)にないが、発電設備容量の違いが評価に影響を与えることはないとの認識でよいか。	前段について、国から情報提供を行う系統情報を基に、一般送配電事業者と詳細協議をしてください。 後段について、設備容量の大小のみをもって評価に差はつきませんが、12番の回答もご覧ください。
698	公募占用指針案 第2章(3)1)	第2ラウンドの海域「長崎県西海市江島沖」においては、国による海底地盤調査の結果、「岩盤の露出したエリアがあり起伏に富む海底地形が確認されたこと」に伴いジャケット式を採用されたものと理解しているが、今回の海域「青森県沖日本海(南側)」における海底地質調査結果(第89回調達価格等算定委員会 資料1)によると、「区域内の中央および南側に、海底面付近から音響的基盤(岩盤または硬質な堆積層)が確認されたエリアがあった」と認識している。 第89回調達価格等算定委員会 資料1ならびにNEDO着床式洋上ウインドファーム等の事業性評価に関する検討(中間報告)(2022年11月)を拝見しても、岩盤や硬質な堆積層の深さに応じた基礎形式選定に係る具体的な考え方が見当たらないが、少なくともこれらエリアについては長崎県西海市江島沖と同様にジャケット式による施工が現実的ではないかといった考えもあろうかと思われる。 当該エリアを含め、エリア全体において一律にモノパイル式による計画が現実的であると評価する具体的根拠をお示し頂きたい。 なお、コーン貫入試験の結果、砂質土や粘性土の存在が確認されているようだが、コーン貫入試験結果はあくまでもピンポイントのものであり、エリア全体を代表するものとは言い難いと考えられ、この点を含め、ご回答頂きたい。	供給価格上限額を公募対象区域一律に設定している考え方は、583番の回答をご覧ください。 ご指摘の長崎県西海市江島沖との比較では、同海域においては国の調査によって岩盤露出エリアの存在や海底地形が起伏に富むといった状況が確認されたことを踏まえ、調達価格等算定委員会において設置形態・施工法としてジャケット式が見込まれるとの結論が出された一方、青森県沖日本海(南側)においては、岩盤露出エリアの区域全体に占める割合や海底地形の状況等を踏まえ、同委員会においてジャケット式が見込まれるとまでの結論は出されませんでした。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
699	公募占用指針案 第2章(3)1)	供給価格上限額は、海底地盤調査結果に基づく基礎形式の違いに着目して設定されているものと思われるが、供給価格の変動要因は、基礎形式だけでなく、海域毎の風況や系統接続費用の差など他の要因も考えられるので、これら他要因も加味した供給価格上限額の設定が望ましいものと思われる。「費用効率的な案件導入を促していく観点から、上限価格は地点ごとに上限価格を区別するものではなく原則一律に設定する(第2ラウンドのパブリックコメントNo.116参照)」としながら、一方で海底地盤状況に応じた基礎形式の違い(モノパイル式・ジャケット式)のみに着目して上限価格を区別し、これ以外の要因を加味しない理由をご教示頂きたい。	35番の回答をご覧ください。
700	公募占用指針案 第6章(2)3)	東北電力ネットワークより託送供給等約款の変更認可申請(2023年12月1日)が国に提出されているが、前回公募入札の取扱とは異なり、発電側課金を収支計画に反映する必要があるのか。そもそも公募開始時点における同申請の認可状況(認可が下りていない状況)により、反映要否は変わるかどうか。また、反映が必要な場合、発電側課金が5年毎に見直される予定であるところ、公募占用指針において将来の想定方法について統一した見解があれば、教えて頂きたい。	7番の回答をご覧ください。
701	公募占用指針案 第8章(3)	供給価格で最高評価点を狙う事業者は、前回入札ルールを踏襲する限り、ゼロプレミアム水準での入札が想定される。この場合、需要家(もしくは小売事業者)との相対取引に基づき収支計画を策定することが見込まれるが、実態として、需要家等との間で長期に亘る取引を約束する取り交わし(事業実現性に資する法的拘束力のある契約や覚書の締結等)は難しいのが実情ではないか。仮に法的拘束力のない取引を約束する取り交わしなどに基づく事業計画を提出した場合、事業実現性をどのように評価するのか、評価基準をお示しいただきたい。	国としては、事業者の創意工夫によって収支計画が作成されることを期待しています。相対取引を前提とする収支計画の実現性の評価については、626番の回答をご覧ください。
702	公募占用指針案 第10章(2)3)	系統提供事業者が確保している系統容量を活用することを前提とする以上、公募参加者毎に今まで検討してきた発電設備仕様と異なることから、系統情報入手後に、各公募参加者が再度接続検討申込を行う必要性が高いと想定する。しかし、系統情報入手後に、即座に接続検討申込を行ったとしても、回答受領まで3ヵ月以上かかることから、公募期間の大半を費やしてしまうため、系統提供事業者と比較して不公平な状況となる。については、公平なルールとなるよう、一定のご配慮を頂きたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にいたします。自社計画の検討のためには接続検討申込みは必要になりますが、公募占用指針第10章(2)記載のとおり、標準処理期間は3ヶ月としています。必要以上に時間がかかる懸念が出た場合は、国まで連絡ください。
703	公募占用指針案 第10章(2)3)	連系予定地点については、「公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点」とする旨記載があるが、同一系統の同一鉄塔ではなくとも、提供された系統容量の検討上問題にならない範囲で、同一系統の別鉄塔への連系としても問題はないか。	接続検討申込みの際に、一般送配電事業者と詳細協議し、変更可否を確認ください。問題ない場合は、計画に反映するとともに、一般送配電事業者との協議結果の分かる資料を添付資料として提出ください。
704	公募占用指針案 別添2-1 3.(2)④	出捐金の算定式について、経産省及び国交省の洋上風力促進に係る合同会議(2023.11.15)で示された促進区域指定ガイドライン改定案では、「発電設備出力(kW)×250×30」を基本に算定されること、青森県沖日本海(南側)の促進協議会では、「確保済み系統容量(kW)×250×30」と定められたが、事後で明らかになった海域制約(底建網等実施海域など)を踏まえると、計画上、発電設備出力の低下を余儀なくされ、青森固有の出捐金算定式は事業者にとって過大とも言え、見直すべきではないか。	制約エリアを踏まえた場合の青森県沖日本海(南側)の設備出力規模について、現時点で国として可能性を否定する必要があるとは考えていません。事業者の創意工夫を期待します。
705	公募占用指針案 第2章(3)1)	供給上限価格が18円に下方修正された点につきまして、欧州等の多くの事業者が高インフレに苦しみ、開発からの撤退や減損を行っている状況からも、少し現状との乖離があるように感じております。先日の調達価格等算定委員会にてその根拠をご説明頂き、インフレに関しましては欧州での足元の実績を反映されていることと思いましたが、今日本の事業者が最も苦しんでいる円安については、為替想定は過去10年間の平均を用いられていることと、足元の歴史的な円安の影響が反映されていない計算になっているものと思います。この極端な円安を反映しなくてもよいと考えた根拠について、ご説明頂けませんでしょうか。	35番の回答をご覧ください。
706	公募占用指針案 第6章(2)2)	海底送電線等の揚陸点の場所選定に関する考え方についてご質問させていただきます。公募占用指針(案)P.33の「公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブル(以下「海底送電線等」という。)の配置場所を記載することも可能とし、この場合、当該配置が真に必要な理由を公募占用計画に記載することとする。」とのご記載から、揚陸点についても、真に必要な理由があれば公募占用指針に示された占用の区域から離れた場所にて計画することも可能と理解しております。当該「真に必要な理由」ですが、許認可や施工技術、地元関係者との合意形成などの観点での理由が挙げられるかと存じますが、左記の観点からは問題はなくとも施工費用や施工期間から公募占用指針に示された占用の区域への配置は経済的に合理的でないといった観点も「真に必要な理由」として考えることは可能でしょうか。	経済的な理由についても「真に必要な理由」となり得ます。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
707	記載要領及び様式集案	1.提出書類様式 ページ数上限について、「別紙1～17全体で340頁以内とすること」とのことですが、各別紙の冒頭に目次の章及びページを設けた場合、当該ページを0ページ目として、ページ数上限の対象から除外させていただくことは可能でしょうか。	283番の回答をご覧ください。
708	公募占用指針案	第2章(3) 調達価格等算定委員会資料によればRound2に比べ設備利用率向上が見込める以外、資本費、運転維持費、撤去費は悪化している中、供給上限価格が1円/kWh引き下げられている。現下の円安や物価高騰、世界的な洋上風力を取り巻く事業環境を踏まえると以下の見直しが必要と考える。 (1)上限価格は引き上げるべき。 (2)エスカレーション条項(価格調整条項)を導入すべき。 (3)FIT/FIP選択制とすべき。	(1)35番の回答をご覧ください。 (2)18番の回答をご覧ください。 (3)再エネ海域利用法外の着床式洋上風力発電についても、①国内の着床式洋上風力発電において、一定程度の競争効果が見込まれること、②将来的なアジア市場等への展開を見据えた国内の環境整備により、事業者の多様なビジネスモデルへの習熟を促すことが重要であることを踏まえ、2024年度よりFIP制度のみが認められることとなる中で、同様に、再エネ海域利用法の適用事業についても、FIP制度のみを認めることとすることが適当と考えています。
709	公募占用指針案	第10章(3) 自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼす可能性のある風車の構造や設置位置等は公募占用指針策定にあたって国が事前に防衛省と調整し、指針に掲載すべき事項と考える。	安全保障上の理由から広く一般に公表可能な情報には制約が生じますので、ご理解ください。 他方、公募占用計画作成の円滑化の観点から、第3章(2)に基づく国からの情報提供において、「防衛省への確認に当たり風車の設置位置等の検討に参考となる情報」の提供も実施しますので参考にしてください。
710	公募占用指針案	第2章(3)1) 調達価格等算定委員会においては、NEDOモデル1)を用いて、CAPEXおよび事業性評価を提示している。このモデルでは、2021年までに得られた欧州での実績値・計画値からモデルパラメータを推定し、CAPEXを英ポンド建てで算出し、2010年～2021年までの平均為替レートにより円換算している2)。よって、NEDOモデルを用いて経済状況が大きく異なる時点でのCAPEXを算定する場合、為替変動、物価変動の影響を考慮する必要がある。 2021年以降の為替は2割から4割円安となり3)、物価、例えば風車の価格は4割程度上昇4)している。これらの影響を考慮すると、円建ての実勢価格は、NEDOモデルに比べて6割程度上昇していることが予想される。今回提示された資本費が38.8万円/kwであることを考えると価格上昇分は、NEDOモデルの二乗平均平方根誤差(7.7～7.9万円/kW)を大きく超える有意な乖離であると思われる。 こうした実勢価格と乖離が大きい設定は、入札不調、安全・品質の不良、事業からの撤退などを招き、結果として、本来の事業目的・政府目標の達成が困難になることが懸念される。 2023年11月16日、英国政府はR6の着床式洋上風力発電の上限価格上限価格を66%上昇させた4)、5)。物価高騰による落札事業者の撤退、R5の入札不調などを受けての措置とされる。英国の例に習い柔軟な価格設定を期待する。モデル作成に関与したものとコメントするものである。	35番及び633番(iii)の回答をご覧ください。
711	公募占用指針案	第5章(1)1) SPC参加の場合、SPCの議決権を有しない企業は、(別添4)公募参加資格の対象外との理解であるが、コンソーシアムによる参加の場合、コンソーシアムの議決権を有しない企業も同様に対象外となるか。	コンソーシアムにおいては議決権の有無に関わらず、構成員全てが(別添4)公募参加資格に記載する要件を満たす必要があります。
712	公募占用指針案	第5章(1)2) 「公募に参加しようとする他の者に係る当該公募に関する情報を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと」とあるが、公募参加事業者と関係会社との間で情報管理を徹底(情報遮断)すれば、関係会社が他の応募企業またはコンソーシアムの協力企業となることは問題ないとの理解でよいか。	ご理解のとおりですが、情報管理には十分留意ください。
713	公募占用指針案	別添4 3(3)キ(キ) 「その他公募の参加を認めるべきでない行為を行ったもの」とは具体的にどのような事象が該当するか。例えば、国からの「業務改善命令」等を受けた場合など該当するか。	(別添4)3(3)キ(キ)の行為については現時点で具体的に想定するものではありませんが、いずれにしましても本公募の公正な実施に支障を及ぼす行為が対象です。「その他公募の参加を認めるべきでない行為」に該当する事案が生じた場合には、個別事案ごとに状況に応じて判断することとなります。したがって、ご指摘の「業務改善命令」の原因となった行為についても、洋上風力発電事業との関連性が高い場合は、「その他公募の参加を認めるべきでない行為を行ったもの」に該当する可能性があります。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
714	公募占用指針案	第4章(1) 世界的な建設費高騰の中で、英国の洋上入札Round 5(AR5)では事業者が応札できず、これを踏まえて、次回Round 6で英国政府は上限価格を引き上げました。(以下機械翻訳版) <a href="https://www-gov-uk.translate.goog/government/news/boost-for-offshore-wind-as-government-raises-maximum-prices-in-renewable-energy-auction?_x_tr_sl=en&amp;_x_tr_tl=ja&amp;_x_tr_hl=ja&amp;_x_tr_pto=wapp">https://www-gov-uk.translate.goog/government/news/boost-for-offshore-wind-as-government-raises-maximum-prices-in-renewable-energy-auction?_x_tr_sl=en&amp;_x_tr_tl=ja&amp;_x_tr_hl=ja&amp;_x_tr_pto=wapp</a> 上限価格は一例ですが、英国のように応札状況または応札価格を踏まえて次回入札に、実態を踏まえた指針改訂の柔軟性を確保されたい。具体的には、公募開始日はラウンド2の評価選定結果を踏まえたインターバルとされたい。 手続上、どうしてもこれが不可能である場合は公募開始後の指針内容修正と占用計画の受付期限変更の余地を規定頂きたい。(海外入札という所謂「アデンダム規定」)	578番の回答をご覧ください。
715	記載要領及び様式集案	様式3-1-2 昨今の海外入札では政府上限価格に対してゼロ円入札にて事業権を獲得する例が増えている。(以下リンクのグラフ) <a href="https://www-woodmac-com.translate.goog/news/opinion/how-reversible-are-the-recent-setbacks-of-the-offshore-wind-sector/?utm_campaign=global-opinion-utm_medium=social&amp;utm_source=linkedin&amp;utm_content=offshore-wind-301023&amp;_x_tr_sl=en&amp;_x_tr_tl=ja&amp;_x_tr_hl=ja&amp;_x_tr_pto=wapp">https://www-woodmac-com.translate.goog/news/opinion/how-reversible-are-the-recent-setbacks-of-the-offshore-wind-sector/?utm_campaign=global-opinion-utm_medium=social&amp;utm_source=linkedin&amp;utm_content=offshore-wind-301023&amp;_x_tr_sl=en&amp;_x_tr_tl=ja&amp;_x_tr_hl=ja&amp;_x_tr_pto=wapp</a> 今回の入札で、相対取引(所謂「CPPA」)を計画する一方で、様式3-1-2の供給価格を相対価格より低いで申し出る場合(例えばゼロプレミアム近辺)、様式3-1-6に記載する「売電収入」とのダブルスタンダードが発生する。この場合、公表される供給価格と異なる売電価格での消費者転嫁が為されることになる。 ついでに様式3-1-6の「売電収入」に、「平均売電収入:●円/kWh」の欄も設ける。そして、様式3-1-2の「7. 供給価格」にも、この数字を記載することにすべき。この両方の値を選定時に公表し、国民に対する透明性を図られたい。	相対取引に基づく計画を作成するかどうかは事業者判断となりますが、仮にそのような計画である場合、別紙3【様式3-1-6】2.(1)「売電収入」の欄には金額の設定根拠として、ご指摘の相対取引の価格が記載されることが想定されます。 「選定結果公表時の公表内容」については、公募占用指針第7章(3)3)をご覧ください。
716	記載要領及び様式集案	第8章(3) i) 第3章(港湾名)が未定である一方、第8章(迅速性評価)で「迅速性の「評価基準」の運転開始期間」がブランクのままになっています。 一方で、2023年11月15日 第20回 洋上風力促進小委員会 合同会議資料1の11頁で能代港、秋田港、新潟港等が参考例示されていますが、指針第3章でこれらを指定する場合は、先行ラウンドからの使用制約を加味した評価基準が設けられることをご確認頂きたい。	ご理解のとおりです。
717	記載要領及び様式集案	第8章(3) iii) リミテッド・リコースのプロジェクトファイナンスの場合、一定のDSCRを割った時点で事業会社のデフォルトとなり、SPCの事業終了(清算)、銀行団のステップイン、というメカニズムになります。この中で以下のようなリスクシナリオは事業者の帰責事由でない為、事業者あるいはレンダーにとって、収支悪化程度の策定が不能であり、仮にそれを仮定として折り込んだとしても、審査側も客観審査が難しいと考えます。 この観点で、リスクシナリオにおいて、フル・リコースのプロジェクトファイナンスあるいはコーポレートファイナンスを相対的に高く評価するのであれば、その旨を評価基準に明記頂きたい。 (事業性の中で予見が困難な例) P51のリスクシナリオ「風況変動」、「出力抑制」、「金利変動(景気・政策影響)」、「インバランス負担変動」、「物価・人件費高騰」等	詳細が不明な現時点で一概にお答えすることは困難ですが、資金調達の確実性やリスクの特定・分析や対応策の観点から、第三者委員会の意見を踏まえ、適切性を評価することとなります。
718	記載要領及び様式集案	第8章(3) iii) 第89回調達価格算定委員会での資料1の35頁の説明において、「再エネ特措法を準用し、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生じるおそれがある場合において、..基準価格等を改訂することができる..」とありますが、特措法の該当条項番号と、リスクシナリオ作成の前提として、どのような場合に基準価格改訂が発動するか公募指針の中で明記頂きたい。	621番の回答をご覧ください。
719	公募占用指針案	第2章(5) (廃坑井等、支障物の有無について) 本公募占用指針(案)には当該記載はありませんが、本公募海域においては、当該支障物等はないと考えてよろしいでしょうか。検討条件の明確化のため、無ければその旨を記載いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。本公募対象区域には、「廃坑井」は存在しません。
720	公募占用指針案	第5章(3)1) ii)① (第2次保証金の納付(保証状の提出方法)について) 「選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる」とありますが、2次保証金の提出方法として、記載の通り第2次保証金と第1次保証金の差額の保証状を提供する方法に加え、①第2次保証金全額の保証状を提出後、②第1次保証金の保証状を取り下げること可、としていただけないでしょうか。	元来は保証状を更新することを想定しておりますので、ご指摘の方法にて保証状を提出することは可能です。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
721	公募占用指針案	第9章(4)1) (系統承継に係る運用利益率算定期間について) 本公募占用指針(案)では、「本件契約上の地位等の承継の日までの期間について」とされていますが、これを「選定事業者通知日まで」と記載いただけないでしょうか。期日を明示することで、「承継の日」に係る系統提供事業者と選定事業者の無用な協議余地がなくなり、円滑な系統承継が可能となると考えます。	承継手続き迅速化のため、系統承継対価の算定式は原案どおりとします。
722	公募占用指針案	別添2-2 3.(2)⑧ (「協議会意見とりまとめ」の添付文書について) 「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」(別紙2、以下「漁業影響調査の考え方」という。)を添付いただけないでしょうか。	ご指摘踏まえ、「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」を追加しました。
723	記載要領及び様式集案	3.記載内容 (副本における風車メーカーの記載について) 副本について、「協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力をを行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用、各担当者名等を含む。)は行わないこと。ただし、上記者に該当しなければ、風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)は企業名を記載することは可能とする。」とされておりますが、風車メーカーは基本的に実績や能力の評価を受けるため「協力企業」に該当することから、公募占用計画における全ての箇所において、風車メーカーは(協力企業、支援・協力をを行う企業として)一律匿名化するとした方が、誤解や混乱を招かないのではないかと考えます。	本公募では、風車メーカーが協力企業の場合であっても一律、副本への風車メーカー名の記載を求めることとしました。その旨が明確になるよう、記載要領及び様式集の「第1. 3. 記載内容」を修正しました。
724	記載要領及び様式集案	3.記載内容 (副本作成にあたっての留意事項の具体的記載について) 「企業名及び企業を類推できる記載は行わない」ための具体的手法を、前回応札時の確認結果を踏まえ、できるだけ具体的な記載があると提案者及び審査者の手間も省け、迅速な審査が可能になるのではないかと考えます。 例えば、 ・添付資料等の匿名化にあたっては、PDFの墨塗機能等を用い、通常の「編集」モードでは確認できないようにすること。 ・人名は企業の代表者だけでなく証憑で添付する議事録に記載される担当者レベルまで含め一律匿名とすること。 など、前回の公募までに確認された不備や、提出者において徹底されていなかったことを具体的に記載いただくと明確になると考えます。	いただいたご意見を踏まえ、記載要領及び様式集の「第1. 3. 記載内容」を修正しました。
725	公募占用指針案	様式3-1-2 (公募占用計画の年号について) 「令和〇年」と記載されている箇所においても、西暦で記載することを可能としていただけないでしょうか。	他の行政文書作成の観点から和暦記載は残しますが、正確性の観点で必要であれば西暦を並記ください。
726	記載要領及び様式集案	3.記載内容 「他の様式や補足資料に関連する記載がある場合に、別様式の記載を参照・引用し簡潔に記載することは可能である。なおその際は、別の様式や補足資料に関連する事項が記述されていることが分かるよう、該当するページを記述すること。」とあるが、参照先が属する最も下の階層の章のタイトルを記載することによって、代替とすることを許容していただきたい(目次を付けることにより当該タイトルのページ数を目次で確認可能とする)。	ご提示の対応を行うことは問題ありません。
727	記載要領及び様式集案	様式3-1-2 「ほかの公募参加者との資本関係を確認するため、公募参加者自らの資本構成において、議決権40%以上の者がいる場合は、それがわかる資料を添付すること。該当しない場合においても、該当がない旨が分かる資料を添付すること。」とあるが、該当する場合、しない場合の添付書類を例示いただきたい。	該当する場合は、資本比率が分かる資料(定款や事業報告書等)を提出ください。 該当しない場合は、その旨を記載した資料(議決権40%以上の者がいない構成員を示したリスト等)を提出ください。
728	記載要領及び様式集案	様式3-1-3 別紙13の評価の考え方への対応の記載欄の幅が、他別紙と異なるため、統一していただきたい。	体裁面、修正しました。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
729	記載要領及び様式集案	様式3-1-4 「※複数海域の入札に参加する場合、かつ、SPCなど事業を実施する会社に配置することが想定される役員が複数海域で重複する場合、事業遂行に影響しない根拠を記載すること。」とあるが、記載する根拠を例示いただきたい。	複数海域で同時に選定される可能性があるところ、その場合に事業実現性が損なわれる可能性を国として正確に把握するためです。
730	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 複数の運転開始日がある場合について、第2期のパブコメ回答を踏まえると迅速性の評価は最も遅い運転開始日が基準になると理解しているが、IRRの計算においては最も早い運転開始日を起算としてよいか。	本公募事業における運転開始日は、【様式3-1-2】3)1の項目に記載する「運転開始予定日」のみです。IRRの起算日も当該「運転開始予定日」としてください。1番(試運転売電)及び5番(部分運転開始)の回答もご覧ください。
731	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 LLCR計算に関して、「分母に当たる『借入元本』には、消費税ローン及びEBL(Equity Bridge Loan)を除く、全ての借入を含めること」と記載があるが、株主劣後ローンについても資本性を有する資金であることから、LLCR計算上の借入元本に含めないことが合理的であると考えられる。そのため、株主劣後ローンについても、LLCR計算の借入元本に含めないことと明記していただきたい。	519番の回答をご覧ください。
732	記載要領及び様式集案	様式3-1-9 入札時点の構造設計に用いた「地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」については2.(3)に記載する一方で、「詳細設計の段階でどういった設計条件をどのような考え方で設定するのか」については、4.の「国内ウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容」に記載する認識で良いか。また、混同しないよう指針に記載いただきたい。	ご理解のとおりです。前者は入札時点の設計、後者はWF認証の詳細設計時点の設計と記載しておりますので、原案どおりといたします。
733	公募占用指針案	第2章(3)1) 供給価格上限は、第2期から1円低下した18円/kWhとなっているが、近年は国際的な物価上昇や円安といった外部環境を受けて、プロジェクト費用は増加傾向にある。至近で英国が基準価格を大幅に引き上げたように、事業環境を踏まえた供給上限価格の設定をお願いしたい。	35番の回答をご覧ください。
734	公募占用指針案	第5章(1)2) 「公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触」とあるが、調査に関しては陸上に設置する設備においても行う可能性があるため、「海域や陸上の調査」としていただきたい。	72番の回答をご覧ください。
735	公募占用指針案	第8章(1) ゼロプレミアム水準の設定においては、小売全面自由化以降の市場価格を参照しており、最も低い2020年5月の価格を踏まえて設定がなされているが、市場価格は2021年度後半から大きく水準を切り上げている。そのため、ゼロプレミアム水準を検討上で参照する市場価格の期間は、市場の傾向を踏まえたものとするをご検討いただきたい。加えて、参照するエリアについても、促進区域が所在するエリアの価格とすることをご検討いただきたい。	ゼロプレミアム水準については、balancing costを超えた供給促進交付金を交付する蓋然性が十分に低い水準として、調達価格等算定委員会における有識者の審議を踏まえて設定しています。
736	公募占用指針案	第8章(1) 12/13に公表された第2期公募結果では2海域(秋田県案件、新潟県案件)において、ほとんどの事業者がゼロプレミアム入札を実施した。ゼロプレミアム入札の場合、収入をコーポレートPPAに頼ることになることから、一部の需要家の負担により成り立っている状況と言える。しかしながら、再エネの持続的な普及に向けては再エネ導入コストを広く負担することが望ましいと考えられることから、ゼロプレミアム価格の引き上げ等の検討をお願いしたい。	FIP制度では、基準価格が常に参照価格以下となれば、基準価格の多寡によらず基本的にはプレミアムが発生せず、電気の需要家が一律に負担する再エネ賦課金の負担に差が生じません。ゼロプレミアム水準の導入は、こうしたFIP制度の設計を踏まえ、賦課金負担に差が生じない蓋然性が高い範囲において、供給価格の点数を一律に評価するためのものであり、水準については、以上を踏まえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して市場価格を十分下回る水準で決定しています。
737	公募占用指針案	第8章(3) i) 迅速性の評価基準年月の設定にあたっては、国からの情報開示にて提出された系統連系時期が、最高評価を得ることのできない時期となる事が無いよう、接続される系統の条件を加味した設定をお願いしたい。加えて、迅速性の評価点の段階設定にあたっては、段階を細かくする等、事業者の努力がより反映されるような設定をご検討いただきたい。	93番の回答をご覧ください。なお、系統連系時期についても考慮し、基準を設定しています。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
738	公募占用指針案 第8章(3) i)	第2期公募より迅速性の評価が追加され、迅速性と工程の確実性を高い次元で両立した計画の提出が求められることになった。迅速性の評価は運転開始時期が明示されており明確である一方、工程の確実性の評価については定性的かつ不明確な部分があることから、工程の確実性の評価の方法・基準を明確にしていきたい。	445番の回答をご覧ください。
739	公募占用指針案 第8章(3) iii)	オフテイカとの相対取引を前提とした収支計画とする場合において、その適切性を示すためにオフテイカとの合意書や関心表明書等を提出することになるが、合意書と関心表明書では合意書の方が合意レベルとしては上位であり、合意書の中でも価格、売電量や契約期間等の拘束力にも差がある。合意レベルに応じて収支計画の確からしさをどのように評価しているのかをお示しいたきたい。	文書名といった形式面ではなく、実際に商務条件に法的拘束力があるのか等、内容に応じて評価します。626番の回答もご覧ください。
740	公募占用指針案 第8章(3) iv)	青森県沖日本海(南側)は、過去の公募区域と比較して連系点までの距離が非常に長く、陸上送変電工事が長期間に及ぶ。また、事業者選定後に遺産影響評価を実施して初めて風車配置が確定するなど、事業計画の実行面に関する地点特有の課題があるため、地点特性を踏まえた適切な評価をお願いしたい。	施工計画や工程の実現可能性についても、地域特性を考慮し適切に評価しますので、地域特性を十分考慮した計画の提出を期待します。
741	公募占用指針案 第8章(3) iv)	最低限必要なレベル「⑦地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど」について、審査時に事業者が独自に実施した地盤調査等を用いて検討した場合と国の調査結果等を用いて検討した場合を比較し、後者の検討が審査時に⑦を満たしていないと判断され失格とみなされる可能性はあるか。それとも事業者独自調査の結果を用いた検討は独自リスク等に分類されるとの認識が良いか。もしくは、P.36 iii)※記載の動的解析と同様の扱いとして評価等の加点対象ではないという扱いになるのか。	地盤条件につきましては、事業者が独自に実施した調査結果がある場合は、その結果及び国の調査結果に対しての検討結果に関して総合的に評価し「運転開始までの事業計画」における「最低限必要なレベル」基準⑦を満たすかどうかを評価することとなります。
742	公募占用指針案 第8章(3) iv)	最低限必要なレベル「①選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの」について、風車の疲労・乱流強度等詳細設計あるいは型式認証スケジュール等について、その妥当性はどのように評価しているのか。メーカー等への聞き取りを行ったとしても、自社のディスプレイバンテージとなる情報についてはニュートラルな回答が得られない可能性があるため、ニュートラルな視点で第三者の評価及び型式認証等に関する過去の実績等から評価を行っているという理解で良いか。	個別具体の評価については回答を差し控えますが、メーカーとの協議状況、第三者機関の評価、過去の実績等を踏まえ、第三者委員会における審議を通して適切に評価していきます。
743	公募占用指針案 別添1(1)	底建網等実施海域(南側)について、海底ケーブルも制約対象となるのか。	協議会意見とりまとめ3(1)④にて、「洋上風力発電設備及び附属設備(海底ケーブルを含む、以下「洋上風力発電設備等」という。)」と定義しています。したがって、海底ケーブルも制約対象となります。
744	公募占用指針案 別添3	第2期の公募占用指針「(別添3)促進区域と一体的に利用できる港湾」(留意事項)に記載のあった下記事項について、第3期公募における変更はあるか。 (1) 港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。 (2) 公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者(公募参加者自らを含む。)が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」第24条及び第34条の規定を参照すること。	当該記載については今回の公募占用指針においても変更ありません。詳細は公募占用指針(別添3)をご覧ください。
745	公募占用指針案 別添3	公募占用指針にて促進区域と一体的に利用可能な基地港として示されなかった別の基地港を、事業者自ら利用の調整を行う港湾として利用することは可能か(能代港、秋田港、新潟港等)。また、利用可能な場合は、下記についてもご教示いただきたい。 (1) 利用可能期間は公募占用指針に明記されるか。 (2) 貸付条件は、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」に従うとの理解で良いか。	公募占用指針において促進区域と一体的に利用できる港湾として示された以外の基地港湾を、事業者が自ら調整した港湾として活用することは可能です。ただし、基地港湾については施設管理者である各地方整備局及び港湾管理者の双方から同意書を取得する必要がありますのでご注意ください。 (1)については、記載いたしません。 (2)については、ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
746	公募占用指針案	全般	第2期の公募占用指針から変更がなかった箇所において、第2期のパブリックコメント、公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)、追加質問への回答(令和5年6月19日版)は、第3期公募においても有効との理解で良いか。	302番の回答をご覧ください。
747	公募占用指針案	全般	事業者は国に整備していただいた公募ルールの中で競争に勝ち、事業を推進していこうと懸命の努力を重ねています。その取組みにおいて、事業者側がつかんでいる産業の実像、市場の変化などに鑑み、公募ルールの内容確認はもちろんより適切な公募ルールのあり方検討などが重要と考えています。そのため、国の真意を確認したり、事業者の疑問を払拭したりする場を事業者はパブリックコメントや事業説明会とは別に求めています。なぜなら、国と事業者では立場が異なるため、その相互理解を深めるためには対話を重ねることがいちばんと考えるからです。つきましては、事業者個社もしくは業界団体が要望した場合にはこうした官民意見交換の場をつくるべく、真摯にご対応いただきたいと考えます。	公募制度を運用する政府としても、実際の事業主体である民間企業との対話は重要と考えております。制度設計に当たってももちろんのこと、本公募においても、第2ラウンド公募と同様、公募説明会のみならず、公募開始後も質疑対応を継続的に実施し、正確な理解が行われるよう対応します。
748	公募占用指針案	第2章(2)	海外での洋上風力発電の経験に基づいて、青森県沖日本海における電力系統の確保は、異なる電圧レベル間の高圧送電線の設置であり多大な費用がかかるため、プロジェクトに悪影響を与える可能性がある。さらに、480MWの陸上ケーブルは50km以上の長さがあり、必要な低電圧を考慮すると、大きな損失が生じる。事業性検討において、これらの情報は非常に重要であり、早期に開示されるべきである。また、これらの技術的および商業的側面について官民対話の場を設けていただきたい。	「技術的および商業的側面について官民対話の場」の意味するところが明らかではありませんが、本公募対象区域に係る情報提供の受付を2023年11月24日から開始しているところですので、提供した情報に関して疑問点等あれば個別に国まで相談ください。
749	公募占用指針案	第2章(3)1)	供給価格上限額について以下①、②、③の質問に回答ください。 ①各海域で風況・海象・容量・系統等の条件が異なるため、供給価格上限額の算定は各海域毎に詳細検討のうえ設定していただきたい。 ②NEDOモデルが扱っている欧州データ時点の為替レート(2010～2021年:平均で105円程度)と現在の為替レート140円程度は相違があると見られます。ご確認いただけますでしょうか。 ③青森南部の海域には地質的にモノパイル打設が適さない箇所もあります。モノパイルを前提とされた根拠を知りたいです。	①35番の回答をご覧ください。 ②633番(iii)の回答をご覧ください。 ③698番の回答をご覧ください。
750	公募占用指針案	第2章(4)1)	再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた日から起算して原則6年以内とあるが、促進区域と一体に利用できる港湾の事由等、不可抗力にて達成できない場合はこれに含まれないと解釈して支障ないか？	当該項目は、再エネ海域利用法第13条第2項の規定に基づき、本公募において満たすべき事項として示しているものですので、公募占用計画の作成にあたっては遵守いただく必要があります。なお、個別の事情によりますが、事業者選定後に促進区域内海域の占用の開始の時期を変更せざるを得なくなった場合には、公募占用指針第9章(5)1)に示す変更を認める場合の基準に適合することが認められた際には、公募占用計画の変更認定を受けることができます。
751	公募占用指針案	第2章(4)1)	「公募占用計画の認定を受けた日」、「占用の許可を受けた日」、「占用開始の時期」と記載されている、「公募占用計画の認定を受けた日」、「占用の許可を受けた日」についてはそれぞれの認定を受けた日と具体的な起算日の根拠が明示されているが、「占用開始の時期」については具体的な起算日の根拠が明示されていない為、その定義を明示していただきたい。	「占用開始の時期」については、具体的な行為は個別計画において異なると考えておりますが、再エネ海域利用法第19条第2項の許可に基づき第10条第1項1号における行為を開始する日となります。
752	公募占用指針案	第2章(5)2)	漁業の操業において、原則影響の無い海域、ならびに漁業者との調整が確立された海域での公募事業であるため、建設期間ならびに運用期間中における漁業者(周辺海域を含む)への操業補償や協力金等の支払いは不要との整理で間違いはないか。必要であれば、事業性の検討項目に含めるべきであるため、算定基準・単価を明示されたい。	各地域の協議会意見とりまとめをご覧ください。漁業影響調査も当然に実施する必要があり、調査の結果、事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、必要な補償を実施する必要があります。休業補償も同様です。補償等の金額は、個別事情に応じて算出されるものとするため、これまでの実績等から必要と推定される金額を計上し計画を作成ください。なお、漁業振興や地域振興に充てられる共生基金への出捐額の目安は、協議会意見とりまとめをご覧ください。
753	公募占用指針案	第2章(5)3)	「本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。」とあるが、基礎を完全に除去するために必要なエネルギーは大きく、これらの構造物を完全に除去することは、環境に大きな影響を与える可能性がある。基礎の一部を海中に残置することが非効率で、環境的に受容不可であるという根拠を明示していただきたい。現在の技術でピンパイルまたはモノパイル(基礎)を海底から完全に除去することは、環境負荷が大きく、非現実的である。基礎を海底レベルで切断・残置することが環境に与える影響について確認するために、第三者機関による調査が必要ではないか。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。ただし、公募時点では、環境大臣の廃棄の許可を受ける等、海洋汚染等防止法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置又は海洋に捨てることを前提とした公募占用計画の作成を認めております。
754	公募占用指針案	第3章(1)	促進区域と一体に利用できる港湾について、利用可能施設ならびに供用開始時期については、工事計画並びに運用開始時期に大きく影響を及ぼすものであるため、促進区域の選定と同時に公表されるべきである。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
755	公募占用指針案 第3章(2)2 i)	調査項目「海底」について、海底人工物とあるが、漁業に使用する漁礁も含まれているものと理解してよいか？	ご理解のとおりです。
756	公募占用指針案 第3章(2)1 ii)	確保済みの系統に係る情報は、事業計画の策定並びに事業性の検討を行う上で非常に重要な項目となる。弊社のこれまでの経験やエンジニアリング会社の見解などを総合して判断するに、遅くとも促進区域の選定と同時に提供していただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、今後の情報提供開始時期について検討します。なお、本公募対象区域に係る情報提供の受付を2023年11月24日から開始しているところであり、提供した情報に関して疑問点等あれば個別に相談ください。
757	公募占用指針案 第3章(1)	「(注)促進区域と一体的に利用できる港湾は、利用施設について調整中のため、公募開始時の公募占用指針に記載する」と記載があるが、青森港の港湾利用計画についての開示についても、公募占用指針に記載されるのか。または、占用指針開示前に公開されるのか確認したい。	635番の回答をご覧ください。
758	公募占用指針案 第5章(1)2	vi)本公募占用指針が公示された日(令和〇年〇月〇日)から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様(※1)による地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員(以下「地元関係者等」という。)(※2)への接触は行わないこと。と記載されているが、「地元関係者等」とは、協議会構成員という認識で間違いはないか。	公募占用指針第5章(1)2 vi)のとおり、「地元関係者の範囲は、協議会の構成員(関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。)及び協議会の構成員となっている団体の構成員等」です。「地元関係者」に、「学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員」を加えたのが「地元関係者等」の範囲です。
759	公募占用指針案 第5章(1)2	これに該当した場合は、発電側、小売側双方が公的入札から排除されるという理解であっているか。その場合は、明記されたい。	本遵守事項に違反した場合、当該事業者は本公募への参加資格を失い、もしくはその応募が無効と扱われ、又は選定事業としての選定が取り消されることがあります。
760	公募占用指針案 第5章(2)2	保証状に求めている印鑑証明には、「3か月以内」としている。一方、それ以外の印鑑証明にはそのような記載はない。保証状以外の印鑑証明は3か月の縛りがないという理解でよろしいか。	関心表明書等に添付する印鑑証明書についても、保証状に求める印鑑証明と同様に、押印日前「3か月以内」に発行されたものである必要があります。その旨が明確になるよう修正しました。
761	公募占用指針案 第5章(2)2	事業に参画する事業者について、設立間もない等の理由で規定文書が提出できない場合、法人設立届出書写し等を代替文書として認められるかどうか明示いただきたい。	公募占用指針第5章(2)2 ii)において、事業報告書等については、設立3年未満の事業者においては提出可能な年数分としております。
762	公募占用指針案 第5章(3)ii)	1. 迅速性の評価点が下がってしまう日までにCODしないと全額没収されるのではなく、超過日時によって没収額が段階的に増えていくように設計すべきである。 2. ※は、部分運転開始を認めている趣旨か。他の事業者からも何度も主張されてきたが、風力発電において部分運転開始を認めないのは、太陽光のFIT制度の失敗に捕らわれた不合理な裁量行政であることを認識されたい。	1. 段階的なペナルティでは、運転開始予定日までの確実な事業実施を担保する観点で不十分と考えられますので、全額没収としております。 2. 5番の回答をご覧ください。
763	公募占用指針案 第5章(3)4)	「法律改正」を追加していただきたい。	具体的にどういった状況を想定されているのか定かではありませんが、一般的に法律改正を実施する場合には現行法に基づいて行っている事業に影響が及ばないと考えております。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
764	公募占用指針案 第6章(2)2)	①本文中の「下回る場合」と【占用の区域等のイメージ】の図に示される「相当程度ある場合」とが、同義であるか否かを本指針案で明記されたい。 ②また、同図中の「相当程度」の定義を明記されたい。 ③「配置されない区域が相当程度ある場合」の評価について、明記されたい。例えば、評価に影響しない旨を明記されたい。	①記載要領及び様式集の別紙4【様式3-1-7】にて参照を記載しております。 ②本区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、且つ一見して促進区域(発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮)に比して占用の区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合になります。 ③配置されない区域があるかないかのみで評価を行うことはせず、航路等との離隔距離や、事業採算性などを基に総合的に評価する事項のため、具体的な評価については明記しません。
765	公募占用指針案 第6章(2)4)	部品製造・保管等の場所、部品の提供方法、修理のための施設の有無、サプライチェーン形成計画の大部分は事業者ではなく、各メーカーに依存するものであるため、国内の電力の安定供給のために国においても、積極的に国内でのサプライチェーンの構築ならびに安定供給に資する取り組みを行っていただき、その結果を事業者が最大限に事業計画に取り込むものとしていただきたい。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。 他方、競争条件は各事業者同じであるところ、サプライチェーン形成計画に関する事業者自身の創意工夫も期待し、適切な記載があれば評価基準に沿って評価します。
766	公募占用指針案 第7章(3),(4)	選定された事業者が辞退した場合、繰り上げての選定を行う旨があるが、物価上昇などの要因により、繰り上げの事業者も辞退する可能性がある。すべての事業者が辞退した場合、再度入札を行うのか等、現状の方針を回答頂きたい。	公募占用指針第7章(4)3)に基づき、他の選定事業者の繰り上げ、又は再度公募を実施します。
767	公募占用指針案 第8章(2)	①「親和性」の評価基準を明記されたい。 ②「強靱性」の評価基準を明記されたい。	①親和性の定義を一概にお答えすることは困難ですが、着床式・浮体式の区別、規模(同等規模以上)や近似した自然条件等の観点で考慮されます。 ②強靱性の定義を一概にお答えすることは困難ですが、国内調達による代替品確保、調達先の複線化など、電力安定供給(風車ダウンタイムの短縮化等)に資する観点で考慮されます。
768	公募占用指針案 第8章(2)	財務計画の適切性をどのように評価されるのか、以下項目ごとに網羅的に記載いただきたい。 i) 収入:CPPAの法的拘束力がない合意書が提出され、それに基づき収入計画を立てている場合、どのように合意書の内容、価格を評価するのか。判断基準を示されたい。 ii) 収入:i)にて合意書に記された価格を評価する際、現在のマーケット価格を評価に入れるか否か iii) 収入:i)にて合意書に記された価格を評価する際、オフテイカーが現在non-FIT電力を買取している価格を評価に入れるか否か iv) 収入:i)にて合意書に記された価格を評価する際、提出された計画が前提としている価格が、オフテイカーが現在買取をしている価格を大幅に上回る場合、どのように評価されるのか。	i) iii) iv) 626番の回答をご覧ください。オフテイカーの現在の買取価格も参考にはしますが、将来的に契約期間にわたって合意書等の価格で購入するコミットメントが十分に示されていることが重要です。 ii)市場売電を計画する等、収支計画に市場価格が関係する場合は評価対象になりますので、将来の市場価格見通しの確からしさの分かる根拠資料を提出ください。
769	公募占用指針案 第8章(2)	財務計画の適切性をどのように評価されるのか、以下項目ごとに網羅的に記載いただきたい。 i) 建設費用:見積もりを得た時の諸条件と入札時に用いるものとは異なるはずであり、見積もりで得られた数値そのものではない数値が財務計画に記載されるはずである。その場合の適切性をどのように評価しているのか。 ii) 建設費用:価格固定するのは数年先の契約も存在するところ、入札時からそれまでの価格変動リスクを誰が取るかにかかわらず、どのようにその建設費用が数年先のものとして適切であるか評価しているのか。	個別具体的評価基準については、第三者委員会の意見も踏まえて評価するため回答は差し控えますが、見積書の数値を基に費用金額を計上した理由が適切に説明されていることが重要です。
770	公募占用指針案 第8章(3) i)	陸上・洋上部分の工事計画届は同時に提出される必要があるか。 洋上工事(風車部分)の審査内容と、陸上工事(変電所・送電線)のそれは異なるので、陸上の変電所・送電線の工事計画届を先行して申請することは可能か。	計画内容に応じて、経済産業省の担当部局(電力安全課)に個別に相談ください。
771	公募占用指針案 第8章(3) iii)	財務アドバイザーによる検討は必ずしも必須ではないと理解。不要であり削除されたい。 コスト・収入のすべてがほとんど未定の状態で入札に臨むのが実情であり、財務アドバイザーがDue Diligenceを行える状態までプロジェクトは成熟していないため、財務アドバイザーによる助言は意味をなさないため。また、銀行はFAを立てられるcapacityが限られているため。	第三者の財務アドバイザーによる適切な検討・評価が可能となる水準の計画を作成ください。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
772	公募占用指針案 第8章(3)vi)	前回公募時Q&Aにおいて蓄電池や発電量予測等を電力安定供給策の一つとして挙げている国の回答がありましたが、今回も、指針には明快な説明がありません。評価対象になるのかならないのか、なるのであればどのような政策意図が明確に記されたか。	ご指摘の「前回公募時Q&A」の具体的内容が定かではありませんが、「運転開始前の事業計画」の「トップランナー」基準②「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」では、発生する余剰電力に対して発電所側でとることのできる取組(例: 発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等)が評価の対象となります。44番の回答もご覧ください。
773	公募占用指針案 第8章(3)viii)	「実現可能性」の評価方法を明記されたい。例えば、先行する類似事例の提示により実現性が判断される旨を明記されたい。	計画する取組の実現性がどれだけの確からしさを示されているかが重要になります。類似事例の実績も含め、確からしさを説得力をもって示すことが重要です。
774	公募占用指針案 第9章(3)	①「選定事業者と関係漁業者等の利害関係者が協議を行い、必要に応じ、公募占用計画の変更を行うものとする。」を、「選定事業者と関係漁業者等の利害関係者が協議を行い、経済産業省及び国土交通大臣が認める軽微な変更の範囲において、公募占用計画の変更を行うものとする。」と修正されたい。 ②この「変更」内容には、協議会の意見に含まれない項目を認めない旨明記されたい。	協議会意見とりまとめに記載のとおり、「協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること」が規定されていますので、公募占用指針の内容は原案どおりとします。
775	公募占用指針案 第9章(4)1)	「第10章 その他(2)公募占用計画に係る接続検討申し込みについて」にて、求められる接続検討申し込みに必要な情報の開示をお願いしたい。特に連系点の位置等、情報が不十分なため、事業者にて判断したものが、継承する系統の情報とこのなるため、確保されている系統の連系可能時期と異なった事例があり、工事工程は大きな影響を及ぼした為、今後発生しないよう情報開示の範囲を適切に選定されたい。	国からの情報提供内容について不明点等ある場合は、個別に相談ください。また、一般送配電事業者への接続検討申し込み時に詳細も確認いただけます。
776	公募占用指針案 第9章(5)3)	「経済産業省及び国土交通大臣が認める変更」の定義を明記されたい。	認定公募占用計画の実施に支障がないか、の観点で個別事案ごとに判断します。
777	公募占用指針案 第10章(2)	公募占用計画に係る接続検討申し込みについて、ii)にて目安として示されている提出日以降に、事業計画において採用する風車及び基数等が変更となった場合、公募占用計画にて示す風車と接続検討申し込みにて風車が一致しなくも支障ないか？	公募占用計画と整合していない場合、スケジュールに妥当性がないと評価され、「運転開始までの事業計画」において「失格」となる可能性があります。
778	公募占用指針案 別添1(1)	①「底建網等実施海域(北側)」は、「第6章(2)2)(i)促進区域内海域の占用の区域(法第14条第2項第1号)」に示される「下回る場合」及び「配置されない区域が相当程度ある場合」の対象面積に含めないことを明記されたい。 ②この海域に関して「漁業者との調整が必要な事項」の内容及び条件を本指針で明記されたい。少なくともどの程度の設置が可能なのか、あるいはどの程度の施設面積を確保できるのかを明示されたい。 ③また、この調整の方法を明記されたい。 ④特に、公募占用計画の提出前までに調整が整うような調整方法を本指針で明記されたい。例えば、防衛施設と同様、又はより効率的な手続き手法を創設されたい。	①制約が生じる範囲は別途考慮する旨が明確になるよう、公募占用指針第6章(2)2)及び別紙4を修正しました。 ②～④本区域の協議会意見とりまとめ3(3)③のとおり、「緑色のエリアには500m×500m規模の底建網等を30基程度設置する」ため、公募占用計画提出時点では、上記を踏まえた配置計画となっている点を示してください。また、公募期間中の地元関係者との個別接触は禁止しているため、より詳細について確認が必要な場合は、公募期間中に実施する協議会構成員による説明会において、ご確認ください。
779	公募占用指針案 別添1(1)	海域内緑色区域について、洋上風力発電設備の設置にあたり漁業者との調整が必要な海域とあるため、漁業者との調整を実施した際に、緑色区域以外においても設置ができない等の条件を提示されたが、公表されている「発電設備等の設置に制約が生じる範囲」にて漁業者との調整は全て網羅されているとの解釈で間違いはないか。	「発電設備等の設置に制約が生じる範囲」については協議会意見とりまとめ記載のとおりです。とりまとめ3(1)④でも協議会構成員によるとりまとめ尊重義務を明記しています。他方、とりまとめ3(3)①のとおり、漁業影響調査の結果等の内容を踏まえ、選定後、漁業関係者との間で必要な調整を実施し、設置位置を確定する必要があります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
780	公募占用指針案 別添3	維持管理に使用される港について、自治体により近傍の港を利用するよう意向を示している海域もある。しかし、この維持管理に使用される港湾に現時点でそのスペックが不足し、かつ自治体側の改修計画(地耐力の強化等)が表明されていない。この場合でも、事業者として使用せざるを得ないが、事業者としては想定する地耐力等は計算で出せるものの、大規模な改修費等は事業性との兼ね合いで負担できない。この場合、将来的な整備を見越した不明瞭な記載の仕方でも評価されるか。	地方港湾の詳細については各港湾管理者にお問い合わせください。なお、確約のない将来的な整備を見越した計画は評価しません。
781	公募占用指針案 別添3	当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合の「事象」として、維持管理が想定される港の整備の遅延(整備の主導は地方自治体)は該当するか。維持管理港の整備の遅延により、事業計画等に変更の必要が生じた場合の責任の所在を明示されたい。	維持管理において使用される港湾において、運転開始時期にどのような影響が出るのか明らかではありませんが、変更を認める基準につきましては83番の回答をご覧ください。
782	公募占用指針案 別添6	県知事の意見を聴取しているのであれば、公募開始時でなく、公募占用指針案を示す今の時期に各県の考え方について記載すべきである。	いただいたご意見は今後のパブリックコメントの運用検討の参考とさせていただきます。なお、県知事の評価の考え方については、公募占用指針(別添6)を確認の上、公募期間中の質問受付や各説明会にてご質問ください。
783	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	調整実績とする事業の「運転期間の長さ」は評価上影響しないのか(例えば、運転開始後1年未満と1年以上経過では評価上差がつかないのか) ※県知事評価においてもどういう扱いになるかを明確にお示しいただきたい。	関係行政機関の長等との調整実績として適切か、という観点で確認しますので、「運転期間の長さ」を強調して実績としてあげている場合を除き、評価上影響はしません。32番の回答もご覧ください。
784	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	港湾区域の調整実績と一般海域での調整実績では調整内容が異なることが考えられるが、その評価上の差異はないのか。 ※県知事評価においてもどういう扱いになるかを明確にお示しいただきたい。	32番の回答をご覧ください。
785	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	港湾区域の調整実績で第3ラウンド(青森・遊佐)と同じ規模のものはないが、調整実績として満点評価は得られないという認識でよいのか。 ※県知事評価においてもどういう扱いになるかを明確にお示しいただきたい。	32番の回答をご覧ください。
786	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	調整実績において、洋上風力発電所の規模の大小は考慮しないのか。特に実証事業の場合、事業規模が格段に小さい。評価上はどう扱うのか。 ※県知事評価においてもどういう扱いになるかを明確にお示しいただきたい。	32番の回答をご覧ください。
787	記載要領及び様式集案 様式3-1-16	実証事業の調整実績は着床式・浮体式問わないとのことだが、調整内容は方式の違いで異なることが想定される。評価上の差異は設けるのか、設けないのか。 ※県知事評価においてもどういう扱いになるかを明確にお示しいただきたい。	32番の回答をご覧ください。
788	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	前回ラウンドで産業連関分析表の使い方などについて多数の質問があり、それらに対して一対一の回答を国が行った。第3ラウンドの公募占用指針案にはその内容が反映されるべきである。例えば、利用ガイドをつくるなど、指針における説明をもっと詳しくしていただきたい。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。



番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
789	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	前の意見で書いたとおり、産業連関分析表を使う段階で解釈の相違が多数みられ、産業連関分析表の結果での比較に意味がない。よって、比較評価を正しく行うためにも(産業連関分析表への入力を行わず)インプット値での評価とすべきではないか。	経済波及効果は、産業連関表に基づく定量的な効果及び定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施します。
790	記載要領及び様式集案 様式3-2-7	指針案では、【海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等に関して協力を求める企業(以下「協力企業」という。)]と定義されています。一方、CAPEXの積算にあたっては、上記の協力企業以外からも見積表を提出してもらい、エビデンスとする予定です。その場合は、協力企業以外の会社からは、見積表があればCAPEXなどのエビデンスに足りると考え、関心表明は不要と考えてよいのか？	【様式3-2-7】はプロジェクトファイナンスに向けた金融機関からの関心表明書です。費用算出に当たっては、協力企業からの見積書で代替可能と考えます。
791	記載要領及び様式集案 様式7	支障をおよぼさない「証明」とあるが、防衛省が(在日米軍含めて)「証明する文書を発行」することでよいのか？	ご理解のとおりです。メールにて防衛省から送付します。
792	公募占用指針案 第2章(3)	調達価格等算定委員会を踏まえて設定された「供給価格上限18円/kWh」では、インフレや為替の影響、また資材費も高騰している中、IRR 10%の達成が困難であると想定します。ご参考までに、価格算定根拠(例:エクセルファイル等)をご開示いただくことは可能でしょうか。なお、国内再生可能エネルギー案件でIRR10%を達成できる案件は殆どなく、ターゲットとするIRRもやや現実的でないように感じております。	35番の回答をご覧ください。
793	公募占用指針案 第5章(1)1)	本公募に応募する申請者(以下「事業者」と記載)が経産省または国交省、あるいは法定協議会に参加している都道府県または市町村より指名停止措置を受けている場合、事業者は本公募に参加できないと理解しております。一方で、事業者に対し関心表明書等を提出する協力企業等(例えば、海洋土木工事を担う者や地域貢献策の協力企業等)が、経産省または国交省、あるいは法定協議会に参加している都道府県または市町村より指名停止を受けた場合は、事業者の本公募参加資格が停止されたり、入札評価の減点には繋がったりすることはないと理解して差支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
794	公募占用指針案 別添1(1)	青森県沖日本海(南側)では発電設備等の設置に制約が生じる範囲が示されている一方、詳細なレイアウト検討には漁業者との密な協議があわせて必要と考えております。漁業者との協議無しに実際のレイアウトを決定することは困難であり、漁業者との調整を行わない事業者のレイアウトの実現可能性は低いと考えられることから、事業実現性では一定程度評価が下がると理解して宜しいでしょうか。	778番の回答をご覧ください。公募段階では個別の詳細協議が求めているため、その点で評価に差は生じません。
795	公募占用指針案 別添1(1)	青森県沖日本海(南側)では発電設備等の設置に制約が生じる範囲が示されておりますが、実際には緑色・赤色部分以外も漁業者より制約を受ける可能性があります。事業者間の公平性を踏まえ、正確な制約設置範囲の開示を求めます。	779番の回答をご覧ください。
796	記載要領及び様式集案 様式3-1-18	地域経済への波及効果の算出について、「撤去費用は経済波及効果に含まれることから必要に応じて計上することが可能」と記載されております。撤去費用を計上する場合は、「建設投資」の「その他の土木建設」に計上する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
797	記載要領及び様式集案 様式3-1-19	「国内経済波及効果については「産業連関分析ファイル(全国)」を用いること」と記載されておりますが、「産業連関分析ファイル(全国)」が添付されていません。公募占用指針の発出時には添付される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
798	その他	産業連関分析ファイル(山形県)	産業連関分析ファイル内で雇用係数が設定されていないため、雇用者誘発数が自動で計算されません。雇用者誘発数の算出に際しては、応募者側で一定の根拠をもとに雇用係数を設定し算出を行う、という理解でよろしいでしょうか。	296番の回答をご覧ください。
799	記載要領及び様式集案	様式3-1-7	「公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載すること。」とあるが、陸上の送電線および変電所等の設備は含まれない認識で相違ないか。また、別紙3-12における陸上設備の記載に関する評価は、前ラウンドにおけるパブコメ番号21番の整理でよいのか。陸上設備の記載に関する評価について、改めて明記いただきたい。	ご理解のとおりです。陸上設備に関する評価は、31番の回答をご覧ください。
800	記載要領及び様式集案	様式3-1-9	海洋再生可能エネルギーの発電設備の構造で想定されるリスクの未然防止策には、設備における工夫で防止・低減する対策と、維持管理方法によって防止・低減する対策が考えられる。前者については別紙6記載事項に相当する一方、後者は別紙10の「5. リスクの特定・分析」記載事項に相当すると考えられるが、それぞれ書き分けないと評価されないのか。あるいは、片方の別紙に集約し、もう片方の別紙には当該別紙を参照させる書き方で評価に差はつかないのか。	全く同じ内容であれば、参照すべき場所を明確にいただければ参照して評価を行います。
801	公募占用指針案	第5章(1)2)	「系統提供事業者は、選定の通知を発した日の翌日から3ヶ月以内に遅滞なく系統提供事業者が有している系統に係る契約上の地位を選定事業者に承継」とあるが、誠実協議したとしても意図せず3か月を超えてしまった場合も、遵守事項の違反にあたるのか。	合理的な理由なく3か月を超えた場合には遵守事項違反となり得ます。
802	公募占用指針案	全般	ラウンド2公募に際し実施したパブリックコメントの内容が現在も有効である場合には、その旨、今回のラウンド3の公募占用指針に明記することをご検討ください。	302番の回答をご覧ください。
803	公募占用指針案	第9章(5)	(i)入札／落札時点では各親会社からの応札主体たるSPCへの直接出資が予定されている場合であって、落札以降に資金効率等の観点から中間投資会社経由でのプロジェクトSPCへの出資を検討する場合、公募占用計画の変更に関し公募占用指針第9章(5)の原則に則り変更可否が審査されるという理解を致しております。 (ii)入札／落札時点において中間投資会社経由でのプロジェクトSPCへの出資を検討する場合は、公募占用計画に当該計画を記載する必要があるとの理解です。落札以降に当該中間投資会社において第三者たる金融投資家を招聘する場合、公募占用計画の変更に関し該当するという理解で宜しいでしょうか。また、当該金融投資家の議決権有無に伴い、計画変更の該当有無に相違がありますでしょうか。	(i)については、ご理解のとおりです。 (ii)については、資金計画の実現性評価に影響する可能性を考慮し、出資スキームの計画は公募占用計画提出時点で記載ください。落札以降に当該中間投資会社において第三者たる金融投資家を招聘するケースについては、公募占用計画のどの箇所が変更されるのか明らかではないですが、議決権有無に関わらず、公募占用計画の変更に関し該当すると考えられます。